別紙3

議事録

会議等の名称	第１回東御市障害者総合支援協議会	開催日時	令和２年８月21日 13時35分～15時30分
		場　所	東御市総合福祉センター ３階　301・302研修室
主催者(事務局)	福祉課福祉援護係	司会者	深井福祉課長
出席者	山口正彦会長、荻原太郎副会長、松林裕子委員、両角幾雄委員、栁澤智子委員 井出容子委員、小林里枝委員、間島睦子委員、西澤唯治委員、小林末男委員 堀幸代委員、池内敬志委員、石上王貴委員、 アドバイザー：上小圏域障害者総合支援センター　橋詰正 中條健康福祉部長、深井福祉課長、荒井福祉援護係長 福祉援護係　田中、山路、庭山、土屋　（傍聴人あり）		
欠席者	池本知恵子委員		

討議内容 及び経過	（発言者名）	（発言内容）
議題 ４　協議事項 (1) 副会長の選任についてて	事務局	資料４　Ｐ１より説明
		荻原太郎委員を副会長に選任
(2) 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について	事務局	資料４　Ｐ２～３について説明
		質疑応答なし
(3) 第３次東御市障がい者計画のPDCAについて	事務局	資料１について説明
第５期東御市障がい福祉計画のPDCAについて 第１期東御市障がい児福祉計画のPDCAについて	両角幾雄委員	35番について、音響信号の設置だが、視覚障がい者にとって歩車分離の信号はとても危険である。視覚障がい者は車の音で歩く方向を決めている方もおり、音が全て無くなると方向が分からなくなる。今後、音響信号の設置については、歩車分離でなく通常の音響信号で要望を出していただきたい。

	山口正彦会長	湯ノ丸インター入り口の交差点については、７～８年前に歩行者の死亡事故があったことから、市から上田警察署の生活安全課に歩車分離の音響信号機を要望し、設置している。そのため、昔の音響信号機に戻すのは難しい。
	事務局	新しい音響信号の要望については、まず、市の生活環境課への相談が必要です。また、上田警察署への相談も必要になります。どちらについても、福祉課として同行させていただきますので、ご相談ください。
	山口正彦会長	ＰＤＣＡの評価については、事務局で評価したのか。 次の計画では、評価が「２」のところについて改善していってもらえますようお願いします。
	事務局	ＰＤＣＡの評価は事務局で行わさせていただきました。
(4) 障がい者計画用アンケートの結果について	事務局	資料２について説明
	山口正彦会長	どちらのアンケートの回収率は 40%だが、調査方法について回収率の低さについてどのように考察しているか。また、Ｐ６の「障がいへの関心」の年齢別のグラフについて、分かりづらい。
	事務局	一般市民向けのアンケートについては、統計学に基づき、384 名の回答が得られると、国が行う調査と同じ信頼水準を得られること及び前回の調査の回答率が 40%であったことから逆算して、アンケートの母数を決めました。そのため回収率は 40%ですが、回答数はほぼ目標の指標数を満たしている。障がい者向けのアンケートについては、設問が多く、アンケートの集計期間に回答できた方が 40%であり、今でもアンケートを提出される方がいるので今現在で回収率を算出すれば、数値は上がります。グラフについては、再度見やすい方法を検討します
(5) 各事業所及び団体からの意見聴取について	事務局	資料３について説明
	山口正彦会長	Ｐ１の「気軽に相談できる相談窓口がほしい」とあるが、市の施策として「相談しやすい窓口にしましょう」と取り組んできたが、どのように考察しますか。

	井出容子委員	「もっと気軽に相談できる窓口がない」はアンケートの「悩んでいることや相談したいことがない」に通じている。「気軽に」というのは友人等に話す雰囲気で相談したいという意味もある。
	山口正彦会長	今現在意見聴取ができなかった団体も、今後意見聴取を行いますか。
	事務局	今後意見聴取を行います。
(6)第４次東御市障がい者計画の施策体系、第６期東御市障がい福祉計画及び第２期東御市障がい児福祉計画の成果目標と活動指標について	事務局	資料４　Ｐ４～８について説明
		質疑応答なし
(7)令和２年度東御市障害者総合支援協議会スケジュールについて	事務局	資料４　Ｐ９について説明
		質疑応答なし
	山口正彦会長	以上を持ちまして協議事項を終了とする。

令和２年度第１回東御市障害者総合支援協議会次第

日時：令和２年８月21日（金）
午後１時30分～
場所：東御市総合福祉センター　３階
301・302研修室

委嘱書交付

１ 開会

２ あいさつ

３ 自己紹介

４　協議事項
（１）副会長の選任について

（２）障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について

（３）第３次東御市障がい者計画のPDCAについて
第５期東御市障がい福祉計画のPDCAについて　資料１
第１期東御市障がい児福祉計画のPDCAについて

（４）障がい者計画用アンケートの結果について　資料２

（５）各事業所及び団体からの意見聴取について　資料３

（６）第４次東御市障がい者計画の施策体系について
第６期東御市障がい福祉計画の成果目標と活動指標について
第２期東御市障がい児福祉計画の成果目標と活動指標について

（７）令和２年度東御市障害者総合支援協議会スケジュールについて

５ その他

６ 閉会

資料1

第3次東御市障がい者計画　PDCA評価

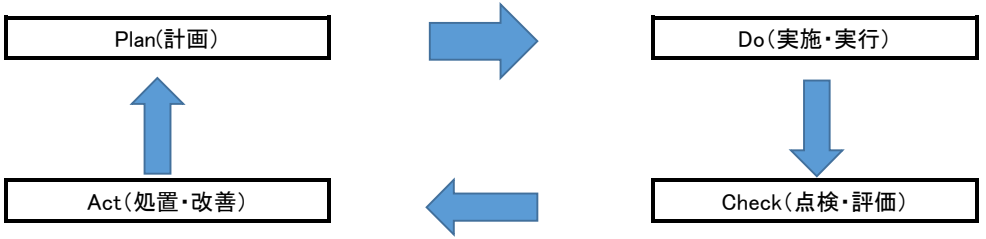

1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・ほぼ実施

	P(計画)		D(実施状況)	C(評価)	A(改善)
1	1章1節1(1)～(5) 障がい福祉サービスの充実	p.13	2	個々の支援に関しては、相談支援専門員が中心となり、サービスの利用状況を確認したり、関係者が一堂に会して定期的に支援会議を行い、障がい福祉サービスの充実を図っている。 事業所同士の情報交換や意見交換の機会が少なく、連携体制の強化に課題がある。	各関係機関との情報交換や意見交換を通じて、連携の強化を図り、更に質の高いサービスを目指す。
2	1章1節2(1)～(3) 地域生活の支援の充実	p.13	2	圏域においては緊急時の受け入れ体制が整備され、平成29年度から運用開始されたが、利用できる対象者が限定されており、利用率が低い状態である。市においては緊急時の宿泊・一時預かり支援の要綱を整備したが、市内の受け入れ体制について各事業所との協議が必要。	市における緊急時の受け入れ体制について、市内事業所と協議し、体制整備と運用を目指す。
3	1章1節3(1)～(4) 相談支援体制・情報提供の充実	p.13	2	相談支援事業所が6ヶ所。相談支援専門員の数も増加傾向である。 年度毎に福祉のしおりの見直しをし、新規手帳取得者や希望者に配布をしているが、アンケート結果では「利用方法がわからない」という回答が全体の30%を占めており、情報提供の仕方に課題がある。	障がい福祉制度の説明会の開催、福祉のしおりの配布、ホームページの活用、障がい福祉サービスについての説明希望者に個々に対応する等、情報提供の充実を図る。
4	1章2節1(1)～(4) 地域福祉活動の充実	p.14	3	障がい者福祉のつどいの活動の推進や年に1～2回、地域住民を対象としたセミナーを開催し、障がい者への理解の促進を図っている。	継続して地域福祉活動の充実に努める。また、教育課やまいさぽ東御と連携をしながら、小中学校生やその保護者、企業等を対象としたセミナーの実施を検討する。
5	1章2節2(1)～(4) ボランティア活動の推進	p.14	2	ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会の活動の支援は実施しているが、養成講座等については手話通訳養成講座のみとなっている。	社会福祉協議会と連携を図りながら、人材の確保や活動の支援を行う。
6	1章3節1(1)～(2) 給付事業の推進	p.16	3	各種手当についての情報提供や、障害者年金申請手続きの支援を実施している。	手当の受給要件を満たしている方々に漏れなく情報提供ができるように努める。

P(計画)		D(実施状況)	C(評価)	A(改善)
7	1章3節2(1)～(6) p.16 助成事業の推進	3	有料道路割引、NHK料金の減免、補助犬の飼育に要する費用、特定疾患のための通院費の助成等々、助成事業の周知及び助成の実施に努めている。	引き続き周知の徹底に努める。
8	1章4節1(1) p.18 就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発	2	就労・生活支援センター、ハローワーク、まいさぽ等の各関係機関との連携や情報共有は行えているが、企業に対して障がい者への理解を促す取り組みや、雇用拡大に関する啓発はできていない。	商工観光課、長野県労政事務所、就労・生活支援センター、ハローワーク、まいさぽ等の各関係機関との連携し、企業等を対象にしたセミナーの実施を検討する。
9	1章4節2(1)～(4) p.18 一般就労の促進	3	就労のための訓練についての情報提供を行ったり、各関係機関と連携を取りながら一般就労への促進に努めた。令和元年度は障がい福祉サービスを利用していた4名の方が就労につながった。	引き続き各関係機関と連携をしながら、一般就労の促進に努める。
10	1章4節3(1)～(3) p.19 福祉的就労の充実	3	他のサービスと比べると、福祉的就労と言われている就労継続支援は資源的に充実しているので、いくつかの事業所を見学・体験し、より自分にあった事業所が選択し易い。本人の興味や得意なことが活かせるよう、市内外の多数の事業所の情報提供に努めた。	優先調達推進法の普及拡大に努め、工賃の底上げに取り組み、働く意欲を高める取り組みを継続して行う。
11	1章5節1(1)～(3) p.20 地域移行支援の推進	2	平成28年は1名、平成29年、30年、令和元年においては地域移行者は0名であり、地域移行の難しさを実感している。地域移行支援や地域定着支援を行う、指定一般相談支援事業所の整備も進んでいない状態。地域定着支援利用者については、地域生活支援拠点整備事業との関係もあり、年々増加傾向にある。	指定一般相談支援事業所の整備促進に努める。
12	1章4節2(1) p.20 居宅サービスの推進	3	地域で安心・安全な生活を送るためには、生活支援が必要不可欠であり、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を基に、関係者で精査し、必要なサービスの支給に努めている。	居宅サービスの事業所や関係機関と連携を図りながら、サービスが必要な人に適切なサービスが提供できるように、引き続き質的・量的確保と体制整備に努める。
13	1章5節3(1)～(2) p.20 居住確保と日中活動の充実	2	住まいの確保や設置については、市内にサテライト型グループホームが1室増設されたが、待機者もおり、GHが不足している状況にある。	各関係機関と連携を図りながら日中活動の充実に向けて取り組んだり、日中の居場所として位置づけられている、地域活動支援センターの周知を図る。また、新たなGHの建設について、各事業所と協議を行う。

P(計画)			D(実施状況)	C(評価)	A(改善)
14	2章1節1(1)～(4) 相互理解の推進	p.24	2	障がいの理解を深める取り組みはセミナー等を通じて実施。疑似体験、福祉教育等については社会福祉協議会が中心となり実施しているが、福祉施設における行事への住民参加や、地域行事への障がい者の参加の呼びかけ等、障がい者と地域住民との交流の取り組みは不十分である。	市内事業所や社会福祉協議会と連携を図りながら、相互理解の推進に努める。
15	2章1節2(1)～(2) 虐待防止の推進	p.24	2	虐待防止研修へ参加したり、虐待等防止総合対策推進協議会おいて対策を検討し、虐待防止や早期発見や早期対応に努めているが、市民等に対する広報が不十分である。	市民等に対して、虐待防止、早期発見・早期対応について、広報等を活用し普及啓発に努めます。継続して虐待の防止と早期発見・早期対応に努める。
16	2章1節3(1)～(2) 権利擁護の推進	p.24	3	上小圏域成年後見支援センターや各関係機関との連携を図り、成年後見制度についての講演会や相談会を実施している。	成年後見制度の更なる普及啓発と利用促進に努める。
17	2章1節4(1)～(2) 障がい者差別解消の推進	p.24	3	障がい者差別解消法について説明会や広報への掲載を実施した。また、障がい者への理解の促進を図るため、地域住民を対象としたセミナーを実施している。	継続して普及啓発を行う。また、地域社会における合理的配慮について、周知の仕方について研究をする。
18	2章2節1(1)～(2) 交流、ふれあい事業の推進	p.27	3	重度心身障がい者希望の旅の補助事業や親の会・家族会の活動を支援し、当事者や家族同士の交流を推進している。	事業等の継続により、当事者や家族同士の交流が図れるように支援をする。
19	2章2節2(1)～(5) コミュニケーション施策の推進	p.27	2	手話通訳者の養成講座、手話通訳者の派遣、広報等の点訳・音訳、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)給付事業等を実施したが、要約筆記者の養成や補聴器巡回相談の周知は実施できなかった。	更なる利用促進を図るため、サービスの情報提供や広報を強化する。
20	2章3節1(1)～(6) スポーツ・レクリエーションの振興	p.30	3	障がい者余暇活動支援事業や市単独事業により、身体教育医学研究所へ事業を委託をし、ユニバーサルスポーツ(ボッチャ)の普及や参加の機会の提供を図っている。	ニーズや課題を把握し、課題については改善を図りながら、更なる振興を図る。
21	2章3節2(1)～(3) 文化芸術活動の推進	p.30	2	各障がい者団体や市内の障がい者施設に障がい者文化芸術祭等の参加の呼びかけを実施したが、その他の文化芸術活動の機会の情報発信がが不十分であった。	継続して取り組みを実施する。文化芸術活動の機会の情報発信を強化する。

P(計画)		D(実施状況)	C(評価)	A(改善)
22	3章1節1(1)～(8) p.33 地域療育システムの充実	3	地域療育システムとしては、障がい児福祉計画48ページの隣の資料「東御市特別な支援の必要なお子さんのライフステージ支援事業」のとおり、関係各課による支援体制を構築済みであり、その他関係機関とも連携を取っている。	発達障害児支援システム連絡調整会議等において、各課における状況確認と課題共有に務める。また、医療的ケア児についての支援体制会議を開き、支援体制構築等について協議していく
23	3章1節2(1)～(2) p.34 総合的支援体制の充実	3	切れ目のない支援体制整備のための検討部会が庁内に設置され、関係部署で話し合いを行い、情報共有システムの構築に向けた取り組み及び、市のサポートブックの作成が成果となっている。	引き続き連携を密にし、子どもを対象とした支援が総合的な体制として取り組めるよう協議していく。
24	3章1節3(1)～(2) p.34 福祉人材の養成確保	2	臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳者については庁内に在籍しているが、養成については手話通訳者のみとなっている。民生児童委員とは専門性の向上を含め連携している。	必要時に専門的意見と協力が得られるよう、今後も人材の確保と連携体制を維持していく。
25	3章2節1(1)～(3) p.36 健康づくりの推進	3	各種健康診断、健康相談の活用、重度障がい者(児)に対する訪問歯科検診等、健康増進に努めている。	必要な方には継続的に相談や事業活用ができるよう更に体制を整えていく。
26	3章2節2(1)～(3) p.36 社会的リハビリテーションの充実	3	必要なリハビリについての情報提供をし、活用を促している。	各種リハビリテーションが状態に応じて受けられるよう情報提供等に務める。
27	3章2節3(1)～(2) p.36 重度障がい・難病対策の推進	3	在宅重度障がい者及び難病患者への相談支援を行い、必要なサービスの提供をしている。特定疾患等通院費についても助成中。	引き続き、必要な情報を提供し、利用を促進していく。
28	3章2節4(1)～(2) p.36 医療費の自己負担軽減	3	福祉医療については、県費対象者に加え、幅広く障がい者(児)を対象とした市独自の給付を行っている。自立支援医療についても、東御市国民健康保険加入者については自己負担額の軽減を継続して実施している。	引き続き周知し、継続実施する。
29	3章3節1(1)～(2) p.38 障がい等の早期発見に向けた支援の充実	3	乳幼児家庭訪問、各種健診、5歳児発達相談会等を通して早期発見を行い、きめ細かな相談対応をしている。	引き続き子育て支援課、健康保健課と連携していく。

	P(計画)	D(実施状況)	C(評価)	A(改善)
30	3章3節2(1)～(5) p.38 切れ目のない支援の推進	2	切れ目のない支援体制整備のための検討部会が庁内に設置され、関係部署で話し合いを行っている。義務教育終了後の支援体制が課題である。	引き続き切れ目のない支援体制構築についての話し合いを行うとともに、18歳以上を対象としたサポートブックの作成の検討ををする。また、義務教育終了後の支援体制についても議論していく。
31	3章3節3(1)～(6) p.39 特別支援教育の充実	3	幼保小の連携を密にするとともに、教育委員会も積極的に関わって就学前から教育相談を行い、適切な教育の場についての協議、就学後の適応の様子をフォローアップしている。教職員に対しての研修を定期的に行い専門性の向上を図っている。特別支援教育コーディネーター連絡会を通して、情報共有を図り、必要な児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成をしている。	教職員の専門性の向上を図るための研修のあり方を検討する必要がある。個別の教育支援計画をより積極的に活用していくために、支援会議等での更なる活用を促していく。さらに、特別支援教育コーディネーター会を中心に、個別の指導計画の作成および活用を図っていく。
32	4章1節1(1)～(2) p.43 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	2	障がい者福祉のつどいの活動の推進や年に1～2回、地域住民を対象としたセミナーを開催し、障がい者への理解の促進を図っているが、地域住民との交流の場や障がい者の地域活動への参加の機会は不十分である。	社会福祉協議会と連携をし、ボランティア活動を通じて交流の機会を設けたり、障がい者が地域活動に参加できる機会を福祉事務所より周知する。
33	4章2節1(1)～(3) p.45 公共施設等の整備	2	部署によって建物が分散しており、移動するにも建物内の段差が不便であったとの利用者の声が多かった。	施設内のエレベーター等の設備の場所や移動経路についての案内を総合案内や各部署で行ってもらうように啓発を行う。
34	4章2節2(1)～(2) p.45 住環境の整備	3	関係機関と連携を取りながら、住環境の整備についての助言を行ったり、対象となる改修については助成を実施。 日向ヶ丘団地には5部屋整備した。	継続して支援及び助成を実施する。
35	4章2節3(1)～(4) p.45 道路環境の整備	2	要望の出ている点字ブロック、街灯、音響信号、段差解消等の整備について各関係機関と連携を図りながら少しずつ整備を進めており、音響信号を2ヶ所設置した。	緊急度の高い要望から各関係機関、関係部署と連携を図り整備に努める。
36	4章3節1(1)～(3) p.47 移動手段の充実	2	様々な先進的な事例を研究しているが、当市に応用できる事例が見つからない。	商工労政、企画振興、福祉援護の3つの部署で新しい交通施策について研究していく。
37	4章3節2(1)～(5) p.47 移動支援の充実	3	自動車運転免許取得に要する費用の助成、自動車改造に要する経費の助成、特定疾患通院費補助、タクシー券の交付等の支援を実施。	継続して支援及び助成を実施する。

P(計画)		D(実施状況)	C(評価)	A(改善)
38	4章4節1(1)～(7)　p.49 防災対策の推進	3	福祉課の分担マニュアルを策定。 特に独居の視覚及び聴覚障がい者並びに医療的ケア児の名簿を作成し、連携し、対応している。	今後、災害に対しシュミレーション及び会議を実施する。
39	4章4節2(1)～(3)　p.50 防犯体制の充実	2	消費生活相談員との連携は図れているが個々のケース対応となっており、障がい者全体に対する啓発や防犯についての周知が不十分である。	安心・安全なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図りながら、メール配信サービスを利用しながら防犯体制の整備に努める。

東御市第5期障がい福祉計画の令和元年度実施状況 (R2.3.31現在)

障がい福祉サービス等	令和元年度目標値	実績値 ()はH30年度末数値	達成率
1．令和元年度の目標達成状況に関する項目			
①福祉施設の入所者の地域生活への移行			
地域生活移行者	1 人	0 (0) 人	0%
削減見込	0 人	3人増 (1人増)	0%
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムについて検討	圏域及び課内で検討中。	
③地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の運用	緊急時の受け入れ（短期入所）のみ運用開始。相談機能や体験の場等については協議中。	
④一般就労への移行者数	2 人	4 (8) 人	200%
④就労移行支援利用者	5 人	6 (8) 人	120%
⑤就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	1 箇所	1 (1) 箇所	100%
2．障がい福祉サービスの利用に関する項目（H31年3月～R2年2月の1ヵ月当たりの平均ｻｰﾋﾞｽ量）			
①訪問系サービス			
居宅介護	365 時間	418 (406) 時間	115%
重度訪問介護	50 時間	0 (0) 時間	0%
同行援護	96 時間	74 (81) 時間	77%
行動援護	200 時間	24 (74) 時間	12%
重度障害者等包括支援	470 時間	335 (476) 時間	71%
②日中活動系サービス			
生活介護	1,350 人日	1,483 (1,303) 人日	110%
自立訓練（機能訓練）	15 人日	0 (0) 人日	0%
自立訓練（生活訓練）	126 人日	96 (98) 人日	76%
自立訓練（宿泊型）	150 人日	60 (110) 人日	40%
就労移行支援	110 人日	52 (68) 人日	47%
就労継続支援（A型）	44 人日	19 (38) 人日	43%
就労継続支援（B型）	1,300 人日	1,191 (1,159) 人日	92%
就労定着支援	2 人日	0 人日	0%
療養介護	4 人分	5 (4) 人分	125%
短期入所（福祉型）	104 人日	57 (62) 人日	55%
短期入所（医療型）	30 人日	7 (1)	23%
③居住系サービス			
自立生活援助	3 人分	0	0%
共同生活援助	30 人分	28 (29) 人分	93%
施設入所支援	36 人分	39 (36) 人分	108%
④相談支援			
計画相談支援	47 人分	58 (49) 人分	123%
地域移行支援	1 人分	0 (0) 人分	0%
地域定着支援	6 人分	4 (3) 人分	67%
3．地域生活支援事業に関する項目（H31年4月～R2年3月の1ヵ月当たりの平均ｻｰﾋﾞｽ量）			
①理解促進研修・啓発事業	実施	実施	
②自発的活動支援事業	実施	実施	
③相談支援事業			
障害者相談支援事業	6 ヶ所	6 (5) ヶ所	100%
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	
住宅入居等支援事業			
④成年後見制度利用支援事業	実施	未実施	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	
⑤コミュニケーション支援事業	17 人	16 (17) 人	94%
⑥日常生活用具給付事業（12ヶ月累計）	503 件	553 (508) 件	110%
⑦移動支援事業（12ヶ月累計）	3,000 時間	2,225 (2,915) 時間	74%
⑧地域活動支援センター事業（12ヶ月延べ人員）	1,680 人	1,159 (1,395) 人	69%
他市町村設置分地域活動支援センター（12ヶ月延べ人員	220 人	273 (317) 人	124%
⑨日中一時支援事業	512 時間	223 (264) 時間	44%
⑩訪問入浴サービス事業		7 (3) 回	
⑪点字・声の広報等発行事業	8 人	8 (8) 人	100%
⑫奉仕員養成研修事業	25 回	25 (25) 回	100%
・手話奉仕員	80 人	82 (73) 人	103%
・要約筆記奉仕員	6 人	5 (5) 人	83%
・点訳奉仕員	11 人	10 (10) 人	91%
・音訳奉仕員	22 人	20 (20) 人	91%
⑬身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	1 人	0 (0) 人	0%
⑭身体障害者用自動車改造費助成事業	1 人	0 (0) 人	0%

令和元年度 障害福祉サービス実利用者数障がい種別一覧

令和2年3月末現在

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
①地域移行者数										0		
施設入所者の削減数						3(増)				3（増）	2(増)	1(増)
②福祉施設利用者の一般就労への移行者数							4			4	2	2
③就労移行支援事業利用者数						2	4			6	4	2
④就労継続支援Ａ型事業利用者数						1				1	0	1

（1）訪問系サービス

※合計の（ ）はH30年度末数値

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
①居宅介護（身体介護）	(3)	2	3			5	2			12(11)	4	8
②居宅介護（家事援助）	(2)		5	5		4	16		1	31(35)	11	20
③同行援護				11						11(11)	5	7
④行動援護	(4)					6				6(5)	4	2
⑤重度訪問介護										0(1)	0	0
⑥重度障害者等包括支援						1				1(2)	2	0

（2）日中活動系サービス

①生活介護

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
生活介護		5	11			44	7		67(65)	40	27

②自立訓練（機能訓練）

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
自立訓練（機能訓練）									0(2)	0	0

③自立訓練（生活訓練）

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
自立訓練（生活訓練）				1		2	3		6(5)	3	3

④自立訓練（宿泊型）

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
自立訓練（宿泊型）						1	1		2(2)	1	1

⑤就労移行支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	難病	合計	男	女
就労移行支援						2	4		6(5)	4	2

⑥就労継続支援（A型）

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労継続支援（A型）						1	1		2(2)		2

⑦就労継続支援（B型）

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労継続支援（B型）			3	3	1	50	25		82(71)	50	32

⑧就労定着支援（新）

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
就労定着支援									0		

⑨療養介護

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
療養介護		5							5(4)	3	2

⑩短期入所

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
短期入所（福祉型）	(2)	1	3	1	1	19	3		28(28)	19	9
短期入所（医療型）	(1)	3							3(29)	1	2

（3）居住系サービス

①自立生活援助（新）

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
自立生活援助									0		

②共同生活援助

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
共同生活援助					1	20	8		29(29)	23	6

③施設入所支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
施設入所支援		1	7			29	2		39(38)	23	15

（4）相談支援

①地域移行支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
地域移行支援									0(0)		

②地域定着支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
地域定着支援			1			3			4(4)	3	1

東御市第１期障がい児福祉計画の令和元年度実施状況（R2.3.31現在）

障がい児通所支援等	R元年目標値	実績値()はH30年度末数値	
１．令和元年度の目標達成状況に関する項目			
①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実			
児童発達支援センターの設置	圏域2箇所の既存事業所におけるｻｰﾋﾞｽの充実について検討する。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る		
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域2箇所の既存事業所におけるｻｰﾋﾞｽの充実について検討する。療育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく		
②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	圏域1箇所の既存事業所におけるｻｰﾋﾞｽの充実について検討する。圏域児童発達支援センターでも個別対応している。市内事業所にも対応を依頼していく		
③医療的ケア児支援の為の関係機関の協議の場	平成29年度に圏域障がい者自立支援機協議会「医的ケア児（者）支援検討委員会」が設置済みであり、協議をしていく。		
２．障がい児通所支援等の利用に関する項目（H31年3月～R2年2月の1ヵ月当たりの平均ｻｰﾋﾞｽ量）			達成率
児童発達支援	173 人日	198 (197) 人日	114%
居宅訪問型児童発達支援	10 人日	1 (0) 人日	10%
医療型児童発達支援	5 人日	0 (0) 人日	0%
放課後等デイサービス	201 人日	458 (239) 人日	228%
保育所等訪問支援	4 人日	1 (1) 人日	25%
福祉型児童入所支援	1 人	1 (1) 人	100%
医療型児童入所支援	1 人	0 (0) 人	0%
障害児相談支援	14 人	21 (15) 人	150%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ	2 人	3 (0) 人	150%
３．障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握およびその提供体制の整備に関する項目（H31年3月～R2年2月）			
市立・私立保育所　※診断を受けた児童＋ｸﾞﾚｰｿﾞｰﾝの児童	50 人	36 (52) 人	72%
認定こども園			
児童館・児童クラブ　※各種手帳所持児童	2 人	3 (1) 人	150%

R元年度 障がい児通所支援利用者数　障がい種別一覧

R2年3月末現在

※発達障がいで手帳を所持されている方は「精神」または「知的」に計上しています。

①児童発達支援

※合計の（　）はH30年度末数値

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
児童発達支援	1				6		26	33(30)	28	5

②居宅訪問型児童発達支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
居宅訪問型児童発達支援	1							1(0)	1	0

③医療型児童発達支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
医療型児童発達支援								0(0)		

④放課後等デイサービス

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
放課後等デイサービス	2				30	2	21	55(33)	36	19

⑤保育所等訪問支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
保育所等訪問支援							1	1(3)	1	0

⑥福祉型児童入所支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
福祉型児童入所支援	1							1(1)		1

⑦医療型児童入所支援

R2年3月末実利用者数障がい種別内訳	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	合計	男	女
医療型児童入所支援								0(0)		

資料2

令和2年度　アンケートについて

障がい者向けアンケート
送付者数：　796名　回答数：　327名　回収率：　41.1%　実施期間：令和　2年6月15日～7月10日

一般市民向けアンケート
送付者数：　960名　回答数：　380名　回収率：　39.6%　実施期間：令和　2年6月15日～7月10日

P11
（第3次計画策定時と比較できるように同じグラフの掲載ページを記載させていただいております。）

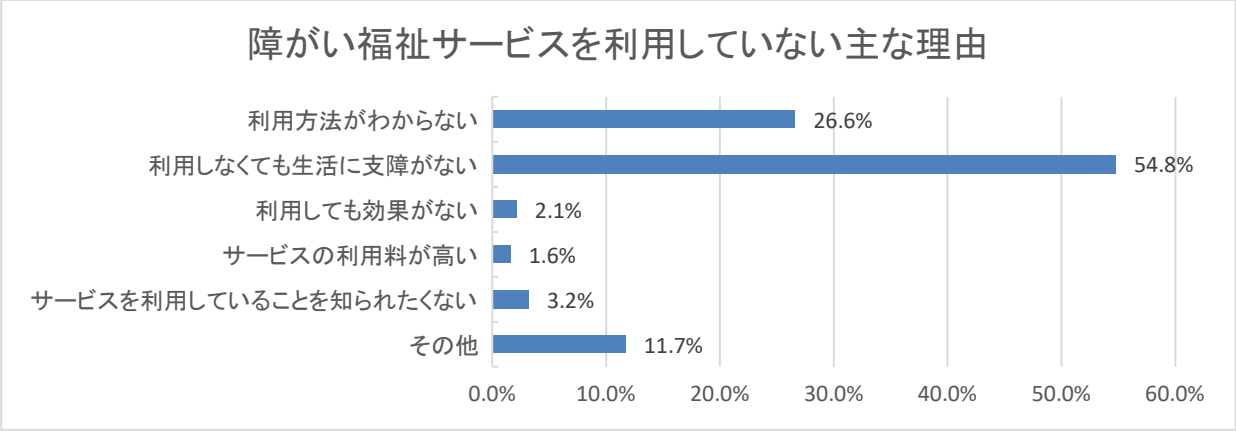

P12

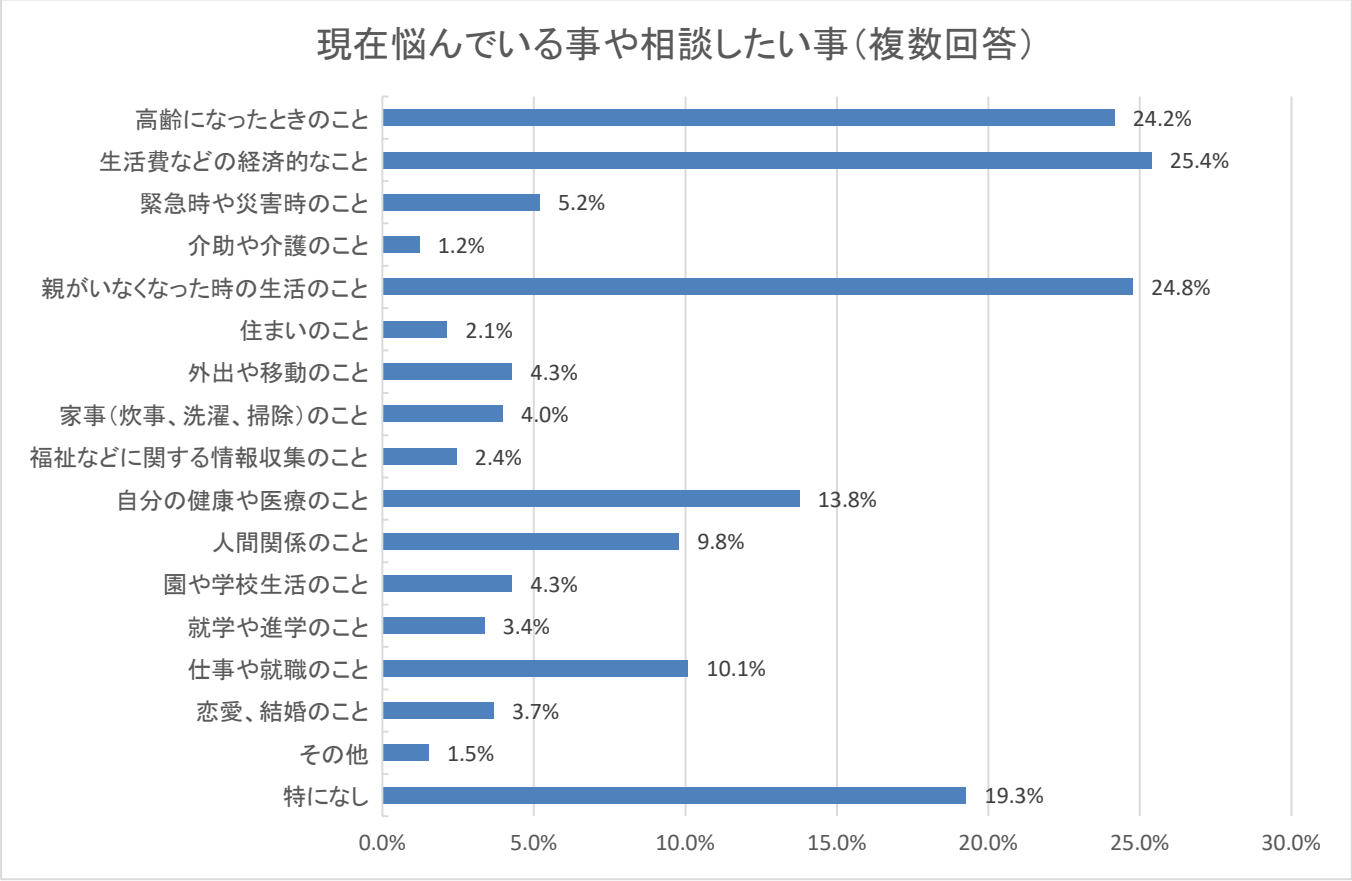

P17

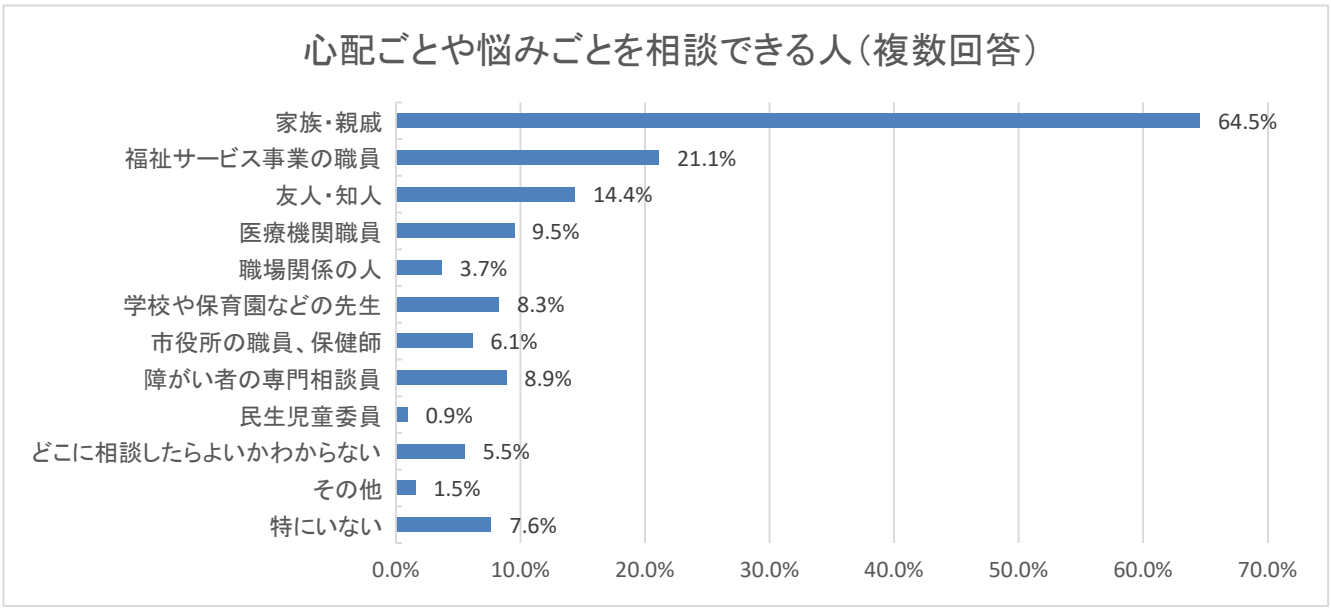
心配ごとや悩みごとを相談できる人（複数回答）
家族・親戚 64.5%
福祉サービス事業の職員 21.1%
友人・知人 14.4%
医療機関職員 9.5%
職場関係の人 3.7%
学校や保育園などの先生 8.3%
市役所の職員、保健師 6.1%
障がい者の専門相談員 8.9%
民生児童委員 0.9%
どこに相談したらよいかわからない 5.5%
その他 1.5%
特にいない 7.6%
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%

P17

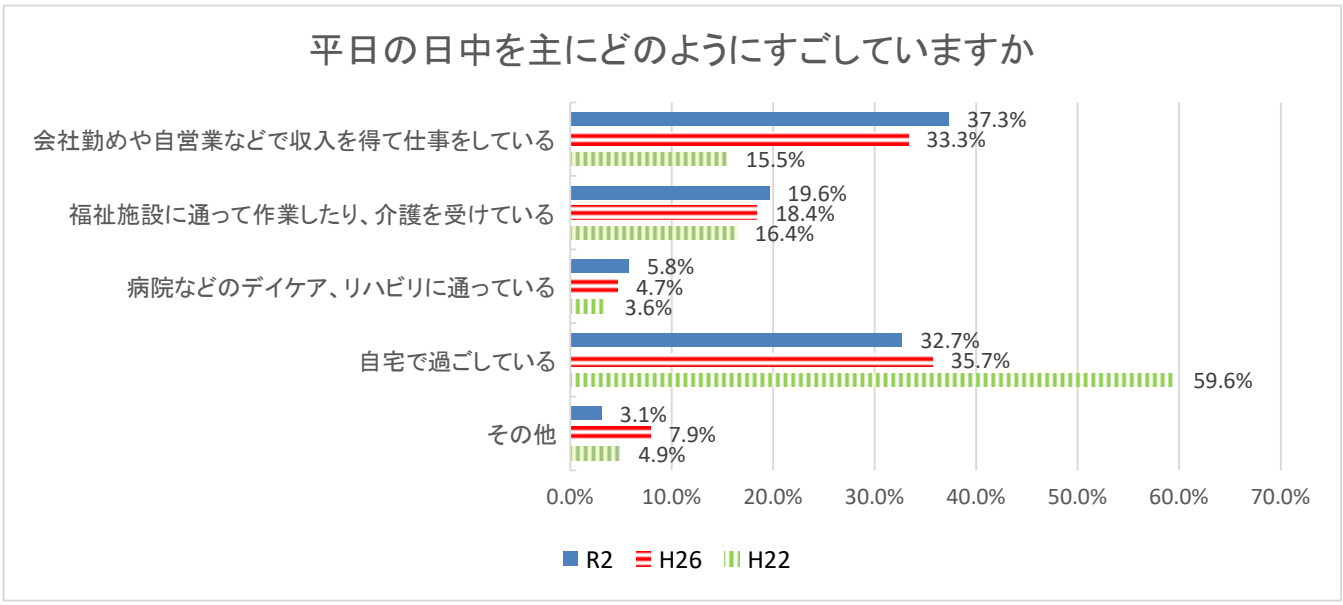
平日の日中を主にどのようにすごしていますか
会社勤めや自営業などで収入を得て仕事をしている 37.3% 33.3% 15.5%
福祉施設に通って作業したり、介護を受けている 19.6% 18.4% 16.4%
病院などのデイケア、リハビリに通っている 5.8% 4.7% 3.6%
自宅で過ごしている 32.7% 35.7% 59.6%
その他 3.1% 7.9% 4.9%
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%
R2 H26 H22

P18

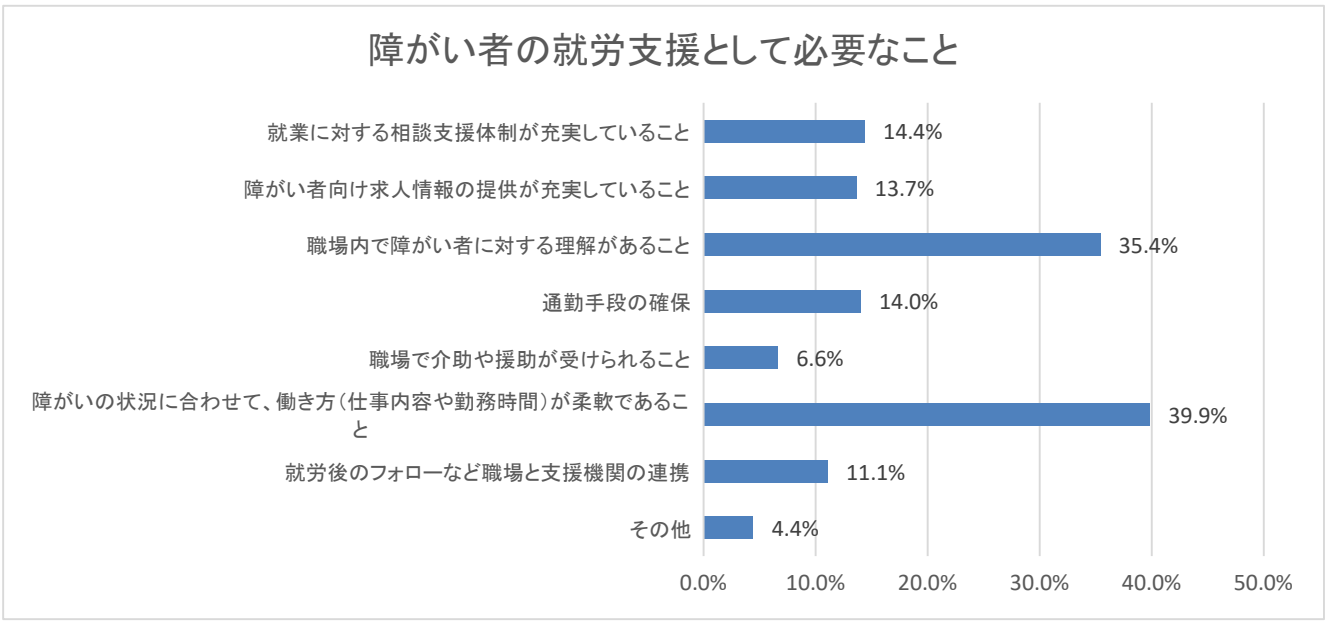
障がい者の就労支援として必要なこと
就業に対する相談支援体制が充実していること 14.4%
障がい者向け求人情報の提供が充実していること 13.7%
職場内で障がい者に対する理解があること 35.4%
通勤手段の確保 14.0%
職場で介助や援助が受けられること 6.6%
障がいの状況に合わせて、働き方（仕事内容や勤務時間）が柔軟であること 39.9%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 11.1%
その他 4.4%
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0%

P22

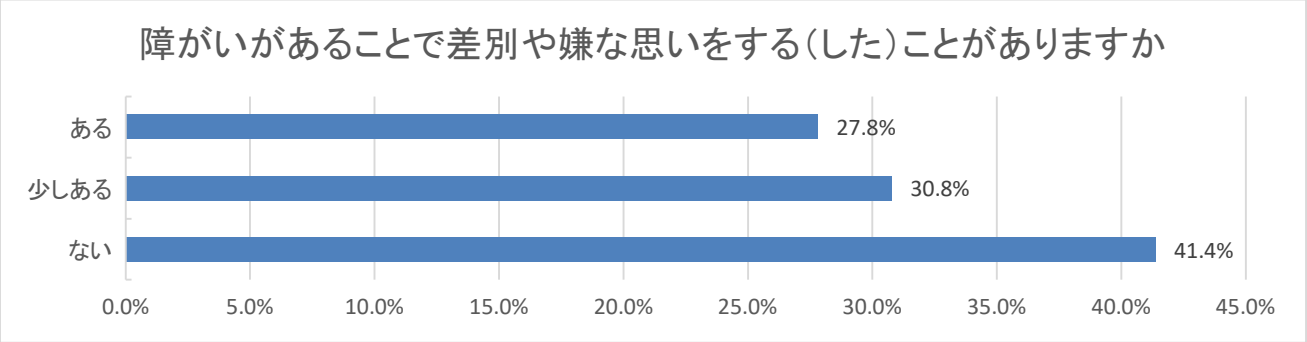
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか
ある
少しある
ない
27.8%
30.8%
41.4%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%
40.0%
45.0%

P23

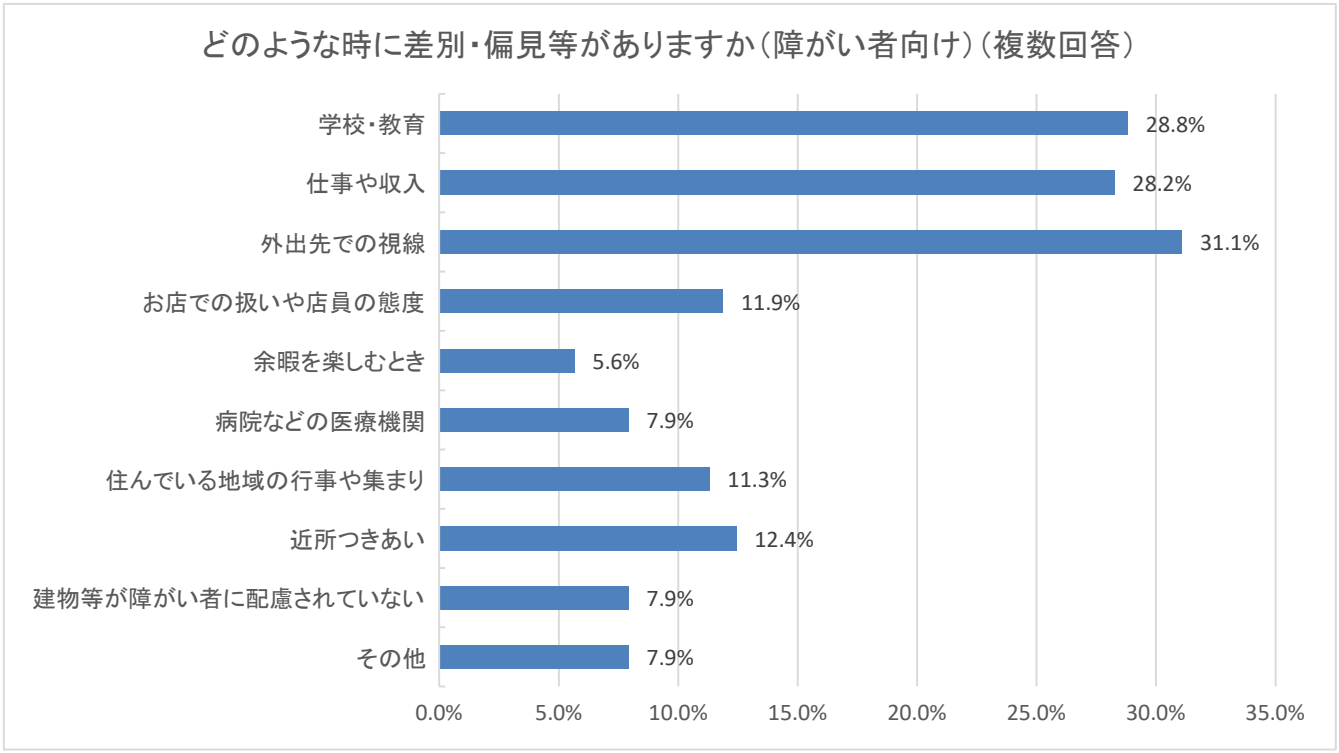
どのような時に差別・偏見等がありますか(障がい者向け)(複数回答)
学校・教育
仕事や収入
外出先での視線
お店での扱いや店員の態度
余暇を楽しむとき
病院などの医療機関
住んでいる地域の行事や集まり
近所つきあい
建物等が障がい者に配慮されていない
その他
28.8%
28.2%
31.1%
11.9%
5.6%
7.9%
11.3%
12.4%
7.9%
7.9%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%

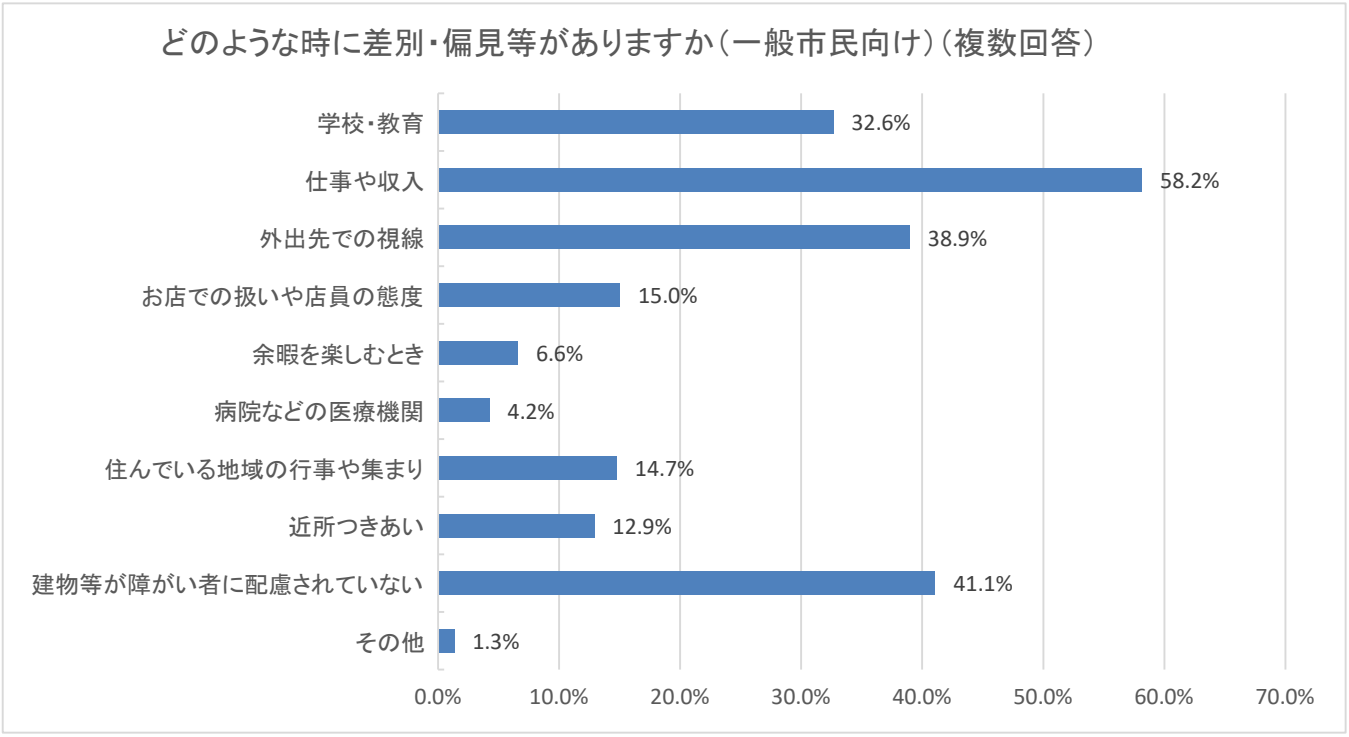
どのような時に差別・偏見等がありますか(一般市民向け)(複数回答)
学校・教育
仕事や収入
外出先での視線
お店での扱いや店員の態度
余暇を楽しむとき
病院などの医療機関
住んでいる地域の行事や集まり
近所つきあい
建物等が障がい者に配慮されていない
その他
32.6%
58.2%
38.9%
15.0%
6.6%
4.2%
14.7%
12.9%
41.1%
1.3%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%

P28

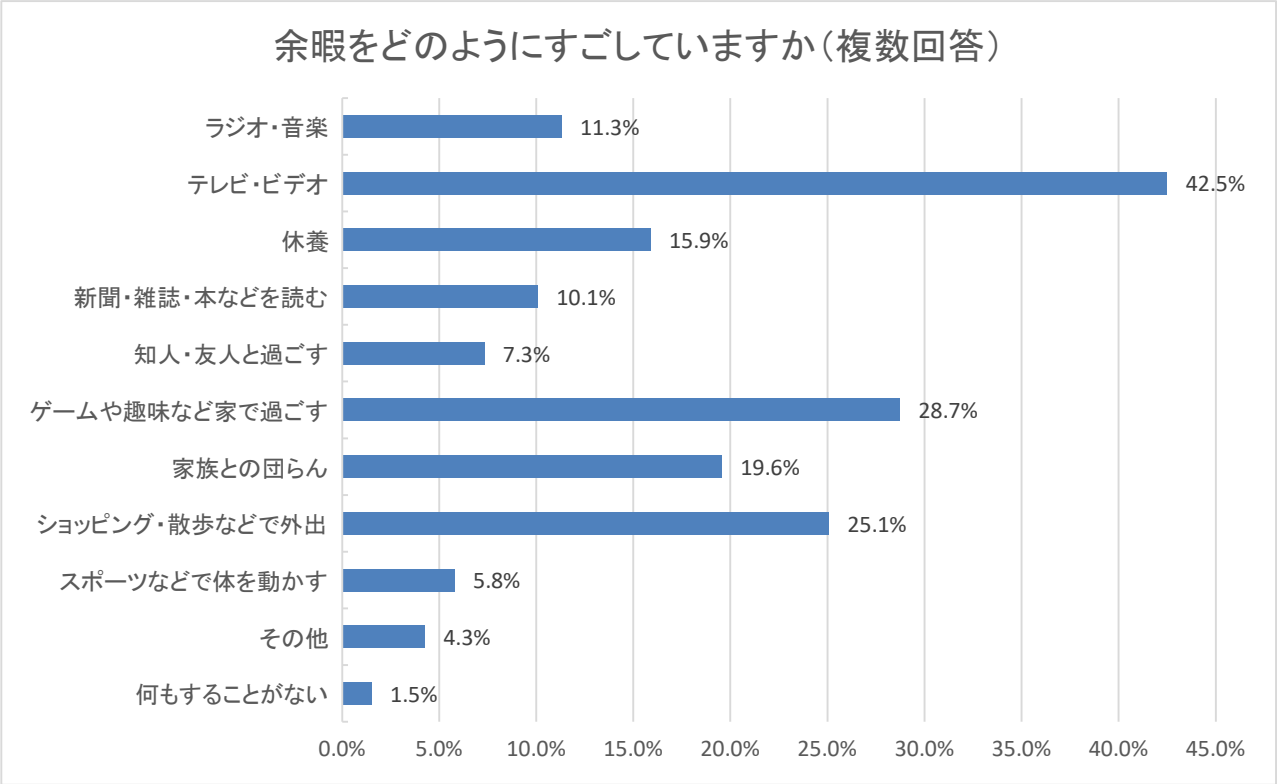
余暇をどのようにすごしていますか（複数回答）
ラジオ・音楽 11.3%
テレビ・ビデオ 42.5%
休養 15.9%
新聞・雑誌・本などを読む 10.1%
知人・友人と過ごす 7.3%
ゲームや趣味など家で過ごす 28.7%
家族との団らん 19.6%
ショッピング・散歩などで外出 25.1%
スポーツなどで体を動かす 5.8%
その他 4.3%
何もすることがない 1.5%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0%

P29

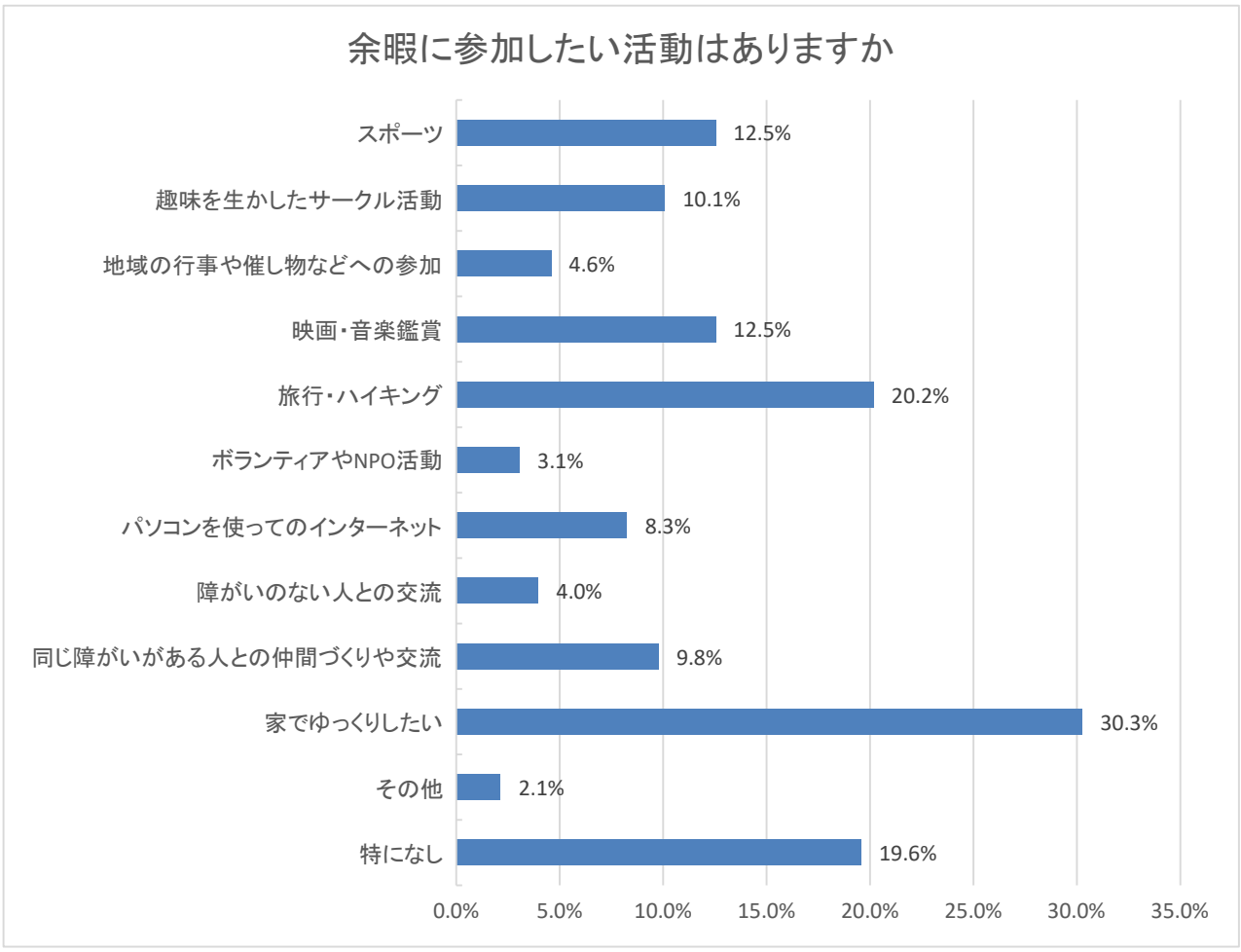
余暇に参加したい活動はありますか
スポーツ 12.5%
趣味を生かしたサークル活動 10.1%
地域の行事や催し物などへの参加 4.6%
映画・音楽鑑賞 12.5%
旅行・ハイキング 20.2%
ボランティアやNPO活動 3.1%
パソコンを使ってのインターネット 8.3%
障がいのない人との交流 4.0%
同じ障がいがある人との仲間づくりや交流 9.8%
家でゆっくりしたい 30.3%
その他 2.1%
特になし 19.6%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0%

P32

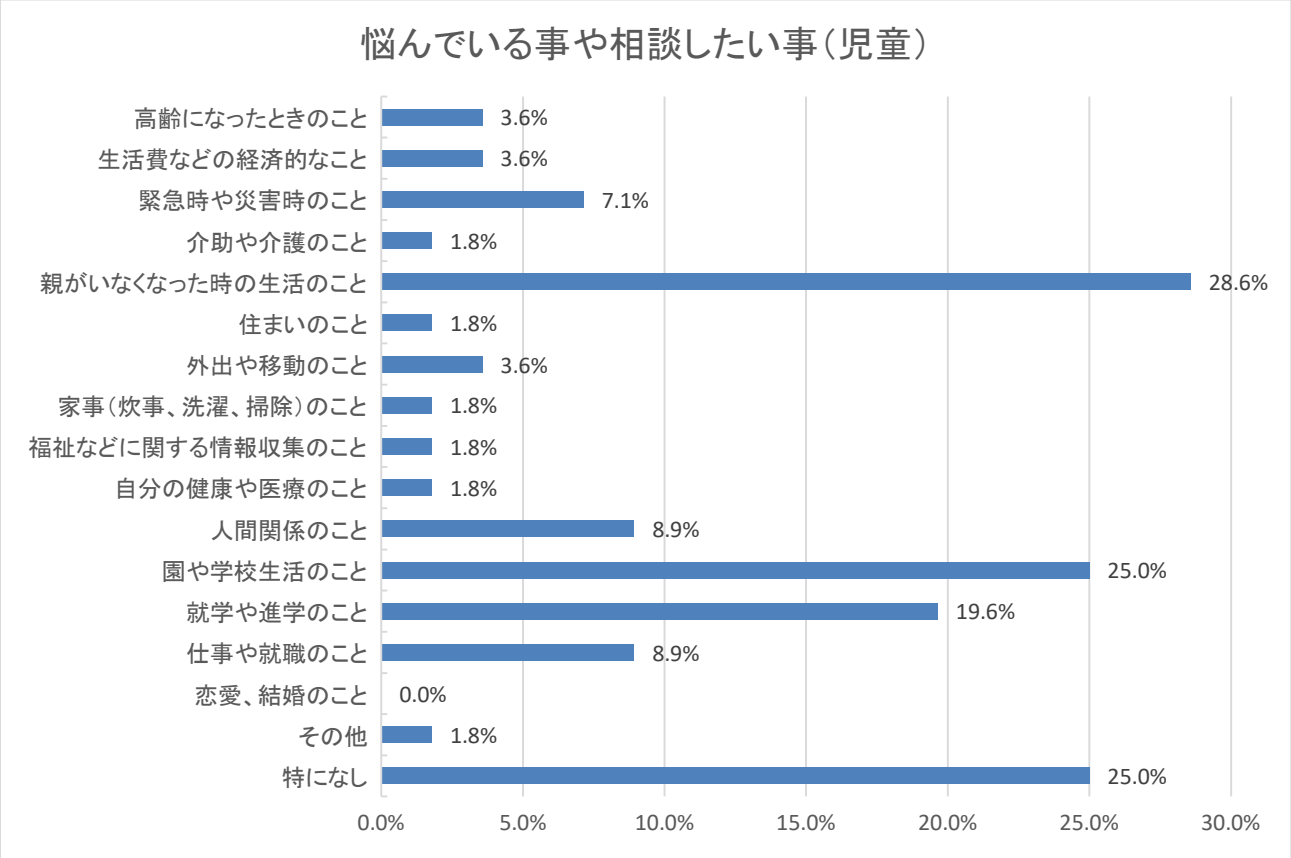
悩んでいる事や相談したい事（児童）
高齢になったときのこと 3.6%
生活費などの経済的なこと 3.6%
緊急時や災害時のこと 7.1%
介助や介護のこと 1.8%
親がいなくなった時の生活のこと 28.6%
住まいのこと 1.8%
外出や移動のこと 3.6%
家事（炊事、洗濯、掃除）のこと 1.8%
福祉などに関する情報収集のこと 1.8%
自分の健康や医療のこと 1.8%
人間関係のこと 8.9%
園や学校生活のこと 25.0%
就学や進学のこと 19.6%
仕事や就職のこと 8.9%
恋愛、結婚のこと 0.0%
その他 1.8%
特になし 25.0%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0%

P38

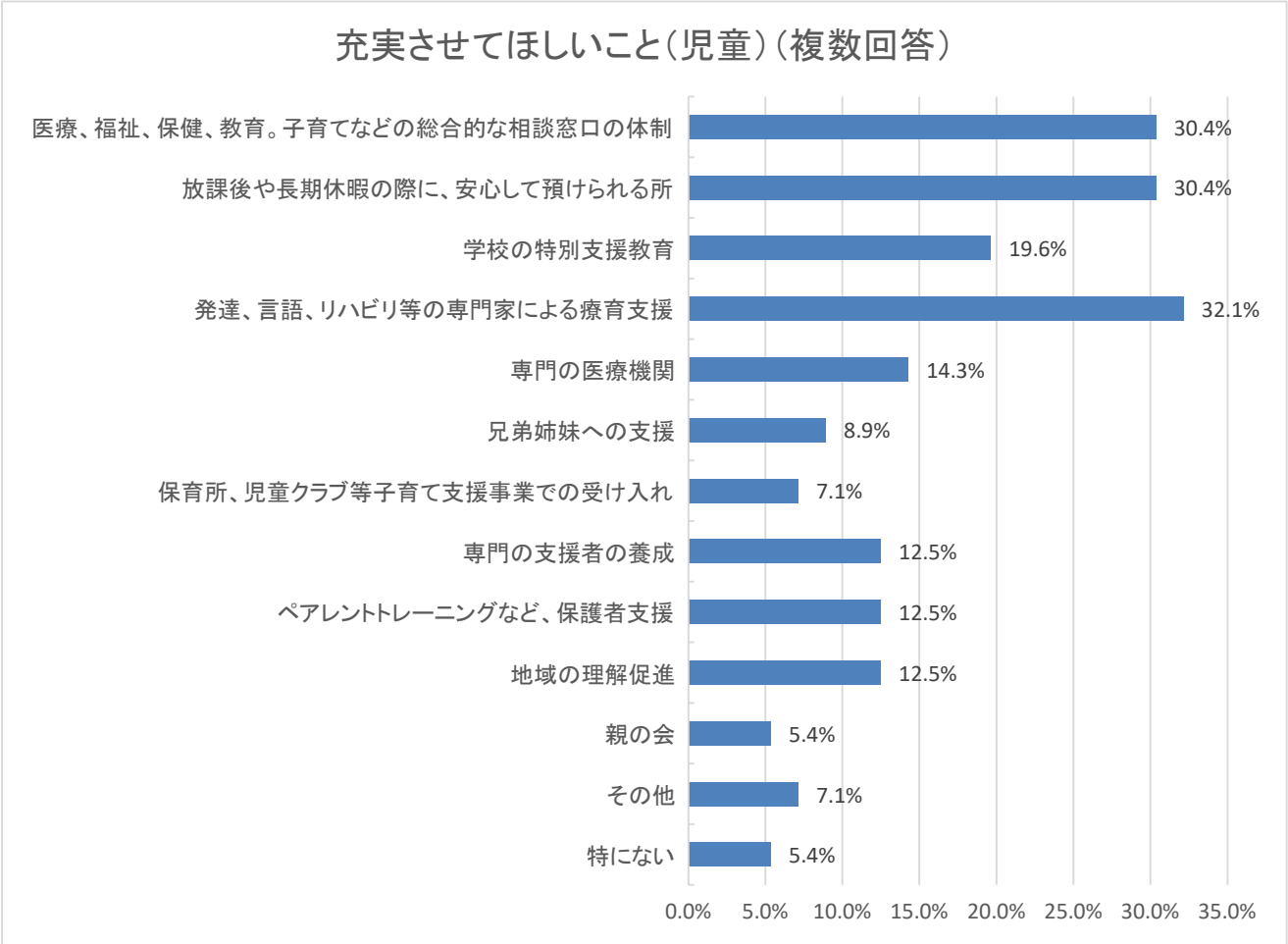
充実させてほしいこと（児童）（複数回答）
医療、福祉、保健、教育。子育てなどの総合的な相談窓口の体制 30.4%
放課後や長期休暇の際に、安心して預けられる所 30.4%
学校の特別支援教育 19.6%
発達、言語、リハビリ等の専門家による療育支援 32.1%
専門の医療機関 14.3%
兄弟姉妹への支援 8.9%
保育所、児童クラブ等子育て支援事業での受け入れ 7.1%
専門の支援者の養成 12.5%
ペアレントトレーニングなど、保護者支援 12.5%
地域の理解促進 12.5%
親の会 5.4%
その他 7.1%
特にない 5.4%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0%

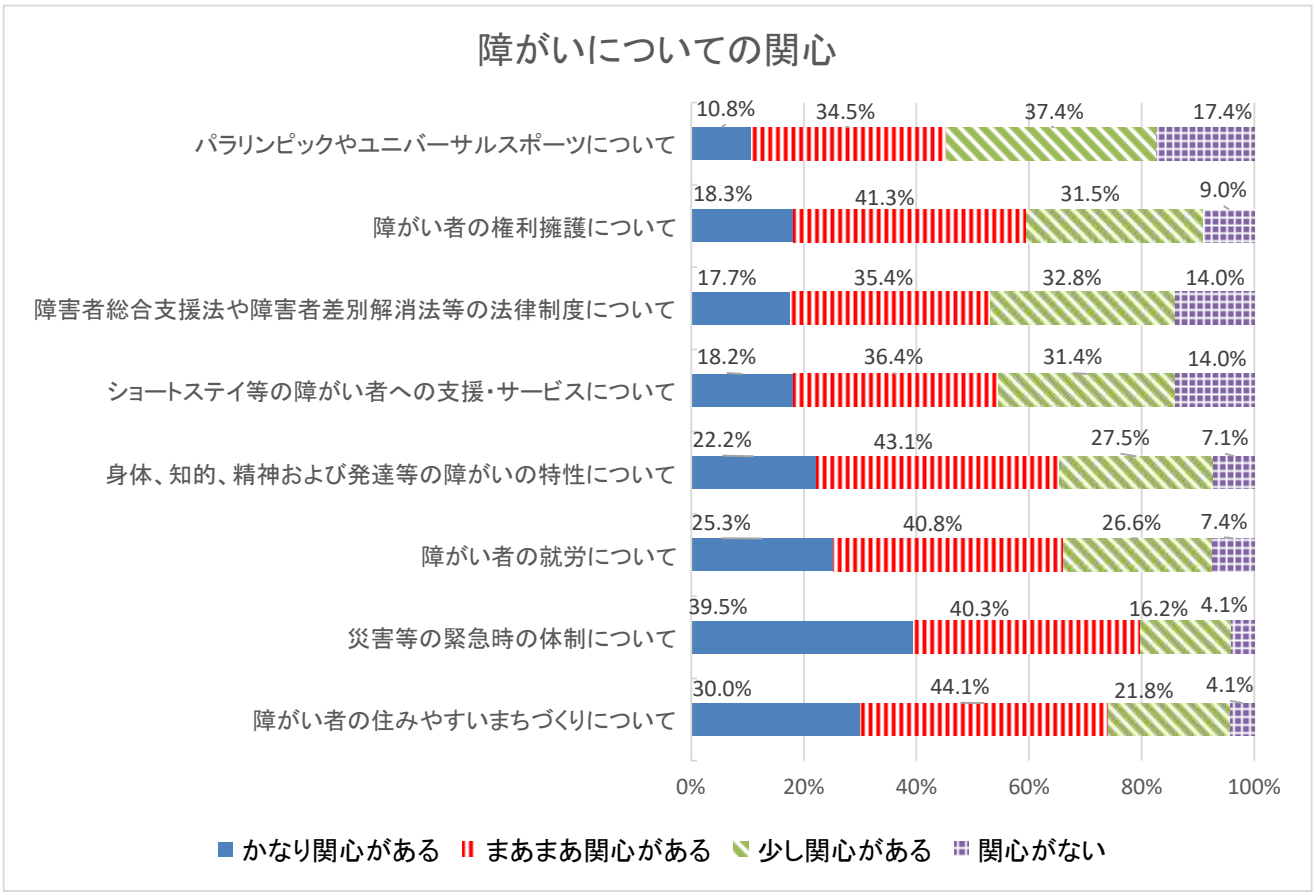
障がいについての関心
パラリンピックやユニバーサルスポーツについて
障がい者の権利擁護について
障害者総合支援法や障害者差別解消法等の法律制度について
ショートステイ等の障がい者への支援・サービスについて
身体、知的、精神および発達等の障がいの特性について
障がい者の就労について
災害等の緊急時の体制について
障がい者の住みやすいまちづくりについて
10.8% 34.5% 37.4% 17.4%
18.3% 41.3% 31.5% 9.0%
17.7% 35.4% 32.8% 14.0%
18.2% 36.4% 31.4% 14.0%
22.2% 43.1% 27.5% 7.1%
25.3% 40.8% 26.6% 7.4%
39.5% 40.3% 16.2% 4.1%
30.0% 44.1% 21.8% 4.1%
0% 20% 40% 60% 80% 100%
かなり関心がある
まあまあ関心がある
少し関心がある
関心がない

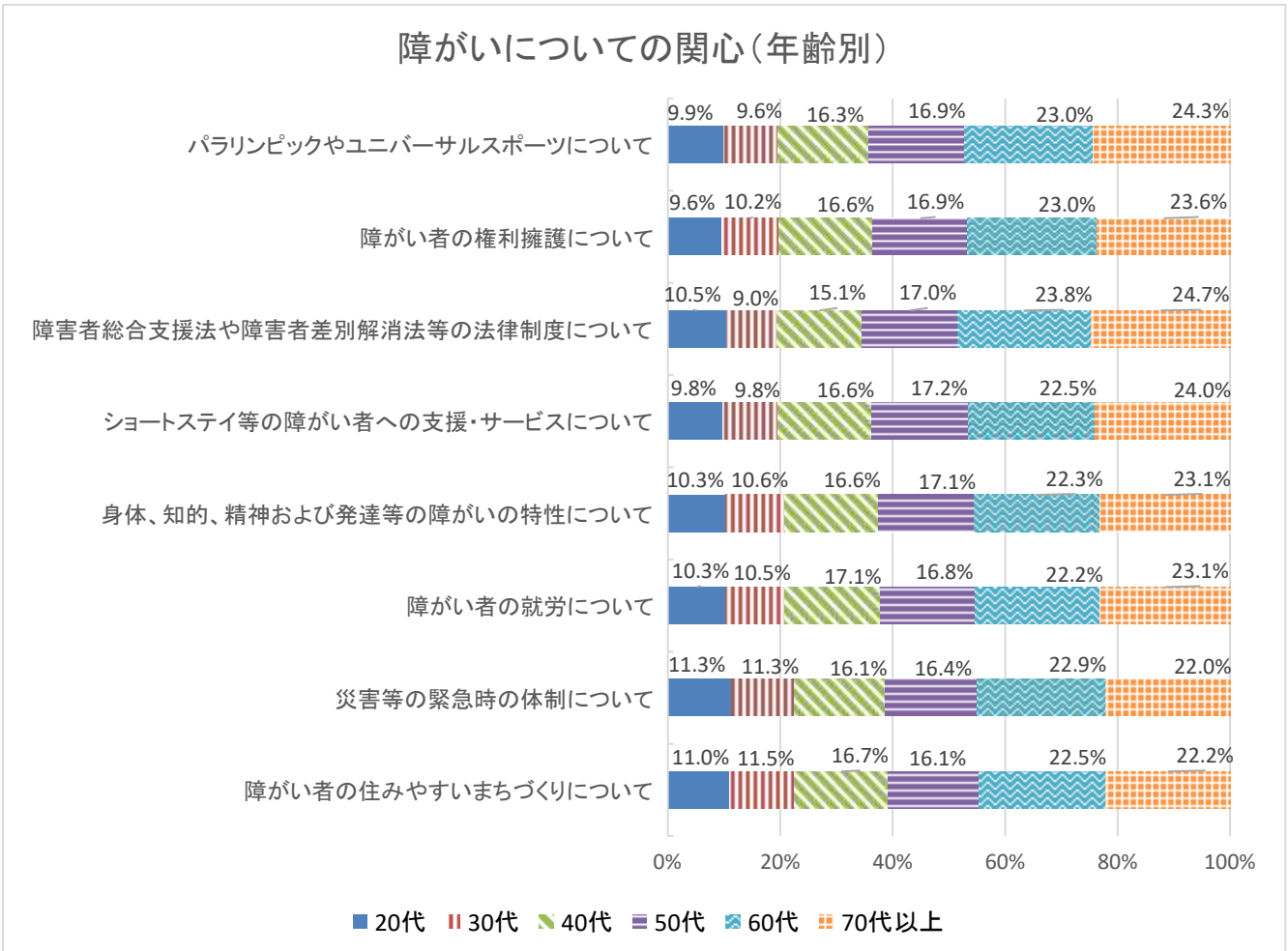
障がいについての関心（年齢別）
パラリンピックやユニバーサルスポーツについて
障がい者の権利擁護について
障害者総合支援法や障害者差別解消法等の法律制度について
ショートステイ等の障がい者への支援・サービスについて
身体、知的、精神および発達等の障がいの特性について
障がい者の就労について
災害等の緊急時の体制について
障がい者の住みやすいまちづくりについて
9.9% 9.6% 16.3% 16.9% 23.0% 24.3%
9.6% 10.2% 16.6% 16.9% 23.0% 23.6%
10.5% 9.0% 15.1% 17.0% 23.8% 24.7%
9.8% 9.8% 16.6% 17.2% 22.5% 24.0%
10.3% 10.6% 16.6% 17.1% 22.3% 23.1%
10.3% 10.5% 17.1% 16.8% 22.2% 23.1%
11.3% 11.3% 16.1% 16.4% 22.9% 22.0%
11.0% 11.5% 16.7% 16.1% 22.5% 22.2%
0% 20% 40% 60% 80% 100%
20代
30代
40代
50代
60代
70代以上

障がいがある人との関りが（過去5年程から現在）ありますか（複数回答）

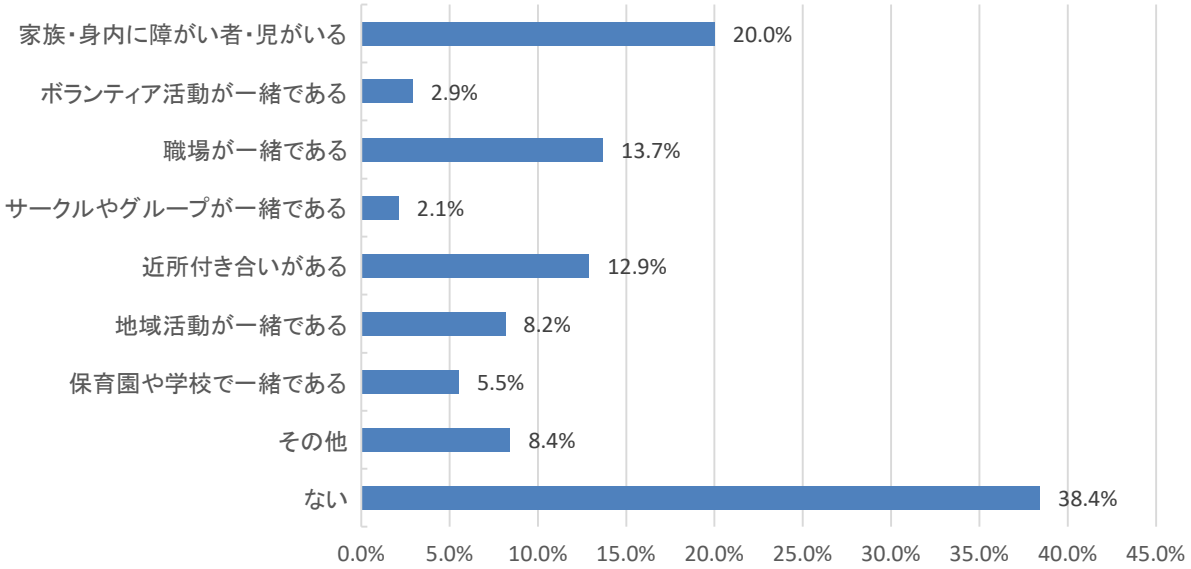

障がいのある人との関わる機会があれば、関わりたいですか

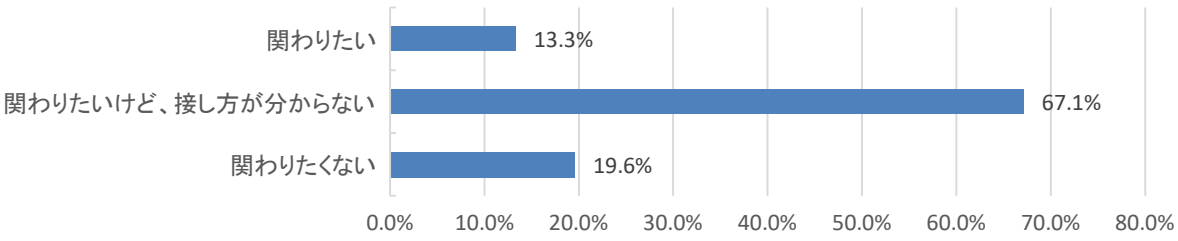

障がいに対する理解を深めるために必要なもの（複数回答）

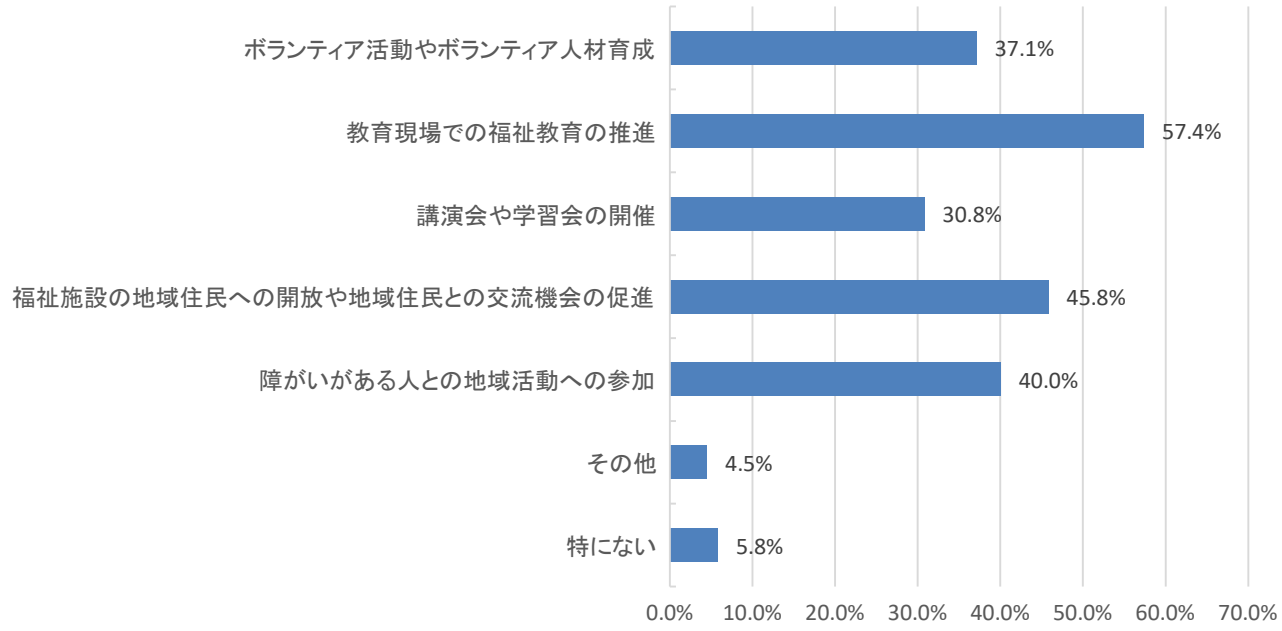

P44

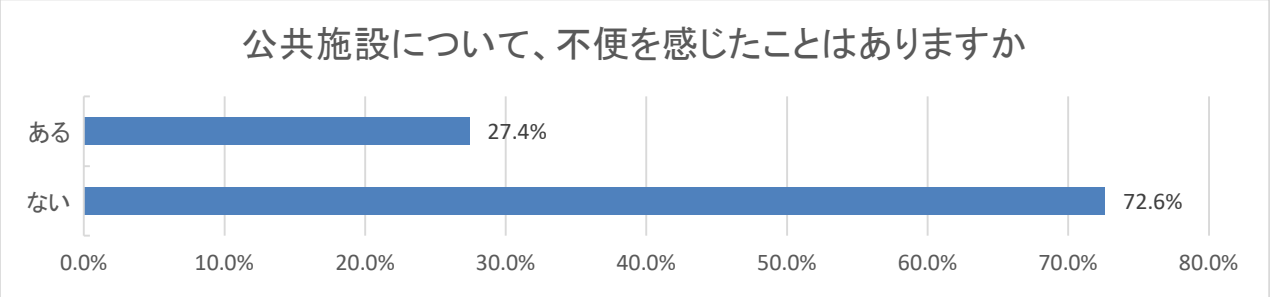
公共施設について、不便を感じたことはありますか
ある
27.4%
ない
72.6%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
80.0%

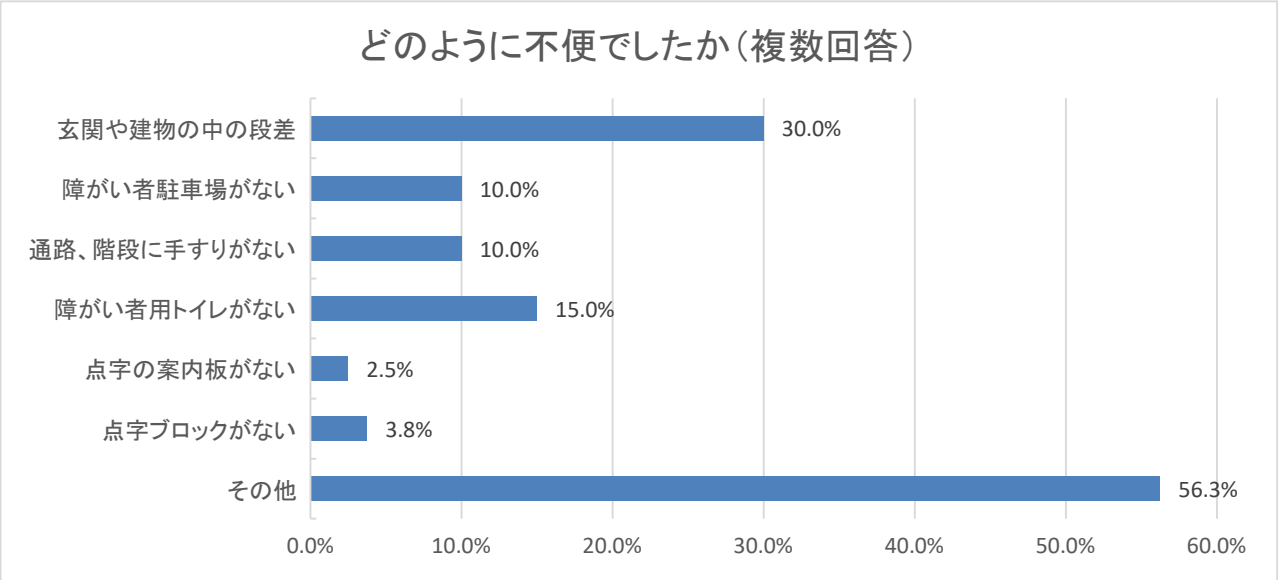
どのように不便でしたか（複数回答）
玄関や建物の中の段差
30.0%
障がい者駐車場がない
10.0%
通路、階段に手すりがない
10.0%
障がい者用トイレがない
15.0%
点字の案内板がない
2.5%
点字ブロックがない
3.8%
その他
56.3%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%

P46

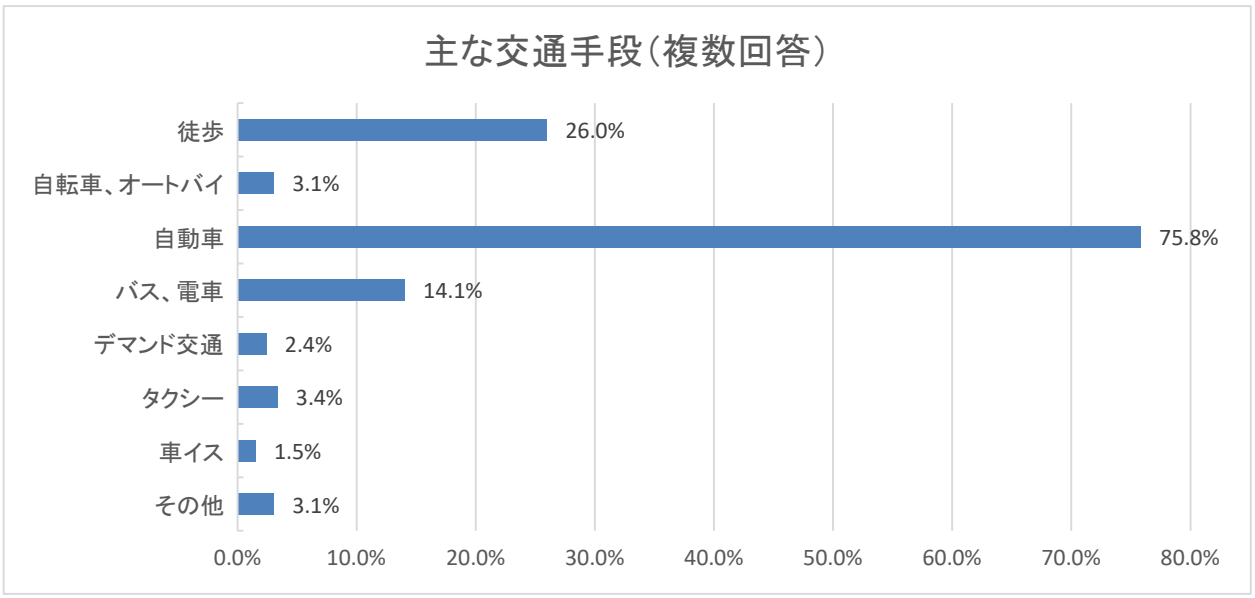
主な交通手段（複数回答）
徒歩
26.0%
自転車、オートバイ
3.1%
自動車
75.8%
バス、電車
14.1%
デマンド交通
2.4%
タクシー
3.4%
車イス
1.5%
その他
3.1%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
80.0%

P48

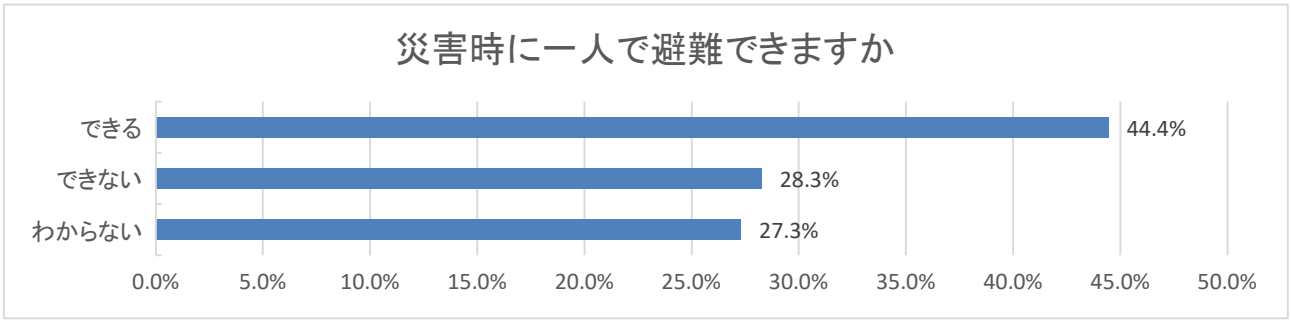
災害時に一人で避難できますか
できる
できない
わからない
44.4%
28.3%
27.3%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%
40.0%
45.0%
50.0%

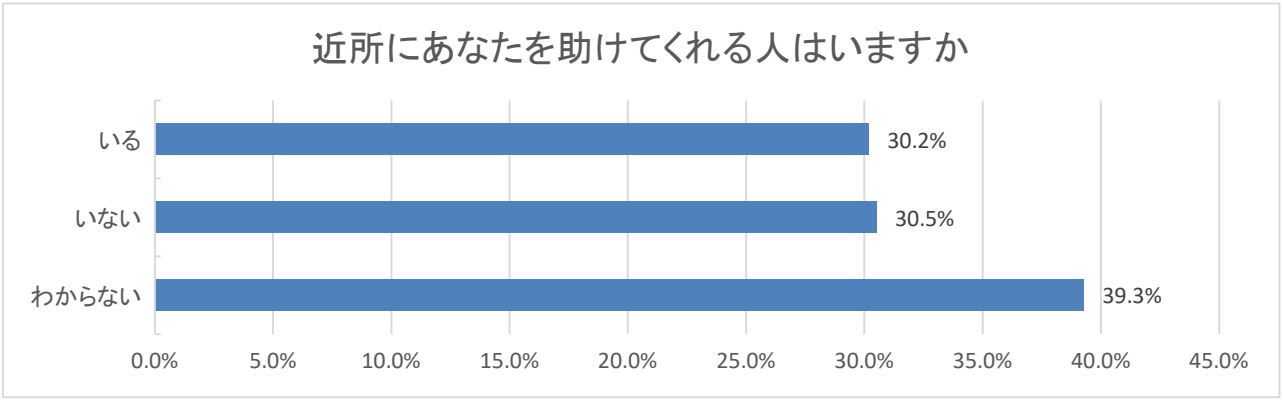
近所にあなたを助けてくれる人はいますか
いる
いない
わからない
30.2%
30.5%
39.3%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%
40.0%
45.0%

P49

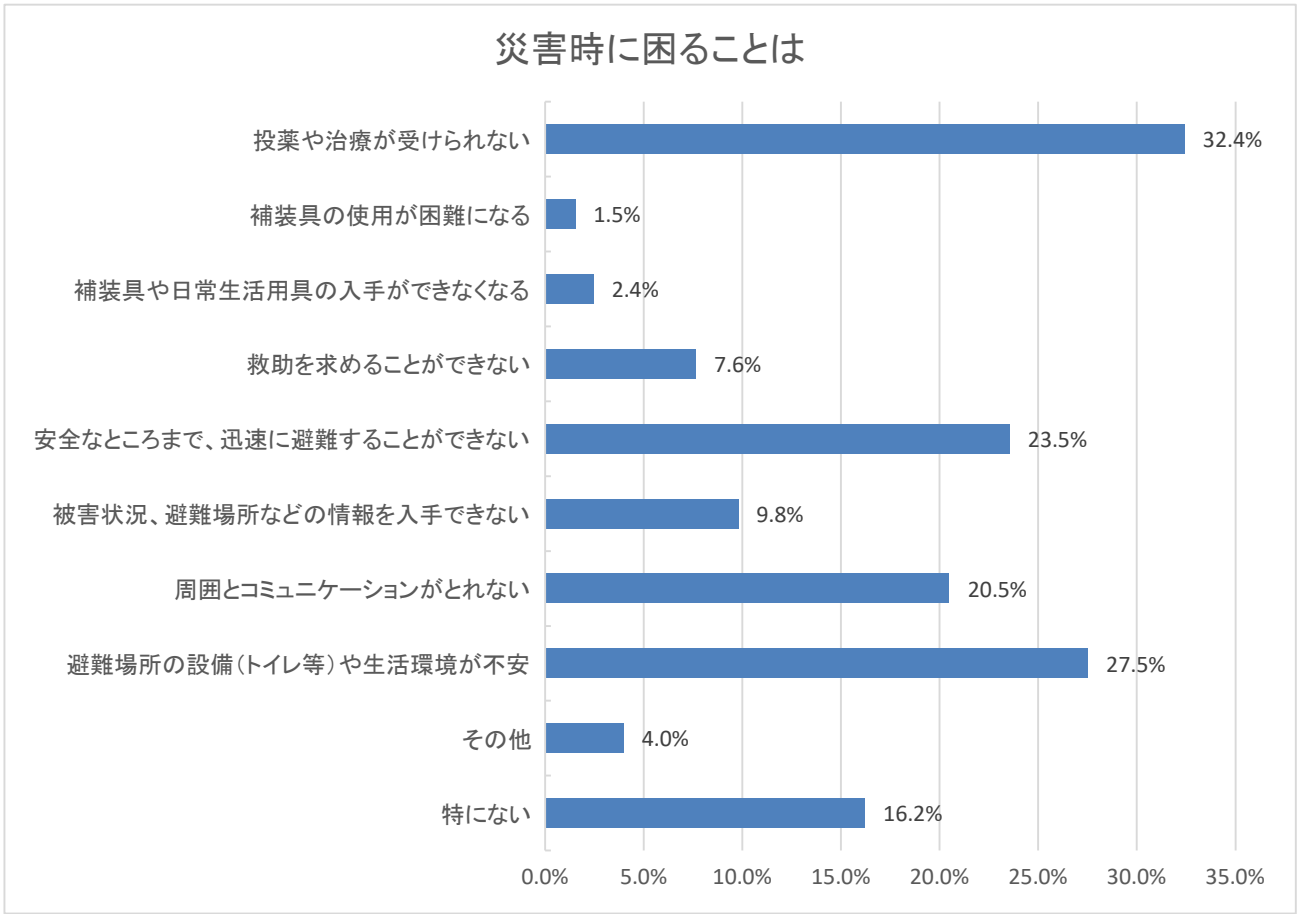
災害時に困ることは
投薬や治療が受けられない
補装具の使用が困難になる
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
救助を求めることができない
安全なところまで、迅速に避難することができない
被害状況、避難場所などの情報を入手できない
周囲とコミュニケーションがとれない
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安
その他
特にない
32.4%
1.5%
2.4%
7.6%
23.5%
9.8%
20.5%
27.5%
4.0%
16.2%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%

資料３

障がい者団体　意見聴取

団体名	実施日
東御市身体障がい者福祉協会	5 月 27 日
陽だまりの会	6 月 10 日
東御市手をつなぐ育成会	5 月 18 日
はこべの会	5 月 27 日
ぴかそくらぶ	5 月 27 日

①障がい福祉サービス、社会資源について

課　題

＊市内に放課後デイ事業所がもう１か所必要ではないか。現状、事業所を選択できる幅がなく、利用頻度も限られてしまう。

＊選択できるほどの障がい福祉サービス提供事業所や社会資源が無い。

＊障がいのある人の受けられるサービスがわからない。サービスがあっても使いこなせない。

＊障がい福祉サービスの申請書類や受給者証等、種類が多く、期限もまちまちで煩雑である。本人が自分自身で理解出来ておらず、申請書の記入や保管についても支援が必要。

＊医療にもどこにもつながっていない精神障がい者がたくさんいる。本人も家族も困っているが、誰に相談して良いかがわからない。行政は遠い存在で相談しづらい。

＊障害者総合支援法のサービスは精神障がい者にとっては利用しづらい。

＊地域の保健補導員は、地域の障がい者のことを大体知っているが、活躍できる場がない。

要　望

＊子供がパニックになり、母が一緒にいるのが辛いと感じた場合の避難場所があるとよい。また、どこが利用できるかわかるようなマップのようなものが欲しい。

＊普段の環境が変わると適応できない。緊急時に慣れていない場所でのお泊りができない。短期入所事業の県の指定を受けていない施設（例：通いなれている通所施設等）でも短期入所ができる体制を整えて欲しい。

＊障がい者が利用できる小規模多機能施設（通所、居宅、短期入所）があると良い。

＊発症後に低下してしまった日常生活能力を回復させるために、社会適応訓練等のリハビリを行える施設の充実。

＊制度の枠を超えて、必要な支援を柔軟に行ってくれる体制を整えて欲しい。（例：入所施設でヘルパー支援を受けたい）

＊保健補導員から民生児童委員、福祉課、健康保健課への情報提供。

＊気軽に相談できる相談窓口が欲しい。

＊各種申請手続の簡素化、受給者証等の一本化。

＊等級ではなく、障がい状態に応じたタクシー券の交付。

②相談支援について

課　題

＊相談窓口が明確になっていて良いが、その人の力量によるという点が課題。

③障がいの理解について

課　題

＊地域の人に障がいについて知ってもらう機会が無い。

要　望

＊健常児の家族の障がい理解が必要。秋の人権セミナーは親子で参加が必須なので、親だけ取り出しで発達障がいサポーター養成講座等の受講ができないか。

④地域共生社会について

課　題

＊地域包括ケアシステムの構築が必要。

⑤防災について

要　望

＊災害時の避難場所の配慮をお願いしたい。（地区の避難所から福祉避難所への移動等）

⑥その他について

課　題

＊計画から精神保健福祉法が欠落している。又疾病対策が計画に盛り込まれていない。

障がい福祉サービス事業所　意見聴取

団体名	実施日
ちいさがた福祉会	5 月 28 日
岩井屋	5 月 13 日
ひまわりの丘	6 月 2 日
リカバリー	5 月 26 日
笑明日	5 月 20 日
みまき福祉会	5 月 14 日
東御市社会福祉協議会	6 月 17 日

①障がい福祉サービス、社会資源について

課　題

＊障がい者手帳を所持していても、サービスにつながっておらず生活に困っている障がい者がいると思うので、サービスにつながっていない人の掘り起こしが必要ではないか。

＊ひきこもりの方のニーズがあると思われるが、福祉課につながっておらず、情報を伝えても、サービスにつながらない。

＊日中の支援体制は充実しているが、夜間の支援体制（ショートステイ・GH）が不十分。

＊高齢障がい者の住まいの確保＋支援体制の充実が必要。

＊障がい者の家事支援は長時間になる傾向にあり、長時間支援に入れる人材が少ない。居住系のサービス（GH）は必要であると思うが、夜勤者の人材確保ができず、サービスを始められない。

要　望

＊障害サービスは利用時間など希望通りに設定できるため、利用者本人に自ら決められるような形になると良いと思う。

＊行動障がいがある人の家族の休息や余暇支援のために、行動援護を行える事業所が必要ではないか。（東御市には１事業所も無し）

②相談支援について

課　題

＊介護保険と違い、障がいサービス利用者は相談支援者との関わりが少ない。

＊自事業所外のサービス提供事業所との調整が難しい。

＊介護保険とは異なり、障がいの相談支援専門員は人数が少なく、計画について同事業所内で相談できる体制が取れていない。

＊相談支援専門員とサービス提供事業所との連携の取りやすさは、相談支援専門員の力量により差が大きい。サービス等利用計画・モニタリング票の提供が無かったり、更新時やサービス変更時に会議が開催されなかったり、連絡がほとんど無いケースもある。また、緊急時の連絡先が不明確である。

要　望

＊市内の相談支援専門員同士の情報共有の場があると良い。

＊障害者総合支援センターや包括支援センターのような、公平かつ客観的に事業所や相談支援専門員にアドバイス等をくれる相談場所（相談員）が欲しい。

③障がいの理解について

課　題

＊地域及び支援者の障がい（特に精神）に対する理解度が低い。

＊障がい者（特に精神）の接し方や対応の仕方がわからない。

＊障がい者の意思決定支援について、パニックの原因、真意を測る、読み取ることの難しさ。

要　望

＊障がい者が地域に出る機会を増やすことが必要。(防災訓練等の地域の行事に参加等)

＊地区単位での障がいに関する勉強会の開催があるとよい。

＊事業所単位での支援者の障がいに関する研修会や勉強会の開催があるとよい。

④地域共生社会について

課　題

＊地域包括ケアシステムにおける障がい者の位置づけが不明

＊本来はヘルパーなどがついていれば児童館等にいくことができる児童が支援不足により放課後等デイサービスに行ってしまっているケースがある。

要　望

＊65 歳になった時の介護保険への移行について、障がい者が 65 歳になったらサービスが介護保険に切り替わるが、ケアマネ、サービス提供事業者ともに準備もなく受け入れは困難なため 1 年前くらいから準備を始めて欲しい。

＊放課後デイで力のついた児童は、児童クラブや児童館への移行を検討してもらいたい。

＊保護者同士の結びつきを求める声が多くあるため、保護者同士が交流できるような機会があるとよい。

（１）副会長の選任について

東御市障害者総合支援協議会設置要綱より一部抜粋

（役員）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（２）障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

１．計画の背景

①障がい者計画

本計画は「障害者基本法」の第 11 条第 3 項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい者計画」を策定することが定められています。

◆第 11 条第 3 項

> 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のためのの施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②障がい福祉計画

本計画は「障害者総合支援法」の第 88 条第 1 項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい福祉計画」を策定することが定められています。

◆第 88 条第 1 項

> 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③障がい児福祉計画

本計画は「児童福祉法」の第 33 条の 20 第 1 項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい児福祉計画」を策定することが定められています。

◆第 33 条の 20 第 1 項

> 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

２．東御市総合支援協議会の設置

計画の策定に当たっては「東御市障害者総合支援協議会設置要綱」の第２条に協議事項として「障害福祉計画等の策定、進捗管理に関すること」が定められており、「東御市総合支援協議会」を設置し、本計画を策定するための協議を行うこととします。

（協議事項）第２条

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
（１）　地域相談支援体制の整備に関すること。
（２）　地域生活支援体制の整備に関すること。
（３）　困難事例への対応のあり方に関すること。
（４）　障害福祉計画等の策定、進捗管理に関すること。
（５）　その他地域の障害福祉に関すること。

３．策定経過

①障がい者計画

・平成 18 年度～22 年度の期間で「第１次東御市障がい者計画」を策定
・平成 23 年度～27 年度の期間で「第２次東御市障がい者計画」を策定
・平成 28 年度～令和２年度の期間で「第３次東御市障がい者計画」を策定
・令和２年度、令和３年度～8 年度の期間で「第４次東御市障がい者計画」を策定

②障がい福祉計画・③障がい児福祉計画

・平成 18 年度～20 年度の期間で「第１期東御市障がい福祉計画」を策定
・平成 21 年度～23 年度の期間で「第２期東御市障がい福祉計画」を策定
・平成 24 年度～26 年度の期間で「第３期東御市障がい福祉計画」を策定
・平成 27 年度～29 年度の期間で「第４期東御市障がい福祉計画」を策定
・平成 30 年度～令和２年度の期間で「第５期東御市障がい福祉計画」及び「第１期障がい児福祉計画」を策定
・令和２年度、令和３年度～5 年度の期間で「第６期東御市障がい福祉計画」及び「第２期障がい児福祉計画」を策定

第７節　施策体系

第4次障がい者計画施策体系（案）

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

Ⅰ．社会的に自立し、自分らしく生きるために

- １．福祉サービスの充実
  - ①障がい福祉サービスの充実　②地域生活の支援の充実
  - ③相談支援体制・情報提供の充実
- ２．地域福祉活動の推進
  - ①地域福祉活動の充実　②ボランティア活動の推進
- ３．生活安定支援施策の充実
  - ①給付事業の推進　②助成事業の推進
- ４．雇用と就労支援の強化
  - ①就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発
  - ②一般就労の促進　③福祉的就労の充実
- ５．地域生活への移行支援
  - ①地域移行支援の推進　②居宅サービスの推進
  - ③居住確保と日中活動の充実

Ⅱ．人権尊重と社会参加を促進するために

- １.障がいへの理解と権利擁護の推進
  - ①相互理解の推進　②虐待防止の推進
  - ③権利擁護の推進　④障がい者差別解消の推進
- ２．交流・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援の充実
  - ①交流､ふれあい事業の推進　②コミュニケーション施策の推進
- ３．スポーツ・文化芸術・余暇活動の充実
  - ①スポーツ・レクリエーションの振興
  - ②文化芸術活動の推進

Ⅲ．切れ目のないサービスを充実させるために

- １．療育体制の充実
  - ①地域療育ｼｽﾃﾑの充実　②総合的支援体制の充実
  - ③福祉人材の養成確保
- ２．保健・医療サービスの充実
  - ①健康づくりの推進
  - ②社会的リハビリテーションの充実
  - ③重度障がい・難病対策の推進　④医療費の自己負担軽減
- ３．子育て・教育の切れ目のない支援の充実
  - ①障がい等の早期発見に向けた支援の充実
  - ②切れ目のない支援の推進　③特別支援教育の充実

Ⅳ．安心して生活するために

- １．福祉のまちづくりの推進
  - ①人にやさしい福祉のまちづくりの推進
- ２．生活環境基盤整備の推進
  - ①公共施設等の整備　②住環境の整備
  - ③道路環境の整備
- ３．移動支援対策の推進
  - ①移動手段の充実　②移動支援の充実
- ４．防災・防犯対策の推進
  - ①防災対策の推進　②防犯体制の充実

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

Ⅰ．社会的に自立し、自分らしく生きるために

- １．福祉サービスの充実
  - ①障がい者・児の福祉サービスの充実　②地域生活の支援の充実
  - ③相談支援体制・情報提供の充実
- ２．移動支援対策の推進
  - ①移動支援の充実
- ３．生活安定支援施策の充実
  - ①給付事業の推進　②助成事業の推進
- ４．雇用と就労支援の強化
  - ①就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発
  - ②一般就労の促進と定着支援　③福祉的就労の充実

Ⅱ．人権尊重と社会参加を促進するために

- １.障がいへの理解と権利擁護の推進
  - ①相互理解の推進　②虐待防止の推進
  - ③意思決定支援、成年後見制度の推進　④障がい者差別解消の推進
- ２．交流・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援の充実
  - ①交流､ふれあい事業の推進　②コミュニケーション施策の推進
- ３．余暇活動の充実
  - ①スポーツ・文化芸術活動の推進

Ⅲ．共生社会を実現させるために

- １．療育体制の充実
  - ①地域療育ｼｽﾃﾑの充実　②一人ひとりに応じた教育の推進
  - ③副学籍の推進　④家族支援
- ２．保育、医療、教育、福祉、就労等の連携支援の強化
  - ①早期発見、早期支援の充実　②切れ目のない支援の推進
- ３．多様な障がいに対する支援
  - ①発達障害等への支援の充実　②医療的ケア児の支援体制の充実
- ４．地域生活への移行支援
  - ①地域移行支援の推進　②居宅サービスの推進
  - ③居住確保と日中活動の充実
- 5.　地域包括ケアシステムの充実
  - ①包括的な支援体制の整備　②地域包括ケアシステムの構築

Ⅳ．安心して生活するために

- １．福祉のまちづくりの推進
  - ①人にやさしい福祉のまちづくりの推進　②地域福祉活動の充実
  - ③ボランティア活動の推進　④福祉人材の養成確保
- ２．生活環境基盤整備の推進
  - ①公共施設等の整備　②住環境の整備
  - ③道路環境の整備
- ３．保健・医療サービスの充実
  - ①健康づくりの推進　②社会的リハビリテーションの充実
  - ③難病対策の推進　④医療費の自己負担軽減
- ４．防災・防犯対策の推進
  - ①防災対策の推進　②防犯体制の充実

第6期障がい福祉計画成果目標と活動指標について

成果目標とは

・障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本理念等を踏まえて**国全体で達成すべき目標として設定**するもの。

活動指標とは

・県及び市において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービスの提供体制確保に関する**成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込み**として設定するもの。

成果目標

１．施設入所者の地域生活への移行

項目	第5期目標	第6期目標
地域生活移行者数	平成32年度末に平成28年度末の施設入所者数(36人)の9%以上の移行	令和5年度末に令和元度末の施設入所者数(39人)の6%以上の移行
施設入所者の削減数	平成32年度末に平成28年度末の施設入所者数(36名)の2%以上の削減	令和5年度末に令和元年度末の施設入所者数(39名)の1.6%以上の削減

活動指標

・訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数
・生活介護の利用者数、利用日数
・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
・就労移行支援の利用者数、利用日数
・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
・短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用数
・自立生活援助の利用者数
・共同生活援助の利用者数
・地域移行支援の利用者数
・地域定着支援の利用者数
・施設入所支援の利用者数

２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	第5期目標	第6期目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成32年度末までに、1ヶ所以上の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。	県のみ目標設定 （入院3ヶ月、6ヶ月、1年時点の退院率）

・精神障がい者における地域移行支援の利用者数
・精神障がい者における地域定着支援の利用者数
・精神障がい者における共同生活援助の利用者数
・精神障がい者における自立生活援助の利用者数
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

３．障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実

項目	第5期目標	第6期目標
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上の地域生活を支援する拠点を整備する。	
地域生活支援拠点等の数		設置個所数
運営状況の検証及び検討の回数		市町村または圏域ごと1拠点以上を確保しつつ、機能充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討する。（設置個所数・検討実施回数）

４．福祉施設の利用者の一般就労への移行

項目	第5期目標	第6期目標
一般就労への移行者数	平成32年度中に平成28年度の福祉施設から一般就労へ移行した人数（2人）の1.5倍以上。	令和5年度中に令和元年度の福祉施設から一般就労へ移行した人数（4人）の1.27倍以上。 就労移行支援　令和元年(1人)の1.3倍 就労継続支援A型　令和元年(1人)の概ね1.26倍 就労継続支援B型　令和元年(2人)の概ね1.23倍
就労移行支援事業利用者数	平成32年度末に平成28年度末の就労移行支援事業利用者の2割以上増加。	目標設定は無し
職場定着率の増加 （新規）		福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援を利用する。
		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

・就労移行支援の利用者数・利用日数
・就労定着支援の利用者数

５．就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の割合　　削除

項目	第5期目標	第6期目標
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	平成30年度～平成32年度において、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合が50%を目指す。	目標設定は無し

６．相談支援体制の充実・強化等　　新規

項目	第5期目標	第6期目標
総合的・専門的な相談支援		実施回数
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数		支援件数
地域の相談機関と連携強化の取組		実施回数

７．障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築　　新規

項目	第5期目標	第6期目標
障がい福祉サービス等に係る各種研修		県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市町村職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無とその実施回数

第２期障がい児福祉計画成果目標及び活動指標について

成果目標

１　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	第1期目標	第2期目標
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上設置する。	令和５年度末までに、市または圏域に１ヶ所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成32年度末までに、市または圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	令和５年度末までに、市または圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

２　主に重心障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	第1期目標	第2期目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	平成32年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上確保する。	令和５年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上確保する。

３　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	第1期目標	第2期目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。	令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等コーディネーターの配置		令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

活動指標

○児童発達支援の利用児童数、利用日数
○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
○障がい児相談支援の利用児童数
○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

令和2年度東御市障害者総合支援協議会スケジュール

実施年月	第4次障がい者計画	第6期障がい福祉計画	第2期障がい児福祉計画	県
5月～6月	◎事業所及び団体との意見交換会 1 事業所 ・ちいさがた福祉会　5月28日 ・岩井屋　5月13日 ・ひまわりの丘　6月 2日 ・リカバリー　5月26日 ・笑明日　5月20日 ・みまき福祉会　5月14日 ・東御市社協　6月17日 2　団体 ・東御市身体障がい者福祉協会　5月27日 ・陽だまりの会　6月10日 ・東御市手をつなぐ育成会　5月18日 ・はこべの会　5月27日 ・ピカソクラブ　5月27日			
6月～7月	◎アンケート調査実施・集計 ・アンケート配布：6月上旬 ・アンケート回答期間：6月上旬～6月下旬 ・アンケート集計期間：7月上旬～7月下旬 依頼者数　回答者数　回収率 障がい者向けアンケート　796名　327名　41.1% 一般市民向けアンケート　960名　380名　39.6%			・第5期障がい福祉計画の進捗状況の報告
8月	◎第1回東御市障害者総合支援協議会　8月21日 ・概要説明・第3次障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児計画のPDCA アンケート結果、意見交換会結果			
8月～9月	・素案作成			◎9月下旬 市→保健福祉事務所 第6期・第2期計画中間報告
10月～11月	◎第2回東御市障害者総合支援協議会 ・素案に対する意見聴取 ◎素案改正			
12月	◎庁議で説明 ◎議会説明（12月議会全員協議会） ◎パブリックコメントの実施			
1月中旬～下旬	◎第3回東御市障害者総合支援協議会 ・パブリックコメント反映、計画原案決定			◎1月上旬　市→保健福祉事務所 第6期・第2期計画最終報告 ◎1月中旬　保健福祉事務所→県 第6期・第2期計画最終報告
2月中旬	◎庁内手続き ・決裁等			
3月	◎印刷・製本 ◎配布			

別紙3

議事録

会議等の名称	第２回東御市障害者総合支援協議会	開催日時	令和２年11月18日 13時30分～15時30分
		場　所	東御市総合福祉センター ３階　講堂
主催者(事務局)	福祉課福祉援護係	司会者	深井福祉課長
出席者	山口正彦会長、荻原太郎副会長、松林裕子委員、両角幾雄委員、栁澤智子委員 井出容子委員、小林里枝委員、間島睦子委員、小林末男委員、堀幸代委員、 池内敬志委員、石上王貴委員、 アドバイザー：上小圏域障害者総合支援センター　橋詰正 中條健康福祉部長、深井福祉課長、荒井福祉援護係長 福祉援護係　田中、山路、土屋　　（傍聴人あり）		
欠席者	池本知恵子委員、西澤唯治委員		

討議内容 及び経過	（発言者名）	（発言内容）
議題 (1) 第４次障がい者計画素案について	事務局	資料１、資料２Ｐ１～３について説明
		質疑応答なし
	事務局	資料２について説明
	山口正彦会長	50 ページの支援図について、冊子にするときはどのような形で掲載するのか。
	事務局	欄外の巻末資料に掲載を予定しています。
	石神王貴委員	資料２の 25 ページ辺りは児童、生徒と使い分けているが、資料１の８ページでは児童のみの表記になっている。表では中学生や高校生も含まれているため、「児童・生徒数」と表記をしてほしい。
	事務局	児童および生徒数と修正させていただきます。

第６期東御市障がい福祉計画素案について	井出容子委員	資料２では「現状と課題」「施策の方向」となっているが、「施策の方向」について、サービス利用についての説明が施策の方向の記載だとわかりづらい。 また、地域包括システムについて、発達障害の子供については上手く連携できている。しかし、知的障がいや身体障がいの方で今のところ自立している人が何かあったときに迅速に連携できるシステムができると良い。医療と福祉の連携やボランティアもより増えると良い。精神障がい者のボランティアは最近はなく、精神障がい者は関わりを持つのが難しいので、養成講座などの機会をお願いしたい。 東御市ではヘルプマークの数がどのようになっているのか教えてほしい。
	事務局	１つ目の現状の課題と施策の方向がリンクしていないとの質問について、現状の課題から施策の方向性が見えるようにもう一度精査します。 ２つ目の地域包括ケアシステムについて、現在自立して生活している方が緊急時にすぐに対応できる仕組みづくりのための医療や福祉の連携についても施策の方向に盛り込みたいと思います。 ３つ目のヘルプマークが何件かという質問について、聴覚障がい者協会の約 20 名の方には全員に配布し、視覚障がい者の方にも１、２名ほど配布している。その他は高齢者や妊娠している方、怪我をされている方に配布をしています。 第１章１節の「利用方法がわからない」などの施策の方向について、施策の方向の２にある「相談支援体制・情報提供の充実」に情報提供の方法は盛り込んではいるが、内容がわかりにくいという意見であったためもう少しわかりやすくなるよう検討したいと思います。
	事務局	資料３について説明
	山口正彦会長	資料２の２ページの施策体系「Ⅱ人権尊重と社会参加を促進するために」に新たに「③障がい者差別解消の推進」が設けられたが、第６期障がい福祉計画のなかのどこに記載されているのか具体的に教えてほしい。

第２期東御市障がい児福祉計画素案について	事務局	第４次障がい者計画と第６期障がい福祉計画は、法律が違うため全く別の計画になっています。質問にあった施策体系は第４次障がい者計画の内容になります。
	山口正彦会長	最終的に一冊にするということは、第４次障がい者計画や第６期障がい福祉計画が施策に基づいて作成しないとおかしいのではないか。 また、新しい項目に意思決定支援、成年後見制度の推進とあるが、資料３の 27 ページの「２－４成年後見制度利用支援事業」について、積極的に推進していくと説明があったが前計画と変わりがあまり見られない。見込量や実績にも「実施」のみの記載しかなく、前向きに見えないため詳しく説明をしてもらいたい。
	事務局	資料２の施策体系については、第４次障がい者計画に特化したものです。第６期障がい福祉計画では、関連しないものもあり全く別物になります。
	山口正彦会長	今まで別の冊子で作成していたため良かったが、一冊にまとめるのであれば、施策の体系は共通したものでなければならないのではないか。
	事務局	もう一度精査します。また、見込量や実績に「実施」の記載について、国から実施か実施していないかのどちらかで記載すると来ているため、このような記載しかできないようになっております。
	事務局	資料４について説明
	小林里枝委員	現在のペアレントメンターの数について教えていただきたい。
	事務局	近日中に県から数字が来る予定となっているので正確な数値は現状ではわかりません。
	山口正彦会長	以上を持ちまして協議事項を終了とする。

令和２年度第２回東御市障害者総合支援協議会次第

日時：令和２年11月18日（水）
午後１時30分～
場所：東御市総合福祉センター
３階　講堂

１ 開会

２ あいさつ

３ 協議事項
（１）第４次障がい者福祉計画素案について
第６期東御市障がい福祉計画素案について
第２期東御市障がい児福祉計画素案について

（２）令和２年度東御市障害者総合支援協議会スケジュールについて

４ その他

５ 閉会

第４次東御市障がい者計画（素案）

計画期間：令和３年度～令和８年度

第６期東御市障がい福祉計画（素案）
第２期東御市障がい児福祉計画（素案）

計画期間：令和３年度～令和５年度

東御市

計画の策定にあたって

１．計画の趣旨

障がいのある人が、地域で安心して生きがいを持って生活するとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向を目指します。これを実現するために、障がい者の自立と社会参加支援のための施策の一層なる推進を図るため、国においては、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 4 次障害者基本計画」が策定され、長野県においても、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間を計画期間とする「長野県障がい者プラン 2018」が策定されています。

国おいては法制度の改正も進められ、平成 25 年度には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。

さらに、「障がい者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」が施行されるなど、障がい者の自立と社会参加を推進するための制度的な取組みが進展しております。

本市においては、平成 28 年から令和 2 年までを計画期間として、第 3 次にあたる「東御市障がい者計画」を策定し、多様化かつ増加傾向にある障がい者ニーズに対応した総合的な福祉施策の推進を図ってまいりました。

今回、現行の計画が令和 2 年度で最終年度を迎えることから計画の見直しを行い「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」ために、令和 3 年度から令和 8 年度までを新たな計画として本計画を策定するものです。、

また、 自立した日常生活支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした具体的な推進計画になっている、「第 6 期東御市障がい福祉計画」及び障がい児に特化した計画である「第 2 期東御市障がい児福祉計画」を現行の計画の見直しを行うとともに令和 3 年度から令和 5 年度までを新たな計画期間として策定するものです。

２．計画の位置づけ

「第４次東御市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第３項に、「第６期東御市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条及び第 89 条に、「第２期東御市障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 及び第 33 条の 22 に基づき策定を義務づけられた法定計画であり、理念計画及び障害福祉サービス等の確保に関する計画です。

また、これらの計画は、「第４次東御市地域福祉計画」を上位計画とする実施計画となり、他の福祉関係計画との整合及び連携を図るものとします。

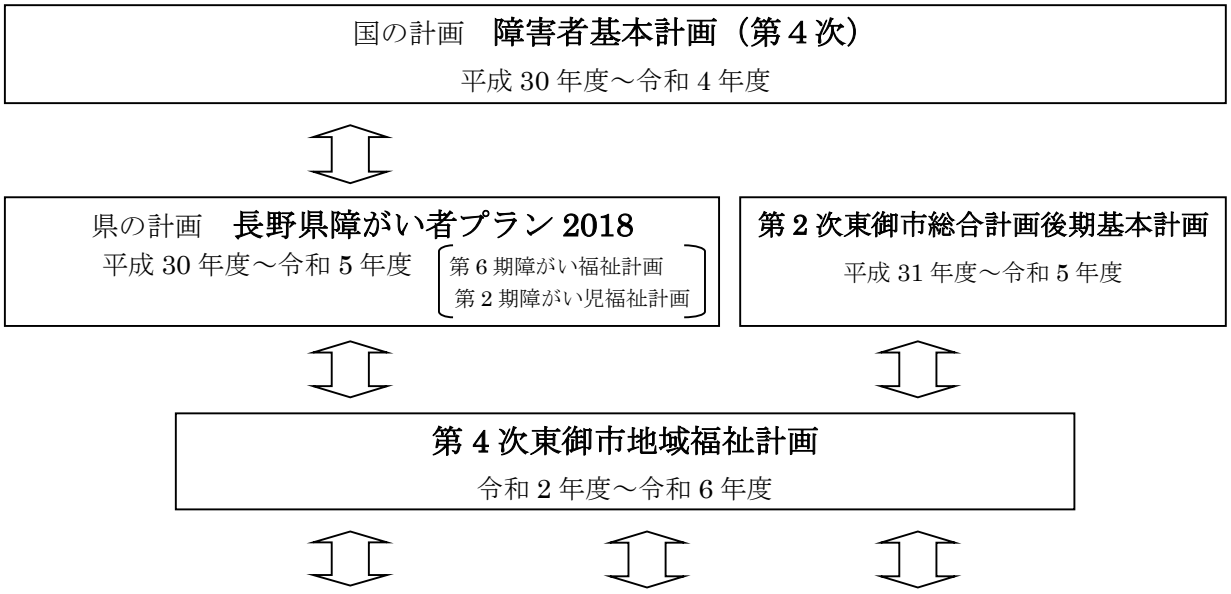

東御市 福祉関係計画	**第６期東御市障がい福祉計画** **第２期東御市障がい児福祉計画**	**令和３年度～令和５年度**
	第４次東御市障がい者計画	**令和３年度～令和８年度**
	高齢者福祉計画	**令和３年度～令和５年度**
	介護保険事業計画	**令和３年度～令和５年度**
東御市 他の計画	子ども・子育て支援事業計画	**令和２年度～令和６年度**
	健康づくり計画（健康とうみ 21）	**平成 28 年度～令和６年度**
	自殺対策計画	**令和２年度～令和６年度**
	教育基本計画	

3. 計画の期間

「第４次障がい者計画」は、令和３年度から令和８年度末までの６年間、「第６期障がい福祉計画」と「第２期障がい児福祉計画」は、令和３年度から令和５年度までの３年間の目標値を設定し策定します。

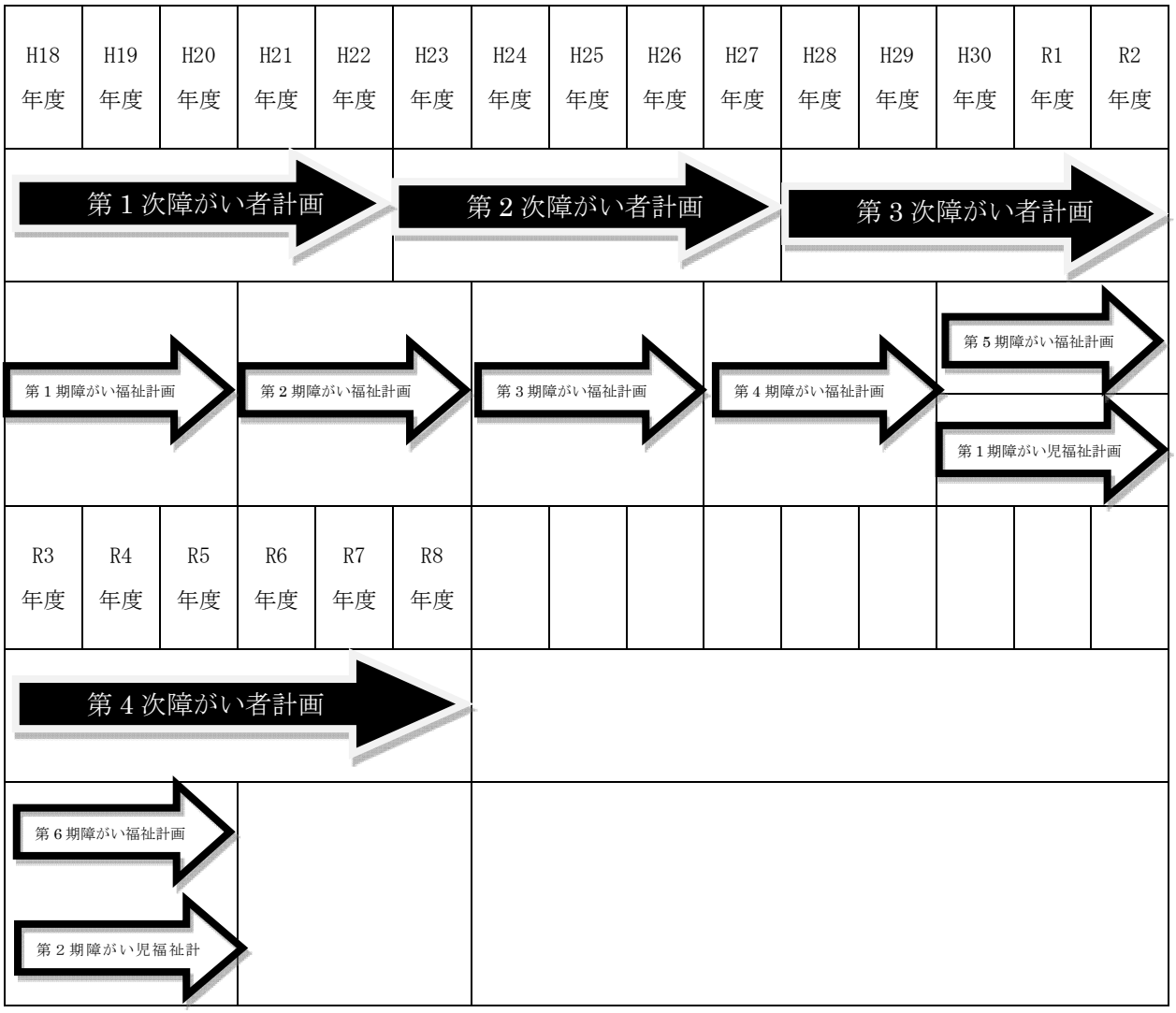

4. 計画策定の経緯

この計画の策定に当たっては、障がい者･児やその関係団体、また、福祉関係者等の幅広い皆様からの意見聴取とニーズの把握を行いました。

（１）東御市障害者総合支援協議会の開催

障がい者･児団体、福祉関係者、教育関係者など、各分野の代表者 14 名で構成する「東御市障害者総合支援協議会」において計画案を審議し、その意見を踏まえた上で計画を策定しました。

（２）障がい者団体及び福祉サービス事業所との意見交換会の開催

東御市身体障がい者福祉協会をはじめ、市内の当事者団体や家族会である 7 団体の皆様と計画策定にあたり意見交換会を行うとともに、７つの福祉サービス事業所と現状や課題更には今後の施策について協議を行いました。

（３）アンケート調査の実施（令和 2 年 6 月 15 日～7 月 10 日）

障がい者･児の方を対象に、障がい福祉サービスに関すること、日常生活に関すること等のアンケート調査を実施しました。

【送付者数：796 人　回答者数：327 人　回収率：41.1%】

同時に、一般市民向けにも、住民基本台帳から無作為に抽出し、アンケート調査を実施し、障がい全般についてのご意見伺いました。

【送付者数：960 人　回答者数：380 人　回収率：39.6%】

（４）パブリックコメントの実施（期間：令和 2 年 12 月～3 年 1 月）

計画の原案をホームページや公共施設の行政資料コーナーなどで公開することにより、幅広く市民の皆様の意見や提案をお聴きし、計画策定過程の透明性を図るとともに、広く意見の収集に努めました。

5. 障がい者の状況

（１）障がい者全体の状況

（単位：人）

比較項目	H27.4.1 現在	R2.4.1 現在	増減
総人口	30,850	29,945	-905
うち高齢者 （65 歳以上）	8,543	9,306	+763
高齢者の 占める割合	27.69%	31.07%	+3.38%
障がい者手帳 所有者数	1,781	1,818	+37
うち高齢者 （65 歳以上）	1,063	1,042	-21
高齢者の 占める割合	60.0%	57.3%	-2.1%

（住民基本台帳及び障がい者統計より）

平成 27 年度から令和 2 年度までの 5 年間で、総人口が 900 人余り減少したもの、障がい者手帳所有者数は、特に、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所有者の増加に伴い 37 人の増加となり、総人口に占める手帳所有割合は、上昇しています。

また、障がい者に占める 65 歳以上の高齢者数は、57.3％であり 2.１％減少しましたが、以前として高い割合にあります。

このような状況を踏まえ、精神保健の予防施策を強化するとともに、高齢者部門とも連携を深め、総合的な障がい者施策の更なる推進が求められております。

（２）身体障がい者手帳所有者数及び等級別年齢別人数

（単位：人）

障がい等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H26.3.31 現在Ⓐ	238	192	308	388	117	116	1,359
H29.3.31 現在	245	174	282	367	112	107	1,287
R2.3.31 現在Ⓑ	262	168	243	345	97	92	1,207
増　　減Ⓑ―Ⓐ	24	▲24	▲65	▲43	▲20	▲24	▲152
18歳未満	5	2	1	4	0	0	12
18歳～64歳	66	40	39	54	39	13	251
65歳以上	191	126	203	287	58	79	944

（障がい者統計より、年齢別人数はR2.3.31現在）

平成26年から令和2年までに152人減少しています。年齢別で見ると、65歳以上の高齢者が全体の約8割を占めており、身体障がい者の高齢化も顕著となっています。また、重度の1級は増加傾向であり、2級から6級は減少しております。

（３）療育手帳所有者数(重症心身障害者含む）及び等級別年齢別人数

（単位：人）

障がい等級	A1	A2	B1	B2	計
H26.3.31 現在Ⓐ	62	5	64	85	216
H29.3.31 現在	69	4	79	94	246
R2.3.31 現在Ⓑ	71	2	88	111	272
増　　減Ⓑ―Ⓐ	9	▲3	24	26	56
18歳未満	11	0	16	30	57
18歳～64歳	53	2	61	77	193
65歳以上	7	0	11	4	22

（障がい者統計より、年齢別人数はR2.3.31現在）

平成26年から令和2年までに56人増加しています。等級別でみるとB1とB2の手帳所持者が50人増加しており、全体の約7割を占めています。軽度の知的障がいと発達障がいが重複している児童も増加傾向にあります。

（４）精神障害者保健福祉手帳所有者数及び等級別年齢別人数

（単位：人）

障がい等級	1 級	2 級	3 級	計
H26.3.31 現在Ⓐ	101	93	23	217
H29.3.31 現在	132	128	23	283
R2.3.31 現在Ⓑ	158	154	27	339
増　　減Ⓑ―Ⓐ	57	61	4	122
18 歳未満	0	3	2	5
18 歳～64 歳	116	124	18	258
65 歳以上	42	27	7	76

（障がい者統計より、年齢別人数は R2.3.31 現在）

精神障がいに係る手帳の所有者数は、過去 6 年間で 122 人増加しており、約 1.5 倍増加しています。特に、昨今の経済情勢や社会環境などの急激な変化が影響し、高い増加率を示しています。

また、発達障がいへの理解と支援が求められているなか、発達障がいについても、精神障害者保健福祉手帳の取得が可能となり、増加の一因となっております。

今後は、福祉サービスの充実を図りながら、精神保健分野における一層の支援が求められています。

（５）自立支援医療（精神通院公費）受給者数

（単位：人）

	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	計
H26.3.31 現在Ⓐ	14	272	53	339
H29.3.31 現在	21	352	85	458
R2.3.31 現在Ⓑ	21	398	111	530
増　　減Ⓑ―Ⓐ	7	126	58	191

自立支援医療（精神通院公費）受給者数は 530 人で、過去 6 年間で約 1.5 倍の増加となっています。これは現代社会における生活環境や社会状況の変化により、個人に対する精神的なストレスの増大に要因があると言われています。心の健康づくり、相談業務等の更なる強化が必要です。

（６）発達障がいの診断を受けた児童、生徒数

（単位：人）

	就学前	小学生	中学生	高校生	高校卒業生	計
H26.10.31 現在Ⓐ	11	37	12	12	3	75
H29.10.31 現在	8	52	21	18	10	109
R2.10.31 現在Ⓑ	10	39	37	24	9	119
増　　減Ⓑ―Ⓐ	▲1	2	25	12	6	44

（特別児童扶養手当受給者統計より　R1.10.31 現在）

発達障がいの診断を受けた児童数は、平成 26 年 10 月から令和 2 年 10 月までの間で約 1.5 倍増加しており、なかでも小学生から高校生までの間に診断を受ける児童が全体の 9 割以上を占めています。特に、中学生で診断を受けた児童が急増しておりますが、これは、発達障がいに対する理解の高まりや、早期発見や支援体制等の環境が整備されてきたことが増加の要因の一つだと考えられます。

（７）特別支援学級の児童、生徒数

（単位：人）

	小学校	中学校	計
知的障がい学級	40	16	56
情緒障がい学級	51	39	90
計	91	55	146

（教育委員会統計より　R2 年 5 月現在）

東御市の障がい福祉サービス事業所一覧

1.訪問系サービス事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
ヘルパーステーションみまき	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	布下37	61-6020	61-6003
東御市社会福祉協議会	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	鞍掛197番地	62-4455	64-5695
ニチイケアセンターとうみ	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	加沢1174-2	61-0180	61-0182
ニチイケアセンターかのう	居宅介護・重度訪問介護	海善寺854－123	62-6800	62-6801
介護サービス　ほっとスマイル	居宅介護・重度訪問介護	和1857番地4	62-5186	62-5184

2.日中活動系サービス事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
ケアポートみまき	生活介護（基準該当）	布下6番地1	61-6022	61-6003
さんらいずホール	就労継続支援（Ｂ型） 自立訓練（生活訓練） 就労移行	鞍掛103-1	64-7201	64-7203
さんらいずホールらくどう・ダーチャ	就労継続支援（Ｂ型）	常田889-1	62-0680	63-1220
くらら島川原	就労継続支援（Ｂ型）	島川原290-1	67-1123	67-1123
くらら布下	就労継続支援（Ｂ型）	島川原290-11	67-1952	67-1952
ナナーラ	生活介護・短期入所	祢津351-1	63-6660	63-6272
宅幼老所岩井屋	生活介護（基準該当）	田中220	64-1439	75-1387
岩井屋館	短期入所（男性のみ）	田中37-5	64-1439	71-5097
台地の駅御牧原岩井屋	就労継続支援（Ｂ型）	御牧原1402-1	75-7596	75-7597
ひまわりの丘	生活介護	布下617-1	71-5481	71-5481
ワーク　えみあす	就労継続支援（Ｂ型）	八重原2418－12	71－0630	71-0631

3.児童通所サービス事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
宅幼老所岩井屋	児童発達支援・ 放課後等デイサービス（基準該当）	田中37-5	64-1439	75-1387
岩井屋こども館	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	御牧原1402-1	75-7596	75-7597
キッズ　えみあす	放課後等デイサービス	八重原2418－12	71－0630	71-0631

4.居住系サービス事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
円居	グループホーム	田中234-2	63-0025	—
やわらぎ	グループホーム＋サテライト（１）	和3198-1	63-6660	—
グループホームリカバリー	グループホーム	田中221-3	75-8072	71-6747
岩井屋館	グループホーム（男性のみ）	田中37-5	64-1439	75-1387

5.計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
東御障がい者相談センター　さくら	計画相談支援	田中185-2	75-0603	75-0603
リカバリー相談支援事業所	計画相談支援・地域移行支援・ 地域定着支援	田中221-3	75-8072	71-6747
岩井屋障害者（児）相談支援室	計画相談支援・障がい児相談支援	田中37-3	64-1439	75-1387
相談支援センターひまわりの丘	計画相談支援・障がい児相談支援	布下617-1	71-5481	71-5481
相談支援センター　みまき	計画相談支援	布下37	61-6000	61-6008
笑明日相談支援室	計画相談支援・障がい児相談支援	八重原2418－12	71－0630	71-0631

第４次東御市障がい者計画

計画期間：令和３年度～令和８年度

計画の基本理念と基本方針　（第４次障がい者計画）

本計画の施策を展開するうえで、その中心な位置づけとなる「基本理念」及び、その理念を支える４つの「基本方針」を示します。

（１）基本理念

◆誰もが、自分らしく暮らせる、まちを目指す◆

第２次東御市総合計画後期基本計画に基づき、障がい福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図るとともに、障がいのある人もない人も、尊重し合って地域で安心して暮すことができる共生社会の実現を目指します。

（２）基本方針

これまでの第３次東御市障がい者計画及び長野県障がい者プラン 2018 等を参考に、次の４つの基本方針を定めました。

◆社会的に自立し、自分らしく生きるために◆

障がい者の自己決定を尊重し、住みなれた地域自分らしくで安心した生活が送れるよう、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、就労をはじめとする多様なニーズにきめ細かな支援施策を展開します。

◆人権尊重と社会参加を促進するために◆

ノーマライゼーション理念に伴い、障がいのある人もない人も、誰もが社会の一員として様々な活動に参画できるよう、権利擁護の推進と社会参加の促進が図られる施策を充実します。

また、障がい者虐待防止と障がい者差別解消の対策を強化するとともに、意思決定支援と成年後見制度の推進を図ります。

◆共生社会を実現するために◆

障がい者と地域住民が、地域、生活、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

また、障がい児において、ライフステージに応じた、切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備行うために、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の更なる連携を推進します。

◆安心して生活するために◆

障がい者が地域で安心して暮らすことができるように、バリアフリー化対策をはじめとする生活環境の整備や防災、防犯対策の充実を図るとともに、ボランティアや福祉人材の養成や確保に取り組みます。

第4次障がい者計画施策体系（案）

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

Ⅰ．社会的に自立し、自分らしく生きるために

- １．福祉サービスの充実
  - ①障がい者・児の福祉サービスの充実
  - ②相談支援体制・情報提供の充実
- ２．移動支援対策の推進
  - ①移動支援の充実
  - ②移動に関する助成事業の推進
- ３．生活安定支援施策の充実
  - ①給付事業・助成事業の推進
- ４．雇用と就労支援の強化
  - ①就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発
  - ②一般就労の促進と定着支援
  - ③福祉的就労の充実

Ⅱ．人権尊重と社会参加を促進するために

- １.障がいへの理解と権利擁護の推進
  - ①相互理解の推進
  - ②虐待防止の推進
  - ③障がい者差別解消の推進
  - ④意思決定支援、成年後見制度の推進
- ２．交流・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援の充実
  - ①コミュニケーション施策の推進
- ３．余暇活動の充実
  - ①スポーツ・文化芸術活動の推進
  - ②交流ふれあい事業の推進

Ⅲ．共生社会を実現させるために

- １．療育体制の充実
  - ①地域療育ｼｽﾃﾑの充実
  - ②一人ひとりに応じた教育の推進
  - ③副学籍の推進
  - ④家族支援
- ２．保育、医療、教育、福祉、労働等の連携支援の強化
  - ①早期発見、早期支援の充実
  - ②切れ目のない支援の推進
- ３．多様な障がいに対する支援
  - ①発達障害等への支援の充実
  - ②医療的ケア児の支援体制の充実
- ４．地域生活への移行支援
  - ①地域移行の推進
  - ②居住の確保
- 5.　地域包括ケアシステムの充実
  - ①包括的な支援体制の整備
  - ②地域生活を支えるサービス等の充

Ⅳ．安心して生活するために

- １．福祉のまちづくりの推進
  - ①人にやさしい福祉のまちづくりの推進
  - ②ボランティア活動の推進
  - ③福祉人材の養成確保
- ２．生活環境基盤整備の推進
  - ①公共施設等の整備
  - ②住環境の整備
  - ③道路環境の整備
- ３．保健・医療サービスの充実
  - ①健康づくりの推進
  - ②社会的リハビリテーションの充実
  - ③難病対策の推進
  - ④医療費の自己負担軽減
- ４．防災・防犯対策の推進
  - ①防災対策の推進
  - ②防犯体制の充実

第1章
社会的に自立し、
自分らしく生きるために

第１節　福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者の人数は年々増加傾向にあり、それに伴いサービスの利用人数及び利用量も増加傾向にあります。障がい福祉サービスを利用している障がい者は障がい者手帳を所持している方の約 25%という状況ですが、「サービスを利用していない理由」（アンケート結果※1）では約３割の方が「利用方法がわからない」という回答をしており、また、障がい者団体からは「受けられるサービスがわからない」「サービスがあっても使いこなせない」との意見があり、制度や福祉サービスの情報が行き届いていない現状や、制度やサービスのことがわからずにサービスを利用していない人がまだまだ多くいるということが伺えます。

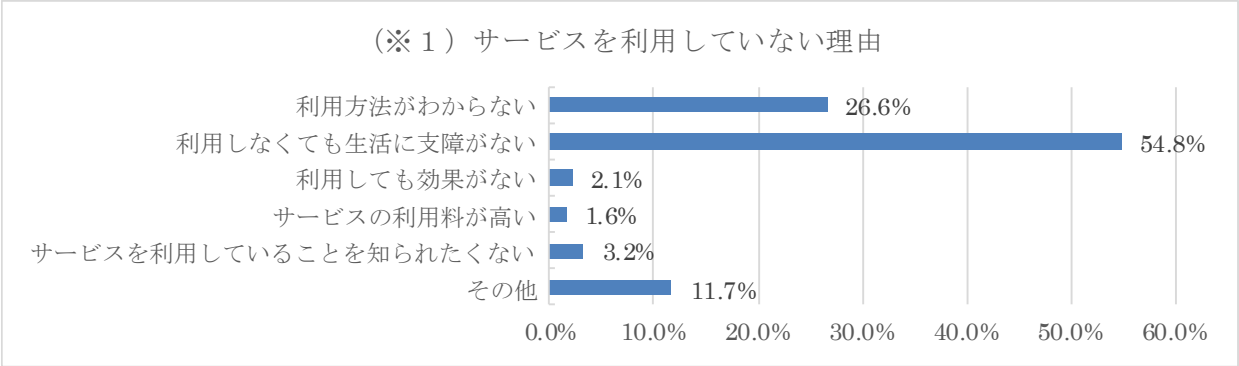

障がい者は複数の障がいを持っていたり、また、障がい特性の多様化がみられることから、個々の障がいの特性やニーズに応じた計画的、効果的な障がい福祉サービスの提供が求められていますが、「サービスを利用する上で困っていること」（アンケート結果※2）では「サービス事業者が少ない」「サービスに関する情報が少ない」という回答が上位を占めており、障がい者団体・障がい福祉サービス事業所からは「選択できるほどの事業所や社会資源が無い」「夜間の支援体制が不十分」との意見があり、情報提供の仕組みづくりや基盤整備が課題となっています。

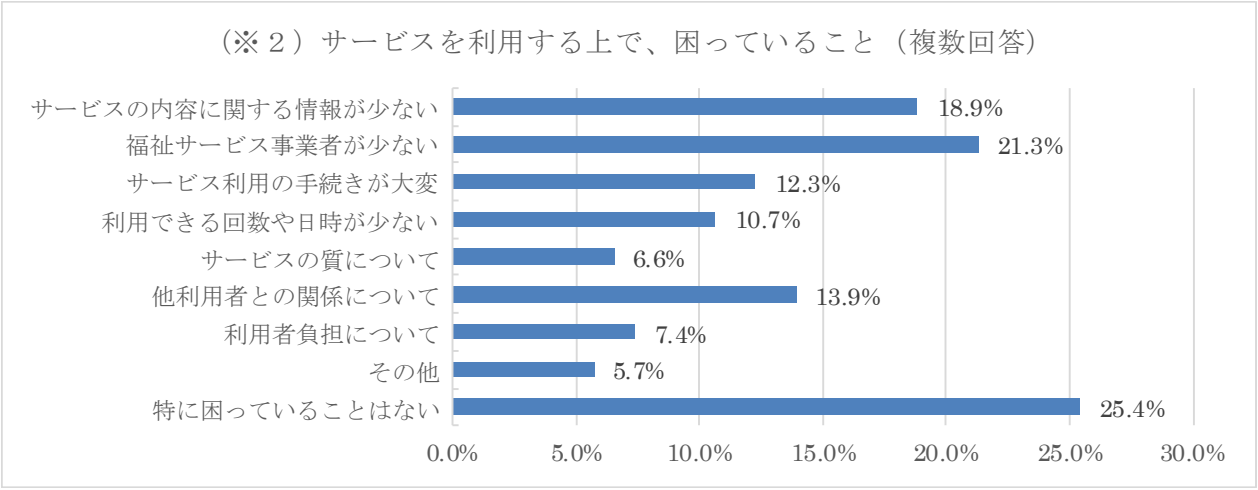

障がい者が生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、障がい者自身や家族の意向に基づき必要なサービスを受けられる体制整備が必要であり、本市では、計画相談支援において作成した利用計画に基づき、一人一人の状態やニーズに応じたサービスの提供ができるよう体制の強化を図ってます。アンケートによりますと「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果※3）では、障がい者は日々様々な悩みを抱えており、中でも「高齢になったときのこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が全体でも高い割合を占めており、将来に対する不安が伺える結果となりました。「心配ごとや悩みごとを相談できる人」（アンケート結果※4）によると相談相手については、約 6 割の方が「家族・親せき」と回答しており、また、障がい者団体からは「本人も家族も困っているが、誰に相談して良いかわからない。」との意見があり、家族・親せき以外で気軽に相談ができる場所があまりない状況にあります。

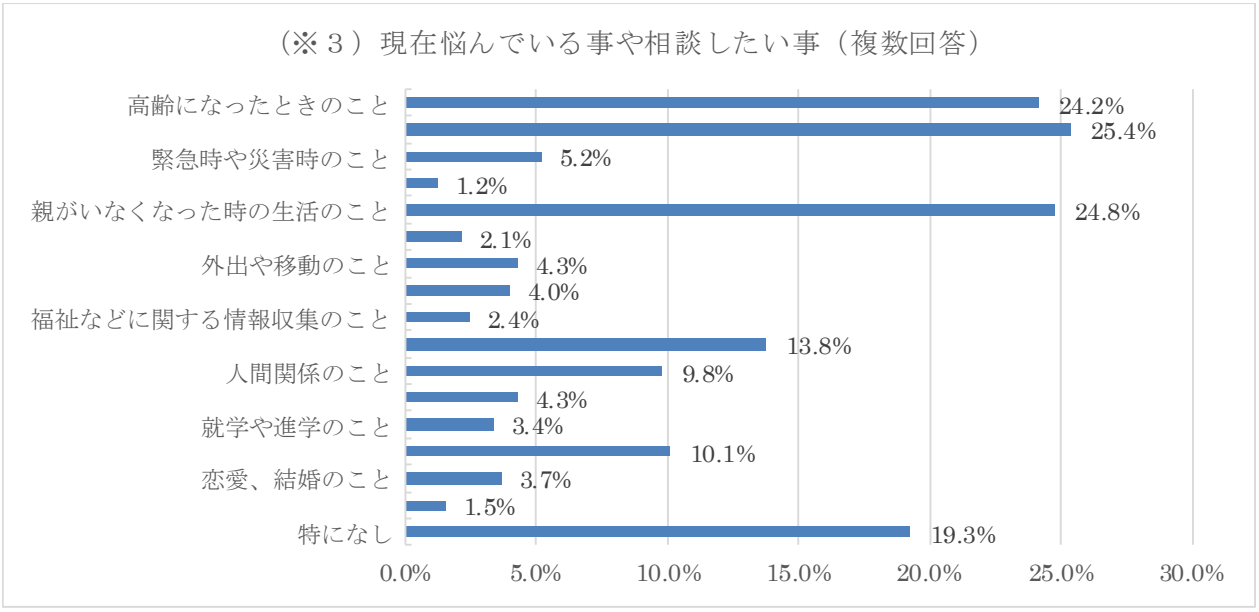

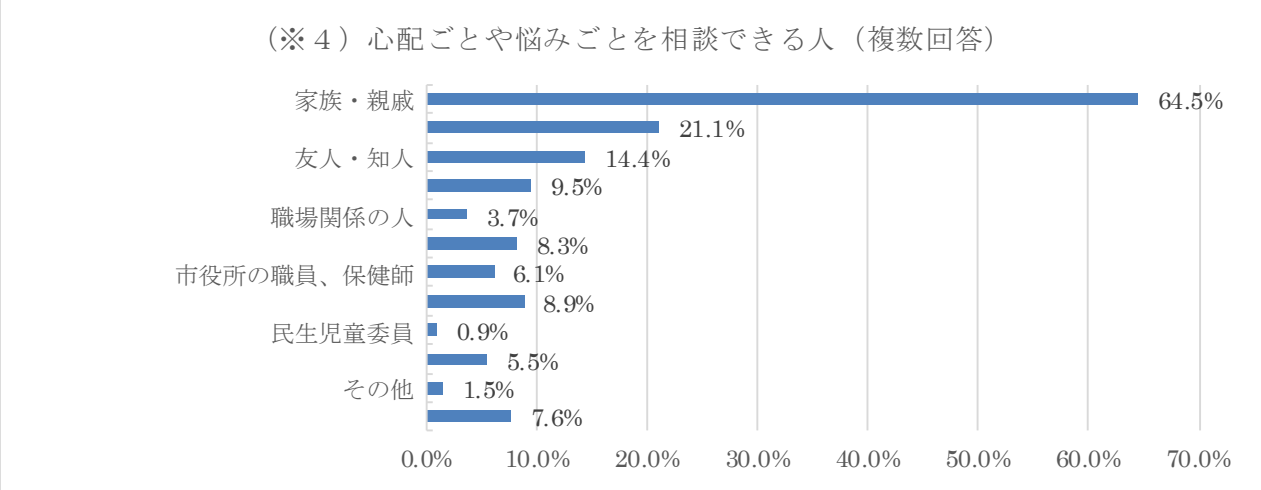

（※1）～（※4）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．障がい者・児の福祉サービスの充実

(1) 障がい者・児が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制の充実及び質の向上を図ります。

(2) 障がい者・児やその家族のニーズに対応できる障がい福祉サービスの整備・拡充を図り、社会資源の充実に努めます。

(3) 障がい福祉事業所同士の情報交換や意見交換を通じて、質の高いサービスの提供や事業所間の連携体制の強化を目指します。

(4) グループホーム開設の促進や短期入所の受け入れ施設の拡充を図り、夜間の支援体制を整え、地域で自立した生活が送れるように支援します。

２．相談支援体制・情報提供の充実

(1) 相談支援事業所や相談支援専門員の質及び数を充実させ、障がい者やその家族の不安を軽減するとともに、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備します。

(2) 地域移行支援、地域定着支援が行える指定一般相談支援事業所の設置促進に取り組みます。

(3) 障がい者やその家族が悩みを抱え込んでしまわないよう、分かりやすく、気軽に相談できる相談窓口を目指します。また、多様化、複雑化する障がい者の課題に早期に気づき的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門的知識を有する職員を配置し、個々の障がい者に配慮した対応に努めます。

(4) 障がい福祉サービスや制度等の情報を必要な方に届けるために、市報等への掲載及びホームページの活用、福祉のしおりの作成及び配布、障がい福祉制度の説明会の開催等、障がい福祉に関する情報提供の充実に努めます。

第２節　移動支援対策の推進

【現状と課題】

障がい者が地域で生き生きとした日常生活を送るためには、外出する際の移動手段の確保など、移動の利便性を高める取り組みが求められていますが、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増しています。

「外出する時の主な交通手段」（アンケート結果※1)の結果では、現在は大半の人が自分や家族の運転で自動車による移動手段を取っていますが、高齢化により自動車を手放す障がい者やその家族が増加しており、今後の移動手段を確保することが課題となります。当市においては、デマンド交通により市民の足の一役を担っていますが、その他の公共交通機関が少ないため、自動車を身近で利用できない障がい者にとっては限られた公共交通機関等に頼らざるを得ない状況にあります。移動手段の確保については福祉有償運送などを含めた福祉の交通ネットワーク等の構築を高齢者部門と連携し、研究していく必要があります。

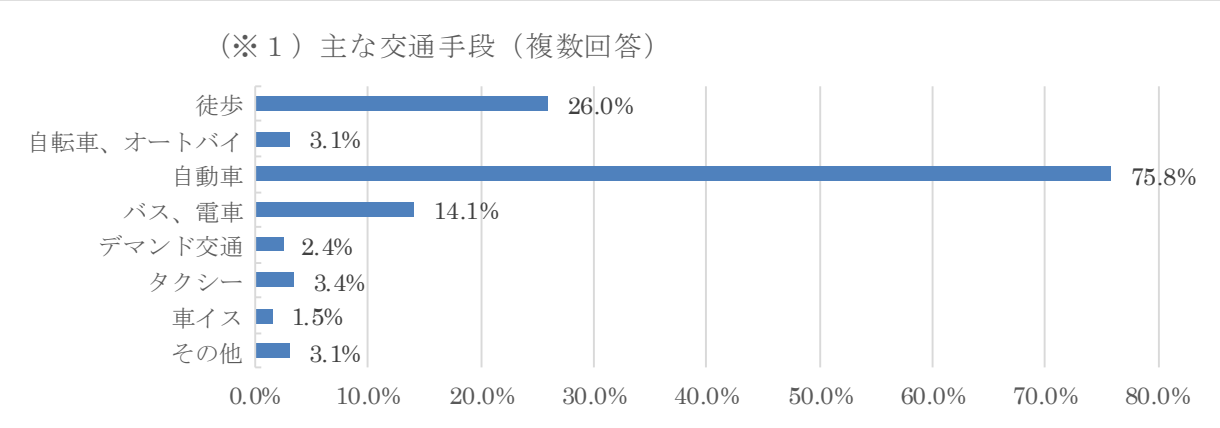

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．移動支援の充実

(1) 福祉有償運送サービス*1 の周知を図り、サービスの利用を促進します。

(2) 障がい者や高齢者の移動の利便性を高めるため、交通手段について先進事例を研究し検討していきます。

(3) ＪＲ・バス・タクシーなどの公共交通機関等の各種運賃・料金の割引についての周知に努めます。また、公共交通機関に対して障がい者に対する利用料割引制度の導入や割引額増額などについて理解や協力を求めていきます。

(4) 移動が困難な障がい者の社会参加等を促進するために、同行援護[*2]、行動援護[*3]、移動支援事業等の移動に関する支援の充実強化を図り、また、社会福祉協議会による車いすの貸し出しなど、外出支援を推進します。

２．移動に関する助成事業の推進

(1) 自動車運転免許取得に要する経費や自動車改造に要する経費の助成など、自家用車により外出する障がい者を支援します。

(2) 特定疾患を有する障がい者が医療機関に通院する場合の交通費の補助を行います。

(3) 障がい児施設への通園に要する経済的負担を軽減するため、交通費の助成を行います。

(4) 重度の障がい者が通院、社会参加その他の移動のために利用した福祉タクシーの運賃の助成を行います。

(5) 盲導犬等の補助犬を有している身体障がい者には、補助犬の飼育に要する費用を助成するとともに、補助犬に対する市民や事業者の理解を推進します。

(6) 重度の障がい者の生活範囲の拡大や社会参加を促進するため、タクシーを利用する場合に料金の一部（タクシー券）を助成する制度を充実します。

＊1 福祉有償運送サービス
身体障がい者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、タクシー等によっても十分な輸送サービスが提供されない場合、一定の要件を満たした NPO 法人等に対して自家用自動車による有償運送の例外許可を行い、福祉輸送サービスを確保する制度。

＊2 同行援護
視覚障がいにより、移動に困難を有する障がい者に、外出時において障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出時の必要な援助を行うサービス。

＊3 行動援護
知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄や食事等、行動する際の必要な援助を行うサービス。

第３節　生活安定支援施策の充実

【現状と課題】

昨今の高齢化に伴い、障がい者がいるの世帯の多くは、親亡き後の障がい者の生活維持に大きな不安を抱えています。「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果※1）により「高齢になったときのこと」「生活費などの経済的なこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が多い結果であり、親亡き後の経済的基盤の脆弱さの悩みが切実であり、経済的支援の充実が求められています。

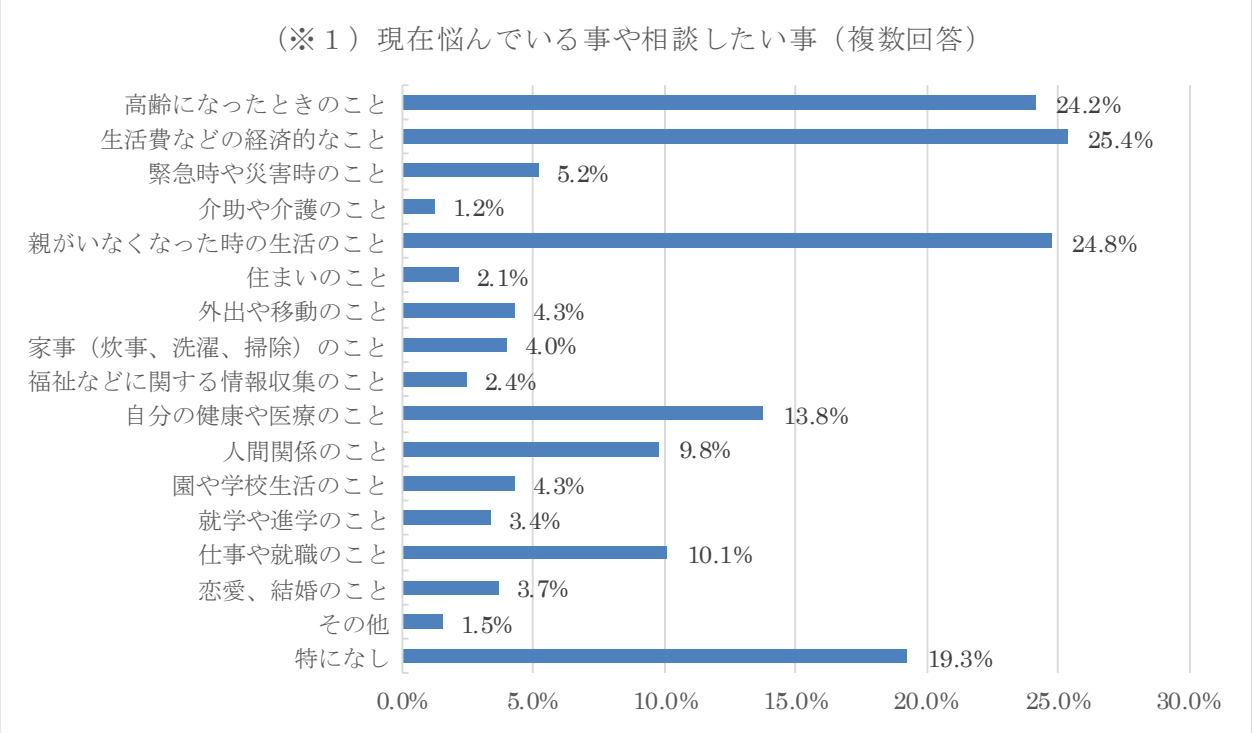

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．給付事業・助成事業の推進

(1) 障がい者に対する所得保障の柱である、障害年金制度の周知・啓発と手続きに関する支援を継続します。

(2) 各種福祉手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等）の周知及び給付により、障がい者や家族の日常生活の安定を図ります。

(3) 主に重度障がい者（児）を対象に医療費の自己負担分を助成します。

(4) 障がい者が市営住宅へ入居する際は、障がいの程度等に応じて家賃の減免や優先入居、単身入居等の措置を講じます。

(5) 心身障害者扶養共済制度[*1]について、制度の充実を県へ要望するとともに、制度内容の周知を進め加入促進を図り、加入者に対する助成を行います。

(6) その他、住民税の控除や自動車税、NHK 放送受信料等の減免、有料道路料金、携帯電話基本料等の割引など、各種制度やサービスについての周知に努めます。

＊1 心身障害者扶養共済制度

障がい者の保護者が加入し、障がい者に終身年金を支給する制度です。保護者が生前に掛け金を支払うことで、保護者に万一のことがあったとき、障がい者に終身年金が支給されます。

第４節　雇用と就労支援の強化

【現状と課題】

障がい者が生活を営む手段である以上に、地域社会の一員として社会参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を得ることは重要であり、障がい種別や個々障がい特性に応じたきめ細かい支援と多様な働き方が選択できる就労の場の確保が必要です。

「平日の日中の過ごし方」（アンケート結果※1）のアンケート結果では、平日の過ごし方について約３割の人が「自宅で過ごしている」と回答しており、「今後、収入を得る仕事をしたいか」（アンケート結果※2）のアンケート結果では、約５割強の人が「仕事をしたい」と回答しており、障がい者の就労に対する意識が高いことがうかがえます。

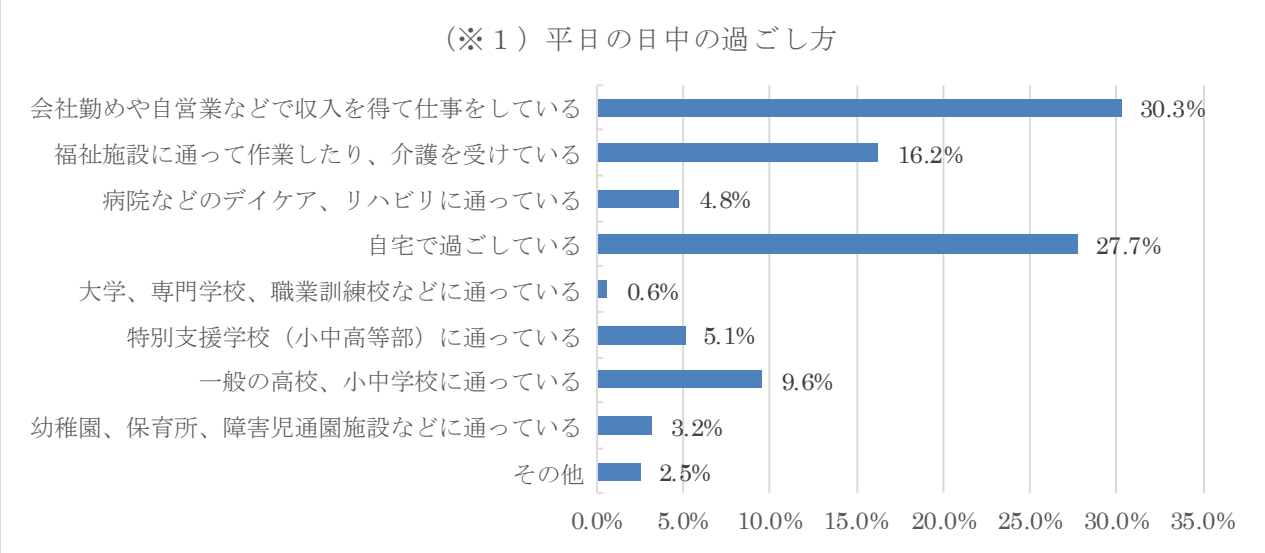

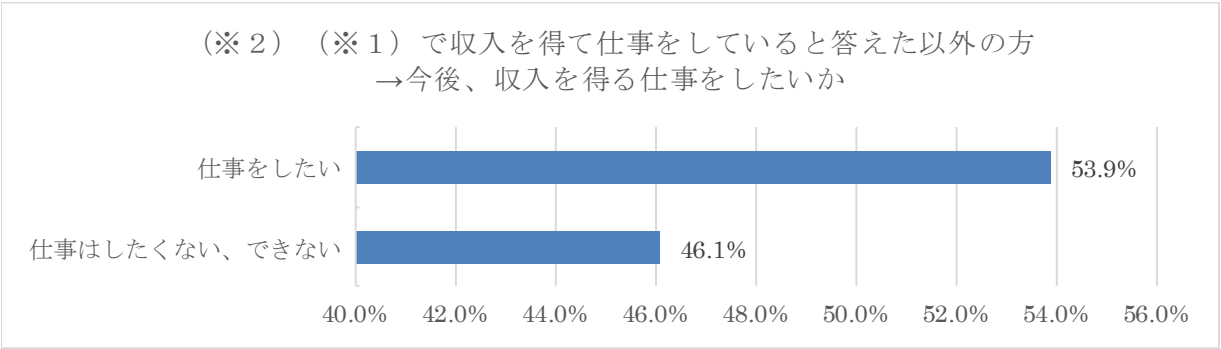

（※1）（※2）　R2 年度障がい者向けアンケート

また、「障がい者の就労支援で必要なもの」（アンケート結果※3）においては、障がい者に対する理解や障がいの状況・状態に合わせて働き方（仕事内容や勤務時間等）が柔軟なことが求められています。

今後の対策として、就業訓練や雇用相談を充実させるとともに、関係機関や一般企業等の連携を図り、一般就労や福祉的就労を必要とする人に、充実した支援を提供し、就労機会拡大のための環境整備を図る必要があります。

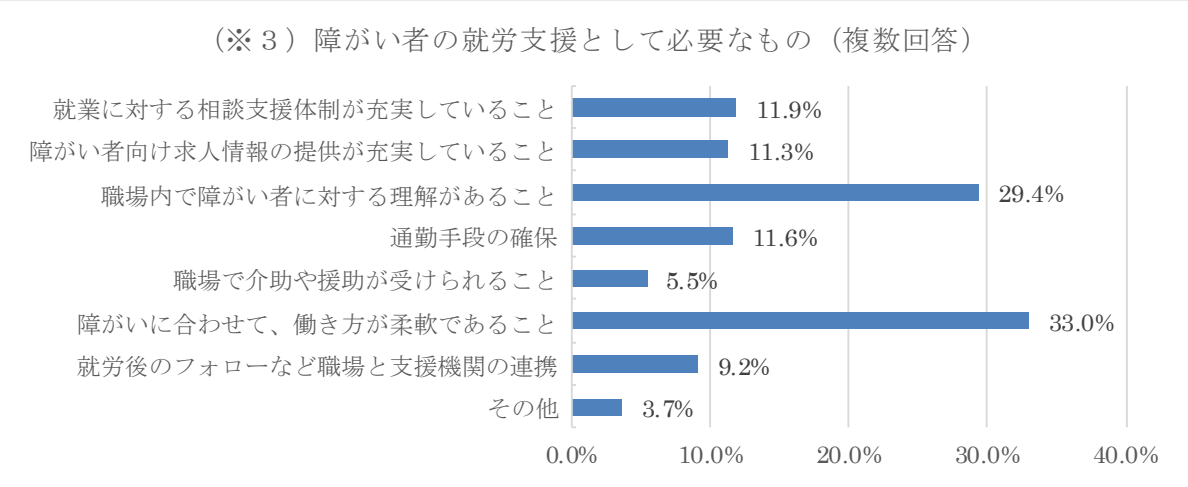

（※3）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発

(1) 就労に関する関係機関（長野県労政事務所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター※1、まいさぽ東御※2、商工観光課等）との連携を強化し、障がい者が相談しやすい、就労の相談体制の充実に努めます。また、企業等を対象にしたセミナー等を開催し、就労を希望する障がい者への支援、障がい者への理解、雇用拡大に関する啓発を促進します。

２．一般就労の促進と定着支援

(1) 企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行い、就労移行支援事業に関する情報提供や、事業に取り組む事業所の確保に努めます。

(2) 就労を希望する障がい者に対し、就労に関する関係機関（ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、まいさぽ東御等）への取次ぎを行います。

(3) 職場での障がい者に対する理解を深め、障がいの状況や状態に配慮した、多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保を企業等に働きかけます。

(4) 障がいの特性を踏まえた、直接的・専門的な援助や支援を行うジョブコーチ*3 の活用について企業などへ働きかけます。

(5) 障がい者の就労に伴って生じている課題を解決し、より長く働き続けるため、就労定着支援の周知及び利用促進に努めます。

３．福祉的就労の充実

(1) 障がいのために、働く意思があっても一般就労が困難な人に対して働く場を提供し、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。就労継続支援事業を実施している事業所と連携することで、情報提供の充実を図ります。

(2) 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設で生産された物品等を優先的、積極的に購入することを推進し、作業工賃水準の底上げに取り組みます。

(3) 在宅の障がい者や引きこもりの人などに対する、社会参加への第一歩の居場所となる、地域活動支援センターの周知と事業の拡充に努めます。

＊1 障がい者就業・生活支援センター

就職を希望している障がい者や在職中の障がい者が抱える課題に応じて雇用及び、福祉関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

＊2 まいさぽ東御

平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、東御市社会福祉協議会内に開設され、生活や仕事等で困っている方を対象とした、住まいや就労等、包括的な支援を行う機関。

＊3 ジョブコーチ

障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人。

第２章
人権尊重と社会参加を促進するために

第１節　障がいへの理解と権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、誰もが地域で安心して暮らせる社会を形成するためには、障がい及び障がい者に対する正しい知識と理解が必要です。ノーマライゼーション*1 理念の普及に伴い、障がいに対する理解は少しずつ高まりつつありますが、今も誤解や偏見により障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が不十分なために、日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じたりする障がい者は少なくありません。

「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」（アンケート結果※1)より、あるまたは少しあると答えた人が約 6 割おり、「どのような時に障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」（アンケート結果※2)より、学校・教育において、仕事や収入に関すること、外出先において差別等を感じることが多いという現状がわかりました。

また、「障がい者と機会があれば関わりたいか」（アンケート結果※3）より、約 7 割近い方が、関わりたいけど接し方がわからないと回答しており、障がい者との関わる機会を提供することで、障がいについての理解の促進につながることがうかがえます。

障がい者が特別な存在としてではなく、地域で共に生活する者として尊重されるためには、市民の障がい者に対する理解を深めるための啓発活動の充実、権利擁護のための制度の周知や手続きの支援、社会参加の促進を図る必要があります。

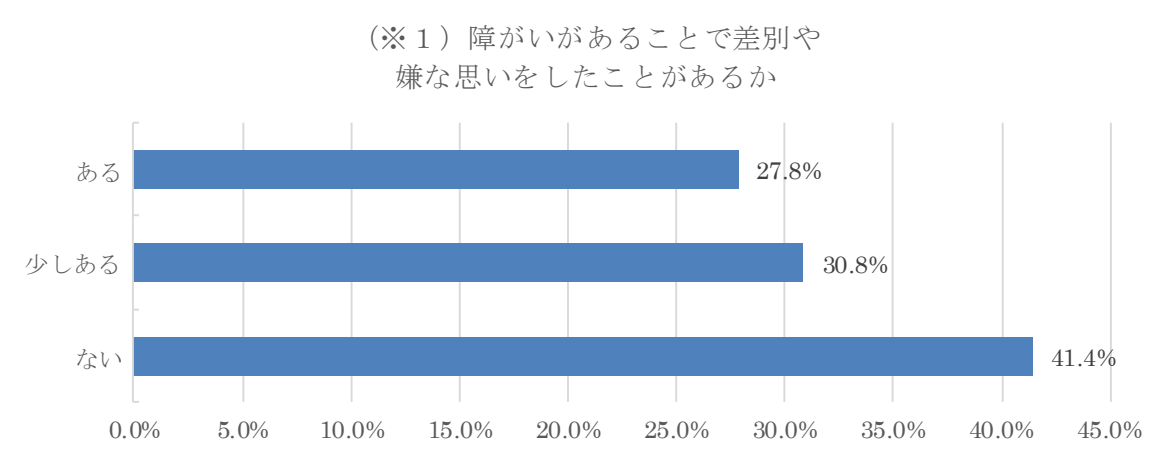

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

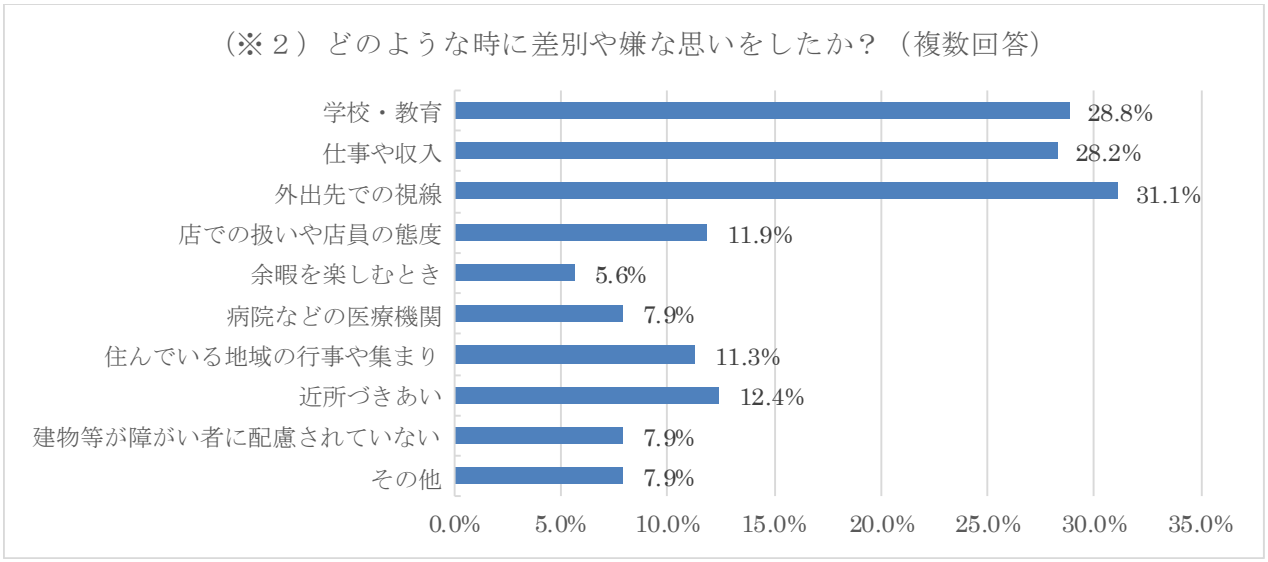

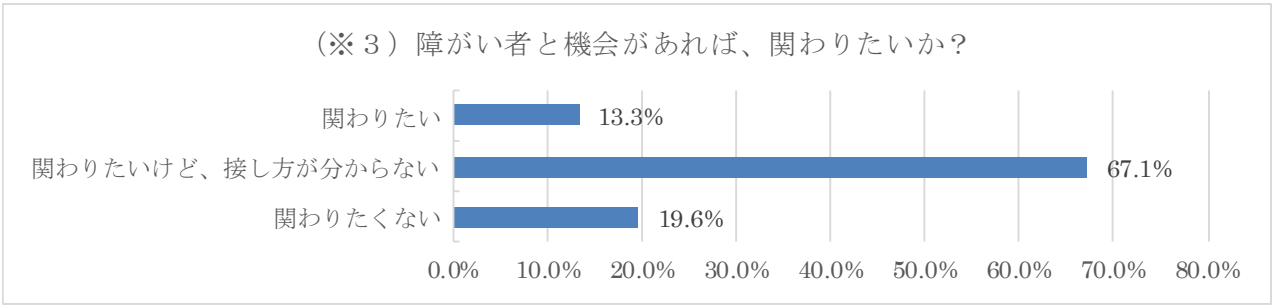

（※2）（※3）　R2 市民向けアンケート

自己決定や意思表示が困難な障がい者が、人権や財産に対する侵害を受けることのないように、権利擁護のための制度の周知や手続きの支援等が必要です。国では、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が制定され、平成 28 年 4 月に施行しています。また、平成 26 年 1 月には障害者権利条約が締結されました。障がい者の権利養護に向けた取組みが一層求められております。

【施策の方向】

１．相互理解の推進

(1) 教育委員会や社会福祉協議会等の関係機関と連携して、小・中学校における教育現場での福祉教育の充実や障がい理解の周知や啓発を図ります。

(2) ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、まいさぽ東御等の各関係機関と連携して、職場での障がい者に対する理解を深めます。

(3) 障がい福祉施設における行事への住民参加の呼びかけや、地域行事への障がい者の参加など日常的な活動を通じて、障がい者と地域住民との交流を深め、理解が深まるよう支援します。

(4) 地域における障がいに対する理解と認識を高めるため、障害者雇用支援月間（9 月）、発達障害福祉月間（9 月）、精神保健福祉月間（10 月）、障害者週間と人権週間（12 月）において、より一層の啓発活動を行うとともに、「障がい者福祉のつどい」等の活動を推進します。

(5) 共に生きていく地域の一員として、ボランティア活動をとおして障がい者と関わる機会を設け、障がい及び障がい者への理解が深まるように努めます。

(6) 市民を対象とした「ハートをつなぐセミナー」において啓発活動を行い、障がい及び障がい者への理解が深まるように努めます。また、地区単位や事業所単位での障がいに関する研修会、勉強会の開催に取り組みます。

２．虐待防止の推進

(1) 障がい者虐待について「虐待等防止総合対策推進協議会」において対策を検討し、障がい者虐待の防止に取り組みます。

(2) 市民に対して、虐待防止・早期発見について広報等を活用し普及啓発に努めます。また、各関係機関と連携し早期対応・早期支援に努め、問題の深刻化を防止します。

(3) 障がい福祉事業所における利用者への虐待行為等を防止し、障がい者の人権が保障されるよう、虐待防止に関する周知・啓発に取り組みます。

３．障がい者差別解消の推進

(1) 障害者差別解消法について、市民の関心と理解を深めるため、セミナー等を開催し周知・啓発活動を行います。

(2) 障害者差別解消法に基づき、事業所に対し、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供を徹底する等、適切な対応ができるような取り組みを行います。

４．意思決定支援・成年後見制度の推進

(1) 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、上小圏域成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度[*2] の普及啓発や後見申立支援を行い、制度の利用促進に努めます。また、社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業[*3] の利用促進に努めます。

(2) 権利行使の支援として、選挙権の行使に支障がないよう、投票所の環境整備や聴覚・視覚障がい者への情報を保障できる体制づくりを庁内で協議し、研究します。

(3) 障がい者一人一人の選択に基づく生活を実現するため、「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援を進めるとともに、家族や施設職員など障がい者を支える方の理解を深めるための啓発活動を行います。

＊1 ノーマライゼーション

障がいがある人も無い人も平等に生活をする社会の実現を目指す考え方。

＊2 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人について、権利を守り支援してくれる成年後見人を選ぶことができる制度。

＊3 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かり等の日常生活の相談及び支援を行う事業。実施主体は社会福祉協議会。

第２節　コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

情報通信技術が発達したことで、より簡単に情報を入手し、また発信できる時代となりました。しかし、障がいに対する配慮がないと、障がいのある人とない人の間で、得られる情報の格差が広がり、情報のやり取りが十分に行えずコミュニケーションに支障が生じる恐れがあります。私たちは日常生活に必要な多くの情報を視覚と聴覚で得ています。視覚障がい者、聴覚障がい者にとっても「情報」や「コミュニケーション」は最も基本的なニーズでありますが、障がいが最大のバリアとなっており、情報やコミュニケーションに関する支援の充実が求められています。

【施策の方向】

１．コミュニケーション施策の推進

(1) 手話通訳者を総合福祉センターの福祉課に配置し、聴覚障がい者の相談や手続き支援を行います。

(2) コミュニケーション支援事業により会議、講演、受診、余暇活動等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

(3) 手話奉仕員の養成のための手話奉仕員養成研修事業を実施し手話奉仕員の養成及び登録者の増加に努めます。

(4) 文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字・音訳による広報等の情報を提供します。

(5) 情報収集及びコミュニケーションにかかわる支援の充実のため、東御市社会福祉協議会が中心となり、点訳・朗読奉仕員の人材養成を行います。

(6) 聴覚障がい者用通信装置、情報受信装置等や視覚障がい者用ポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置等の情報・意思疎通支援用具などが気軽に利用できるよう、日常生活用具給付事業の普及に努めます。

第３節　余暇活動の充実

【現状と課題】

障がい者が生き生きとした豊かな生活を送るためには、家庭や地域で充実した余暇を過ごすことが求められていますが、現状としては家の中にこもりがちで、他者との関りが乏しい状態であり、地域で充実した余暇を過ごすことに課題があるようです。「余暇をどのように過ごしているか」（アンケート結果※1)より、余暇の過ごし方として、テレビやビデオを見る、ゲームや趣味など家で過ごす等、室内で余暇を過ごしている人が多く見られます。

また、「余暇に参加したい活動は」（アンケート結果※2)では、約３割の方が「家でゆっくりしたい」という回答でしたが、一方では「旅行・ハイキング」「スポーツ」「映画・音楽鑑賞」「趣味を生かしたサークル活動」と、屋外での余暇活動を希望する声も少なくありませんでした。

今後、障がい者が生き生きとした豊かな生活を送るためには、余暇活動の充実が不可欠であり、一人ひとりに合った様々な活動の機会を提供できるように努める必要があります。

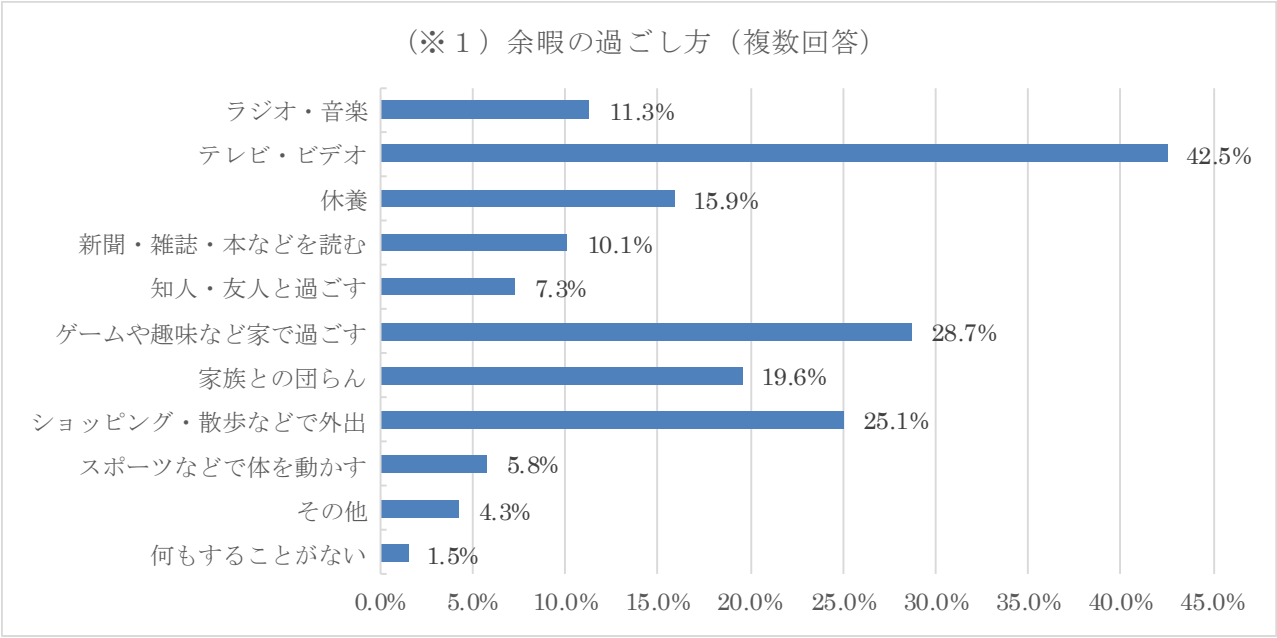

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

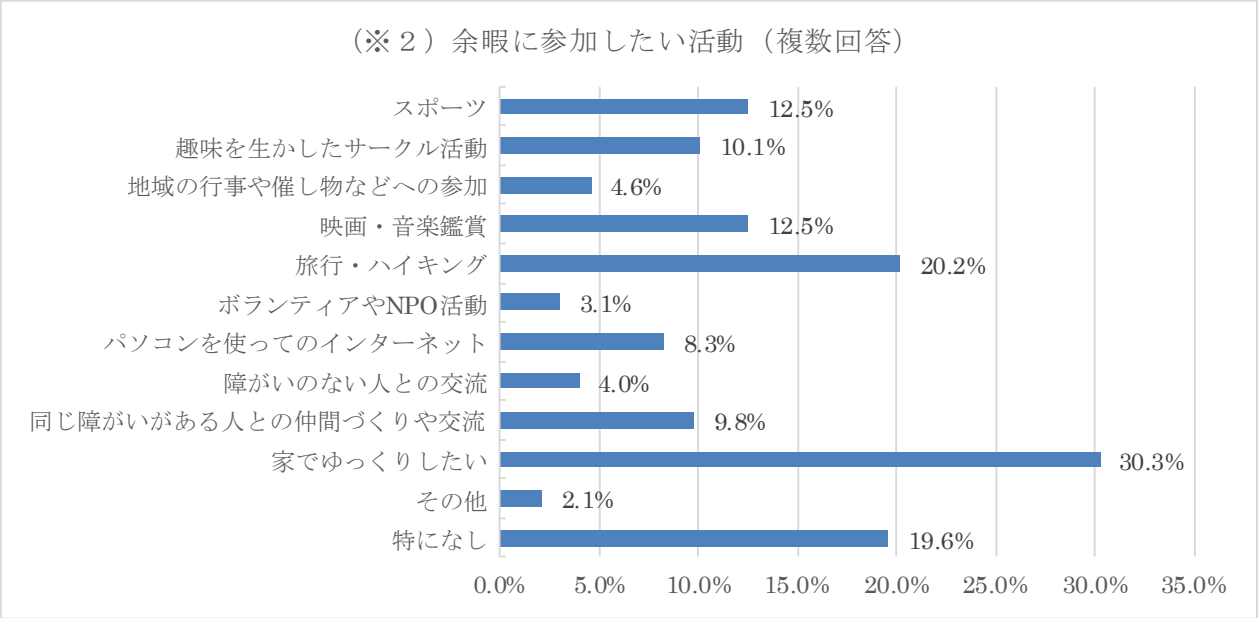

（※2）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) 身体教育医学研究所と連携をし、ユニバーサルスポーツ*1 ボッチャの街を目指します。更には、その他のユニバーサルスポーツ（フライングディスク、ダブルダッチ等）に対するニーズを把握し、普及や参加の機会の提供を図ります。

(2) 上小地区障がい者スポーツ大会、県障がい者スポーツ大会への参加を通じて、スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加を推進します。

(3) 全国障害者スポーツ大会などの全国大会への選手の派遣、障がい者スポーツ大会等の開催に対し支援します。

(4) 移動支援事業等によりスポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳等）、ショッピング、映画鑑賞等、屋外での余暇活動の機会を提供します。

(5) 障がい者文化芸術祭などへの参加を呼びかけ、創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会が得られるよう支援します。

(6) 市内で活動する障がい者を支援し、自主的な文化芸術活動の振興を図ります。

２．交流、ふれあい事業の推進

(1) 重度の心身障がい者とその介護者を対象とした希望の旅事業により、つながりの輪を広げます。

(2) 市内で行われている各種イベント及びスポーツ大会などへの参加を促進し、仲間づくりを支援します。

(3) 長野県視覚障害者福祉協会及び長野県聴覚障害者協会が実施している、交流会やイベント等の活動への参加を促進します。

(4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会[*2]の活動を支援します。

＊1 ユニバーサルスポーツ

障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが一緒に実践でき、参加者全員が活躍できるよう考案されたスポーツ。

＊2 当事者会、親の会、家族会（東御市内）　情報交換や学習会などの活動や交流を行っている会

身体障害者福祉協会…身体障がい者の当事者会

聴覚障害者協会…聴覚障がい者の当事者会

ゆるりの会…視覚障がい者と晴眼者の当事者会

手をつなぐ育成会…知的障がい者の親の会

はこべの会…障がい児の親の会

ぴかそくらぶ…発達障がい児の親の会

陽だまりの会…精神障がい者の家族会

第３章
共生社会を
実現させるために

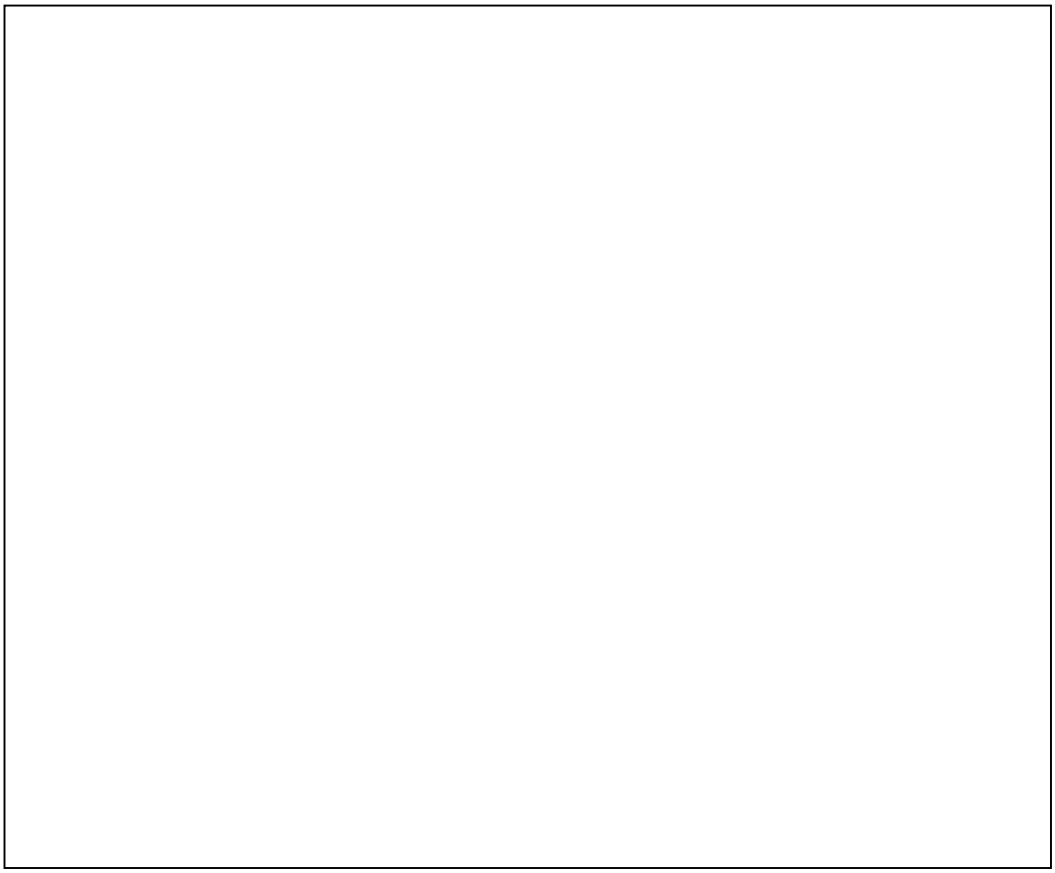

第１節　療育体制の充実

【現状と課題】

子ども・子育て支援法に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。どのような障がいがあっても、ひとりの子どもとしてあるがままに地域で育まれていく、そんな当たり前の生活を保障するためには、一般の子育て支援施策を障がい児支援施策が後方支援する体制を取りながら、地域療育体制の整備に努め、その維持継続を図っていくことが必要です。

市の地域療育システムとしては、p 50 資料「東御市 特別な支援の必要なお子さんのライフステージ支援図」のとおり、関係各課による支援が実施されており、その他専門機関等の活用及び連携も行っているところです。

教育部門では、幼保小の連携を密にしつつ、就学前からの丁寧な教育相談及び就学後のフォローアップを行い、個別の教育指導計画[*1]及び、個別の教育支援計画[*2]のもと、多様な児童生徒の学びを支援しています。また、小中の教職員に対しての研修を定期的に行い、専門性の向上を図っています。

「今後、充実させてほしいこと」（アンケート結果※１)からは、「総合的な相談窓口」「預けられるところ」「専門家による療育支援」「特別支援教育」等、必要とされている項目が多岐にわたっていることがうかがえます。

庁内連携会議等において、各課における支援体制の状況確認や、課題検討に務め、より安心できる地域療育体制の継続を推進していきます。

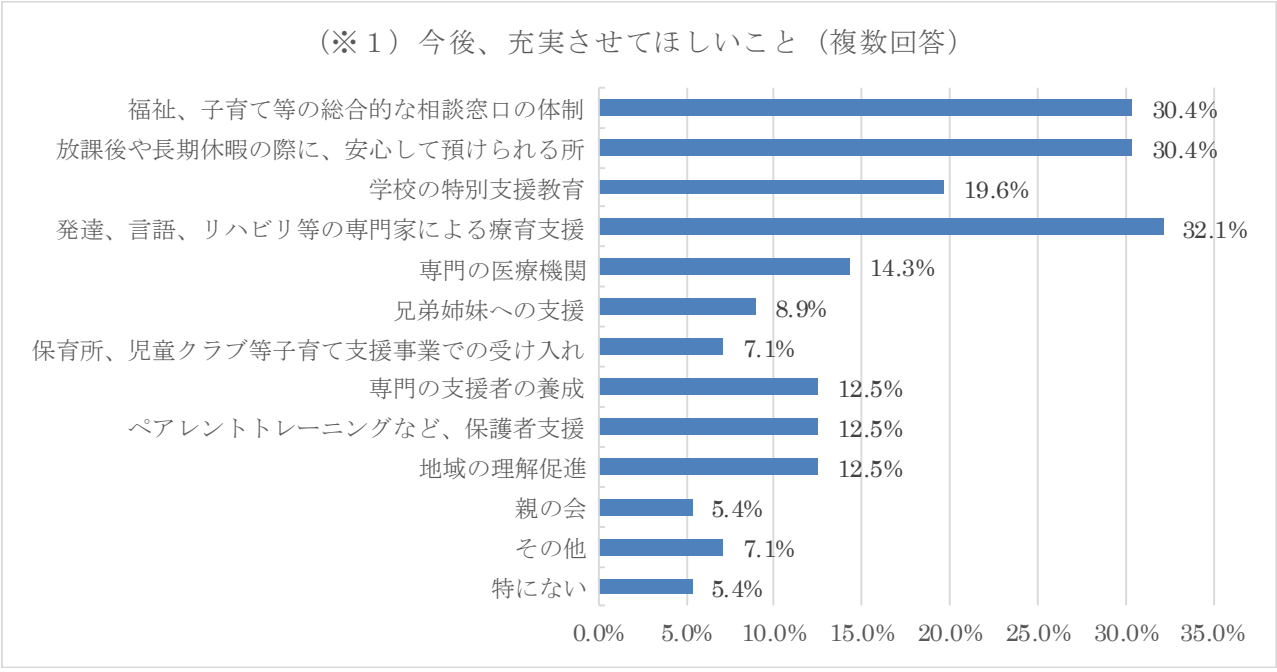

（※1）　18 歳未満の障がい児の保護者回答

【施策の方向】

１．地域療育システムの充実

(1) 各関係機関が連携した療育体制を築くため、充実した地域療育システムを構築し、定期的に調整会議を開きます。

(2) 家庭児童相談員、母子父子自立支援員、女性相談員等と連携し、障がい児及びその家庭の相談支援の充実を図ります。

(3) 上小圏域障害者総合支援センターや県の発達障害者支援センター、保健福祉事務所、児童相談所等と連携し、専門相談に対応します。

(4) 身体教育医学研究所と協力し、身近な地域・身近な場所で運動発達支援を提供します。

(5) 地域で専門の療育支援が受けられるよう、関係機関とともに、体制整備やサービスの確保に努めます。

(6) 障がい児やその家族が安心できる居場所を確保するために、福祉サービスの充実を図り、また、保育所や児童館、児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における受け入れ促進を関係機関と協議しながら進めます。

(7) 市立・私立保育所等に加配保育士[*3]を配置し、個別支援の充実を図ります。

(8) 適切に医療受診ができるよう市民病院等医療機関や関連機関との連携を強化します。

２．一人ひとりに応じた教育の推進

(1) 特別支援教育支援員[*4]と通常学級担任等が連携した効果的な支援体制を促進し通常学級及び特別支援学級[*5]の支援の充実を促進します。

(2) 小・中学校の特別支援教育コーディネーター[*6]連絡会の機能を強化し、情報の共有、専門性の向上、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成及び更なる活用を図っていきます。

(3) LD 等通級指導教室[*7]を活用し、SST[*8]等の専門的支援を継続します。

(4) 児童生徒の多様な在り方を認め合い、尊重しあえる「インクルーシブ教育」[*9]のもと、児童生徒、教職員、保護者等を対象に、研修の機会を提供し、理解を深めます。

３．副次的な学籍[*10]の更なる推進

(1) 特別支援学校[*11]に通う児童生徒も地域の小中学校に通う児童生徒とともに同世代の友としての関係を育むことができ、卒業後も地域とつながりをもった生活ができるよう、「副次的な学籍（副学籍）」の取り組みを更に推進し、地域の小中学校に通う児童生徒の理解を深めます。

４．家族支援

(1) 保護者の相談窓口を明確化し、乳幼児健診、育児相談、発達相談等において、障がいを受容する前後の保護者の思いに寄り添った丁寧な相談に応じます。

(2) ペアレントトレーニング*12 等の事業により、お子さんへの理解を深める機会を提供し、また、育児不安の解消を図ります。

(3) 子育て短期支援事業*13、養育支援訪問事業*14 を活用し、子育て世帯の負担軽減及び養育環境の安定を図ります。

(4) はこべの会、ぴかそくらぶ、何でも話そう会*15 等の親の会を支援し、障がいの有無にかかわらず、ひとりのこどもとして保護者が安心して子育てができるような体制を整備します。

＊1 個別の教育指導計画
ひとりひとりの教育ニーズに対応したきめ細やかな指導や支援を行うもの。

＊2 個別の教育支援計画
障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、乳幼児期から義務教育終了後までの長期的な展望に立ち、保護者を含め関係者間で適切な支援について共通理解し、一貫して行うために学校が中心となって策定する計画。

＊3 加配保育士
個別支援の必要な園児に対して配置される保育士。

＊4 特別支援教育支援員
小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習支援や安全確保などの学習活動上のサポートを行ったりするもの。

＊5 特別支援学級
障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた教育を行う学級を言う（対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害）。

＊6 特別支援教育コーディネーター
各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者のこと。

＊7 LD 等通級指導教室
知的障害を伴わない発達障害がある児童を対象に、通いで必要な指導及び教育相談を行うもの。

＊8 SST
社会生活を送る上で欠かさない技能を身につけるための訓練プログラム。

※9 インクルーシブ教育
多様性を尊重し、障がいの有無に関わらず児童生徒が共に学ぶ仕組みのこと。

＊10 副次的な学籍
特別支援学校に在籍する児童生徒と、居住地の小・中学校の児童生徒の交流及び共同学習の充実を図るために、居住地の小・中学校に副次的な学籍を置く仕組み。

＊11 特別支援学校
視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者、身体虚弱者などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図る為に必要な知識、技能を身につけることを目的とした学校。

＊12 ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学ぶことにより、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を図るプログラム。

＊13 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により養育が困難な場合において児童養護施設等で子どものお預かりを行う事業。

＊14 養育支援訪問事業

家事支援を特に必要とする子育て世帯にヘルパーを派遣し負担軽減と養育環境の安定を図るもの。

＊15 何でも話そう会

非会員制の支援の必要なお子さんを持つ保護者の情報共有会。

第２節　保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化

【現状と課題】

障がい児とその家族を支えるためには、母子保健による早期発見の段階から、保育、教育、就労など、各ライフステージに応じた多くの関係機関が協力しあい、適切に支援をつなぎ、切れ目のない一貫した体制を築くことが重要です。

所属機関で作成される個別支援計画等に加え、支援者が変わっても、保護者主体で記されるサポートブック*1 等による支援情報の引継ぎを適切に行い、統一的で効果的な支援が継続できるような体制の構築が必要です。

サポートブックについては、障がい児を対象とした様式は整備されていますが、周知に課題があります。

庁内においては、関係各課による切れ目のない支援体制構築についての議論が重ねられています。中でも、義務教育終了後の支援体制整備が急務となっているのが現状です。

「心配ごとや悩みごとを相談できる人はどなたですか」（アンケート結果※1)からは、「家族・親戚」に次いで、「学校や保育園などの先生」、「福祉サービス事業所の職員」が高い割合になっていることからも、所属の機関が支援の重要な基盤となっており、情報が適切に引き継がれることの必要性がうかがえます。

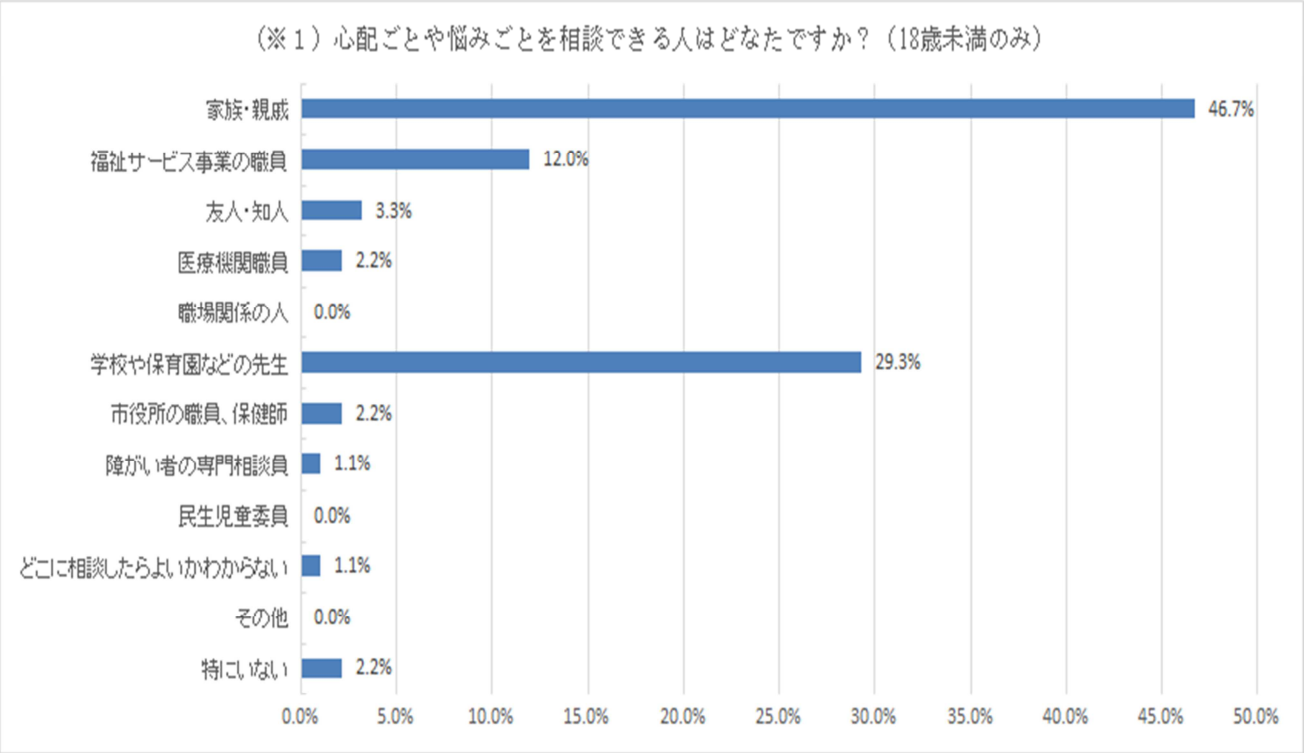

（※1）　18 歳未満の障がい児の保護者回答

【施策の方向】

１．早期発見、早期支援の充実

(1) 乳幼児健康診査及び、５歳児発達相談会等の事業をより一層充実させ、早期発見、早期療育、疾病の予防に努めます。

(2) 保健師等による乳幼児家庭訪問等を通じて、発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。

(3) 育児相談、言語相談、発達相談、健康相談等の場を提供し、早期支援につなげます。

２．切れ目のない支援の推進

(1) 保育、教育、労働等の背景を保健と福祉が支えることで、安心した支援環境を構築します。

(2) 幼児期の個別支援計画から、学童期の個別の教育指導、支援計画を経てその後の関係機関につなぐ為の支援情報が適切かつ継続的に引き継がれる体制整備に努めます。

(3) サポートブックの周知と作成の推進をします。

(4) 義務教育終了後の支援体制構築について検討を深めながら、教育機関や労働機関、上小圏域障害者総合支援センター等と連携しつつ、一人ひとりの状況に応じた支援の推進に努めます。

＊1 サポートブック
お子さんの特性や関わり方など様々な支援情報切れ目なく支援関係者に提供することを目的とした冊子

下記 URL に掲載されています
https://www.city.tomi.nagano.jp/category/syougaisya/150471.html

第３節　多様な障がいへの支援

【現状と課題】

発達障がいについては、理解を深めるための継続的な取り組みが必要とされています。

強度行動障がい[*1]については、行動障がいの発生する要因等についての分析や、専門的助言、支援が必要であり、同時に介護をする家族を支える支援も重要です。

高次脳機能障がい[*2]については、本人や家族の障がいに対する理解不足や、他の疾病・障がいと混在することにより、支援が複雑化する傾向にあります。

重度心身障がい[*3]については、家族負担の軽減をしつつ、受け入れ先を確保する必要があります。

医療的ケア児[*4]については、日常的に医療が必要な児童が増加傾向にあり、地域移行の仕組みづくりが課題となっています。

これらのような障がいがあっても、その状況や特性に応じて一人ひとりが安心して地域で暮らせるような支援体制の構築が必要となっています。

【施策の方向】

１．発達障がい等に対する支援の充実

(1) 発達障がいの支援について、各関係機関との連携により、充実した支援が行き届くよう努め、研修等により、継続的に理解を深める取り組みを行います。

(2) 強度行動障がいに対する支援方法と家族支援について、医療機関、特別支援学校の自立活動担当教員[*5]、上小圏域障害者総合支援センター等と連携し、専門的な支援を行います。

(3) 高次脳機能障がいの理解啓発に努め、適切なリハビリテーションや相談につなげられるよう努めます。

(4) 重症心身障がいの方とその家族が地域で安心して暮らすための適切なサービスを整えます。

２．医療的ケア児の支援体制の充実

(1) 地域移行を見据え、入院時から包括的なチーム作りを行うことで、家族の孤立を防ぎ、安心した在宅生活が送れるよう支援します。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター[*6]を中心に、保健・医療・福祉・保育・教育等の多職種連携を図ります。

(3) 訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護、居宅訪問型児童発達支援[*7] 等の訪問系のサービスに加え、安心して預けられる通所系サービス事業所の確保に努めます。

(4) 東御市医療的ケア児支援体制会議において、関係各機関とともに、市内医療的ケア児の実態把握と課題及び情報共有、地域移行等について議論します。

＊1 強度行動障がい
自傷や他害、飛び出し等の危険を伴う行動が著しく高い頻度で起こる為、特別に配慮された支援が必要となっている状態。

＊2 高次脳機能障がい
怪我や病気等により脳に損傷を負ったことにより、認知機能に障がいが出ている状態。

＊3 重症心身障がい
重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態。

＊4 医療的ケア児
日常生活を送る上で人工呼吸器等の何らかの医療行為が必要な状態にある児童。

＊5 自立活動担当教員
特別支援学校において、自立活動（障がいによる困難を主目的に改善・克服する為に必要な知識、技能等を養う領域）を推進する教員。

＊6 医療的ケア児等コーディネーター
医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援の為の地域づくりを推進する役割を担うもの。

第４節　地域生活への移行支援

【現状と課題】

施設や病院に入院している障がい者が安心して地域での生活に移行し、地域での生活を継続するために、その生活を支える体制作りが求められています。

障がい者が施設や病院から地域移行を行うためには、地域へ送り出す施設や病院の取り組みと受け入れる地域の取り組みの両面からの支援が必要であり、地域の取り組みとしては、在宅サービスの充実や住環境等の社会資源の整備が重要となります。また、障がい者本人の意思や希望、自己選択が尊重される支援の仕組みを作るため、医療機関や相談支援事業所等と連携し、相談支援体制を強化する必要があります。

近年、特に精神障がい者数が増加傾向にあり、入院している精神障がい者の地域移行を進めるためには、入院している病院において早期の退院に向けた取り組みや、退院後の地域生活を支える医療的支援の取り組みが行われることが不可欠です。また、障がい者に対する差別や偏見が解消されるように、障がいに対する理解を深め、障がい者に対する誤った認識を取り除くために、啓発活動等の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

１．地域移行の推進

(1) 障がい者が不安なく施設や病院から地域生活に移行できるよう、また可能な限り地域で安心した生活が続けられるように、住居の確保や新生活の準備等についての地域移行支援の充実を図ります。

(2) 地域移行支援及び地域定着支援の充実を図るため、指定一般相談支援事業所の整備を促進します。

(3) 医療機関や各関係機関との連携を密にし、地域生活を支える医療的支援体制の構築に努めます。

(4) 家族及び地域住民の障がいに対する理解を深めるために、講演会や学習会など、啓発活動を実施します。

２．住まいの場の確保

(1) 障がい者の地域における住まいの場であるグループホームの整備の促進に努めます。また、サテライト型グループホームの設置について拡充を図ります。

(2) 地域生活への移行や住み慣れた地域での生活の継続に対する不安を解消するため、グループホーム等の入所体験を通じて、利用を促進します。

(3) グループホームの入居者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市民税を課税されている場合を除く）に対しグループホームの家賃の補助を行います。

(4) 公営住宅への入居に関する制度（減免制度、優先入居制度）の周知を図ります。

(5) 一般住宅への入居を希望する人に対して、まいさぽ東御と連携を図りながら、長野県社会福祉協議会の事業である「長野県あんしん創造ねっと入居保証事業」の周知・利用促進を図ります。

第５節　地域包括ケアシステムの充実

【現状と課題】

近年、高齢化が急速に進む中、65 歳になり介護保険サービスへ移行する障がい者が増加傾向です。団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を見据えて、国は 2012 年より障がいの有る無しに関わらず、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように地域の包括的な支援・サービスの提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築の充実を図っています。また、障がいの分野の中で立ち遅れていた精神保健医療福祉において「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を元に、2017 年には精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように医療・障がい福祉・介護・住まい・就労・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」も新たな政策理念として明確にしました。

「現在悩んでいる事や相談したい事」（アンケート結果※1）では「高齢になったときのこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が全体でも高い割合を占めており、将来に対する不安がうかがえる結果となりました。また、「地域で生活するために必要なもの」（アンケート結果※2）では「相談支援の充実」や「サービスの充実」を求めている結果となり、また、障がい者団体・障がい福祉サービス事業所からは、「緊急時に障がい者本人が安心して宿泊できる場所を整えて欲しい」「高齢障がい者の住まいの確保と支援体制の充実が必要」という意見がありました。

急速な高齢化社会の到来により、介護従事者の確保など社会構造の課題が顕著になるなかで、地域における高齢者となった障がい者の課題は複雑化・複合化しています。障がいや高齢者等の分野にとらわれずに、一体的な支援を行う体制の整備が必要となっています。

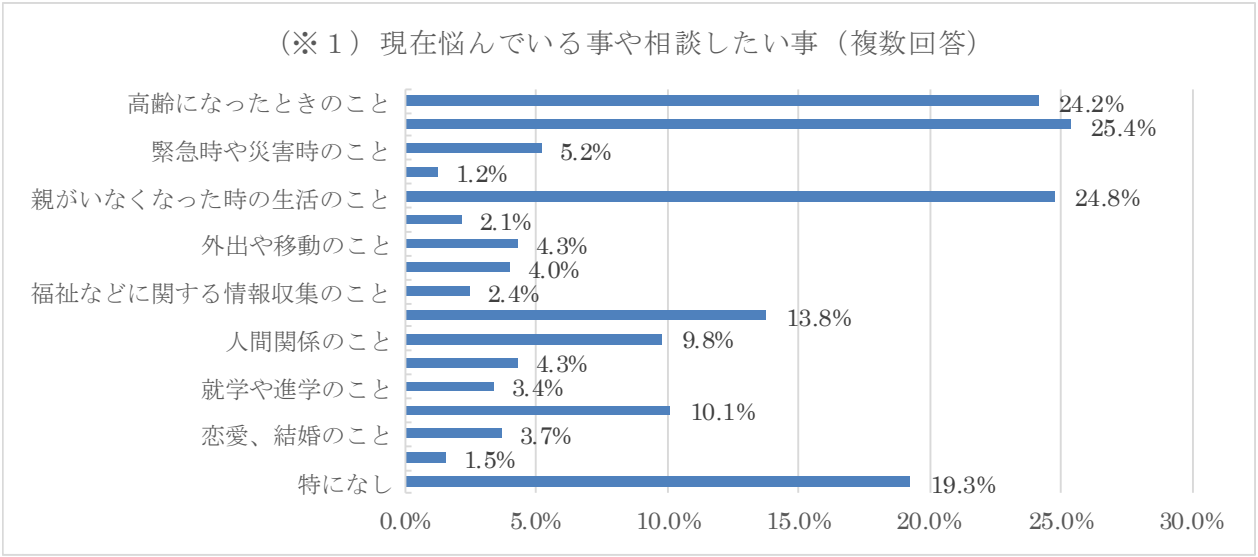

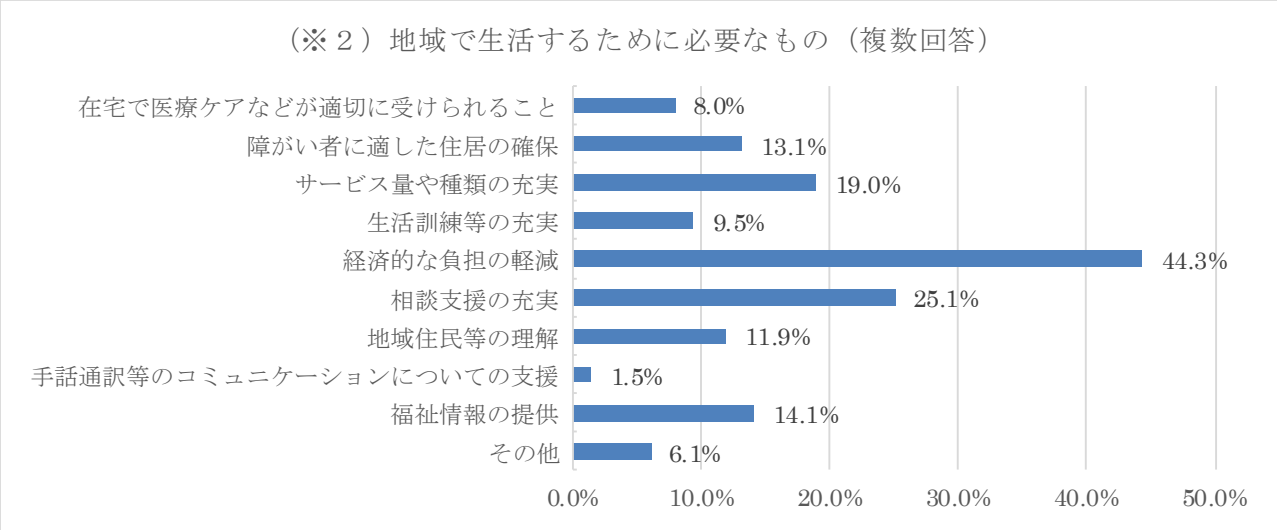

（※1）～（※2）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．包括的な支援体制の整備

(1)　６５歳を迎える障がい者が、障がい福祉サービスから介護保険サービスへ適切に移行できるよう、地域包括支援センターや各関係機関との連携強化を図ります。

(2)　障がい者を支える家族の支援者がいなくなったり、介護保険サービスへ移行したり、また、災害等の緊急時に支援者や周囲の人に障がいの状況や対応方法等を知ってもらう必要から、より適切な支援が受けられるよう成人版のサポートブックの作成を支援します。

(3)　障がいの程度・状態に合わせた意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者本人が自らの選択・決定に基づき、相談支援等を受けられるよう支援体制の整備に取り組むとともに、相談内容が障がい、高齢、子育て等多岐にわたる場合においては、適切な支援につなぐことができるよう、相談支援体制の一元化を図ります。

(4)　障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、相談、体験の機会の提供、緊急時の受け入れ等を行うため、市内事業所や上小圏域内の事業所と連携し、体制づくりに努めます。

２．地域生活を支えるサービス等の充実

(1) 障がい者が地域移行し、安心・安全に生活するためには、障がい者のニーズに応じたホームヘルプサービス等の居宅サービスが、必要な時にいつでも利用できるよう、居宅サービスの質的、量的確保と体制整備に努めます。

(2) 障がい者が安心して過ごせる日中の居場所の提供と、様々な活動やプログラムを通して、障がい者の社会復帰や社会参加、障がい者同士や地域との交流を図るために、地域活動支援センター事業の充実に努めます。

(3) 地域生活へ移行した障がい者や独居の障がい者が、地域で安心して生活が継続できるように、夜間を含む緊急時の連絡、相談等のサポートを行う地域定着支援の周知・利用促進を図ります。

(4) 定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う自立生活援助について周知・利用促進を図ります。

第４章　安心して生活するために

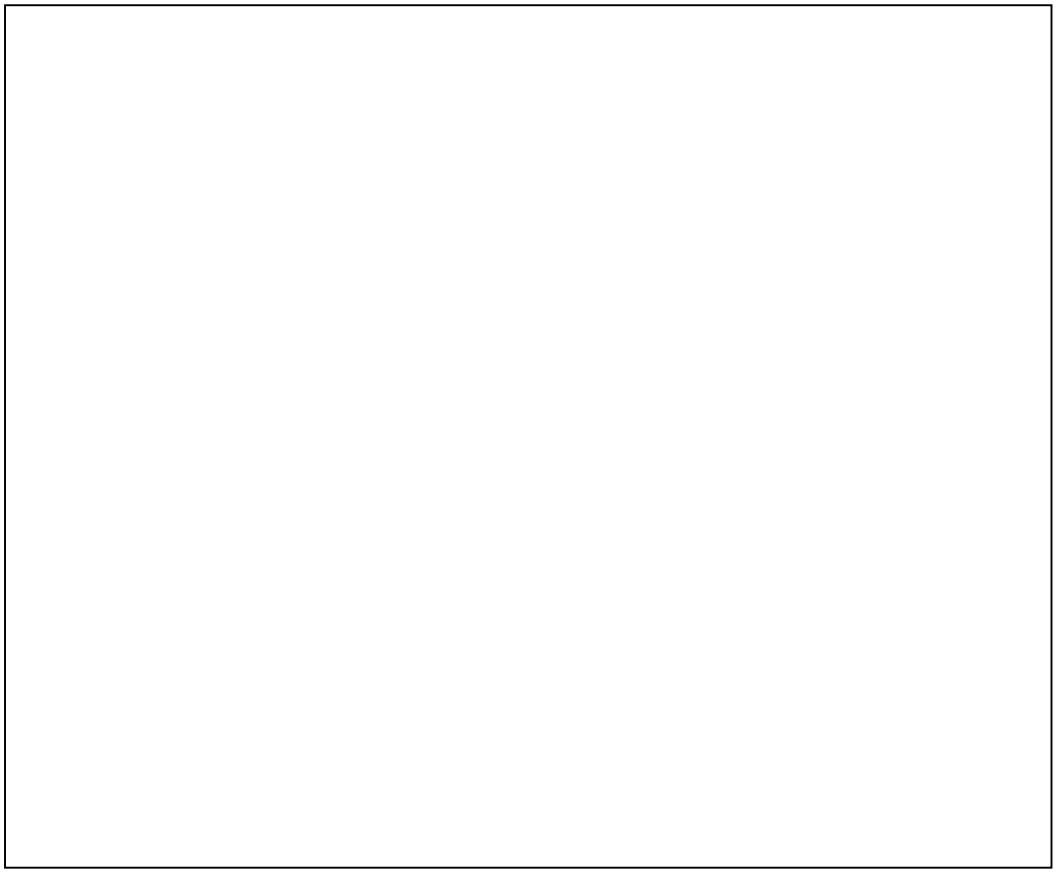

第１節　福祉のまちづくりの推進

【 現 状 と 課 題 】

障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供義務が実施されたこと及び障害者雇用促進法に基づく法定雇用率制度において対象障害者に精神障害者が加わり、法定雇用率も引き上げられたことで障がい者の方も安心・安全に過ごせるまちづくりが全国的に進んでいます。

一般市民向けのアンケートで行いました「『障がい』に関することで関心のある物事について」(アンケート結果※1)によると、災害等の緊急時の体制や障がい者の住みやすいまちづくりについて関心が高くなっております。これについては、災害時の体制やまちのバリアフリー化は「障がい」の有無に関わらず、市民全体が関心が高くなっていると考えられます。

「障がいのある人との関わりなどが（過去５年程から現在）あるか」（アンケート結果※2）、「機会があれば、関わりたいか」(アンケート結果※3)から、関わりの無い方は全体の約４割程度となりました。しかし、今まで障がい者・児との関わりがなかった方の中でも８割の方が「機会があれば関わりたい」という前向きな考えを持っています。

また、「障がいに対する理解を深めるためには何が必要か」（アンケート結果※4)からは、「福祉教育の推進」が最も多く、幼少期からの教育により障がいへの理解を深めることも大切ですが、「ボランティア育成」及び「講演会」の意見も約４割の方が回答していることから、子供大人関わらず障がいについて勉強する機会を提供することで多くの市民に障がいへの理解の促進を図れると考えます。

近年、障がい者に関係する法令に変化が生じており、今後の私たちの生活にも様々な環境変化が起こることが予想できます。その中で、障がい者や高齢者も安心・安全に過ごせる福祉のまちづくりが行えるように、市及び事業者、市民が一体となれるよう情報提供や啓発に努めていきます。

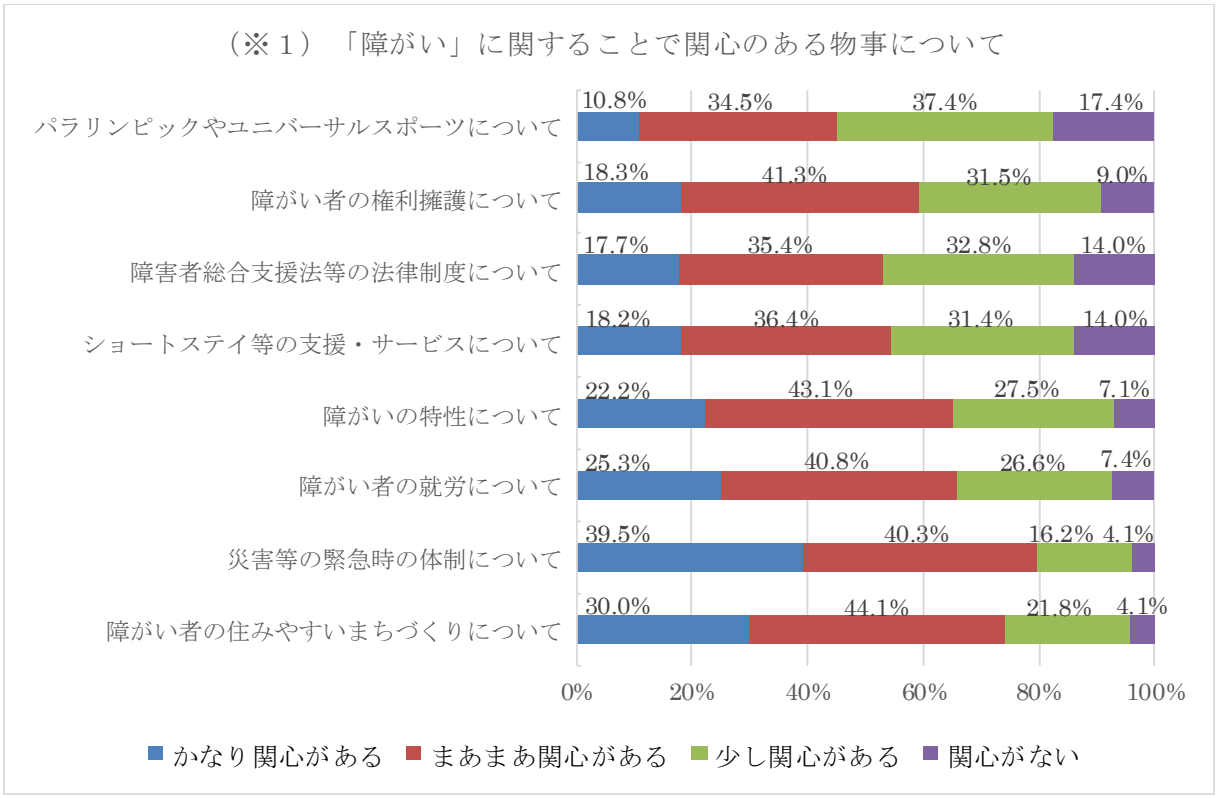
（※１）「障がい」に関することで関心のある物事について
パラリンピックやユニバーサルスポーツについて
障がい者の権利擁護について
障害者総合支援法等の法律制度について
ショートステイ等の支援・サービスについて
障がいの特性について
障がい者の就労について
災害等の緊急時の体制について
障がい者の住みやすいまちづくりについて
10.8%
34.5%
37.4%
17.4%
18.3%
41.3%
31.5%
9.0%
17.7%
35.4%
32.8%
14.0%
18.2%
36.4%
31.4%
14.0%
22.2%
43.1%
27.5%
7.1%
25.3%
40.8%
26.6%
7.4%
39.5%
40.3%
16.2%
4.1%
30.0%
44.1%
21.8%
4.1%
0%
20%
40%
60%
80%
100%
かなり関心がある
まあまあ関心がある
少し関心がある
関心がない

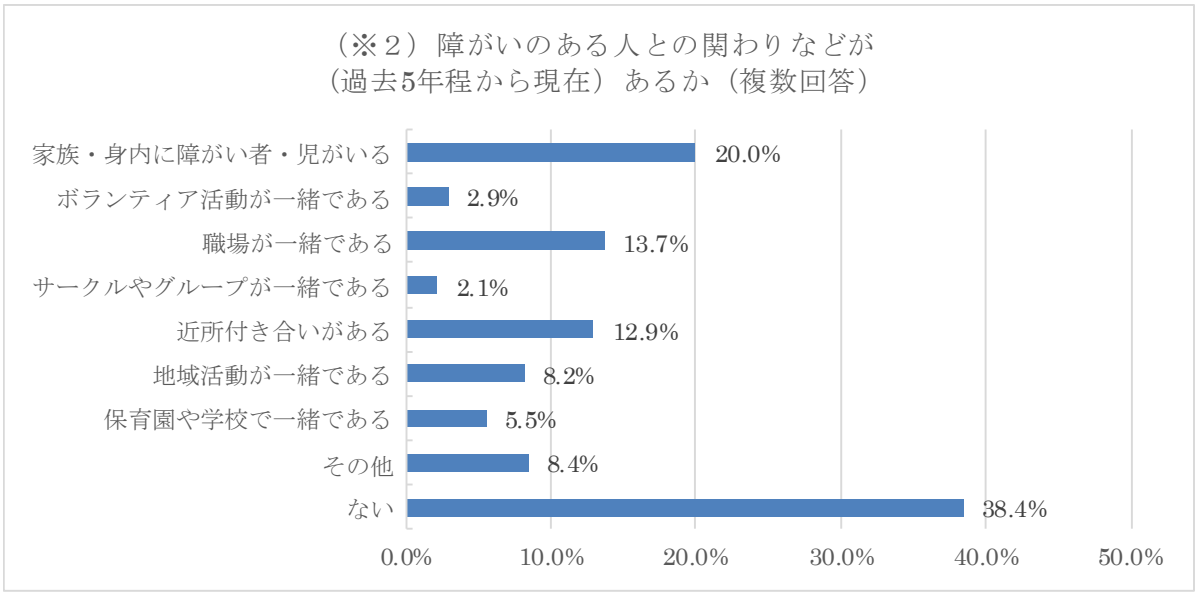
（※２）障がいのある人との関わりなどが
（過去5年程から現在）あるか（複数回答）
家族・身内に障がい者・児がいる
ボランティア活動が一緒である
職場が一緒である
サークルやグループが一緒である
近所付き合いがある
地域活動が一緒である
保育園や学校で一緒である
その他
ない
20.0%
2.9%
13.7%
2.1%
12.9%
8.2%
5.5%
8.4%
38.4%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%

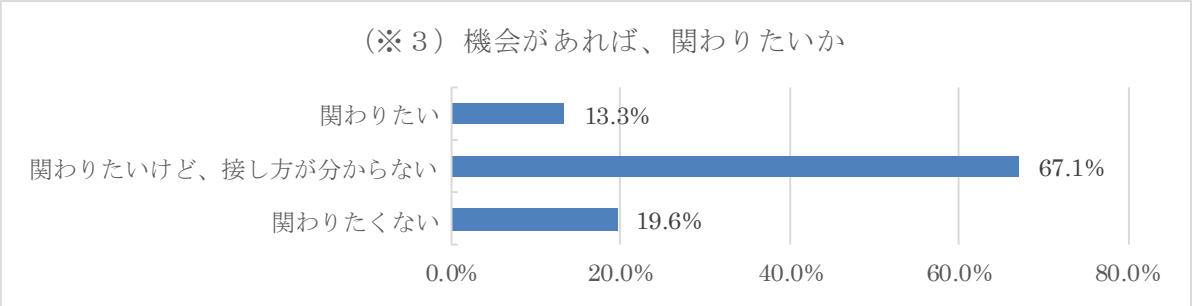

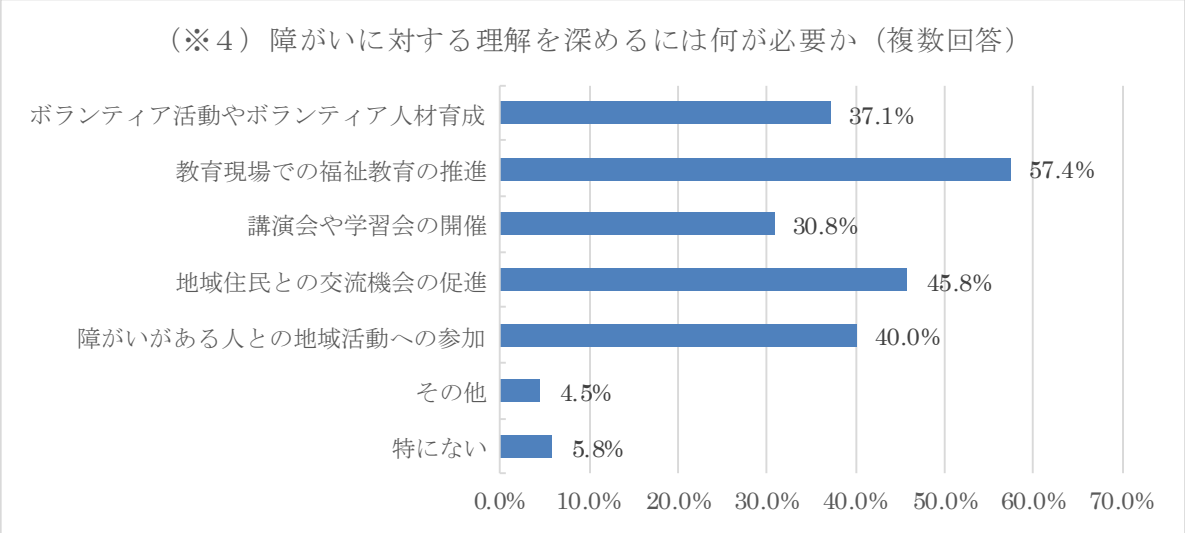

（※1）～（※4）　Ｒ２市民向けアンケート

【施策の方向】

１．人にやさしい福祉のまちづくりの推進

(1)　福祉のまちづくりを推進するために、庁内関係各課の連携を深め、上小圏域害者自立支援協議会を中心とする圏域内の施策と連携しながら、社会資源の開発や改善等を推進し、地域で支えあう推進体制を整備します。

(2)　障がい者に配慮し、人にやさしいまちづくりを推進するために、長野あいサポート運動等を利用しながら事業者や市民に対して障がい者への合理的配慮を普及啓発を図ります。

(3)　地域において、福祉のまちづくりを推進するために活動している団体や、当事者の方に対し、情報提供等の支援をします。

(4)　ヘルプマークや信州パーキング・パーミット制度の普及をするとともに目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくりを努めます。

(5)　市民と行政による協働のまちづくりを基本方針とした、地域福祉計画に基づき、地域住民による相互支援の推進を図ります。

(6)　地域の中での身近な相談者であり、専門機関へのつなぎ役である民生児童委員との連携を深め、一体となった地域福祉活動を推進します。

２．ボランティア活動の推進

(1) すべての市民の積極的な参加のもと、思いやりの心を育むとともにボランティア活動やボランティア人材育成等を行い、障がい者に対する理解を深めるための活動を積極的に進めます。

(2) 地域におけるボランティア活動の拠点となる、社会福祉協議会の活動を支援します。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等を通じて交流の機会及び障がいのある方の地域活動への参加の機会を周知していきます。

(3) 障がい者を支えるボランティア活動に対し、情報提供等必要な支援を行います。

(4) 社会福祉協議会等、関係機関と連携し、障がい者を支えるボランティアを養成するための講座や学習会を開催し、ボランティアの人材確保に努めます。

(5) 地域のボランティア活動推進のための「福祉の森ふれあいフェスティバル」等の活動を支援します。

３．福祉人材の養成確保

(1) 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等の有資格者の確保し、必要時に専門的意見や協力を得られるよう努めます。

(2) 地域福祉推進の重要な担い手である民生児童委員と連携し、各種研修への参加の促しや情報提供などを行い、連携体制を維持していきます。

第２節　生活環境基盤整備の推進

【現状と課題】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向け「心のバリアフリー化」と「ユニバーサルデザイン化」が大きな２つの柱として位置づけられ、推し進められました。市でも、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めており、公共施設等では一定の整備が図られてきていますが、「公共施設や建物で不便を感じたことは」（アンケート結果※1)では建物で不便を感じたことが「ある」と答えた方は前回調査時より減りましたが、３割の方が回答されています。「どのように不便だったか」（アンケート結果※2)については、「玄関や建物の中の段差」、「障がい者用トイレがない」といった意見が多く、「歩道の整備（雑草の除去）」や建物が分散していることで、移動すること、また、建物内の段差に不便を感じられている意見がありました。このことから、公共施設や建物のバリアフリー化を推進するだけでなく、市道の歩道のも利便性を考慮した環境整備が必要であります。

一般住宅のバリアフリー化についても、引き続き各種の助成制度や融資制度等の周知により、今後とも生活環境の改善を推進していく必要があります。

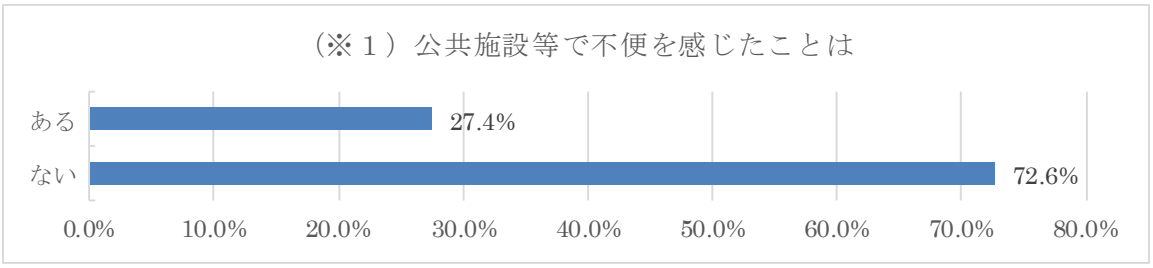

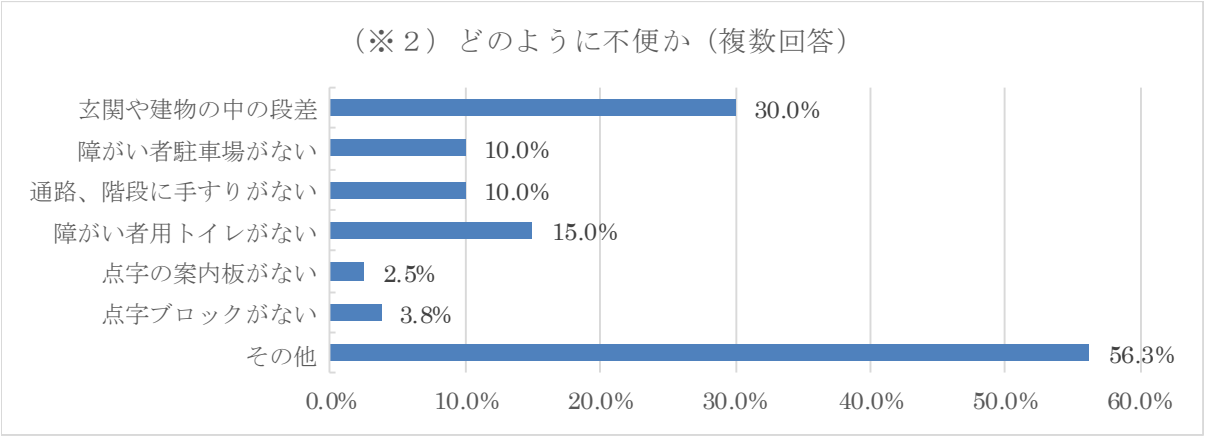

（※1）～（※2）　Ｒ２障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．公共施設等の整備

(1) 公共施設等のバリアフリー化を推進するための施設整備等の基本計画の策定にあたり、障がい者も参画いただき、意見や提言をいただくことで、障がい者に配慮した整備がされるようにしていきます。
また、既存施設については、障がいのある方でも利用しやすいエレベーターの場所や段差の少ない移動経路を案内表示にしてまいります。

(2) 市営住宅の建設や改修整備にあたっては、床の段差解消や開き戸から引き戸への変更、手すりの設置等のバリアフリー化など、障がい者に配慮した整備を推進します。

２．住環境の整備

(1) 障がい者の居住環境を改善するため、居室やトイレ、浴室、階段等の整備に対して助言を行い、その改修費用について助成を行います。

(2) 民間の建築物については、障がい者の利用に配慮したスロープや自動ドア、トイレ、エレベーターなどの整備を促進し、啓発等を行います。

３．道路環境の整備

(1) 障がい者が活動範囲を広げられるよう道路環境整備の充実を図ります。

(2) 車いすですれ違いのできる幅の広い歩道の整備や歩道の段差切り下げを進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックや交差点の音響信号機等の整備を推進します。

(3) 歩道等道路環境の維持のため、雑草除去等の道路パトロールの充実を図ります。

(4) 障がい者が安全に運転できるよう、見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの整備を推進します。

第３節　保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、自らが健康の保持に努め、健康増進を図ることに加えて、身近な地域に適切な医療・リハビリテーション体制が整っていることが重要です。医療費助成制度を活用しつつ、適切な医療が受けられる環境が大切です。

市では、疾病予防と健康寿命の延伸を図るため、各種検（健）診、健康相談、健康づくり教室等を実施しています。また、在宅の重度心身障がい者（児）への訪問歯科健診の調整を行い、在宅医療の充実を図っています。

自立した生活の支援と社会復帰、社会参加の促進のための医学的リハビリテーション※1と社会的リハビリテーション※2を共に充実させる必要があることから、適切なリハビリについての情報を医療と連携しながら提供し、活用を促しています。

福祉医療制度については、県費対象者に加え、幅広く障がいのある方を対象とした市独自の給付を行っており、自立支援医療制度※3（精神通院）についても、市国民健康保険加入者については、自己負担額の免除を継続して実施しています。

さらに、難病患者とその家族に対しては、障がいや疾病の状態、家族の支援状況等を踏まえ、適切な相談支援が受けられるような支援が必要であり、市では、難病患者とその家族への相談支援を行い、必要なサービスについての情報提供等に努めています。特定疾患等通院費についても助成しています。

「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果※1）から、「自分の健康や医療のこと」についての回答が多くありました。このことから、将来の自身の健康面について不安を抱かれている方が多いことから、地域保健医療サービスの充実を図る必要性があります。

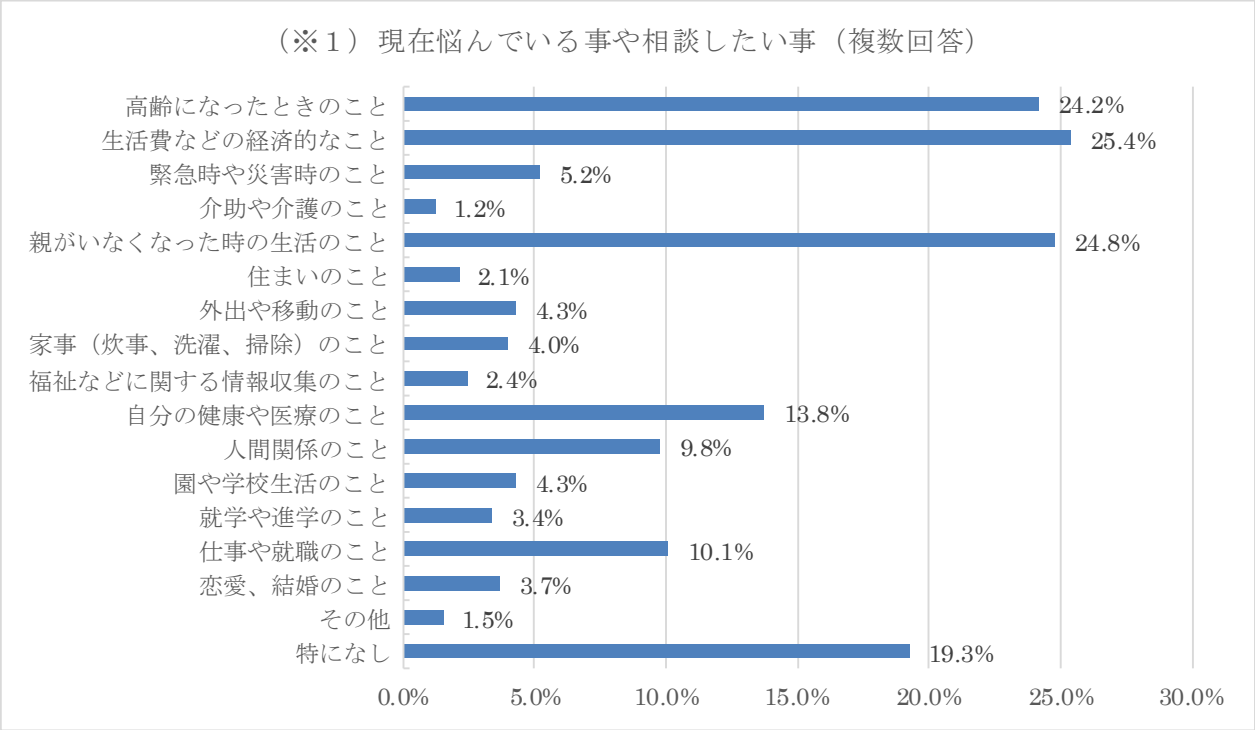

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．健康づくりの推進

(1)　各種検（健）診や健康相談を充実させ、心身の健康増進に努めます。

(2)　健康づくり計画「健康とうみ 21」を推進し、生活習慣を改善して生活習慣病の予防に努めます。

(3)　障がい者とその家族に対し、食生活に関する相談や家庭訪問等による栄養指導を行います。

(4)　在宅重度心身障がい者（児）の方への訪問歯科健診を実施します。

２．社会的リハビリテーションの充実

(1)　長野県立総合リハビリテーションセンターにおいて、医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション※4、社会的リハビリテーションを含む総合的なリハビリテーションが受けられるよう、利用促進に努めます。

(2)　精神保健福祉センターや保健福祉事務所等と連携し、精神障がい者の社会復帰促進のための支援を充実させます。

(3)　社会的リハビリテーションを活用し、社会参加の促進に努めます。

３．難病患者に対するの支援の推進

(1)　難病患者とその家族の精神的負担の軽減を図るため、保健福祉事務所や医療機関との連携を強化し、相談支援の充実と適切なサービス（日常生活用具等）の提供に努めます。

(2)　特定疾患等の患者が通院に要する交通費に対しての助成を行います。

４．医療費の自己負担軽減

(1) 市の福祉医療制度においては、障がい者の医療費の自己負担額の軽減を継続します。また、このことについて周知に努めます。

(2) 自立支援医療制度（精神通院）の、市国民健康保険の加入者を対象とした自己負担免除を継続して実施します。

＊1 医学的リハビリテーション
心身機能の能力回復などを目的に病院等の医療機関で行われるもの。

＊2 社会的リハビリテーション
本人の身体的状況や物理的、制度的、心理的バリアを解消していくことにより、社会復帰や参加を目指すものであり、医学的、職業的リハビリテーションの基礎となっている。

＊3 自立支援医療制度
心身の障がいを除去・軽減するための精神通院医療、更生医療、育成医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度をいう。

＊4 職業的リハビリテーション
職業訓練校、地域障害者職業センターなどでの就労を目的とするリハビリテーション。

第４節　防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

近年、大規模な自然災害が各地で発生しており、令和元年度には台風１９号によって東御市に大きな被害をもたらしました。今後は災害時の支援対策がより重要な課題となりました。

視覚障がい者の団体との意見聴取では、障がい者の避難方法や避難所での配慮等災害時の体制整備についての要望があがりました。

「災害時に一人で避難できるか」（アンケート結果※1）「災害時に近所に助けてくれる人がいるか」（アンケート結果※2）「災害時に困ることは」（アンケート結果※3)から、災害等の緊急の場合に多くの障がい者は、一人では避難できず、地域等に支援者がいない障がい者も決して少なくありません。障がい者団体から、「災害等の緊急時は、障がい者対策は忘れられがち」や「迅速に避難できない」「避難場所の設備や生活環境が障がい者に合った対応をしてくれるか不安」などのご意見をいただきました。

市では、防災訓練などを通して防災に対する意識を高める啓発を行っており、また要援護者等を災害から守るための「災害対応マニュアル」及び「要援護者リスト」を作成しています。また、各区で作成している「災害時支えあい台帳」は情報が更新されていないなどの課題や、有事の際の個人情報保護の取り扱いの課題もあります。

また、障がい者を標的とした悪質な訪問販売等により、犯罪等に巻き込まれるという事例も多数発生しています。今後防犯体制の中で障がい者等の支援対策が課題となってきています。

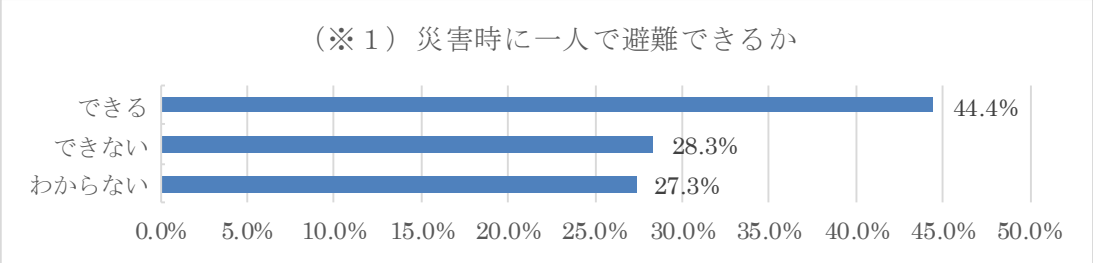

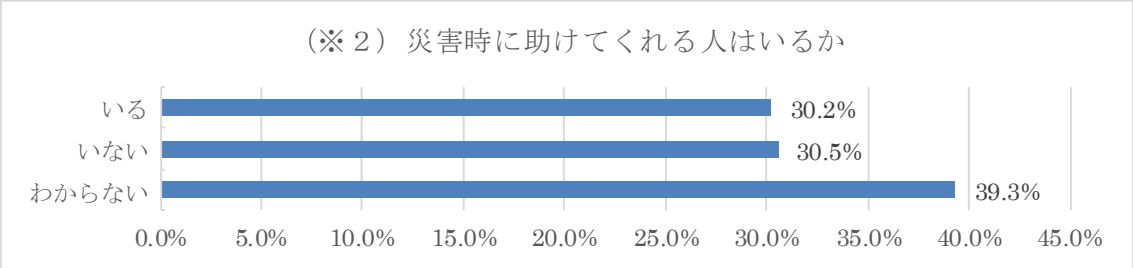

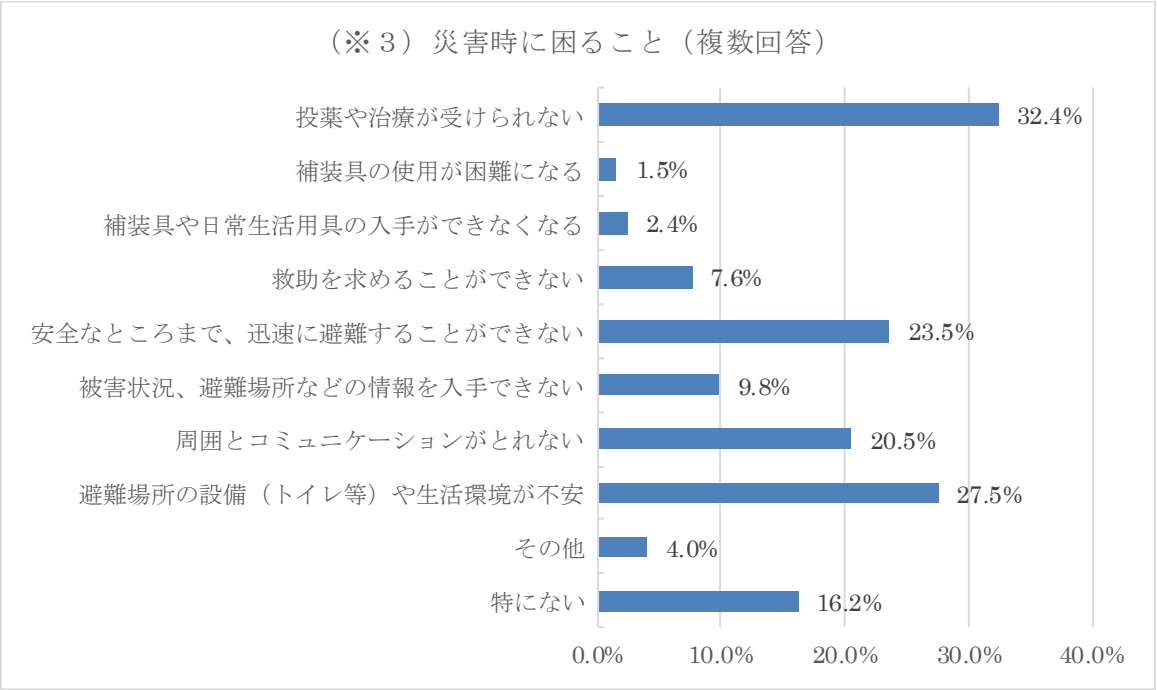

（※1）～（※3）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．防災対策の推進

(1) 災害対応マニュアルに視覚障がい者や医療的ケアが必要な児童等避難に支援者が必要な障がいのある方たちの名簿を作成し、災害時の迅速な状況把握に努めるとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練などの充実強化を図ります。

(2) 災害等緊急時の際、情報の入手や発信が困難な障がい者に対して、音声や文字による情報伝達体制の整備を推進します。

(3) 聴覚障がい者が災害時に必要な情報を入手できるよう手話通訳者の派遣体制の整備を図ります。

(4) 災害時において福祉避難所を設置して、障がい者を受け入れる体制整備を行います。また、災害マニュアルに視覚障がい者の避難誘導の仕方等各種障がいをお持ちの方への基本的な配慮を記載し、障がい者への配慮の意識を高めます。

(5) 防災訓練及を繰り返し実施することにより、災害発生時の対応力強化と防災意識の高揚を図ります。

(6) 各区で立てられる「災害時支えあい台帳」等のシステムづくりを推進します。

２．防犯体制の充実

(1) 障がい者を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図ります。

(2) 障がい者が消費者被害に遭わないよう市の消費生活相談員と連携し啓発を進めます。

(3) 相談者の立場に立った相談対応や犯罪被害防止のために、県などと協力して啓発を進めます。また、悪質商法等の未然防止に向けた広報活動を推進します。

(4) 市のメール配信サービスを利用しながら、情報提供に努め、防犯意識の高揚に努めます。

東御市　特別な支援の必要なお子さんのライフステージ支援図

分野	担当課	新生児・乳児	幼児期（就園）	学齢期（義務教育）	義務教育以降（18歳まで）
医療保健	健康保健課 64-8882	新生児訪問 乳幼児健診（4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月・2歳・3歳） 子育て相談　臨床心理士による発達や育児等の相談 言語相談　言語聴覚士によることば等の相談 発達相談　児童精神科医による発達専門相談 こころの相談　精神科医師、臨床心理士によるこころの健康に関する相談 健康相談　保健師・栄養士による健康に関する相談			
	市民病院 62-0050		発達外来		
子育て支援	子育て支援課 64-5814	発達支援事業 BPプログラム 母子の愛着形成を支援 NPプログラム 参加者の交流を通し育児を支援 養育支援訪問事業　養育支援の必要な家庭に訪問による家事の援助等を行う 子育て短期支援事業　保護者の疾病等により養育が難しい場合等において児童養護施設等で子どものお預かりを行う 発達相談・発達検査	5歳児発達相談事 ペアレント・トレーニング 子供への関わり方を学び親子関係の改善を図る		
	保育園		個別対応/加配保育		
教育	教育課 64-5879		ペアレント・トレーニング 子供への関わり方を学び親子関係の改善を図る SST 社会性を身につける訓練 教育相談・カウンセリング SSW・SCによる保護者支援（家庭訪問・カウンセリング） 教職員向けの研修会 就学前教育相談・教育支援委員会		
	各学校			特別支援学校（盲・聾・知的・肢体不自由・病弱） 特別支援学級 通級指導教室	
福祉	福祉課 64-8888	福祉サービスに伴う相談 障害者手帳・各種手当て等申請受付 福祉サービス支給決定 障害児相談支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅介護・短期入所・日中一時支援・移動支援・タイムケア・自立生活体験事業等 わくわくプール教室 はこべの会・ぴかそくらぶ・何でも話そう会			
関係機関		上小圏域障害者総合支援センター（相談全般）　上小圏域障害者就業・生活支援センター（就職に関する相談全般） 親の会等			青少年支援チーム

各事業についての詳細は各担当課にお問合せください
お子さんに関わる直接的な支援と、保護者の方や周囲の方を対象にした間接的支援の双方を掲載しています

第 6 期東御市障がい福祉計画

計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度

第１章　アンケート調査からみた課題

65 歳未満の障害者手帳所持者 612 人を対象に、令和 2 年 6 月 15 日～7 月 10 日まで実施したアンケート調査から、次のような課題が得られました。

対象者	障がい福祉サービス利用者	障がい福祉サービス未利用者
送付者数	135 人	477 人
回答数	94 人	180 人
回答率	70%	37%

１．在宅における生活を継続するための支援

「現在どのように暮らしているか」（アンケート結果※1）では、サービス利用者、サービス未利用者ともに全体の約 7 割～8 割の方が家族と同居していることがわかりました。「日頃の主な介護者」（アンケート結果※2）から全体の約 8 割の方が父母、祖父母、きょうだい、配偶者等、同居の家族に介助をしてもらっているという結果となりました。また、今後の生活については「どのように暮らしたいか」（アンケート結果※3）から、多くの方が今後も現在の生活の継続や家族との同居を希望していますが、近年、障がい者を支える介護者の高齢化が進んでおり、それに伴って、介護者の健康、緊急時の対応、親がいなくなった時の生活等について不安を抱えている方が多い結果となりました。（アンケート結果※4・※5）

住みなれた地域や家で現在の生活を継続するためには、介護者に代わる支援が提供できる居宅介護等の訪問系サービスが必要不可欠であり、需要も増加していくと考えられることから、訪問系サービス提供体制の整備等が課題です。また、緊急時に備え、受け入れ体制、相談支援体制、体験機会の提供等の体制整備が課題です。

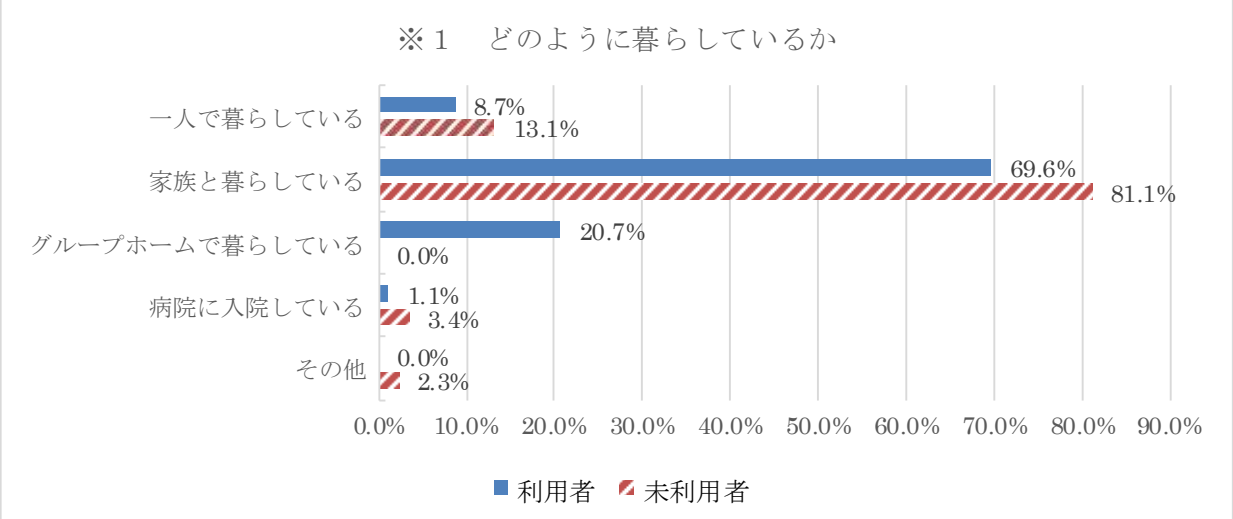

※２　日頃、主に援助・介助・介護者

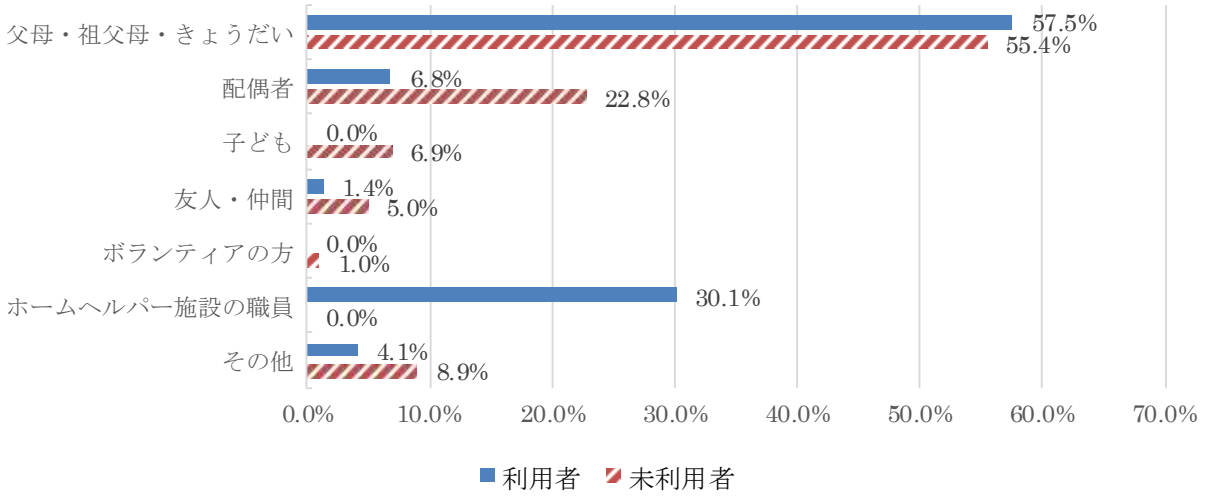

※３　どのように暮らしたいか

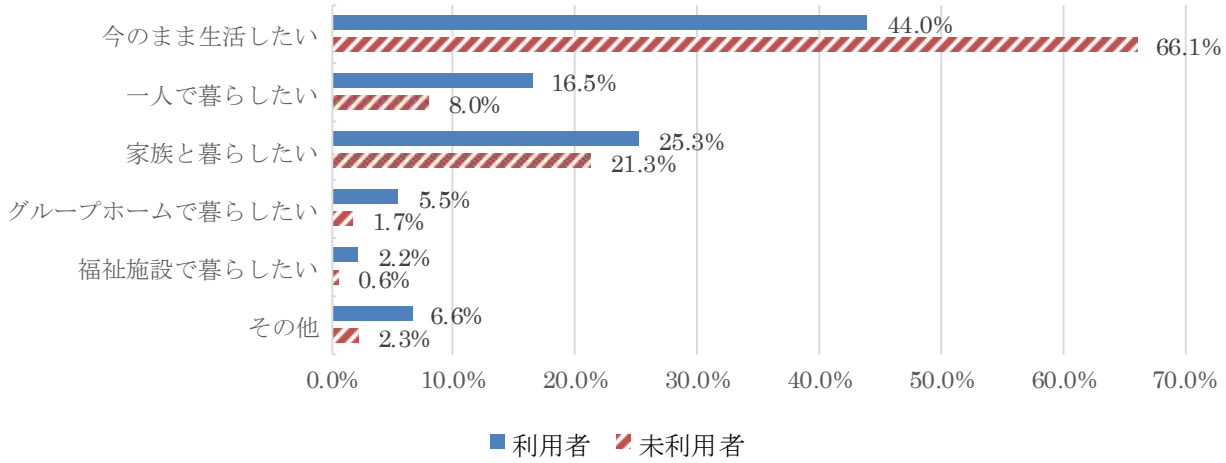

※４　支援について感じること（複数回答）

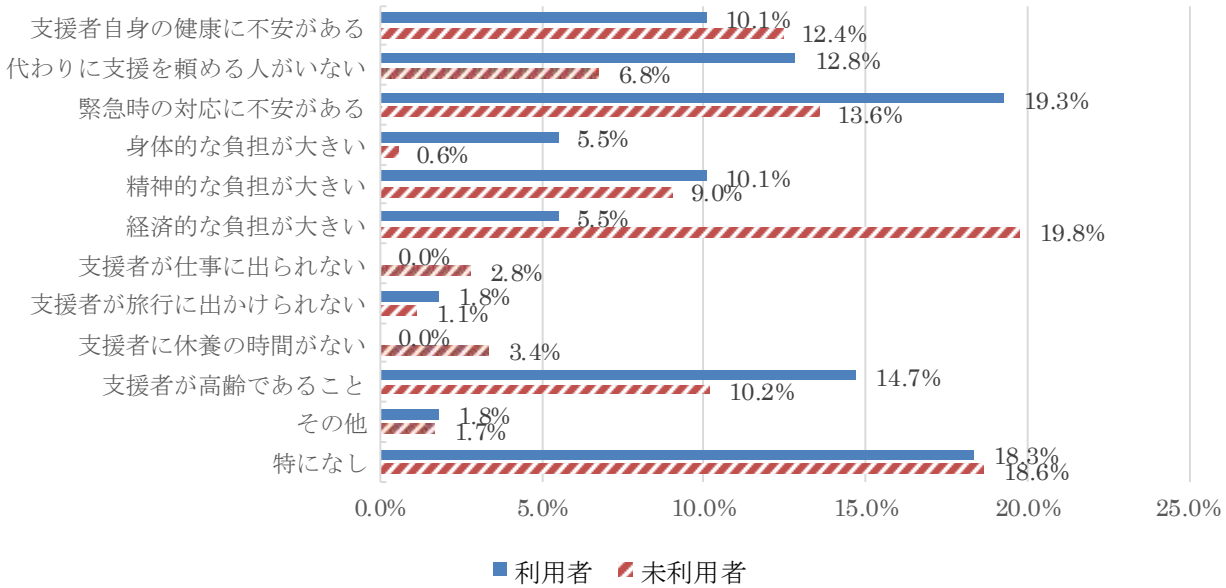

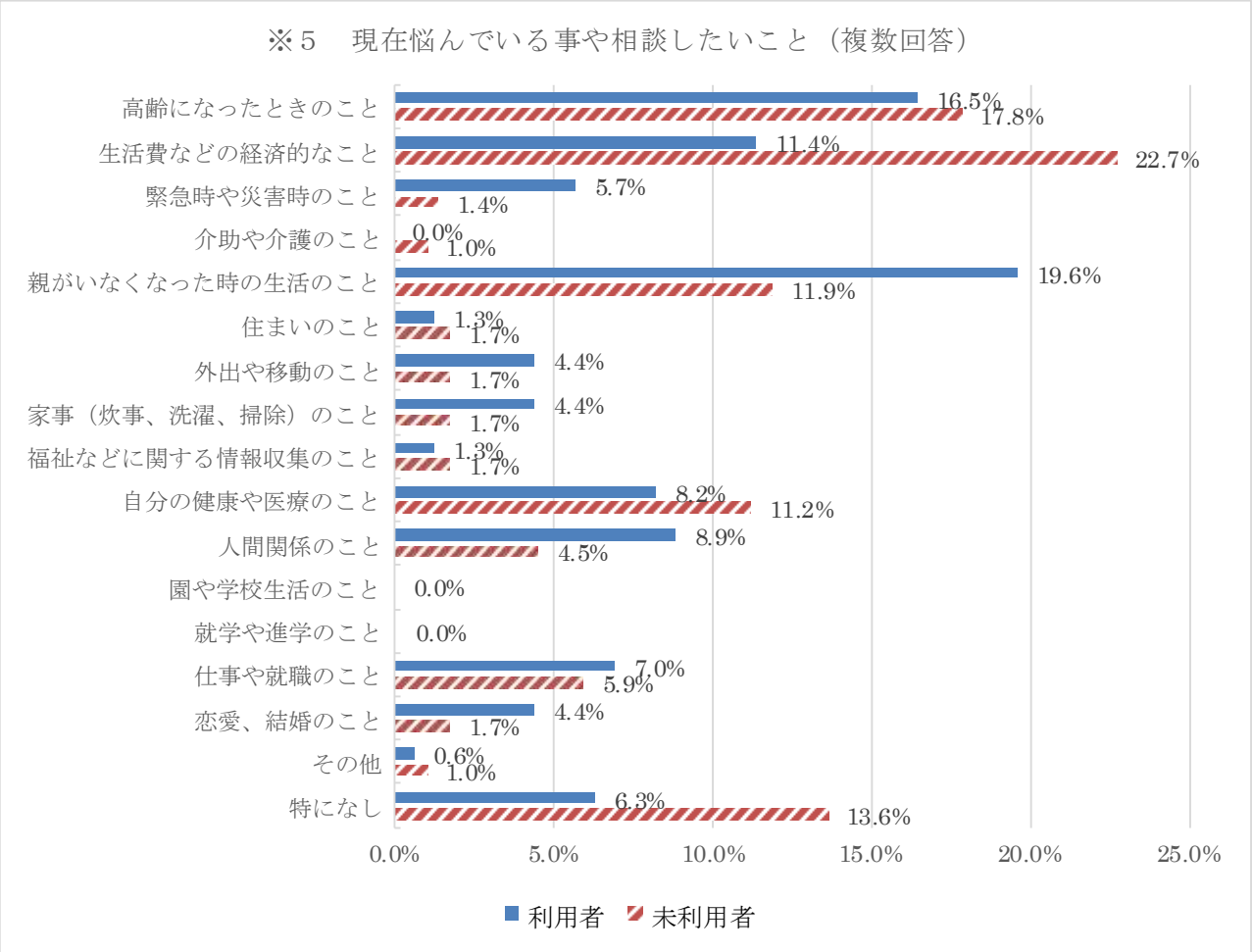

２．情報提供の充実

障がい者の人数は年々増加傾向にあり、また障がいは重複化、多様化しており、それに伴いサービスの利用者や利用量も増加傾向にあります。障がい福祉サービスを利用している方は障害者手帳を所持している方の約 25%という状況で、「サービスを利用していない理由」（アンケート結果※6）では約 3 割の方が利用方法がわからないと回答しています。「サービスを利用する上で困っていること」（アンケート結果※7）ではサービスの内容に関する情報が少ないという回答が上位を占めており、障がい者団体からは「受けられるサービスがわからない」「サービスがあっても使いこなせない」「情報が不足している」との意見をいただきました。障がい福祉サービスを必要としている方に、情報がきちんと行き届いていないということが課題です。

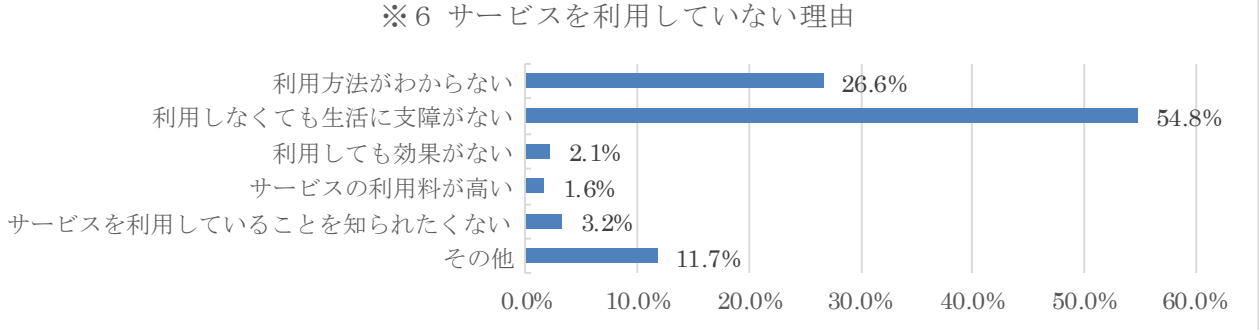

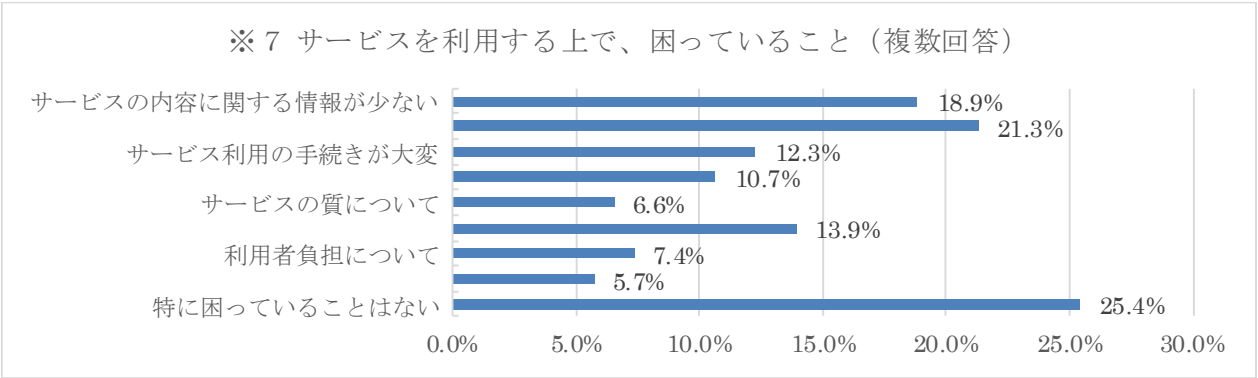

【サービス利用者のみ回答】

３．就労支援の充実

サービス利用者のうち「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」（アンケート結果※8）は全体の約９割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」（アンケート結果※6）と回答した方は全体の約６割を占めました。サービス未利用者のうち「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」は全体の約５割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」と回答した方は全体の約５割を占めました。また、「今後利用したいサービス」（アンケート結果※9）については、簡単な仕事ができるサービス、働くための訓練が受けられるサービスと就労関係のサービスの希望が上位を占め、サービス利用者、未利用者ともに就労への意識の高さがうかがえます。

また、「就労支援として何が必要か」（アンケート結果※10）の質問に対してサービス利用者、未利用者ともに「職場内で障がい者の理解があること」「障がいの状況に合わせて働き方が柔軟であること」と回答した方が全体の２割～3 割を占めました。

一般就労や福祉的就労は、生活リズム・社会性の確立、収入を得る事による自信獲得や生きがいづくりなど、大きな役割を果たすことから、充実した支援の提供し、就労機会拡大のための環境整備が必要です。また、企業向けの障がいセミナー等を開催し障がいについての理解を深める取り組みや、同じ職場で長く働き続けられるための定着支援が課題です。

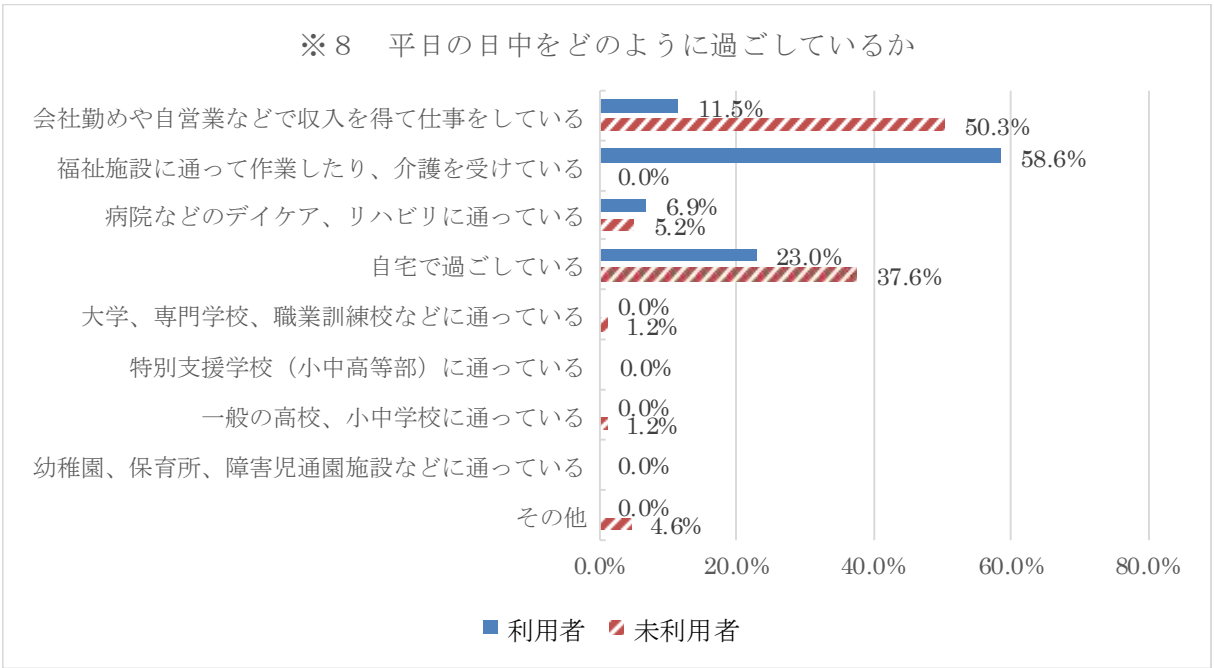

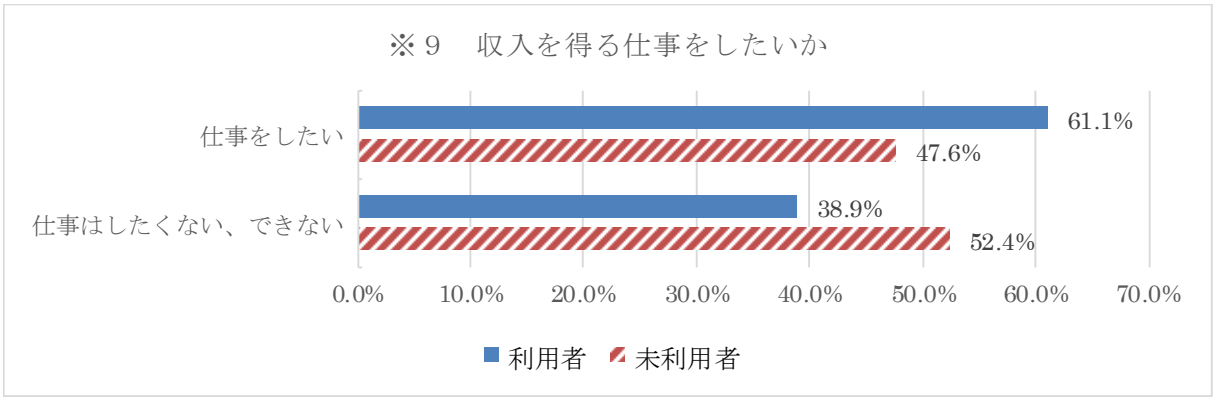
※９　収入を得る仕事をしたいか
仕事をしたい
仕事はしたくない、できない
61.1%
47.6%
38.9%
52.4%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
利用者
未利用者

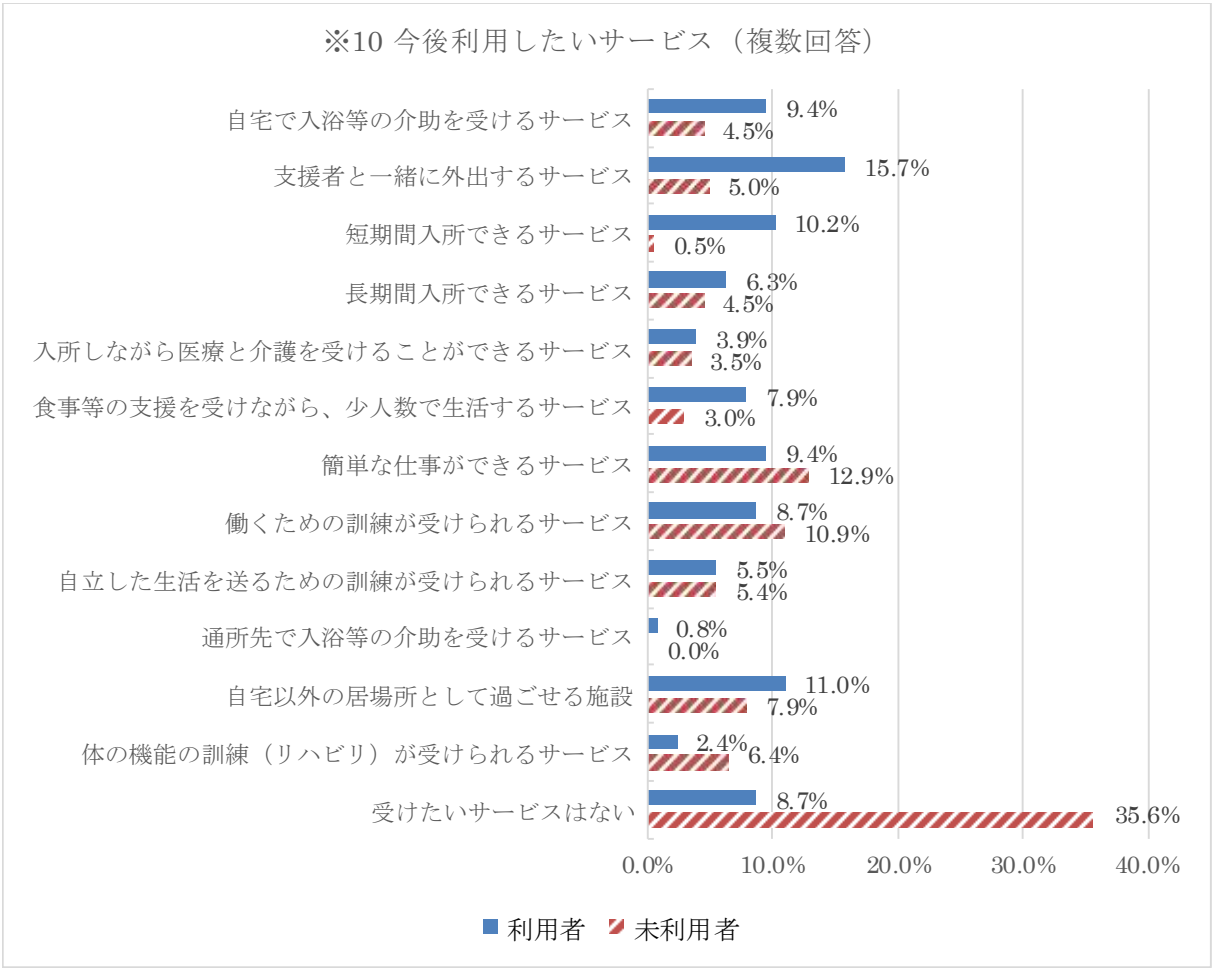
※10 今後利用したいサービス（複数回答）
自宅で入浴等の介助を受けるサービス
支援者と一緒に外出するサービス
短期間入所できるサービス
長期間入所できるサービス
入所しながら医療と介護を受けることができるサービス
食事等の支援を受けながら、少人数で生活するサービス
簡単な仕事ができるサービス
働くための訓練が受けられるサービス
自立した生活を送るための訓練が受けられるサービス
通所先で入浴等の介助を受けるサービス
自宅以外の居場所として過ごせる施設
体の機能の訓練（リハビリ）が受けられるサービス
受けたいサービスはない
9.4%
4.5%
15.7%
5.0%
10.2%
0.5%
6.3%
4.5%
3.9%
3.5%
7.9%
3.0%
9.4%
12.9%
8.7%
10.9%
5.5%
5.4%
0.8%
0.0%
11.0%
7.9%
2.4%
6.4%
8.7%
35.6%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
利用者
未利用者

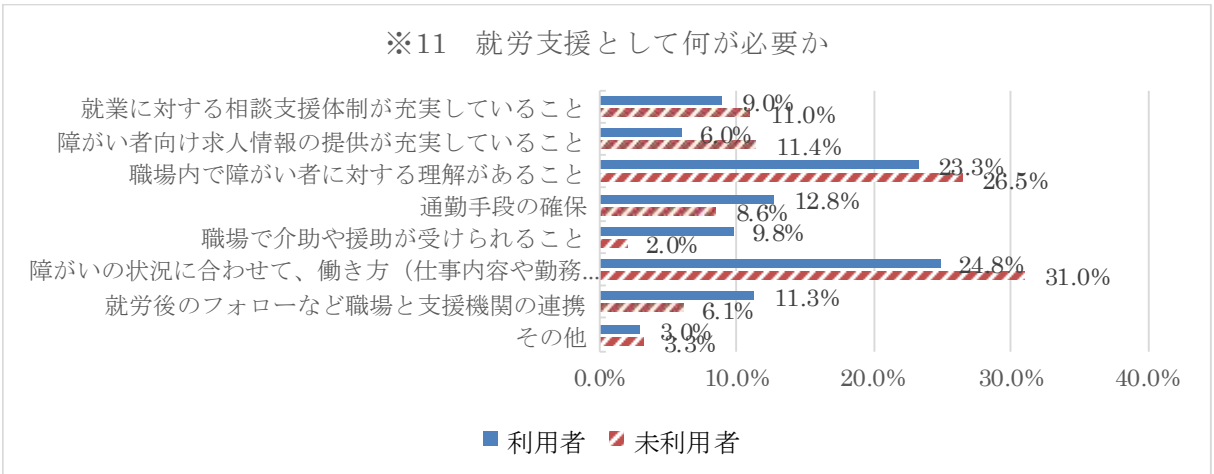
※11　就労支援として何が必要か
就業に対する相談支援体制が充実していること
障がい者向け求人情報の提供が充実していること
職場内で障がい者に対する理解があること
通勤手段の確保
職場で介助や援助が受けられること
障がいの状況に合わせて、働き方（仕事内容や勤務...
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
その他
9.0%
11.0%
6.0%
11.4%
23.3%
26.5%
12.8%
8.6%
9.8%
2.0%
24.8%
31.0%
11.3%
6.1%
3.0%
3.3%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
利用者
未利用者

第２章　障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標（成果目標）

【成果目標１】　福祉施設の入所者の地域生活への移行

１．第５期計画における目標値と実績

※R2 年度は見込値（以下同様）

項目	H30～R2年度 3ヶ年の目標値	区分	H30年度	R1年度	R2年度
(1)施設入所支援利用者の地域生活への移行者数	累計4人	見込量(人)	1	1	2
		実績(人)	0	0	0

項目	H28年度末の 入所者数	区分	H30年度	R1年度	R2年度
(2)施設入所支援入所者の削減数	36人	利用者見込数	36	36	35
		実績(人)	38	39	36
		削減見込数	0	0	1(減)
		実績(人)	2(増)	3(増)	1(増)

施設入所者の現状は、重度化、高齢化が進み、加齢等による身体機能の低下等により、施設職員による介護量が増加している状況です。日中や夜間の支援体制が充実している入所施設における施設入所支援が求められています。地域移行者は平成 30 年以降０人で地域移行が進まない状況が続いており、その理由として、施設入所者の身体状況に合わせた地域の受け入れ体制や支援体制が整っていないという事が考えられます。

一方、施設入所者は年々増加傾向であり、令和２年度は死亡による退所が増えたため結果として減少に転じたものの、現在も８名の施設入所待機者があり、今後も施設入所者は増加していくものと推察されます。

２．第６期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
施設入所者の地域生活への移行	令和元年度末の施設入所者数　39人
地域移行者数	令和3年度中に、地域の受け入れ体制・支援体制の整備を目指し、令和5年度末に令和元年度末の施設入所者数(39人)の5.1%の障がい者の地域移行を目標にします。
施設入所者の削減数	多くの施設入所待機者がいる中で、施設入所者を減らすことは現実的でないことから、令和元年度末の施設入所者を上回らない事を目標にします。 （国の指針：令和元年度末の施設入所者の1.6%削減）

(2) 第６期計画における目標値

項目	３ヶ年の目標	区分	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援利用者の地域生活への移行者数	累計2人	見込量(人)	0	1	1
地域移行者数の割合		見込量(%)	5.1		

項目	３ヶ年の目標	区分	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援の利用者数 基準値：R1年度末の入所者数39人	現状維持	見込量(人)	39	39	39
削減数		見込量(人)	0	0	0

(3) 見込量の確保策

・不安なく施設から地域生活へ移行できるよう、住居の確保や新生活の準備等の支援を行う地域移行支援の充実を図ります。
・地域移行や地域定着を一層支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
・手厚い介護が必要になった方が地域での生活が継続できるように、支援体制の整っ　た居住場所、日中活動場所等の整備に努めます。
・地域における住まいの場であるグループホームの整備促進に努め、また、サテライト型グループホームの設置についてグループホーム運営事業者に働きかけます。
・福祉施設に入所している方が、安心して地域生活へ移行できるように、地域生活の体験事業（グループホーム、日中活動等の体験）を引き続き実施します。

【成果目標２】　精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

１．第５期計画における目標と実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標	地域包括ケアシステムについて検討	地域包括ケアシステムの構築に向けた協議体制の検討	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
実績	地域包括ケアシステムについて検討を実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた協議体制の検討を実施	上小圏域において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

近年、精神疾患者は急激に増加しており、精神病床における入院患者は徐々に減少傾向にあるものの、１年以上の長期入院患者が全体の半数以上を占める状況となっています。また、高齢化に伴い、障がい者を支える介護者が亡くなった時や障がい者自身が高齢になった時の課題が顕著になっており、障がい者が地域の一員として安心して生活ができるように、障がい者や高齢者等の分野にとらわれずに、一体的に支援を行う体制整備が必要です。

２．第６期計画の目標と確保方策

(1) 第６期計画における目標

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	市において地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置及び課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの拡充・充実・強化に向けた協議の実施

(2) 成果目標達成のための見込量（活動指標）

項目			R3年度	R4年度	R5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数			1回	2回	2回
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数	関係機関	保健	1人	1人	1人
	関係機関	医療（精神科）	1人	1人	1人
	関係機関	医療（精神科以外）			
	関係機関	福祉	3人	3人	3人
	関係機関	介護	2人	2人	2人
	関係機関	当事者	2人	2人	2人
	関係機関	家族	2人	2人	2人
	関係機関	その他			
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価		目標設定	課題共有と検討	課題共有と検討	課題共有と検討
		評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 見込量の確保策

・市における協議の場を設け、令和４年度までに障がいや高齢等の分野にとらわれない一体的な支援体制の構築を目指します。
・地域課題に即した協議を行うため、地域課題の明確化、共有化に努めます。

【成果目標３】　障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実

１．第５期計画における目標と実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標	地域生活支援拠点等の運用	地域生活支援拠点等の充実	地域生活支援拠点等の充実・強化
実績	地域生活支援拠点等の運用（上小圏域7施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の実施）	地域生活支援拠点等の運用のみで充実は図れなかった（上小圏域7施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の実施）	地域生活支援拠点等の運用のみで充実・強化は図れなかった（上小圏域7施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の実施）

地域生活支援拠点等の支援は平成 29 年度からの支援が始まり、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え①相談体制の整備②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの 5 つの居住支援のための機能を整備し、地域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

現在は、上小圏域にある 7 施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の取り組みが行われており、市においても 1 施設が輪番施設として緊急時の対応を実施しています。

２．第６期計画の目標と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
障害者の地域生活拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点を上小圏域において1拠点を確保しつつ、機能充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討します。

(2) 第６期計画における目標

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施

※上記は上小圏域における統一目標

(3) 成果目標達成のための見込量（活動指標）

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
地域生活拠点等の数	見込量(箇所)	1	1	1
運用状況の検証及び検討の回数	見込量(回)	3	3	3

(4) 見込量の確保策

・上小圏域 4 市町村(東御市、上田市、長和町、青木村)において 1 拠点を確保しつつ、機能充実のため、年 3 回の運用状況の検証を実施します。

・緊急時の受け入れ体制に加え、相談体制の整備、体験の機会・場の提供等、居住支援のための他の機能の整備に努めます。

・市における緊急時の受け入れ体制、体験の機会の提供、相談支援体制等の課題やニーズを把握し、市内事業所と連携をして、市独自の支援体制の構築を図ります。

【成果目標４】　福祉施設からの一般就労への移行等

１．第 5 期計画における目標値と実績

項目	R2年度の目標	区分	H30年度	R1年度	R2年度
(1)一般就労への移行者数	年間3人	見込量(人)	2	2	3
		実績(人)	8	3	4
(2)就労移行支援事業利用者数	年間6人	見込量(人)	5	5	6
		実績(人)	4	6	6

項目	区分	H30年度	R1年度	R2年度
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の割合	市内に所在する就労移行事業所数の内、就労移行率3割以上の事業所数（見込）	1	1	1
	実績(箇所)	0	1	0
	実績(割合)	0%	100%	0%

福祉事業所から一般就労への移行者は、年度ごとにばらつきがありましたが、どの年度においても見込量を上回る結果となりました。特に、就労移行支援事業利用者が一般就労に移行する割合が高くなっています。

また、就労定着支援が新設される等、継続や定着支援も充実してきており、離職者も減少しています。

２．第６期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加	現状から今後の動向を予測し、概ね国の指針に沿った目標にします。 【国の指針】 ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上 ・就労移行支援：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上 ・就労継続支援A型：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上 ・就労継続支援B型：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上 **※上記は令和5年度末の伸び率**
職場定着率の増加	就労定着支援事業所の整備の促進及び就労定着支援事業利用者増加を目標にします。 【国の指針】 ・就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

(2) 第６期計画における目標値

項目	R1年度末の人数	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度実績に対する伸び
福祉施設利用者の一般就労への移行	3	5	5	6	2.00倍
(1)就労移行支援から	1	3	3	3	3.00倍
(2)就労継続支援A型から	1	1	1	2	2.00倍
(3)就労継続支援B型から	1	1	1	1	1.00倍
(4)生活介護・自立訓練から	0	0	0	0	―

項目	R1年度末の数値	R3年度	R4年度	R5年度
福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援利用者数				
(1)福祉施設から一般就労への移行者数	3	5	5	6
(2)上記のうち就労定着支援の利用者数	0	2	2	3
上記（1）に対する(2)の割合	0%	40%	40%	50%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数				
(1)市内に所在する就労定着支援事業所数	0	1	1	1
(2)上記事業所のうち就労定着率8割以上の事業所数	0	1	1	1
上記（1）に対する(2)の割合	0%	100%	100%	100%

(3) 見込量の確保策

・障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の各関係機関と連携を図り、就労支援及び就労定着支援に努めます。
・障がい福祉サービスに関する情報の周知に努め、利用者増加を促進します。
・上小圏域自立支援協議会専門部会（就労支援部会）等を活用しながら、他事業所の取組み事例等を共有する場を設け、事業所同士の連携の強化及び事業所の質の向上を図ります。
・企業を対象にしたセミナー等を開催し、障がいの理解促進を図りながら、障がい者雇用の啓発に努めます。

【成果目標５】　相談支援体制の充実・強化等（新規）

１．第６期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
総合的・専門的な相談件数	上小圏域基幹相談支援センターで実施している年間の相談件数に対し、上小圏域4市町村の人口で按分した件数を目標にします。 （R1年度　圏域相談件数 851件　　東御市人口割 15%）
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	市内の指定特定相談支援事業所6か所に対し年間2回の指導・助言のの実施を目標にします。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	市内相談支援専門員9名に対し年間6回程度の研修等の参加率増による人材育成を目標にします。
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	市及び上小圏域において、年6回の相談支援事業所連絡会の開催を目標にします。
主任相談支援専門員の配置人数	上小圏域において、3人／年　増を目標にします。（R2年度　2人）

(2) 第６期計画における目標値

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談件数	見込量(件)	130	135	140
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	見込量(回)	12	12	12
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	見込量(件)	35	37	39
地域の相談支援機関との連携強化の取組みの実施回数の見込み	見込量(回)	6	6	6
主任相談支援専門員の配置人数（上小圏域における目標）	見込量(人)	5	8	11

(3) 見込量の確保策

・指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の設置促進に努めます。
・相談支援事業所同士の情報交換の場や研修会等を通じて、相談支援専門員の質の向上や連携の強化を図ります。
・主任相談支援専門員の配置により、更なる相談支援体制の充実及び質の向上を図ります。
・地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおける指導的役割等の機能を有効に活用します。

【成果目標６】　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築（新規）

１．第６期計画に係る目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	算出方法
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	障害福祉サービス等に係る職員5名（ケースワーカー、事務員）が年1～2回研修に参加することを目標にします。 （自治体職員向け研修の他、事業所向けのものや資格取得のための研修の聴講を含む。）

②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

項目	算出方法
障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有	審査支払結果を分析してその結果を活用するための圏域内での共有体制の構築や、請求におけるエラー・警告案件の原因や対処方法等について、事業所への情報提供及び指導方法等を検討するため、市町村及び事業者の給付請求担当者に対し、年１回の説明会の実施を目標にします。

(2) 第6期計画における目標値

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	見込量(人)	8	8	8

②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催

(3) 見込量の確保策

・障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、障がい福祉サービスに携わる職員のスキルアップを目指し、各種研修等の情報を収集し、積極的に研修等に参加します。

・市における障害者自立支援審査システムの請求における警告やエラーの傾向を知り、他市町村との情報共有を図ります。

第３章　各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

１．障がい福祉サービスの見込量及び確保方策

１－１　訪問系サービス

訪問系サービスとは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の５つのサービスを総称したものです。

居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする障がい者に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護

視覚障がいにより移動に困難を有する障がい者に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

行動援護

重度の知的・精神障がいにより著しい行動障害のある方に、危険回避の支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者で、その介護の必要性が高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

（1）第５期計画における見込量と実績

①居宅介護の実績は見込量を上回り、増加傾向で推移しましたが、その他の訪問系サービスの実績は概ね見込量を下回って推移しました。
②同行援護は利用時間数及び利用者数共にほぼ横ばい傾向となりました。
③行動援護は各年度の見込量を大幅に下回って推移しました。市内にサービスを提供できる事業所が無いことが、利用者の増加につながらない要因となっています。
④重度障害者等包括支援は令和元年度中に１名退所し、実績は１名分となり減少しました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　**※令和２年度は見込値（以下同様）**

※見込量・実績は１ヶ月当たりの延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
居宅介護（身体介護・家事援助）	見込量	355	365	365	時間
	実績	406	418	431	時間
	利用者数	44	37	39	人
重度訪問介護	見込量	50	50	50	時間
	実績	0	0	0	時間
	利用者数	0	0	0	人
同行援護	見込量	88	96	104	時間
	実績	81	74	79	時間
	利用者数	11	11	10	人
行動援護	見込量	150	200	200	時間
	実績	74	24	30	時間
	利用者数	4	4	4	人
重度障害者等包括支援	見込量	470	470	470	時間
	実績	471	335	274	時間
	利用者数	2	2	1	人

（参考）R2 年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	**合計**	男	女
居宅介護（身体介護）	(2)	2	3			4	1			10	3	7
居宅介護（家事援助）	(1)		5	5		5	15		1	31	10	21
重度訪問介護										0		
同行援護				10						10	4	6
行動援護	(4)					6				6	4	2
重度障害者等包括支援						1				1	1	
合計	(7)	2	8	15		16	16		1	58	22	36

※（　）の数値は重複

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績とアンケート調査結果に基づき、障がい種別ごとに各サービスの利用量の伸びを勘案し、令和 2 年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

サービス名	算出方法
居宅介護	令和2年度末を39人と見込み、過去の傾向から　1人／年増として算出。（月平均利用時間約11時間／人）
重度訪問介護	令和2年度末を0人と見込み、過去の傾向から　1人／年として算出。（月平均利用時間50時間／人）
同行援護	令和2年度末を10人と見込み、過去の傾向から0～1人／年増として算出。（月平均利用時間8時間／人）
行動援護	令和2年度末を4人と見込み0～1人／年　増 として算出。（月平均利用時間16時間／人）
重度障害者等包括支援	令和2年度末を1人と見込み、過去の傾向から 増減無しとして算出。（月平均利用時間280時間／人）

イ．第６期計画における見込量　※見込量は１ヶ月当たりの延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
居宅介護（身体介護・家事援助）	見込量	440	451	462	時間
	利用者数	40	41	42	人
重度訪問介護	見込量	50	50	50	時間
	利用者数	1	1	1	人
同行援護	見込量	80	88	88	時間
	利用者数	10	11	11	人
行動援護	見込量	80	96	96	時間
	利用者数	5	6	6	人
重度障害者等包括支援	見込量	280	280	280	時間
	利用者数	1	1	1	人

ウ．見込量の確保策

(ア)必要なサービスが適切に利用できるように、福祉のしおり・ホームページ・説明　会等を通じて制度の周知を十分に行い、サービスの利用促進に努めます。

(イ)視覚障がいや強度行動障がい等、個々の障がい特性に対応できるヘルパーの人材確保・育成を促進するため、事業所へ研修会等の参加を呼びかけます。

(ウ)現状やニーズの把握に努め、必要なサービスが適切に提供できるように努めます。

(エ)高齢化が進む中、切れ目なく適切な支援が受けられるように、介護保険制度との　連携を図ります。

１－２　日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、通所・入所施設の昼間のサービスである「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A 型・B 型）」などを言います。

生活介護

いつも介護を必要とする障がい者に、主に昼間に入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。

自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）

知的・精神障がい者（発達障がい者を含む）に対し、自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、日常の生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

自立訓練（宿泊型自立訓練）

日中、一般就労や外部・同一敷地内の日中活動サービスを利用している知的・精神障がい者（発達障がい者を含む）に対し、一定期間、夜間の住居の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行うサービスです。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

就労継続支援（A 型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

就労継続支援（B 型）

一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上・維持を図るサービスです。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業や自宅に訪問等をし、相談を通じて生活面の課題を把握したり、企業や関係機関と連絡調整等を行い、課題解決に向けて必要な支援を行うサービスです。

療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者等に短期間、夜間も含め施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

(1)第 5 期計画における見込量と実績

①令和２年度は新型コロナウィルスの影響により、全体的に実績が減少しました。
②宿泊型自立訓練は、令和２年度より市内の事業所が休止となり、事業所数は圏域内で１ヶ所のみとなりました。
③就労移行支援では、近年リワーク（復職）支援の希望者が増加しており、それに伴い利用者も増加傾向にあります。
④就労継続支援(A型)は、令和２年度に圏域内に新たに３事業所が参入し、実績・利用者ともに、増加傾向となっています。
⑤就労継続支援(B型)は、各年度において見込量を下回って推移しましたが、利用者及び実績は年々増加傾向にあります。市内に６ヶ所の事業所があり、また、圏域内　にも多くの事業所があり、資源的に充実しており、より自分に合った事業所の選択ができるサービスです。（R2 年度は①による減少）
⑥短期入所は、万一の緊急時に備えてサービスの支給決定を受ける方が多く、各年度の支給決定者数は平成 30 年度は 28 人、令和元年度は 31 人、令和 2 年度は 27 人であり、実利用者数との差が大きいサービスです。

ア．第５期計画における見込量と利用実績※見込量・実績は１ヶ月当たりの延人日数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
生活介護	見込量	1,300	1,350	1,400	人日分
	実績	1,303	1,483	1,239	人日分
	利用者数	64	67	65	人
自立訓練（機能訓練）	見込量	15	15	15	人日分
	実績	1	0	0	人日分
	利用者数	1	0	0	人
自立訓練（生活訓練）	見込量	126	126	144	人日分
	実績	98	96	90	人日分
	利用者数	5	6	5	人
自立訓練（宿泊型自立訓練）	見込量	150	150	150	人日分
	実績	110	60	66	人日分
	利用者数	4	2	2	人
就労移行支援	見込量	110	110	132	人日分
	実績	68	52	143	人日分
	利用者数	5	6	7	人
就労継続支援（A型）	見込量	44	44	66	人日分
	実績	38	19	23	人日分
	利用者数	2	2	3	人
就労継続支援（B型）	見込量	1,250	1,300	1,350	人日分
	実績	1,159	1,191	1,137	人日分
	利用者数	72	82	78	人
就労定着支援	見込量	2	2	3	人
	実績	0	0	0	人
療養介護	見込量	4	4	4	人
	実績	4	5	5	人
短期入所（福祉型）	見込量	88	104	120	人日分
	実績	62	57	55	人日分
	利用者数	18	22	10	人
短期入所（医療型）	見込量	30	30	30	人日分
	実績	1	7	5	人日分
	利用者数	1	2	1	人

（参考）R2 年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
生活介護		4	10			44	7			65	39	26
自立訓練（機能訓練）										0		
自立訓練（生活訓練）				1		1	1			3	2	1
自立訓練（宿泊型自立訓練）						1				1	1	
就労移行支援						2	4			6	3	3
就労継続支援（A型）						2	2			4	2	2
就労継続支援（B型）			2	2	1	50	24			79	48	31
療養介護		5								5	3	2
短期入所	(2)	1		1		9				11	8	3
合計	(2)	10	12	4	1	109	38	0	0	174	106	68

（2）第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績とアンケート調査結果に基づき、障がい種別ごとに各サービスの利用量の伸びを勘案し、令和 2 年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

サービス名	算出方法
生活介護	令和2年度末を65人と見込み、過去の傾向と施設入所支援待機者数から　2人／年 増として算出。 （月平均利用日数　約20日／人）
自立訓練（機能訓練）	令和2年度末を0人と見込み、過去の傾向から1人／年として算出。（月平均利用日数10日／人）
自立訓練（生活訓練）	令和2年度末を5人と見込み、過去の傾向から　5人／年として算出。 （月平均利用日数22日／人）
自立訓練（宿泊型自立訓練）	令和2年度末を2人と見込み、過去の実績及び利用期間終了者を見込んで算出。（月平均利用日数30日／人）
就労移行支援	令和2年度末を7人と見込み、過去の実績及び利用期間終了者を見込んで0～1人／年 増 として算出。（月平均利用日数22日／人）
就労継続支援（A型）	令和2年度末を3人と見込み、過去の実績と近隣の基盤整備の状況からから1人／年 増として算出。（月平均利用日数22日／人）
就労継続支援（B型）	令和2年度末を78人と見込み、過去の傾向から2人／年 増として算出。（月平均利用日数18日／人）
就労定着支援	一般就労移行者をR3年度は5人、R4年度は5人、R6年度は6人と見込み、一般就労をした者のうち2～3人／年として算出。
療養介護	令和2年度末を5人と見込み、過去の実績から5人／年として算出。
短期入所（福祉型）	過去の傾向と社会の動向（介護者の高齢化）から　令和3年度を20人と見込み2人／年　増として算出。 （月平均利用日数4日／人）
短期入所（医療型）	令和2年度末を1人と見込み、過去の傾向から2人／年として算出。（月平均利用日数2日／人）

イ．第６期計画における見込量　　※見込量・実績は１ヶ月当たりの延人日数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
生活介護	見込量	1,340	1,380	1,420	人日分
	利用者数	67	69	71	人
自立訓練（機能訓練）	見込量	10	10	10	人日分
	利用者数	1	1	1	人
自立訓練（生活訓練）	見込量	110	110	110	人日分
	利用者数	5	5	5	人
自立訓練（宿泊型自立訓練）	見込量	60	60	60	人日分
	利用者数	2	2	2	人
就労移行支援	見込量	154	176	176	人日分
	利用者数	7	8	8	人
就労継続支援（A型）	見込量	88	110	132	人日分
	利用者数	4	5	6	人
就労継続支援（B型）	見込量	1,440	1,476	1,512	人日分
	利用者数	80	82	84	人
就労定着支援	見込量	2	2	3	人
療養介護	見込量	5	5	5	人
短期入所（福祉型）	見込量	80	88	96	人日分
	利用者数	20	22	24	人
短期入所（医療型）	見込量	4	4	4	人日分
	利用者数	2	2	2	人

ウ．見込量の確保策

(ア)それぞれの障がい特性に応じた日中活動場所が選択できるよう、見学や体験の機会の充実を図ります。

(イ)有効期間のある自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援は事業者・相談支援専門員と連携を図り、サービス有効期間内に身体機能、生活能力の向上や一般就労につながるように努めます。

(ウ)就労継続支援（Ｂ型）は障害者優先調達推進法に基づき、市内の事業所が供給する物品等の調達を積極的に推進し、福祉的就労における工賃アップを支援します。

(エ)短期入所は緊急時においてスムーズな受け入れ体制が取れるように、サービスを実施する事業所との連携・調整を行い、また需要に見合ったサービス供給体制の確保に努めます。

(オ)全てのサービスにおいて、サービス内容や利用方法等についての周知・広報に努めます。

(カ)事業所に対し障がい者のニーズや地域の実態を伝え、地域に即したサービス提供体制の拡充について呼びかけます。

１－３　居住系サービス

自立生活援助

入所施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等対象に、定期的に居宅を訪問し家事等の問題や、地域住民との関係等について確認を行い、必要な助言や各関係機関等との連絡調整を行うサービスです。

共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で相談や食事提供等の支援、入浴、排せつ、食事などの介護等を提供するサービスです。

施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介助を行うサービスです。

(1)第 5 期計画の見込量と実績

①平成 29 年に新設された自立生活援助は 3 年間実績がありませんでした。利用につながらなかった理由は、「施設からの地域移行者がいなかったことと、サービスを提供できる事業者が市内に無い」ことなどが考えられます。

②グループホームは、各年度において見込量を下回って推移しました。入居者が高齢になってグループホームの生活が難しくなり、入所施設へ移行した人や、反対にグループホームで力をつけてアパートに移行した人など、退所した人も数名いましたが、それを上回るニーズがあり、利用者は増加となりました。

③施設入所支援は、国が示す地域移行目標に合わせて、施設入所者の減少を見込みましたが、令和元年度までは増加傾向にありました。令和 2 年度の入所者の減少は死亡による自然減によるものであり、現在も入所待機者が 9 名おり、施設入所者の減少は見込めない状況です。

ア．第 5 期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
自立生活援助	見込量	3	3	3	人
	実績	0	0	0	人
共同生活援助（グループホーム）	見込量	29	30	32	人
	実績	29	28	31	人
施設入所支援	見込量	36	36	35	人
	実績	38	39	36	人

（参考）令和 2 年度実利用者数障がい種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立生活援助										0		
共同生活援助（グループホーム）					1	19	11			31	24	7
施設入所支援			7			27	2			36	23	13
合計			7		1	46	13			67	47	20

(2)第 6 期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
自立生活援助	令和2年度末を0人と見込み、地域移行者の見込みに合わせて　1人／年として算出。
共同生活援助（グループホーム）	令和2年末を31人と見込み、過去の実績から　1人／年増として算出。
施設入所支援	令和元年度末の39人を上回らないことを目標として算出。

イ．第６期計画における見込量

※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
自立生活援助（新）	見込量	1	1	1	人
うち精神障がい者の数	見込量	1	1	1	人
共同生活援助（グループホーム）	見込量	32	33	34	人
うち日中サービス支援型共同生活援助	見込量	0	0	0	人
うち精神障がい者の数	見込量	12	13	14	人
施設入所支援	見込量	39	39	39	人

ウ．見込量の確保策

(ア)福祉施設に入所または入院している方が、安心してグループホームに移行できるようにするために、地域生活の体験事業を引き続き実施します。

(イ)地域移行支援及び地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所や、地域の生活を支える自立生活援助を行う事業所の整備を促進し、住居確保から入居後の生活に至るまで、一貫したフォローアップ体制の構築に努めます。

１－４　相談支援

計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者等に対し、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス利用者等との連絡調整、計画の作成を行います。更に一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービスです。

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者、保護施設・矯正施設等を退所する障がい者等を対象に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。

地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者や、施設・病院から退所・退院した者や、地域生活が不安定な障がい者を対象にして、24 時間連絡体制を確保し、緊急事態の際に相談や訪問等を実施するサービスです。

(1) 第５期計画の見込量と実績

ア．第５期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は１ヶ月当たりの人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画相談支援	見込量	45	47	49	人
	実績	49	58	71	人
地域移行支援	見込量	1	1	2	人
	実績	0	0	0	人
地域定着支援	見込量	5	6	7	人
	実績	3	4	4	人

⑵第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
計画相談支援	計画は最低年１回の更新をし、計画のモニタリングは3ヶ月～半年に1回の頻度を見込んで算出。 令和2年度末を71人と見込み、過去の実績・傾向から 2人／年 増として算出。
地域移行支援	過去の実績・傾向から　　1人／年を目標として算出。
地域定着支援	令和2年度末を4人と見込み、過去の実績・傾向から 1人／年 増として算出。

イ．第６期計画における見込量※見込量は１ヶ月当たりの実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画相談支援	見込量	73	75	77	人
地域移行支援	見込量	1	1	1	人
うち精神障がい者の数	見込量	1	1	1	人
地域定着支援	見込量	5	6	7	人
うち精神障がい者の数	見込量	2	3	3	人

ウ．見込量の確保策

(ア)相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員の勧奨を行います。

(イ)事業者に対して「指定特定相談支援事業所」への参入勧奨を行います。また、地域移行支援、地域定着支援を行うことができる「指定一般相談支援事業所」の参入勧奨を行います。

(ウ)計画の精査機能を充実させ、ニーズに応じた適切なサービスの支給決定に努めます。

２．地域生活支援事業の実施に関する事項

２－１　理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民に対して障がい者等の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①各年度において地域住民や事業者等を対象として、障がいについての理解を深める講演会を開催しました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　　**※令和２年度は見込値（以下同様）**

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	実施	実施	実施

イ．見込量の確保策

(ア)地域住民や事業者等に対して講演会や研修会を継続して実施し、障がいについての理解を深めることにより、障がい者等に対する差別や偏見を無くしたり、より良い対応をしていけるように努めます。

(イ)より多くの地域住民や事業者の参加を促進するため、事業の周知・広報に努めます。

２－２　自発的活動支援事業

自発的活動支援事業

障がい者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう「社会的障壁」を除去するため、障がい者等、その家族、住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①各年度において精神障がい者家族会の活動支援を行いました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(2)第 6 期計画の見込量と確保方策

ア．第 6 期計画における見込量

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	見込量	実施	実施	実施

イ．見込量の確保策

(ア)様々な障がい団体等の活動を促進するため、事業の周知・広報に努めます。

２－３　相談支援事業

相談支援事業

障がい者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、情報提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待防止とその早期発見に向けた関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

市町村相談支援機能強化事業

市町村の相談支援を強化するために、一般的な相談事業に加え、特に必要とする資格を有する専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置する事業です。現在、東御市・上田市・長和町・青木村の合同で委託している、上小圏域障害者総合支援センターで実施しています。

住居入居等支援事業（居住サポート事業）

公営住宅や民間住宅へ入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居の困難な障がい者を支援する事業で、入居手続き支援や、家主等への相談・助言などを行う事業です。

(1)第 5 期計画の見込量と実績

①地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、専門職員を配置し、困難ケースの対応や、専門的なアドバイスをするスーパーバイザーとして支援を実施しました。

②令和元年度には市内の指定特定相談支援事業所が 5 ヶ所から 6 ヶ所に増え、相談支援専門員の人数も増加傾向にあります。

ア．第 5 期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	5	6	6	箇所
	実績	5	6	6	箇所
	基幹相談支援センター設置見込	設置	設置	設置	
	実績	設置	設置	設置	
市町村相談支援機能強化事業	実施見込	実施	実施	実施	
	実績	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施見込	実施	実施	実施	
	実績	未実施	未実施	未実施	

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	6	6	6	箇所
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	
市町村相談支援機能強化事業	実施見込	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施見込	実施	実施	実施	

イ．見込量の確保策

(ア)基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を図り、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

(イ)身近な相談機関で、気軽に安心して相談できる相談支援体制の構築を図ります。

(ウ)住宅入居等支援事業の実施に向けて、圏域内で連携をし、体制整備に努めます。

２－４　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要とされる知的障がい者や精神障がい者に対して、親族がいない等の理由がある場合には、市長による申し立てを行い、また、低所得の方に対して、申し立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等を適正に行うことができる法人を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

（1）第５期計画の見込量と実績

①介護者及び障がい者の高齢化に伴い、年々需要が高まっており、申立件数も増加傾向です。

②成年後見制度利用支援事業は実施できる体制は整っていますが、実績はありませんでした。

ア．第５期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
市長申立件数	実績	0	0	1	件

（2）第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施	実施	実施

イ．見込量の確保策

(ア)障がい者の権利擁護のため、成年後見制度利用支援事業のさらなる周知や、手続きの支援に努めます。

(イ)上小圏域成年後見支援センターとの連携強化を図り、成年後見制度の利用等に関する相談支援体制の充実を図ります。

２－５　コミュニケーション支援事業

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者が公的機関を訪れたり、受診等で医療機関に行く場合など、意思疎通の円滑化を図るために手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。

手話通訳者設置事業

市役所に手話通訳者を配置して、聴覚障がい者とのコミュニケーションを図ることを目的とした事業です。

（1）第５期計画の見込量と実績

①令和２年度は新型コロナウィルスの影響で利用実績は減少しましたが、月平均30件ほどの利用があり、聴覚障がい者の日常生活に必要な情報の提供やコミュニケーションの支援を実施しました。

ア．第６期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	利用見込者数	17	17	17	人
	実績	17	16	17	人
	実績（件数）	344	337	300	件
手話通訳者設置事業	設置見込者数	1	1	1	人
	実績	1	1	1	人

（2）第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量　※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	利用見込者数	17	17	17	人
	利用見込件数	350	350	350	件
手話通訳者設置事業	設置見込者数	1	1	1	人

イ．見込量の確保策

(ア)手話通訳者派遣事業では、手話奉仕員養成研修事業を今後も継続して実施し、人材を養成します。
(イ)利用者が少ない要約筆記派遣事業について、利用者の増加を図るため、事業の周知・広報に努めます。
(ウ)災害時等に対応できる支援体制の整備を図ります。

２－６　日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活を容易にするために、用具の給付や貸与を行う事業です。

（1）第５期計画の見込量と実績

①実績値は各年度において、ばらつきがありました。在宅療養等支援用具については減少傾向、排泄管理支援用具については増加傾向です。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の延件数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
介護・訓練支援用具（入浴担架・特殊寝台など）	見込量	2	2	2	件
	実績	0	3	1	件
自立生活支援用具（入浴補助用具・便器・聴覚障がい者用屋内信号装置など）	見込量	5	5	5	件
	実績	2	4	5	件
在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）	見込量	4	4	4	件
	実績	11	6	4	件
情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置・点字図書など）	見込量	6	6	6	件
	実績	9	4	6	件
排泄管理支援用具（ストマ用装具など）	見込量	485	485	485	件
	実績	486	536	565	件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	1	1	1	件
	実績	0	0	2	件

（2）第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量　※見込量は年間の延件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
介護・訓練支援用具（入浴担架・特殊寝台など）	見込量	2	2	2	件
自立生活支援用具（入浴補助用具・便器・聴覚障がい者用屋内信号装置など）	見込量	5	5	5	件
在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）	見込量	4	5	5	件
情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置・点字図書など）	見込量	6	6	6	件
排泄管理支援用具（ストマ用装具など）	見込量	580	600	600	件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	1	1	1	件

イ．見込量の確保策

(ア)必要とする人が利用できるように、日常生活用具給付事業の周知・広報と利用の促進を図ります。
(イ)生活実態やニーズ等を確認し、適切な給付に努めます。
(ウ)医療機関等との連携を図り、障がいの特性に応じた用具の給付に努めます。

２－７　移動支援事業

移動支援事業

一人で外出することが困難な障がい者等が外出する場合にヘルパーが付き添い移動支援を行う事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①実績値及び利用者ともに年々減少傾向にあり、令和２年度においては新型コロナウィルスの影響で利用実績・利用人数ともに大幅に減少しました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績※見込量・実績は１ヶ月・年間の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
移動支援事業	延べ利用見込時間数（年間）	2,800	3,000	3,200	時間
	実績（年間延べ利用時間）	2,915	2,225	1,130	時間
	実利用見込者数	25	27	29	人
	実利用者数	27	24	18	人

（参考）R2 年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
移動支援事業	(7)	1	3			10	2	2		18	14	4

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
移動支援事業	過去の実績から令和元年度末を21人と見込み、1～2人／年増として算出。（年平均利用時間約100時間／人）

イ．第６期計画における見込量　※見込量は年間の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
移動支援事業	延べ利用見込時間数	2,300	2,400	2,400	時間
	実利用見込者数	23	24	24	人

ウ．見込量の確保策

(ア)障がいのある人が安心して外出ができるよう、サービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知し、事業者と連携して社会参加や余暇活動の促進に努めます。
(イ)人材の確保に努めるとともに、障がい特性に応じた支援の提供を図ります。
(ウ)ライフステージに応じた利用ニーズを把握し、利用促進が図られるようにサービスの充実に努めます。

２－８　地域活動支援センター事業

手話通訳者設置事業

在宅の障がい者が地域で自立した社会生活を送れるよう、創作的活動または生産活動の場を提供し、社会との交流促進を図る事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①利用者のほとんどが精神障がい者で、実利用人数、年間延利用人数ともに減少傾向にありますが、就労や障がい福祉事業所への通所と併用し、息抜きの場所として利用する人が増加しており、利用の仕方が変化しています。

ア．第５期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
地域活動支援センター（東御市設置分）	設置見込量	1	1	1	箇所
	実績	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	24	28	32	人
	実績	24	21	18	人
	年間延利用見込者数	1,450	1,680	1,920	人
	実績	1,210	1,159	750	人
地域活動支援センター（圏域設置分）	設置見込量	1	1	1	箇所
	実績	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	6	6	6	人
	実績	13	4	3	人
	年間延利用見込者数	220	220	220	人
	実績	317	273	300	人

（参考）R2 年度実利用者数障がい種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
地域活動支援センター						1	17			18	7	11

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量　※延利用見込者数は年間の利用人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
地域活動支援センター（東御市設置分）	設置見込量	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	20	22	24	人
	年間延利用見込者数	1,200	1,250	1,300	人
地域活動支援センター（圏域設置分）	設置見込量	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	4	5	6	人
	年間延利用見込者数	280	300	320	人

イ．見込量の確保策

(ア)障がいのある人が安心して過ごすことができる居場所となるよう、施設整備や障がい特性に応じた支援のできる専門性の高い人材の育成に努めます。

(イ)地域活動支援センターの周知・広報に努め、利用者の増加を図ります。

２－９　その他の事業

日中一時支援事業

障がい者が家族の病気等により、昼間に一時的に支援を必要とする場合に、福祉サービス事業所等で見守りを行うサービスを提供する事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①障がい福祉サービスの日中活動系サービスの体験利用と障がい児の放課後支援が別のサービスへ移行したことにより、利用者及び利用時間が見込みを大幅に下回り、また年々減少傾向となりました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は１ヶ月の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
日中一時支援事業	実利用見込者数	30	32	34	人
	実績	26	19	12	人
	利用時間見込量	480	512	544	時間
	実績	264	223	39	時間

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
日中一時支援事業	令和2年度末を20人と見込み、過去の実績から横ばいの数値で算出。（月平均利用時間数12時間／人）

イ．第６期計画における見込量　※見込量は１ヶ月の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
日中一時支援事業	実利用見込者数	20	20	20	人
	利用時間見込量	240	240	240	時間

ウ．見込量の確保策

(ア)日中一時支援事業の周知・広報と必要時に適切にサービスが提供できるように努めます。

点字・声の広報等発行事業

文字による情報収集が困難な障がい者のために、点訳・音訳により広報紙などの情報を定期的に提供する事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

ア．第５期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
点字・声の広報等発行事業	見込量	8	8	8	人
	実績	8	8	8	人

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量

※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
点字・声の広報等発行事業	見込量	9	10	10	人

イ．見込量の確保策

(ア)視覚障がい者へ事業の周知・広報に努め、利用者の増加を図ります。

奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者や視覚障がい者との交流活動促進のため、奉仕員の養成研修を行う事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

ア．第５期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は年間の回数　登録数は年間の実人数

サービス名		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
奉仕員養成研修事業		見込量	22回	25回	22回	回
		実績	25回	25回	22回	回
	手話奉仕員	登録数	73	82	82	人
	要約筆記奉仕員	登録数	5	5	5	人
	点訳奉仕員	登録数	10	10	10	人
	朗読奉仕員	登録数	20	20	20	人

(2)第 6 期計画の見込量と確保方策

ア．第 6 期計画における見込量　※見込量は年間の回数　登録数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
奉仕員養成研修事業	見込量	22回	25回	22回	回
手話奉仕員	登録数	90	90	98	人
要約筆記奉仕員	登録数	5	5	6	人
点訳奉仕員	登録数	10	11	12	人
朗読奉仕員	登録数	20	21	22	人

イ．見込量の確保策

(ア)奉仕員養成研修の広報に努め、研修参加者及び手話奉仕員の増加を図ります。

身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

重度身体障がい者が就労等社会活動へ参加するため、自動車運転免許を取得する場合に、その経費を助成する事業です。

(1)第 5 期計画の見込量と実績

ア．第 5 期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の件数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	見込量	1	1	1	件
	実績	0	0	0	件

(2)第 6 期計画の見込量

ア．第 6 期計画における見込量　※見込量は年間の件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	見込量	1	1	1	件

イ．見込量の確保策

(ア)身体障がい者へ事業の周知・広報に努めます。

身体障がい者自動車改造費助成事業

重度身体障がい者が自立した生活を送るため、社会活動や就労を目的として、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、その経費を助成する事業です。

(1)第 5 期計画の見込量と実績

ア．第 5 期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は年間の件数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
身体障がい者自動車改造費助成事業	見込量	1	1	1	件
	実績	0	0	0	件

(2)第 6 期計画の見込量

ア．第 6 期計画における見込量

※見込量は年間の件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
身体障がい者自動車改造費助成事業	見込量	1	1	1	件

イ．見込量の確保策

(ア)身体障がい者へ事業の周知・広報に努めます。

第 2 期東御市障がい児福祉計画

計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度

第１章　アンケート調査からみた課題

令和２年６月１５日～７月１０日まで実施したアンケート調査から、下記のような課題があげられます。

対象者	児童福祉サービス利用児	児童福祉サービス未利用児
送付者数	62 人	107 人
回答数	28 人	28 人
回答率	45.16 ％	26.17 ％

１．市内事業所の増加及びサービス内容の質の向上

「保育園等から帰宅後、放課後、及び休日の過ごし方」（アンケート結果※１）についての質問では、サービス利用・未利用問わず「家庭で過ごしている」が半数以上見られ、「現在の過ごし方についての満足度」（アンケート結果※２）については全体で約９割が「満足している」と回答しています。

また、「現在利用しているサービスについての満足度」（アンケート結果※３）の質問では、「満足している」または「まあまあ満足している」と回答された割合が約８割を占めました。

「福祉サービスを利用するに当たり困っていること」（アンケート結果※４）の質問では、「福祉サービス事業者が少ない」が約３割、「今後充実させてほしいこと」（アンケート結果※５）の質問では、「放課後や休日等に預けられる所」「専門家による療育支援」の回答が多く寄せられました。このことから、障がい児通所サービス事業所の増加やサービスの質の向上が望まれていることが伺えます。

その一方でサービス利用・未利用を問わず、家庭で過ごす時間の満足度が高いことから、子育ての充実度が伺えました。

２．地域療育体制の整備と充実

「今後充実させて欲しいこと」（アンケート結果※５）に関する質問では「専門家による療育支援」、「福祉、子育て等の総合的な相談窓口の体制」、「特別支援教育」等の希望が全体の約４割を占めました。このことから、地域療育体制の整備及び充実が求められています。

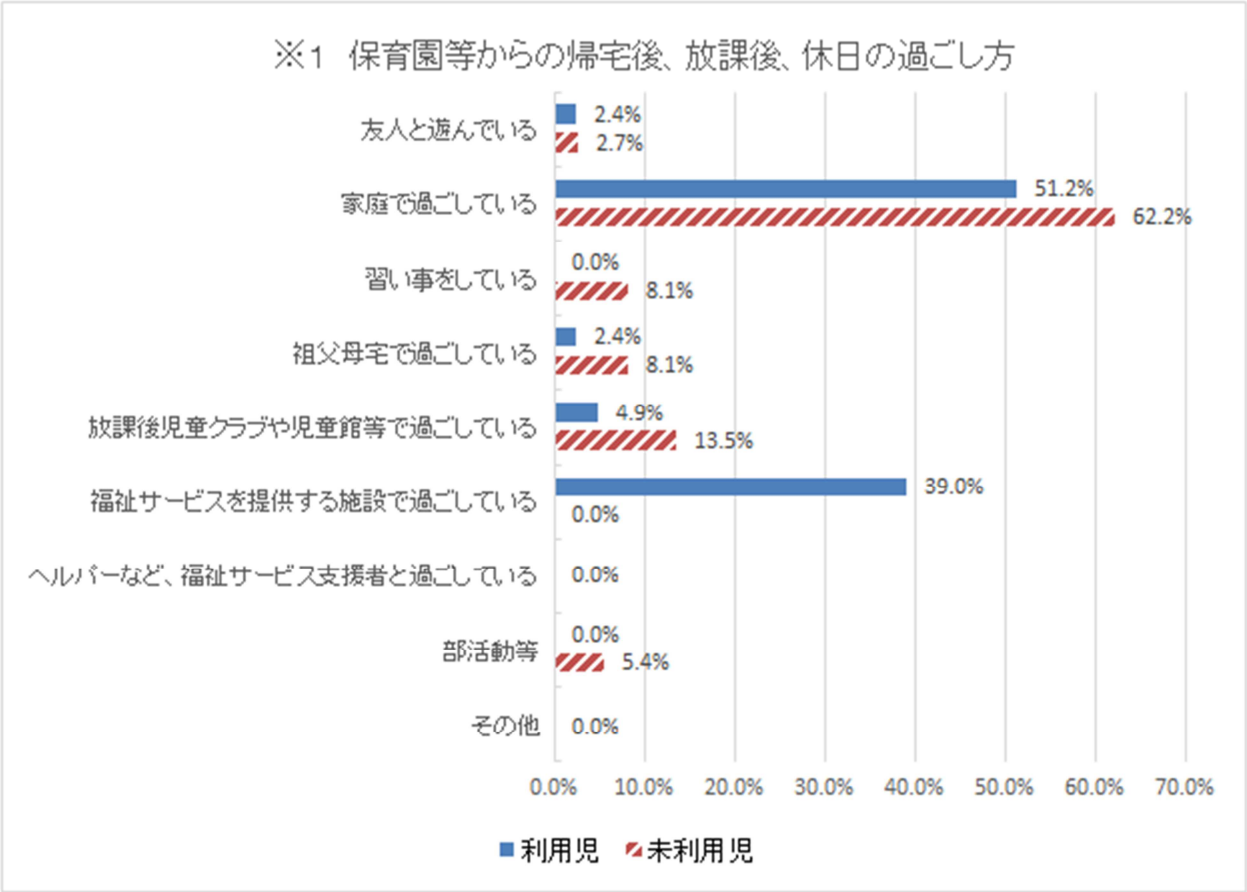
※1　保育園等からの帰宅後、放課後、休日の過ごし方
友人と遊んでいる
2.4%
2.7%
家庭で過ごしている
51.2%
62.2%
習い事をしている
0.0%
8.1%
祖父母宅で過ごしている
2.4%
8.1%
放課後児童クラブや児童館等で過ごしている
4.9%
13.5%
福祉サービスを提供する施設で過ごしている
39.0%
0.0%
ヘルパーなど、福祉サービス支援者と過ごしている
0.0%
部活動等
0.0%
5.4%
その他
0.0%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
利用児
未利用児

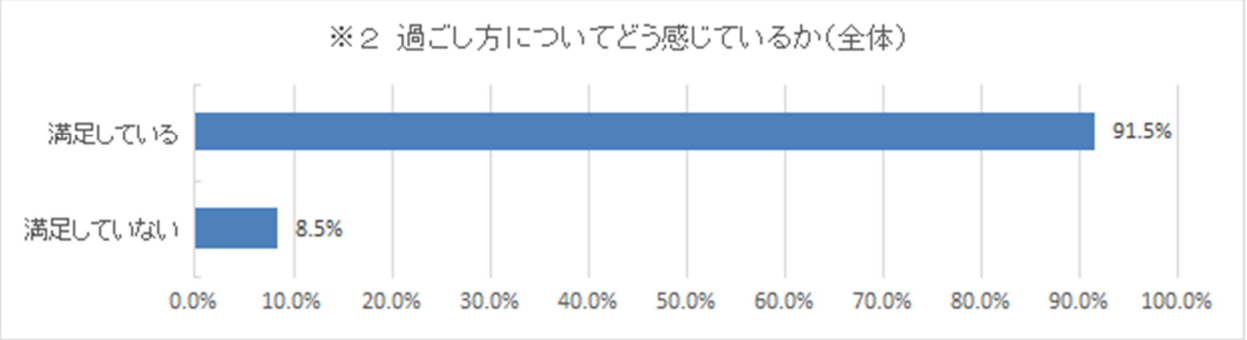
※2　過ごし方についてどう感じているか（全体）
満足している
91.5%
満足していない
8.5%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
80.0%
90.0%
100.0%

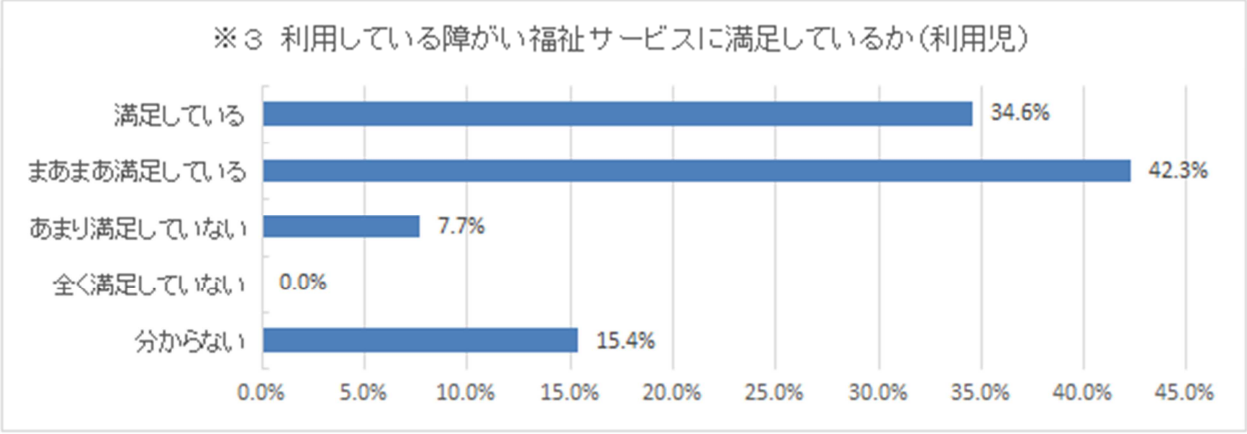
※3　利用している障がい福祉サービスに満足しているか（利用児）
満足している
34.6%
まあまあ満足している
42.3%
あまり満足していない
7.7%
全く満足していない
0.0%
分からない
15.4%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%
40.0%
45.0%

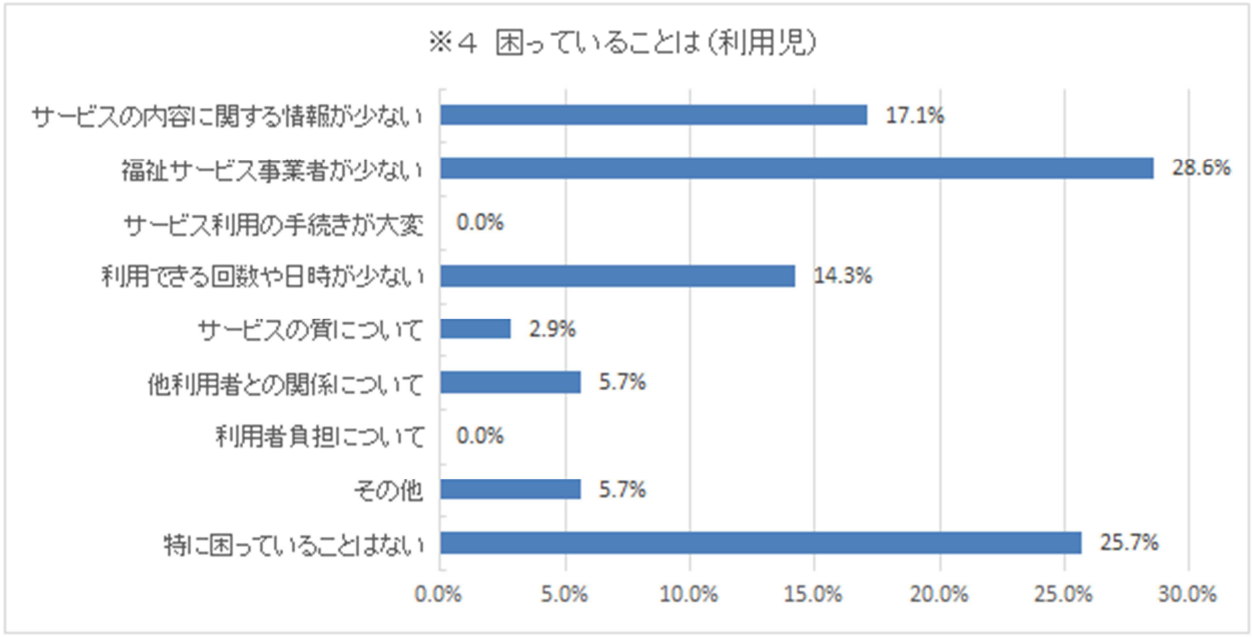
※４ 困っていることは（利用児）
サービスの内容に関する情報が少ない
17.1%
福祉サービス事業者が少ない
28.6%
サービス利用の手続きが大変
0.0%
利用できる回数や日時が少ない
14.3%
サービスの質について
2.9%
他利用者との関係について
5.7%
利用者負担について
0.0%
その他
5.7%
特に困っていることはない
25.7%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%

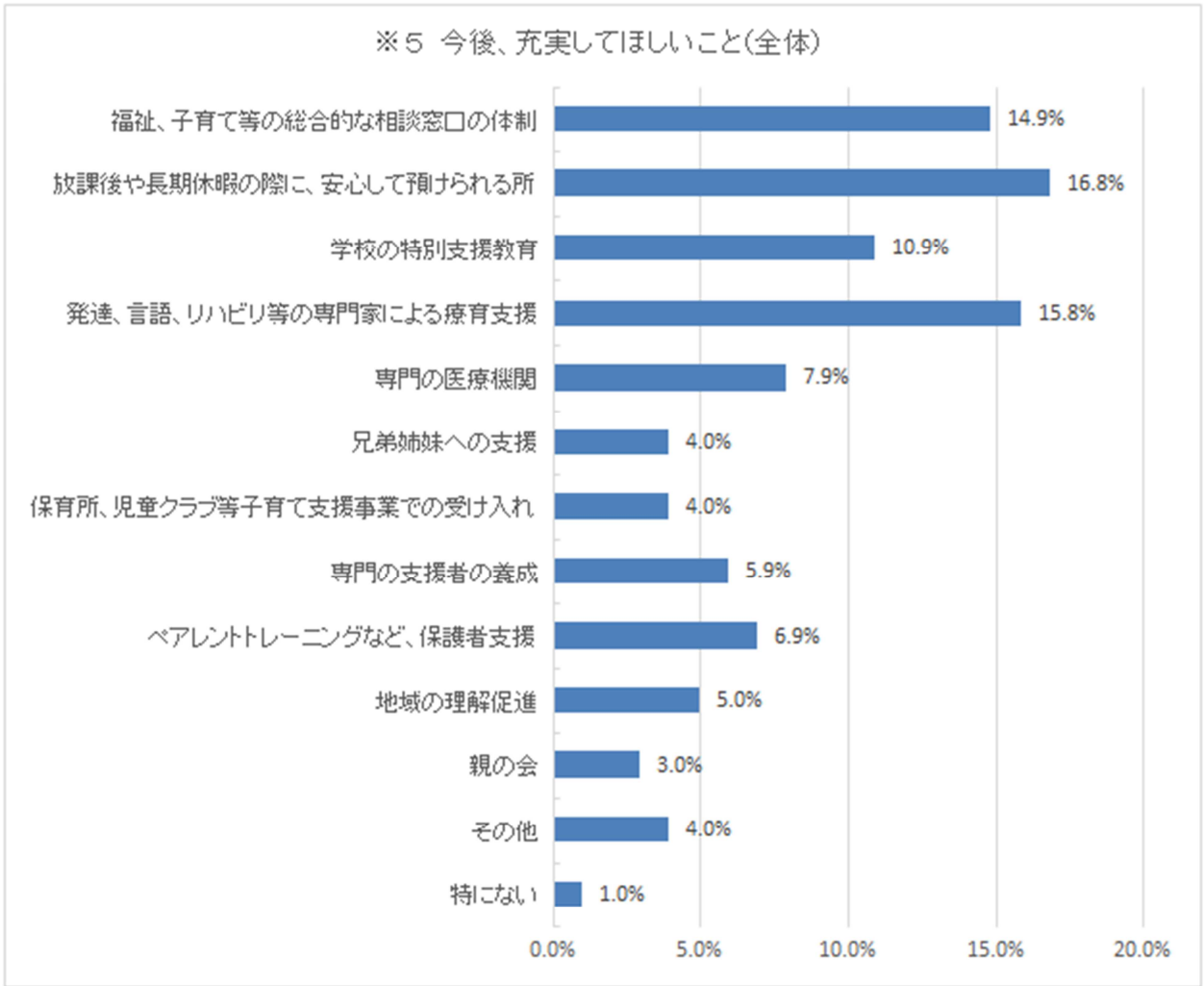
※５ 今後、充実してほしいこと（全体）
福祉、子育て等の総合的な相談窓口の体制
14.9%
放課後や長期休暇の際に、安心して預けられる所
16.8%
学校の特別支援教育
10.9%
発達、言語、リハビリ等の専門家による療育支援
15.8%
専門の医療機関
7.9%
兄弟姉妹への支援
4.0%
保育所、児童クラブ等子育て支援事業での受け入れ
4.0%
専門の支援者の養成
5.9%
ペアレントトレーニングなど、保護者支援
6.9%
地域の理解促進
5.0%
親の会
3.0%
その他
4.0%
特にない
1.0%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%

第２章　障がい児支援の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

【成果目標１】児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

１．第１期計画に係る目標値と実績

児童発達支援センターの設置

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る
実績	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った

既存の事業所における個別支援について、支援会議等の中で内容の充実を図りました。
市内においては、各関係機関連携のもと、スムーズに療育支援が受けられるよう努め、さらに支援内容の充実を図りました。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく
実績	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした

児童発達支援センターから地元保育園への移行児について支援を提供しています。
また、療育コーディネーターとも連携し、より充実した専門相談を実施しました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

(1)サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
児童発達支援センターの設置	令和５年度末までに、市または圏域に１ヶ所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和５年度末までに、市または圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

⑵第２期計画における目標

児童発達支援センターの設置

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化

⑶見込み量の確保策

・児童発達支援センターについては、上小圏域単位では設置済みです。市内においては、子育て・教育に保健・子育て・教育・福祉・児童発達支援事業所等による連携のもと、早期発見後の適切な療育支援の提供機能の強化及び充実を図ります。
・保育所等訪問支援については、利用体制は構築されていますが、より手厚い支援を提供するため、療育コーディネーターや特別支援学校の担当教員による専門相談等も並行活用していきます。

【成果目標２】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

１．第１期計画に係る目標値と実績

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。
実績	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。市内事業所でも対応していただいた。	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。市内事業所でも対応していただいた。	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。

児童発達支援センターにて個別対応しました。また、市内事業所においても利用実績がありました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

⑴サービス見込量算定の考え方

算出方法
令和５年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上確保する。

⑵第２期計画における目標

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。

⑶見込み量の確保策

・上小圏域としては１箇所確保済みであり、児童発達支援センターにおいても個別対応しています。個別ケースの状況に応じ、市内事業所にも対応の要請をしていきます。

【成果目標３】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

１．第１期計画に係る目標値と実績

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置　※平成 30 年度末までの目標設定

区分	平成３０年度
目標	上小圏域障がい者自立支援協議会「医的ケア児（者）支援検討委員会」の中で情報共有や連携について協議を行った。

上記委員会の中で、情報共有や課題について整理し、連携強化を図りました。
また、その中で上小圏域版「おうち生活応援パンフレット」を作成し、入院中の保護者に対し、地域の支援内容等を伝えることで安心して相談ができる仕組みを構築しました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

⑴サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

⑵第２期計画における目標

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。

医療的ケア児等コーディネーターの配置（活動指標より）　（上小圏域）

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	６人	７人	８人

(3)見込み量の確保策

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

・圏域としては、平成２９年度設置の自立支援協議会「医的ケア児（者）支援検討委員会」(令和２年４月から「医療的ケア児等支援連携推進委員会」)が、市としては、「東御市医療的ケア児支援体制会議」が令和２年度に設置されており、医療、福祉、保育、教育等の関係各機関により協議を深め、情報共有や課題の検討等に努めます。

医療的ケア児等コーディネーターの配置

・圏域設置の上記会議に所属し、相談支援専門員として個別ケースを複数持ち、実働している相談支援専門員として３名の配置となっています。
「東御市医療的ケア児支援体制会議」における配置人数は２名です。引き続き資格取得推進をし、地域の支援体制構築に貢献できる人材の配置を目指します。

第３章　各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

１．障がい児通所支援等の見込量及び確保方策

児童発達支援

就学前の特別な支援の必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的管理下での支援が必要である障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

福祉型児童入所支援

障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。

医療型児童入所支援

障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。

障害児相談支援

福祉サービスを利用する前に支援計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行うサービスです。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援の為の地域づくりを推進する役割を担うもの

(1)第１期障がい児福祉計画の見込量と実績

①児童発達支援は、早期発見早期療育支援の高まりもあり増加傾向にあります。市内事業所では、保育所との併行通園が行われ、通常保育での発達と個別の療育支援での発達支援が提供されています。
②医療型児童発達支援は、サービス提供事業所が稲荷山医療福祉センターに限られており、通所型としては遠方である為、利用ニーズがありませんでした。
③放課後等デイサービスは、令和元年度に市内に２箇所目となる事業所ができたことにより、大幅な増加が見られており、高いニーズがあります。
④保育所等訪問支援は、ひと月当たりの利用頻度が低いため、見込み量を下回っています。
⑤居宅訪問型児童発達支援は、対象児童が限られており、見込み量を達成していません。
⑥福祉型児童入所支援は、新規利用児がいませんでした。
⑦医療型児童入所支援は、１名の新規利用者がありました。
⑧障害児相談支援は、放課後等デイサービスの利用児童増加に伴い、増加しています。
⑨医療的ケア児等コーディネーターは、令和２年度に資格取得者が市内に３名ありました。

※見込量・実績は１ヶ月当たりの延利用人日数、利用児童数は月間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
児童発達支援	見込量	165	173	181	人日分
	実績	197	198	208	人日分
	利用児童数	17	26	23	人
医療型児童発達支援	見込量	5	5	5	人日分
	実績	0	0	0	人日分
	利用児童数	0	0	0	人
放課後等デイサービス	見込量	190	201	212	人日分
	実績	239	458	466	人日分
	利用児童数	30	58	62	人
保育所等訪問支援	見込量	4	4	4	人日分
	実績	1	1	1	人日分
	利用児童数	1	1	1	人
居宅訪問型児童発達支援	見込量	5	10	15	人日分
	実績	0	1	0	人日分
	利用児童数	0	1	0	人

※月間の実人数

福祉型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
	実績	1	1	1	人
医療型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
	実績	0	0	1	人
障害児相談支援	見込量	14	14	15	人
	実績	15	21	21	人
医療的ケア児等ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ	見込量	0	2	2	人
	実績	0	0	3	人

(２)第２期障がい児福祉計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

平成３０年度から令和２年度の利用実績を踏まえ、令和５年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

量を算出するもの	単位	算出方法
利用日数	人日分	月間の実利用人数×１人１月あたりの平均利用日数
利用児童数	人	月間の実利用人数

イ．第２期計画における見込量

サービス名	区分	3年度	4年度	5年度	単位
児童発達支援	見込量	218	228	238	人日分
	利用児童数	24	25	27	人
医療型児童発達支援	見込量	5	5	5	人日分
	利用児童数	1	1	1	人
放課後等デイサービス	見込量	474	482	490	人日分
	利用児童数	68	75	81	人
保育所等訪問支援	見込量	1	2	2	人日分
	利用児童数	1	2	2	人
居宅訪問型児童発達支援	見込量	1	1	1	人日分
	利用児童数	1	1	1	人

福祉型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
医療型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
障害児相談支援	見込量	21	22	22	人

ウ．見込量の確保策

・児童発達支援は市内事業者と実施日の拡大を図る中で見込み量を確保していきます。
・放課後等デイサービスは、ニーズが高いものの実施事業所が限られていることから、実施事業所の増加を促進してきます。
・保育所等訪問支援は、児童発達支援センターからの移行者のみならず、地元園通園児や就学児も利用できるよう実施事業所と連携を図っていきます。
・医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援は利用ニーズを把握し、情報提供に努め、利用促進を図ります。
・障害児相談支援は、今後もサービス利用者全員に適切に支給されるよう努めます。

２．発達障がい者（児）に対する支援（新規）

ア.第２期計画における見込み量
利用実績を踏まえ、令和５年度末の利用者数を見込みます。

項目	令和元年度実績	2年度実績	3年度	4年度	5年度	単位
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	7	11	11	11	11	受講者数人/年
ペアレントメンターの人数	－	－	－	－	－	人/年
ピアサポートの活動への参加人数	－		福祉事業所等の活動を支援			人/年

イ．見込量の確保策
- ペアレントトレーニングにつきましては、年長児から小学校低学年の保護者を主対象とし実施しています。上小圏域障害者総合支援センターでも定期実施しており、利用促進を図ります。
- ペアレントメンターにつきましては、親の会等での活用を実施していきます。
- ピアサポートにつきましては、福祉事業所等の活動状況を把握し、支援します。

３． 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

市立・私立保育所
保護者の就労や病気等により、家庭内での保育が困難な乳児または幼児を保育する施設です。

認定こども園
就学前の児童に対し教育と保育を一体的に行う施設です。

児童クラブ
保護者の就労等により保育に欠ける児童に対し遊びや生活の場を提供しています。

児童館
健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを利用目的とした施設です。

ア.第２期計画における見込み量
利用実績及び市内の児童数の状況等を踏まえ、令和５年度末の利用者数を見込みます。

※年間の実人数

種別	令和元年度実績	令和2年度実績	3年度	4年度	5年度	単位
市立・私立保育所・認定こども園	42	46	46	46	46	人
児童館・児童クラブ	3	2	2	2	2	人

イ．見込量の確保策

・市立・私立保育所及び認定こども園は、利用ニーズを把握し、必要な児童に引き続き加配・個別対応していきます。

・児童館及び児童クラブは、利用ニーズを把握し、必要に応じた配慮をしていきます。

・特別な支援の必要な児童が子育て支援等を希望に沿って利用できるよう受け入れ体制の整備を行っていきます。

別紙3

議事録

会議等の名称	第３回東御市障害者総合支援協議会	開催日時	令和３年２月16日 13時30分～15時30分
		場　所	東御市総合福祉センター ３階　講堂
主催者(事務局)	福祉課福祉援護係	司会者	深井福祉課長
出席者	山口正彦会長、荻原太郎副会長、松林裕子委員、両角幾雄委員、井出容子委員 小林里枝委員、間島睦子委員、西澤唯治委員、小林末男委員、堀幸代委員 池内敬志委員、石上王貴委員、 アドバイザー：上小圏域障害者総合支援センター　佐藤永寿子 中條健康福祉部長、深井福祉課長、 福祉援護係　田中、山路、庭山、白濱、土屋		
欠席者	池本知恵子委員、柳澤智子委員		

討議内容 及び経過	（発言者名）	（発言内容）
議題 (1) 東御市総合障がい計画について	事務局	前回までの協議会において、３つの計画がそれぞれ単体の計画となっていたが、計画策定の趣旨や障がい者の状況等共通する部分があるため、３つの計画を１つにまとめ、「東御市総合障がい計画」と位置づけました。東御市総合障がい計画は３部編成となっております。
		質疑応答なし
	事務局	資料１、資料２について説明
	山口正彦会長	パブリックコメントを提出した方に返答はしているか。また、ホームページなどには記載しているか。
	事務局	パブリックコメントの回答については、審議会の影響もあるため本日の答申と合わせて市報やホームページに掲載する。
	山口正彦会長	「提出者の意見が全て反映できるわけではない」ということについて理解は得ているか。

	事務局	記載では短くはなっているが、多くの文章をいただいている。それをひも解いた結果、このような結論になった。また、本人から連絡がある場合ついても適切に経過を説明し、対応します。
(2) 市への答申について	山口正彦会長	東御市総合障がい計画(案)につきまして、適正として市の方へ答申してもよいか。 当協議会で適正であると合意がされたので市の方へ答申したい。これに対して附帯意見等はあるか。
		質疑応答なし
	山口正彦会長	それでは答申書の作成をお願いします。
	山口正彦会長	答申書案が配られたが、答申書について事務局より説明お願いします。
	事務局	東御市総合障がい計画策定について（答申）(案)について説明
	山口正彦会長	答申書について、皆様これでよいか。
		異議なし
	山口正彦会長	異議がないようなので正式な答申書の作成をお願いします。
	事務局	答申にあたり、花岡市長に代わり田丸副市長に列席いただいている。東御市総合障がい計画の諮問に対する審議結果である答申書を山口会長から田丸副市長へお渡し願いたい。
答申		東御市総合障がい計画（案）についての答申書を市に提出
4　その他 表紙及び中表紙の掲載作品について	事務局	表紙及び中表紙の掲載作品について説明
	事務局	答申をうけまして正式に市の計画として決裁をとり、成果品を皆さま方に送付する予定であります。

令和２年度第３回東御市障害者総合支援協議会次第

日時：令和３年２月１６日（火）
午後１時３０分～
場所：東御市総合福祉センター
３階　講堂

１ 開会

２ あいさつ

３ 協議事項
（１）東御市総合障がい計画について
・計画の編成について

・パブリックコメントの結果及び計画素案の変更、修正点について

（２）市への答申について

４ その他
・表紙及び中表紙の掲載作品について

５ 閉会

東御市総合障がい計画（案）

第４次東御市障がい者計画　　（令和３年度～令和８年度）

第６期東御市障がい福祉計画　（令和３年度～令和５年度）

第２期東御市障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）

東御市

目　　　　　次

第１部　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第１章　計画策定にあたって
第１節　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第２節　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第３節　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第４節　計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第５節　障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第２部　第４次東御市障がい者計画・・・・・・・・・・・・・・・10
序章
第１節　基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第２節　施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第１章　社会的に自立し、自分らしく生きるために
第１節　福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
１．障がい者・児の福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・16
２．相談支援体制・情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第２節　移動支援対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
１．移動支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
２．移動に関する助成事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第３節　生活安定支援施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
１．給付事業・助成事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第４節　雇用と就労支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
１．就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発・・・・・・・・・・・22
２．一般就労の促進と定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
３．福祉的就労の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第２章　人権尊重と社会参加を促進するために
第１節　障がいへの理解と権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・24
１．相互理解の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
２．虐待防止の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
３．障がい者差別解消の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
４．意思決定支援・成年後見制度の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第２節　コミュニケーション支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・28
１．コミュニケーション施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
第３節　余暇活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
１．スポーツ・文化芸術活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
２．交流、ふれあい事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第３章　共生社会を実現させるために
第１節　療育体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
１．地域療育システムの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
２．一人ひとりに応じた教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
３．副次的な学籍の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
４．家族支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第２節　保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化・・・・・35
１．早期発見、早期支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
２．切れ目のない支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
第３節　多様な障がいへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
１．発達障がい等に対する支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・37
２．医療的ケア児の支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
第４節　地域生活への移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
１．地域移行の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
２．住まいの場の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
第５節　地域包括ケアシステムの充実・・・・・・・・・・・・・・・・41
１．包括的な支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
２．地域生活を支えるサービス等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・43

第４章　安心して生活するために
第１節　福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
１．人にやさしい福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・46
２．ボランティア活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
３．福祉人材の養成確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第２節　生活環境基盤整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
１．公共施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
２．住環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
３．道路環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
第３節　保健・医療サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
１．健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
２．社会的リハビリテーションの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・51
３．難病患者に対するの支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
４．医療費の自己負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
第４節　防災・防犯対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
１．防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
２．防犯体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

第５章　SDGs（持続可能な開発目標）の取組みについて
第１節　SDGs・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
第２節　障がい福祉計画の施策と関連する SDGs の 17 の目標の関係・・59

第３部　第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画・・60
序章
第１節　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

第１章　第６期障がい福祉計画・アンケート調査からみた課題
第１節　住宅における生活を継続するための支援の強化・・・・・・・63
第２節　地域における居場所・活動場所の確保・・・・・・・・・・・66
第３節　就労支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第２章　第６期障がい福祉計画・障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標
第１節　福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・69
第２節　精神障がい者にも対応した・・・・・・・・・・・・・・・・71
第３節　障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実・・・・・・・72
第４節　福祉施設からの一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・74
第５節　相談支援体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・76
第６節　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

第３章　第６期障がい福祉計画・障がい福祉サービス等の提供体制に係る活動指標
第１節　障がい福祉サービスの見込量及び確保方策・・・・・・・・・78
第２節　地域生活支援事業の見込量及び確保方策・・・・・・・・・・88

第４章　第２期障がい児福祉計画・アンケート調査からみた課題
第１節　市内事業所の増加及びサービス内容の質の向上・・・・・・・98
第２節　地域療育体制の整備と充実・・・・・・・・・・・・・・・・98

第５章　第２期障がい児福祉計画・障がい児支援の提供体制の確保に係る成果目標
第１節　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実・101
第２節　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・・・・・・・・・・・・103
第３節　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置・・・・・・・・・104

第６章　第２期障がい児福祉計画・障がい福祉サービス等の提供体制に係る活動指標
第１節　障がい児通所支援等の見込量及び確保方策・・・・・・・・106
第２節　発達障がい者（児）に対する支援・・・・・・・・・・・・109
第３節　障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110

巻末資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
1　東御市障害者総合支援協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・112
2　東御市障害者総合支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・114
3　アンケート調査集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
4　障がい者団体及び障がい福祉サービス福祉事務所からの意見聴取・134
5　ライフステージ支援図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138
6　東御市の障害福祉サービス事業所・・・・・・・・・・・・・・・・139

第１部　総論

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画の趣旨

障がいのある人が、地域で安心して生きがいを持って生活するとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向を目指します。これを実現するために、障がい者の自立と社会参加支援のための施策の一層なる推進を図るため、国においては、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 4 次障害者基本計画」が策定され、長野県においても、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間を計画期間とする「長野県障がい者プラン 2018」が策定されています。

国おいては法制度の改正も進められ、平成 25 年度には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました。

さらに、「障がい者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」が施行されるなど、障がい者の自立と社会参加を推進するための制度的な取組みが進展しております。

本市においては、平成 28 年から令和 2 年までを計画期間として、第 3 次にあたる「東御市障がい者計画」を策定し、多様化かつ増加傾向にある障がい者ニーズに対応した総合的な福祉施策の推進を図ってまいりました。

今回、現行の計画が令和 2 年度で最終年度を迎えることから計画の見直しを行い「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」ために、令和 3 年度から令和 8 年度までを新たな計画として本計画を策定するものです。

また、 自立した日常生活支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした具体的な推進計画になっている、「第 6 期東御市障がい福祉計画」及び障がい児に特化した計画である「第 2 期東御市障がい児福祉計画」を現行の計画の見直しを行うとともに令和 3 年度から令和 5 年度までを新たな計画期間として策定するものです。

なお、3 つの障がい計画を総称して「東御市総合障がい計画」として、位置付けます。

第２節　計画の位置づけ

「第４次東御市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第３項に、「第６期東御市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条及び第 89 条に、「第２期東御市障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 及び第 33 条の 22 に基づき策定を義務づけられた法定計画であり、理念計画及び障害福祉サービス等の確保に関する計画であり、３つの計画を総称して「東御市総合障がい計画」として、
位置付けます。

これらの計画は、「第２次東御市総合計画」を上位計画として位置付けています。

また、「東御市地域福祉計画」に内包され、「東御市高齢者福祉計画」、「東御市介護保険事業計画」及び「東御市健康づくり計画」等との調和・整合を図って策定します。

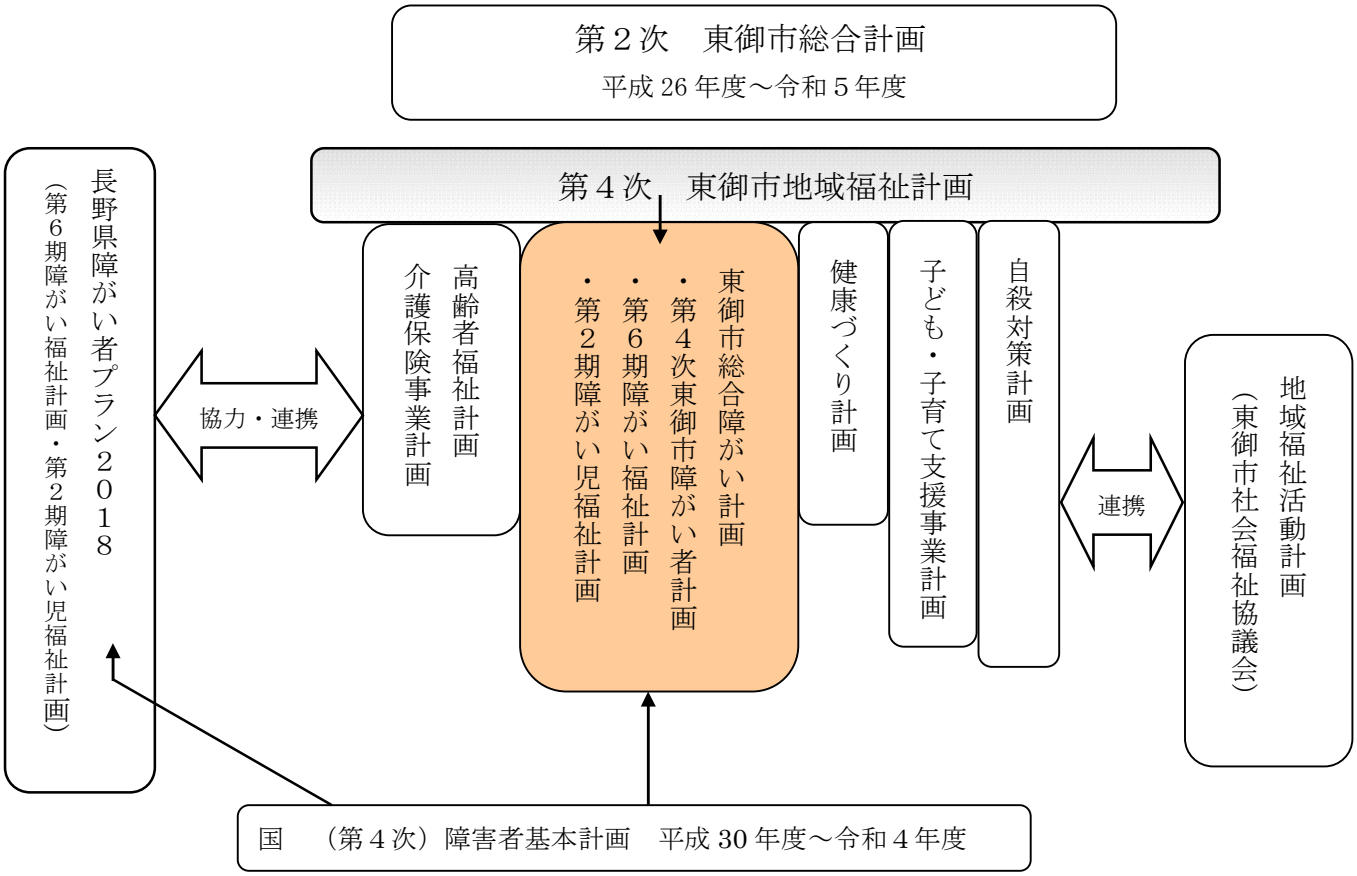

第３節　計画の期間

東御市総合障がい計画のなかで、「第４次障がい者計画」は、令和３年度から令和８年度末までの６年間、「第６期障がい福祉計画」と「第２期障がい児福祉計画」は、令和３年度から令和５年度までの３年間の目標値を設定し策定します。

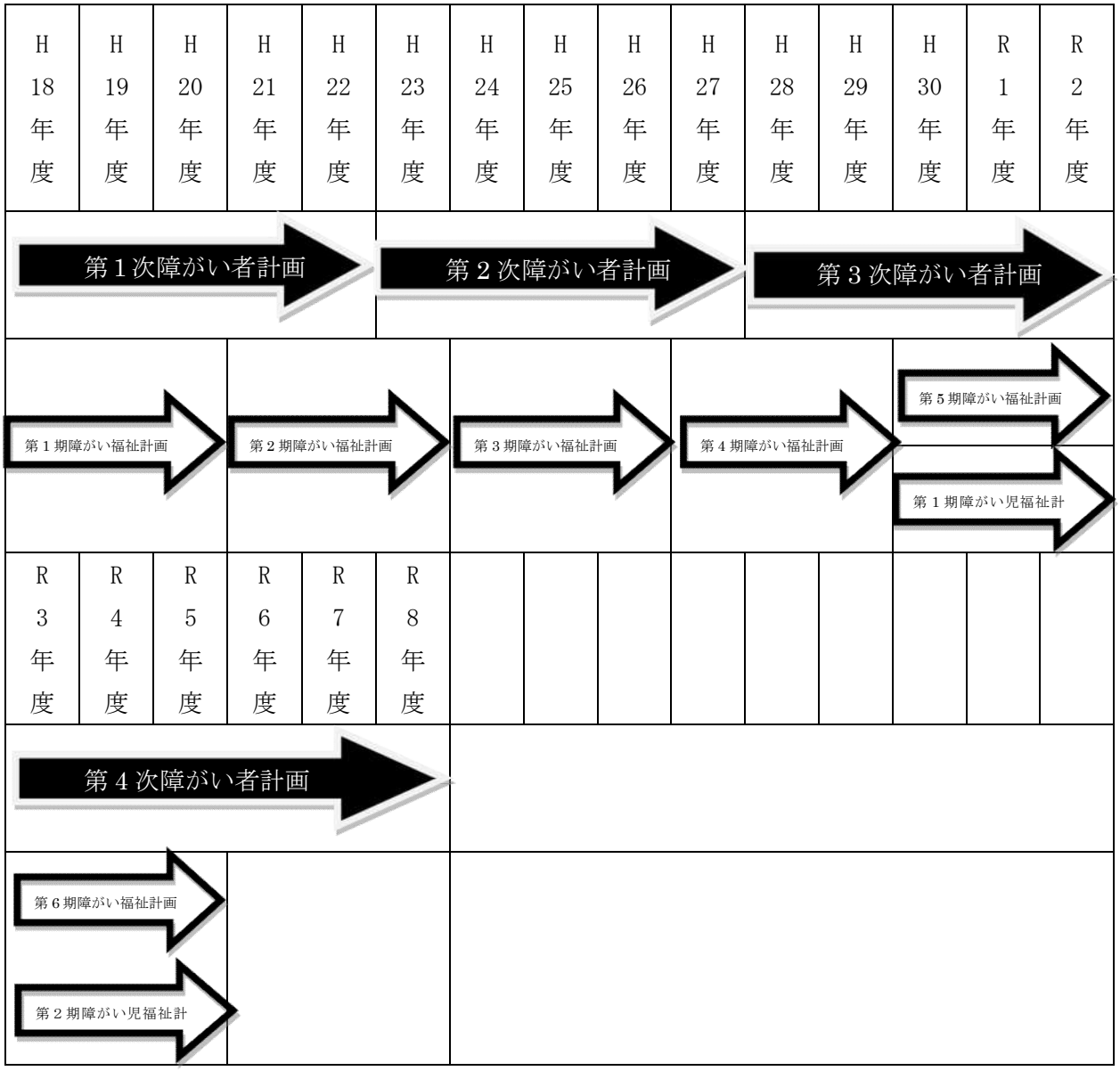

第４節　計画策定の経緯

この計画の策定に当たっては、障がい者･児やその関係団体、また、福祉関係者等の幅広い皆様からの意見聴取とニーズの把握を行いました。

１．東御市障害者総合支援協議会の開催

障がい者･児団体、福祉関係者、教育関係者など、各分野の代表者 14 名で構成する「東御市障害者総合支援協議会」において計画案を審議し、その意見を踏まえた上で計画を策定しました。

２．障がい者団体及び福祉サービス事業所との意見交換会の開催

東御市身体障がい者福祉協会をはじめ、市内の当事者団体や家族会である 7 団体の皆様と計画策定にあたり意見交換会を行うとともに、7 つの障害福祉サービス事業所と現状や課題更には今後の施策について協議を行いました。

３．アンケート調査の実施（令和 2 年 6 月 15 日～7 月 10 日）

障がい者･児の方を対象に、障がい福祉サービスに関すること、日常生活に関すること等のアンケート調査を実施しました。

【送付者数：796 人　回答者数：327 人　回収率：41.1％】

同時に、一般市民向けにも、住民基本台帳から無作為に抽出し、アンケート調査を実施し、障がい全般についてのご意見を伺いました。

【送付者数：960 人　回答者数：380 人　回収率：39.6％】

４．パブリックコメントの実施（期間：令和 2 年 12 月～3 年 1 月）

計画の原案をホームページや公共施設の行政資料コーナーなどで公開することにより、幅広く市民の皆様の意見や提案をお聴きし、計画策定過程の透明性を図るとともに、広く意見の収集に努めました。

第５節　障がい者の状況

１．障がい者全体の状況

（単位:人）

比較項目	H27.4.1 現在	R2.4.1 現在	増減
総人口	30,850	29,945	-905
うち高齢者 (65 歳以上)	8,543	9,306	+763
高齢者の 占める割合	27.69%	31.07%	+3.38%
障がい者手帳 所有者数	1,781	1,818	+37
うち高齢者 (65 歳以上)	1,063	1,042	-21
高齢者の 占める割合	60.0%	57.3%	-2.1%

（住民基本台帳及び障がい者統計より）

平成 27 年度から令和 2 年度までの 5 年間で、総人口が 900 人余り減少したもの、障がい者手帳所有者数は、特に、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所有者の増加に伴い 37 人の増加となり、総人口に占める手帳所有割合は、上昇しています。

また、障がい者に占める 65 歳以上の高齢者数は、57.3%であり 2.１%減少しましたが、以前として高い割合にあります。

このような状況を踏まえ、精神保健の予防施策を強化するとともに、高齢者部門とも連携を深め、総合的な障がい者施策の更なる推進が求められております。

２．身体障がい者手帳所有者数及び等級別年齢別人数

（単位：人）

障がい等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H26.3.31 現在Ⓐ	238	192	308	388	117	116	1,359
H29.3.31 現在	245	174	282	367	112	107	1,287
R2.3.31 現在Ⓑ	262	168	243	345	97	92	1,207
増　　減Ⓑ―Ⓐ	24	▲24	▲65	▲43	▲20	▲24	▲152
18歳未満	5	2	1	4	0	0	12
18歳～64歳	66	40	39	54	39	13	251
65歳以上	191	126	203	287	58	79	944

（障がい者統計より、年齢別人数はR2.3.31現在）

平成26年から令和2年までに152人減少しています。年齢別で見ると、65歳以上の高齢者が全体の約8割を占めており、身体障がい者の高齢化も顕著となっています。また、重度の1級は増加傾向であり、2級から6級は減少しております。

３．療育手帳所有者数(重症心身障害者含む）及び等級別年齢別人数

（単位：人）

障がい等級	A1	A2	B1	B2	計
H26.3.31 現在Ⓐ	62	5	64	85	216
H29.3.31 現在	69	4	79	94	246
R2.3.31 現在Ⓑ	71	2	88	111	272
増　　減Ⓑ―Ⓐ	9	▲3	24	26	56
18歳未満	11	0	16	30	57
18歳～64歳	53	2	61	77	193
65歳以上	7	0	11	4	22

（障がい者統計より、年齢別人数はR2.3.31現在）

平成26年から令和2年までに56人増加しています。等級別でみるとB1とB2の手帳所持者が50人増加しており、全体の約7割を占めています。軽度の知的障がいと発達障がいが重複している児童も増加傾向にあります。

４．精神障害者保健福祉手帳所有者数及び等級別年齢別人数

（単位：人）

障がい等級	1 級	2 級	3 級	計
H26.3.31 現在Ⓐ	101	93	23	217
H29.3.31 現在	132	128	23	283
R2.3.31 現在Ⓑ	158	154	27	339
増　　減Ⓑ―Ⓐ	57	61	4	122
18 歳未満	0	3	2	5
18 歳～64 歳	116	124	18	258
65 歳以上	42	27	7	76

（障がい者統計より、年齢別人数は R2.3.31 現在）

精神障がいに係る手帳の所有者数は、過去 6 年間で 122 人増加しており、約 1.5 倍増加しています。特に、昨今の経済情勢や社会環境などの急激な変化が影響し、高い増加率を示しています。

また、発達障がいへの理解と支援が求められているなか、発達障がいについても、精神障害者保健福祉手帳の取得が可能となり、増加の一因となっております。

今後は、福祉サービスの充実を図りながら、精神保健分野における一層の支援が求められています。

５．自立支援医療（精神通院公費）受給者数

（単位：人）

	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	計
H26.3.31 現在Ⓐ	14	272	53	339
H29.3.31 現在	21	352	85	458
R2.3.31 現在Ⓑ	21	398	111	530
増　　減Ⓑ―Ⓐ	7	126	58	191

自立支援医療（精神通院公費）受給者数は 530 人で、過去 6 年間で約 1.5 倍の増加となっています。これは現代社会における生活環境や社会状況の変化により、個人に対する精神的なストレスの増大に要因があると言われています。心の健康づくり、相談業務等の更なる強化が必要です。

６．発達障がいの診断を受けた児童、生徒数

（単位：人）

	就学前	小学生	中学生	高校生	高校卒業生	計
H26.10.31 現在Ⓐ	11	37	12	12	3	75
H29.10.31 現在	8	52	21	18	10	109
R2.10.31 現在Ⓑ	10	39	37	24	9	119
増　　減Ⓑ―Ⓐ	▲1	2	25	12	6	44

（特別児童扶養手当受給者統計より　R1.10.31 現在）

発達障がいの診断を受けた児童数は、平成 26 年 10 月から令和 2 年 10 月までの間で約 1.5 倍増加しており、なかでも小学生から高校生までの間に診断を受ける児童が全体の 9 割以上を占めています。特に、中学生で診断を受けた児童が急増しておりますが、これは、発達障がいに対する理解の高まりや、早期発見や支援体制等の環境が整備されてきたことが増加の要因の一つだと考えられます。

７．特別支援学級の児童、生徒数

（単位：人）

	小学校	中学校	計
知的障がい学級	40	16	56
情緒障がい学級	51	39	90
計	91	55	146

（教育委員会統計より　R2 年 5 月現在）

第２部　第４次東御市障がい者計画

計画期間：令和３年度～令和８年度

序 章

第１節　計画の基本理念と基本方針　（第４次障がい者計画）

本計画の施策を展開するうえで、その中心な位置づけとなる「基本理念」及び、その理念を支える４つの「基本方針」を示します。

１．基本理念

◆誰もが、自分らしく暮らせる、まちを目指す◆

第２次東御市総合計画後期基本計画に基づき、障がい福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図るとともに、障がいのある人もない人も、尊重し合って地域で安心して暮すことができる共生社会の実現を目指します。

２．基本方針

障がいの種別や軽重に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく安心した生活が継続でき、また、障がいがある人もない人も地域社会の一員として社会参加できるように、障がい福祉サービスの充実、権利擁護の推進、地域包括ケアシステムの構築、障がい者や高齢者にも配慮した人にやさしい福祉のまちづくりの推進等が必要であると考えます。

これまでの第３次東御市障がい者計画及び長野県障がい者プラン 2018[*1]等を参考に、次の４つの基本方針を定めました。

◆社会的に自立し、自分らしく生きるために◆

障がい者の自己決定を尊重し、住みなれた地域で自分らしく安心した生活が送れるよう、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、就労をはじめとする多様なニーズにきめ細かな支援施策を展開します。

◆人権尊重と社会参加を促進するために◆

ノーマライゼーション理念に伴い、障がいのある人もない人も、誰もが社会の一員として様々な活動に参画できるよう、権利擁護の推進と社会参加の促進が図られる施策を充実します。

また、障がい者虐待防止と障がい者差別解消の対策を強化するとともに、意思決定支援と成年後見制度の推進を図ります。

◆共生社会を実現するために◆

障がい者と地域住民が、地域、生活、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

また、障がい児において、ライフステージに応じた、切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備行うために、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の更なる連携を推進します。

◆安心して生活するために◆

障がい者が地域で安心して暮らすことができるように、バリアフリー化対策をはじめとする生活環境の整備や防災、防犯対策の充実を図るとともに、ボランティアや福祉人材の養成や確保に取り組みます。

---

*1 長野県障がい者プラン 2018　（抜粋）

（基本理念）

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自分の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

（基本的視点）

(1) 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深めあう「心のバリアフリー」を推進

障がいの有無にかかわらず全ての人々が、相互に理解を深め、心のバリアフリーを推進するとともに、障がいを理由とした差別や虐待を受けないよう、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

(2)誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援

障がいの種別等に関わらず地域で安心して生活していけるように、サービスの基盤整備を図り、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。また、切れ目ない支援ができる環境を整備するために、関係機関の連携を推進します。

(3)生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

障がいがある人も社会のあらゆる活動に主体的に参加し、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。

（重点的に取り組む施策）

重点施策 1　障がいへの理解と権利擁護の推進

重点施策 2　地域生活の充実

重点施策 3　社会参加の促進

重点施策 4　多様な障がいに対する支援の充実

第２節　施策体系

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

Ⅰ．社会的に自立し、自分らしく生きるために

- １．福祉サービスの充実
  - ①障がい者・児の福祉サービスの充実
  - ②相談支援体制・情報提供の充実
- ２．移動支援対策の推進
  - ①移動支援の充実
  - ②移動に関する助成事業の推進
- ３．生活安定支援施策の充実
  - ①給付事業・助成事業の推進
- ４．雇用と就労支援の強化
  - ①就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発
  - ②一般就労の促進と定着支援
  - ③福祉的就労の充実

Ⅱ．人権尊重と社会参加を促進するために

- １.障がいへの理解と権利擁護の推進
  - ①相互理解の推進
  - ②虐待防止の推進
  - ③障がい者差別解消の推進
  - ④意思決定支援、成年後見制度の推進
- ２．コミュニケーション支援の充実
  - ①コミュニケーション施策の推進
- ３．余暇活動の充実
  - ①スポーツ・文化芸術活動の推進
  - ②交流ふれあい事業の推進

Ⅲ．共生社会を実現させるために

- １．療育体制の充実
  - ①地域療育システムの充実
  - ②一人ひとりに応じた教育の推進
  - ③副次的な学籍の更なる推進
  - ④家族支援
- ２．保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化
  - ①早期発見、早期支援の充実
  - ②切れ目のない支援の推進
- ３．多様な障がいへの支援
  - ①発達障がい等に対する支援の充実
  - ②医療的ケア児の支援体制の充実
- ４．地域生活への移行支援
  - ①地域移行の推進
  - ②住まいの場の確保
- ５．地域包括ケアシステムの充実
  - ①包括的な支援体制の整備
  - ②地域生活を支えるサービス等の充実

Ⅳ．安心して生活するために

- １．福祉のまちづくりの推進
  - ①人にやさしい福祉のまちづくりの推進
  - ②ボランティア活動の推進
  - ③福祉人材の養成確保
- ２．生活環境基盤整備の推進
  - ①公共施設等の整備
  - ②住環境の整備
  - ③道路環境の整備
- ３．保健・医療サービスの充実
  - ①健康づくりの推進
  - ②社会的リハビリテーションの充実
  - ③難病患者に対する支援の推進
  - ④医療費の自己負担軽減
- ４．防災・防犯対策の推進
  - ①防災対策の推進
  - ②防犯体制の充実

第１章　社会的に自立し、自分らしく生きるために

第１節　福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者の人数は年々増加傾向にあり、それに伴いサービスの利用人数及び利用量も増加傾向にあります。障がい福祉サービスを利用している障がい者は障がい者手帳を所持している方の約 25％という状況ですが、「サービスを利用していない理由」（アンケート結果※1）では約 3 割の方が「利用方法がわからない」という回答をしており、また、障がい者団体からは「受けられるサービスがわからない」「サービスがあっても使いこなせない」との意見があり、制度や福祉サービスの情報が行き届いていない現状や、制度やサービスのことがわからずにサービスを利用していない人がまだまだ多くいるということが伺えます。

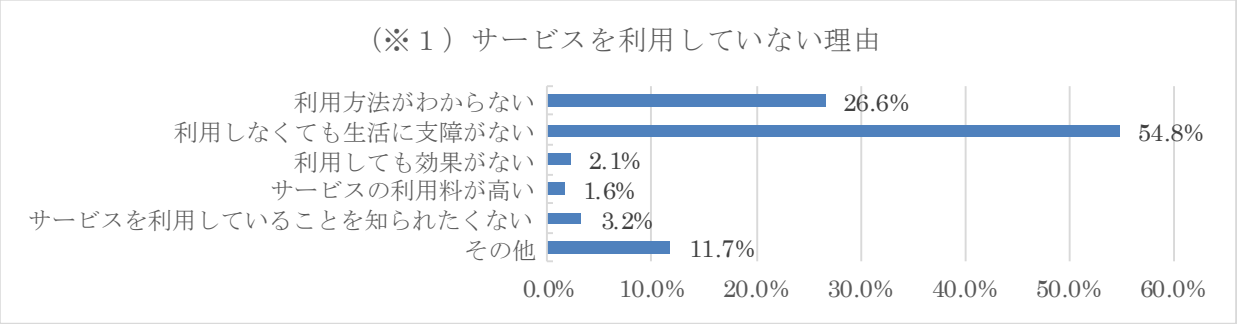

障がい者は複数の障がいを持っていたり、また、障がい特性の多様化がみられることから、個々の障がいの特性やニーズに応じた計画的、効果的な障がい福祉サービスの提供が求められていますが、「サービスを利用する上で困っていること」（アンケート結果※2）では「サービス事業者が少ない」「サービスに関する情報が少ない」という回答が上位を占めており、障がい者団体・障がい福祉サービス事業所からは「選択できるほどの事業所や社会資源が無い」「夜間の支援体制が不十分」との意見があり、情報提供の仕組みづくりや基盤整備が課題となっています。

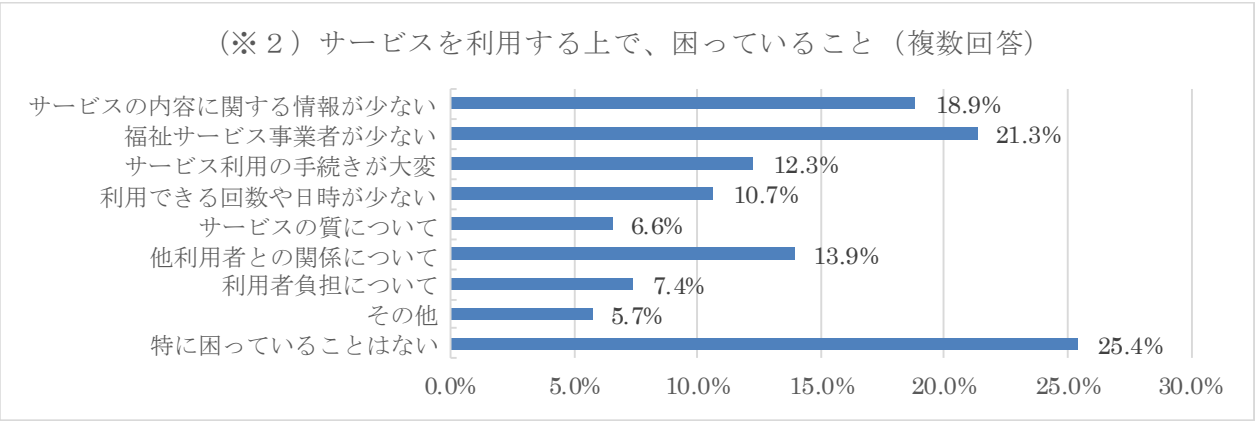

障がい者が生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、障がい者自身や家族の意向に基づき必要なサービスを受けられる体制整備が必要であり、本市では、計画相談支援において作成した利用計画に基づき、一人一人の状態やニーズに応じたサービスの提供ができるよう体制の強化を図ってます。アンケートによりますと「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果※3）では、障がい者は日々様々な悩みを抱えており、中でも「高齢になったときのこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が全体でも高い割合を占めており、将来に対する不安が伺える結果となりました。「心配ごとや悩みごとを相談できる人」（アンケート結果※4）によると相談相手については、約 6 割の方が「家族・親せき」と回答しており、また、障がい者団体からは「本人も家族も困っているが、誰に相談して良いかわからない。」との意見があり、家族・親せき以外で気軽に相談ができる場所があまりない状況にあります。

（※３）現在悩んでいる事や相談したい事（複数回答）

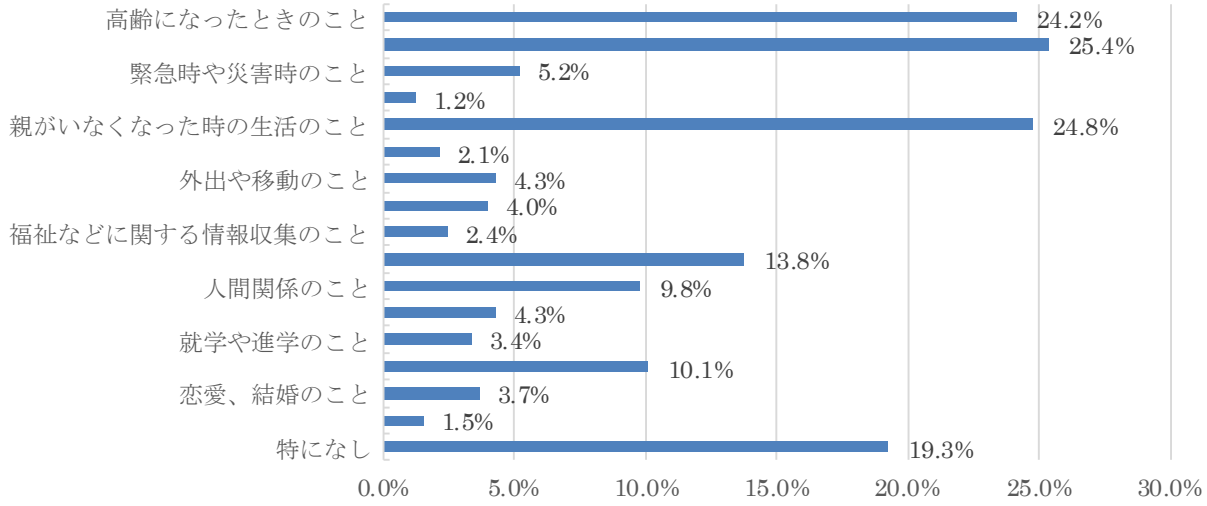

（※４）心配ごとや悩みごとを相談できる人（複数回答）

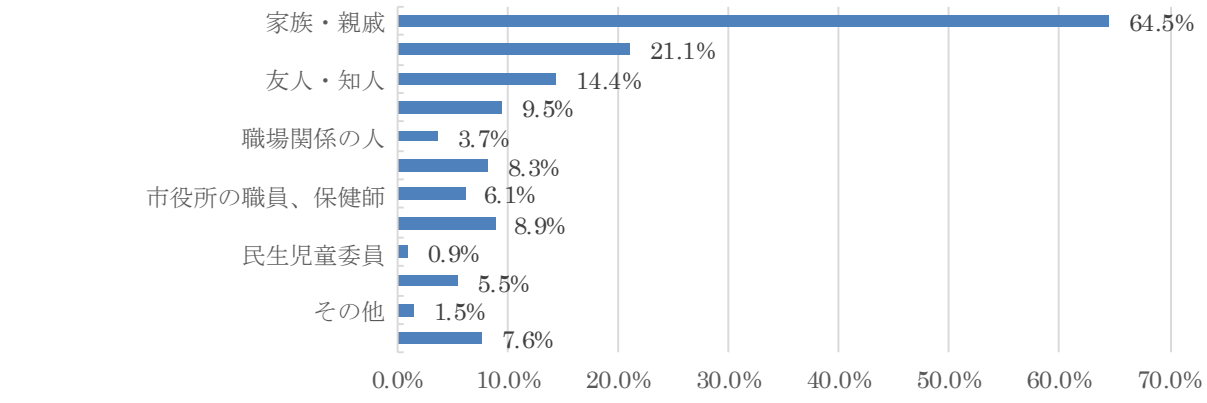

（※1）～（※4）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．障がい者・児の福祉サービスの充実

(1) 障がい者・児が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制の充実及び質の向上を図ります。

(2) 障がい者・児やその家族のニーズに対応できる障がい福祉サービスの整備・拡充を図り、社会資源の充実に努めます。

(3) 障がい福祉事業所同士の情報交換や意見交換を通じて、質の高いサービスの提供や事業所間の連携体制の強化を目指します。

(4) グループホーム開設の促進や短期入所の受け入れ施設の拡充を図り、夜間の支援体制を整え、地域で自立した生活が送れるように支援します。

２．相談支援体制・情報提供の充実

(1) 相談支援事業所や相談支援専門員の質及び数を充実させ、障がい者やその家族の不安を軽減するとともに、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備します。

(2) 地域移行支援、地域定着支援が行える指定一般相談支援事業所の設置促進に取り組みます。

(3) 障がい者やその家族が悩みを抱え込んでしまわないよう、分かりやすく、気軽に相談できる相談窓口を目指します。また、多様化、複雑化する障がい者の課題に早期に気づき的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門的知識を有する職員を配置し、個々の障がい者に配慮した対応に努めます。

(4) 受けられる障がい福祉サービスに関する情報やサービスの利用方法など、必要な情報を障がい者やその家族に届けるために、市報等への掲載及びホームページの活用、福祉のしおりの作成及び配布、障がい福祉制度の説明会の開催等、障がい福祉に関する情報提供の充実に努めます。

第２節　移動支援対策の推進

【現状と課題】

障がい者が地域で生き生きとした日常生活を送るためには、外出する際の移動手段の確保など、移動の利便性を高める取り組みが求められていますが、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増しています。

「外出する時の主な交通手段」（アンケート結果※1)の結果では、現在は大半の人が自分や家族の運転で自動車による移動手段を取っていますが、高齢化により自動車を手放す障がい者やその家族が増加しており、今後の移動手段を確保することが課題となります。当市においては、デマンド交通により市民の足の一役を担っていますが、その他の公共交通機関が少ないため、自動車を身近で利用できない障がい者にとっては限られた公共交通機関等に頼らざるを得ない状況にあります。移動手段の確保については福祉有償運送などを含めた福祉の交通ネットワーク等の構築を高齢者部門と連携し、研究していく必要があります。

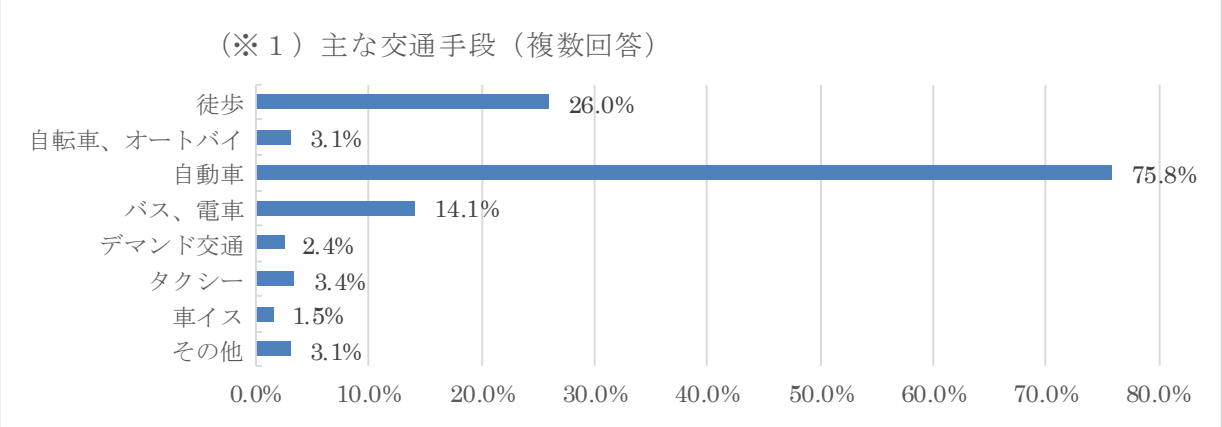

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．移動支援の充実

(1) 福祉有償運送サービス*1 の周知を図り、サービスの利用を促進します。

(2) 障がい者や高齢者の移動の利便性を高めるため、交通手段について先進事例を研究し検討していきます。

(3) ＪＲ・バス・タクシーなどの公共交通機関等の各種運賃・料金の割引についての周知に努めます。また、公共交通機関に対して障がい者に対する利用料割引制度の導入や割引額増額などについて理解や協力を求めていきます。

(4) 移動が困難な障がい者の社会参加等を促進するために、同行援護*2、行動援護*3、移動支援事業等の移動に関する支援の充実強化を図り、また、社会福祉協議会による車いすの貸し出しなど、外出支援を推進します。

２．移動に関する助成事業の推進

(1) 自動車運転免許取得や自動車改造に要する経費の助成など、自家用車により外出する障がい者を支援します。

(2) 特定疾患を有する障がい者が医療機関に通院する場合の交通費の補助を行います。

(3) 障がい児施設への通園に要する経済的負担を軽減するため、交通費の助成を行います。

(4) 重度の障がい者が通院、社会参加その他の移動のために利用した福祉タクシーの運賃の助成を行います。

(5) 盲導犬等の補助犬を有している身体障がい者には、補助犬の飼育に要する費用を助成するとともに、補助犬に対する市民や事業者の理解を推進します。

(6) 重度の障がい者の生活範囲の拡大や社会参加を促進するため、タクシーを利用する場合に料金の一部（タクシー券）を助成する制度を充実します。

＊1 福祉有償運送サービス
身体障がい者や要介護者など､一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、タクシー等によっても十分な輸送サービスが提供されない場合、一定の要件を満たした NPO 法人等に対して自家用自動車による有償運送の例外許可を行い、福祉輸送サービスを確保する制度。

＊2 同行援護
視覚障がいにより、移動に困難を有する障がい者に、外出時において障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出時の必要な援助を行うサービス。

＊3 行動援護
知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄や食事等、行動する際の必要な援助を行うサービス。

第３節　生活安定支援施策の充実

【現状と課題】

昨今の高齢化に伴い、障がい者がいるの世帯の多くは、親亡き後の障がい者の生活維持に大きな不安を抱えています。「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果※1）により「高齢になったときのこと」「生活費などの経済的なこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が多い結果であり、親亡き後の経済的基盤の脆弱さの悩みが切実であり、経済的支援の充実が求められています。

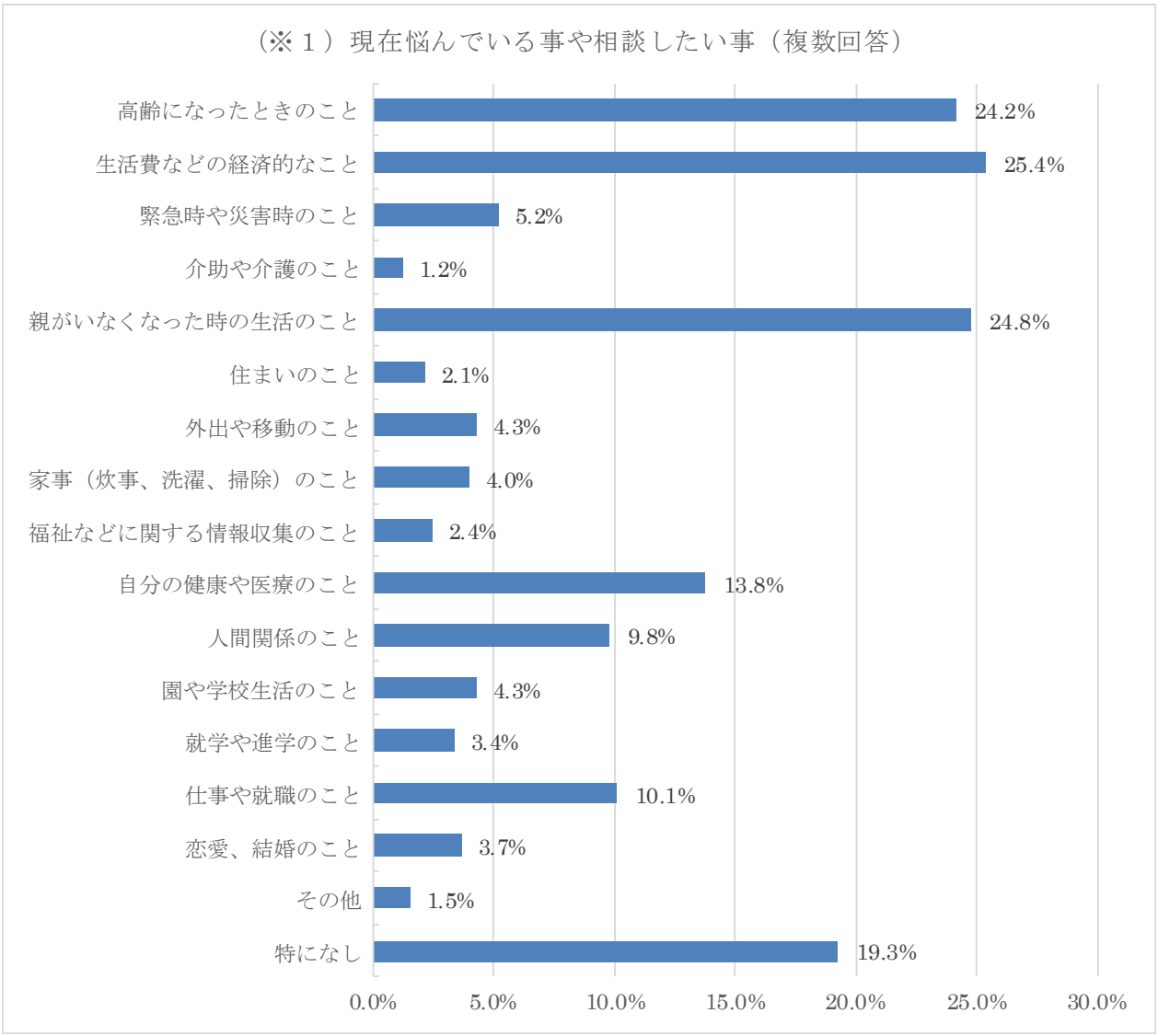

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．給付事業・助成事業の推進

(1) 障がい者に対する所得保障の柱である、障害年金制度の周知・啓発と手続きに関する支援を継続します。

(2) 各種福祉手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等）の周知及び給付により、障がい者や家族の日常生活の安定を図ります。

(3) 主に重度障がい者（児）を対象に医療費の自己負担分を助成します。

(4) 障がい者が市営住宅へ入居する際は、障がいの程度等に応じて家賃の減免や優先入居、単身入居等の措置を講じます。

(5) 心身障害者扶養共済制度*1 について、制度内容の周知に努め、加入促進を図り、加入者に対する助成を行います。

(6) その他、住民税の控除や自動車税、NHK 放送受信料等の減免、有料道路料金、携帯電話基本料等の割引など、各種制度やサービスについての周知に努めます。

＊1 心身障害者扶養共済制度
障がい者の保護者が加入し、障がい者に終身年金を支給する制度です。保護者が生前に掛け金を支払うことで、保護者に万一のことがあったとき、障がい者に終身年金が支給されます。

第４節　雇用と就労支援の強化

【現状と課題】

障がい者が生活を営む手段である以上に、地域社会の一員として社会参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を得ることは重要であり、障がい種別や個々障がい特性に応じたきめ細かい支援と多様な働き方が選択できる就労の場の確保が必要です。

「平日の日中の過ごし方」（アンケート結果※1）のアンケート結果では、平日の過ごし方について約３割の人が「自宅で過ごしている」と回答しており、「今後、収入を得る仕事をしたいか」（アンケート結果※2）のアンケート結果では、約５割強の人が「仕事をしたい」と回答しており、障がい者の就労に対する意識が高いことが伺えます。

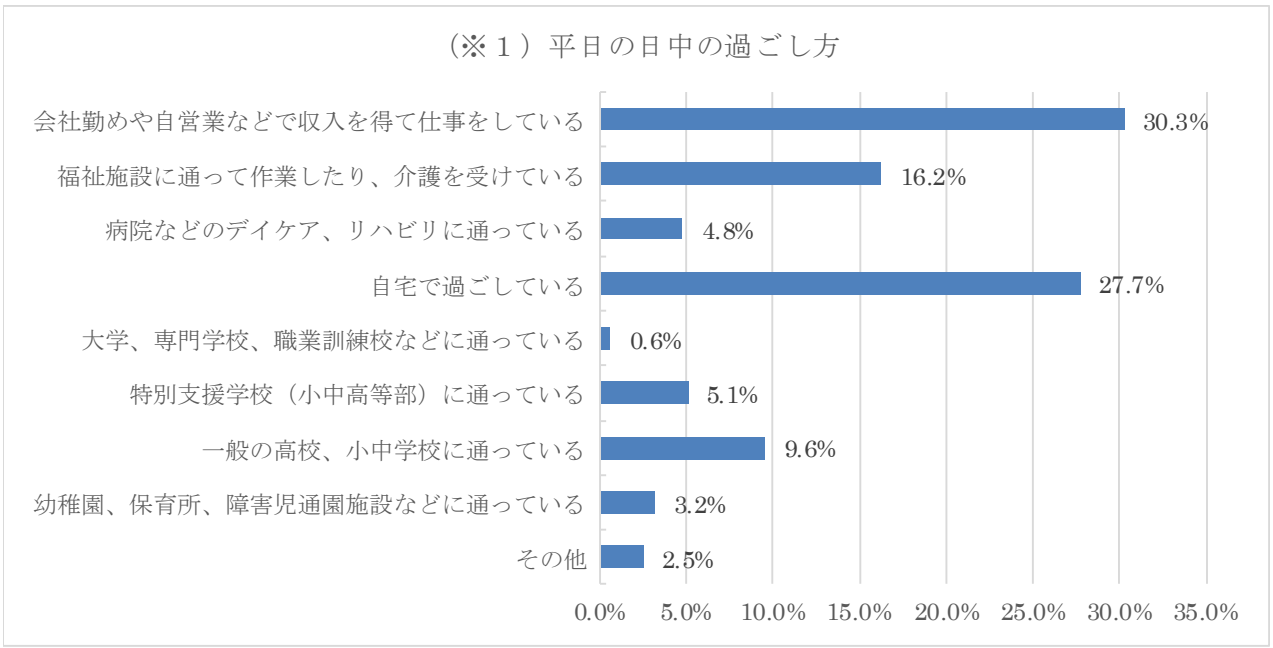

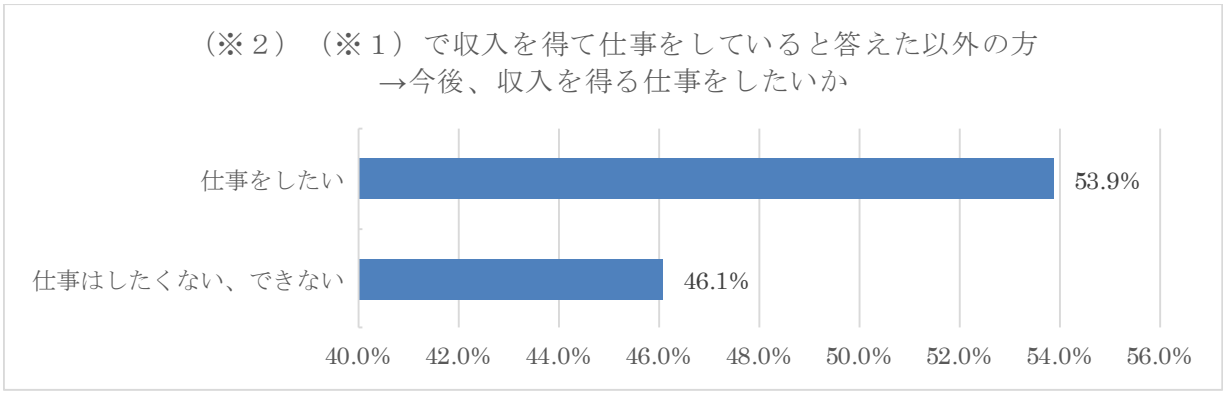

（※1）（※2）　R2 年度障がい者向けアンケート

また、「障がい者の就労支援として必要なもの」（アンケート結果※3）においては、障がい者に対する理解や障がいの状況・状態に合わせて働き方（仕事内容や勤務時間等）が柔軟なことが求められています。

今後の対策として、就業訓練や雇用相談を充実させるとともに、関係機関や一般企業等の連携を図り、一般就労や福祉的就労を必要とする人に、充実した支援を提供し、就労機会拡大のための環境整備を図る必要があります。

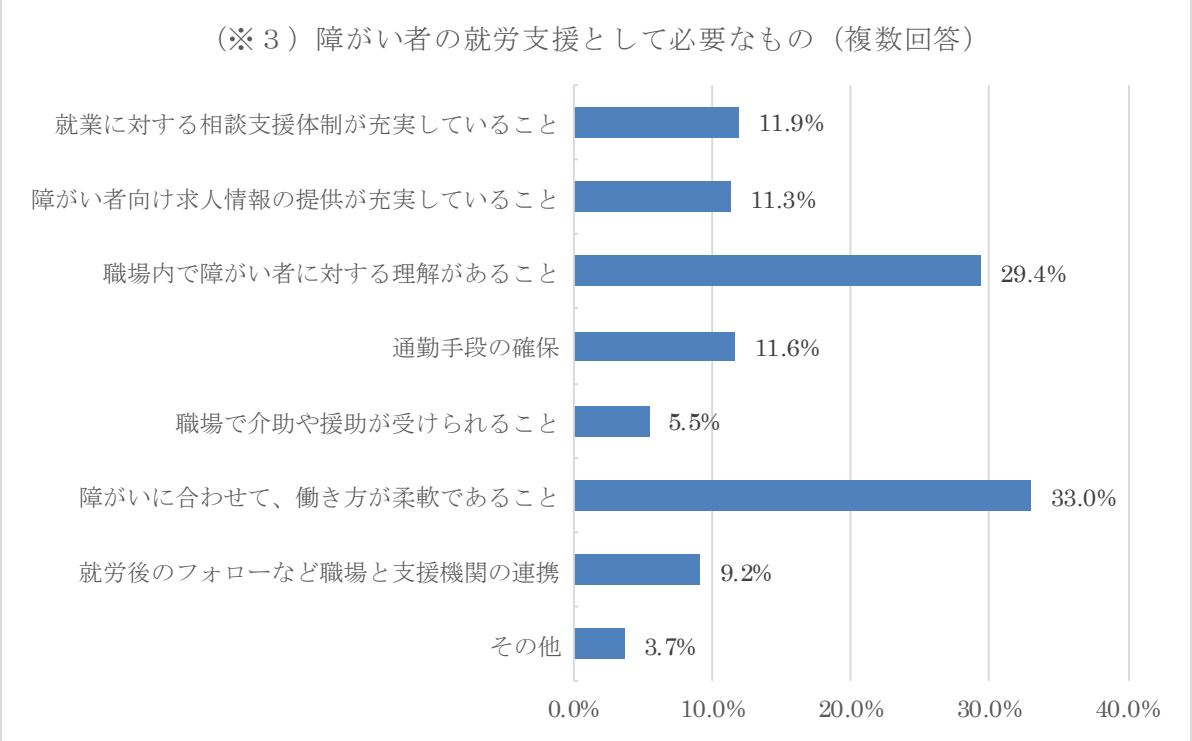

（※3）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発

(1) 就労に関する関係機関（長野県労政事務所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター※1、まいさぽ東御※2、商工観光課等）との連携を強化し、障がい者が相談しやすい、就労の相談体制の充実に努めます。また、企業等を対象にしたセミナー等を開催し、就労を希望する障がい者への支援、障がい者への理解、雇用拡大に関する啓発を促進します。

２．一般就労の促進と定着支援

(1) 企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を実施するサービスである就労移行支援事業に関する情報提供や、事業に取り組む事業所の確保に努めます。

(2) 就労を希望する障がい者に対し、就労に関する関係機関（ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、まいさぽ東御等）への取次ぎを行います。

(3) 職場での障がい者に対する理解を深め、障がいの状況や状態に配慮した、多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保を企業等に働きかけます。

(4) 障がいの特性を踏まえた、直接的・専門的な援助や支援を行うジョブコーチ*3の活用について企業などへ働きかけます。

(5) 障がい者の就労に伴って生じている課題を解決し、より長く働き続けるため、就労定着支援の周知及び利用促進に努めます。

３．福祉的就労の充実

(1) 障がいのために、働く意思があっても一般就労が困難な人に対して働く場を提供し、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。就労継続支援事業を実施している事業所と連携することで、情報提供の充実を図ります。

(2) 一般就労が困難な障がい者に対し、地域における就労の場・機会の拡大のため、他部署や関係機関と連携を図り就労継続支援事業所等の基盤整備に努めます。

(3) 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設で生産された物品等を優先的、積極的に購入することを推進し、作業工賃水準の底上げに取り組みます。

(4) 在宅の障がい者や引きこもりの人などに対する、社会参加への第一歩の居場所となる、地域活動支援センターの周知と事業の拡充に努めます。

＊1 障がい者就業・生活支援センター
就職を希望している障がい者や在職中の障がい者が抱える課題に応じて雇用及び、福祉関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

＊2 まいさぽ東御
平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、東御市社会福祉協議会内に開設され、生活や仕事等で困っている方を対象とした、住まいや就労等、包括的な支援を行う機関。

＊3 ジョブコーチ
障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人。

第２章　人権尊重と社会参加を促進するために

第１節　障がいへの理解と権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、誰もが地域で安心して暮らせる社会を形成するためには、障がい及び障がい者に対する正しい知識と理解が必要です。ノーマライゼーション*1 理念の普及に伴い、障がいに対する理解は少しずつ高まりつつありますが、今も誤解や偏見により障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が不十分なために、日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じたりする障がい者は少なくありません。

「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」（アンケート結果※1）より、「ある」または「少しある」と答えた人が約６割おり、「どのような時に障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」（アンケート結果※2）より、学校・教育において、仕事や収入に関すること、外出先において差別等を感じることが多いという現状がわかりました。

また、「障がい者と機会があれば関わりたいか」（アンケート結果※3）より、約７割近い方が、関わりたいけど接し方がわからないと回答しており、障がい者との関わる機会を提供することで、障がいについての理解の促進につながることが伺えます。

障がい者団体・障がい福祉サービス事業所からは「地域の人に障がいについて知ってもらう機会が無い」「地域や支援者の障がいに対する理解度が低い」との意見があり、障がいの理解を深めるために障がい者が地域に出る機会を増やすこと、地区単位・事業所単位での研修会や勉強会の要望がありました。

障がい者が特別な存在としてではなく、地域で共に生活する者として尊重されるためには、市民の障がい者に対する理解を深めるための啓発活動の充実、権利擁護*2のための制度の周知や手続きの支援、社会参加の促進を図る必要があります。

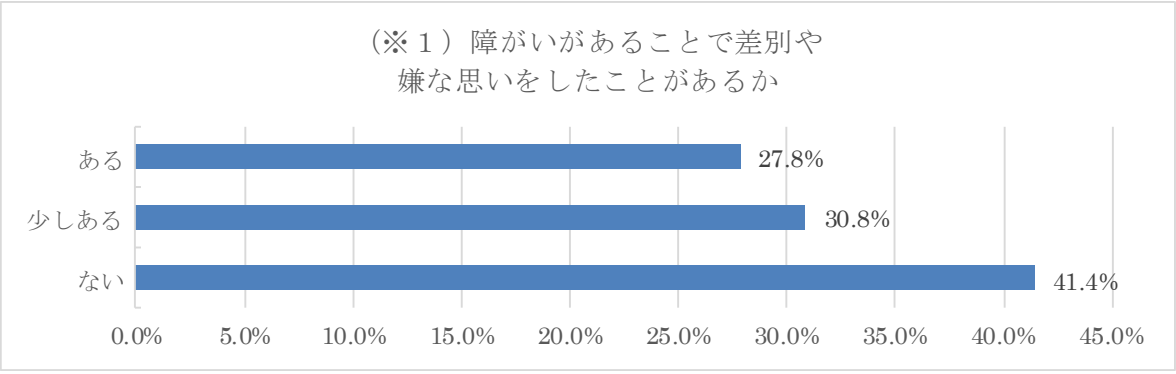

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

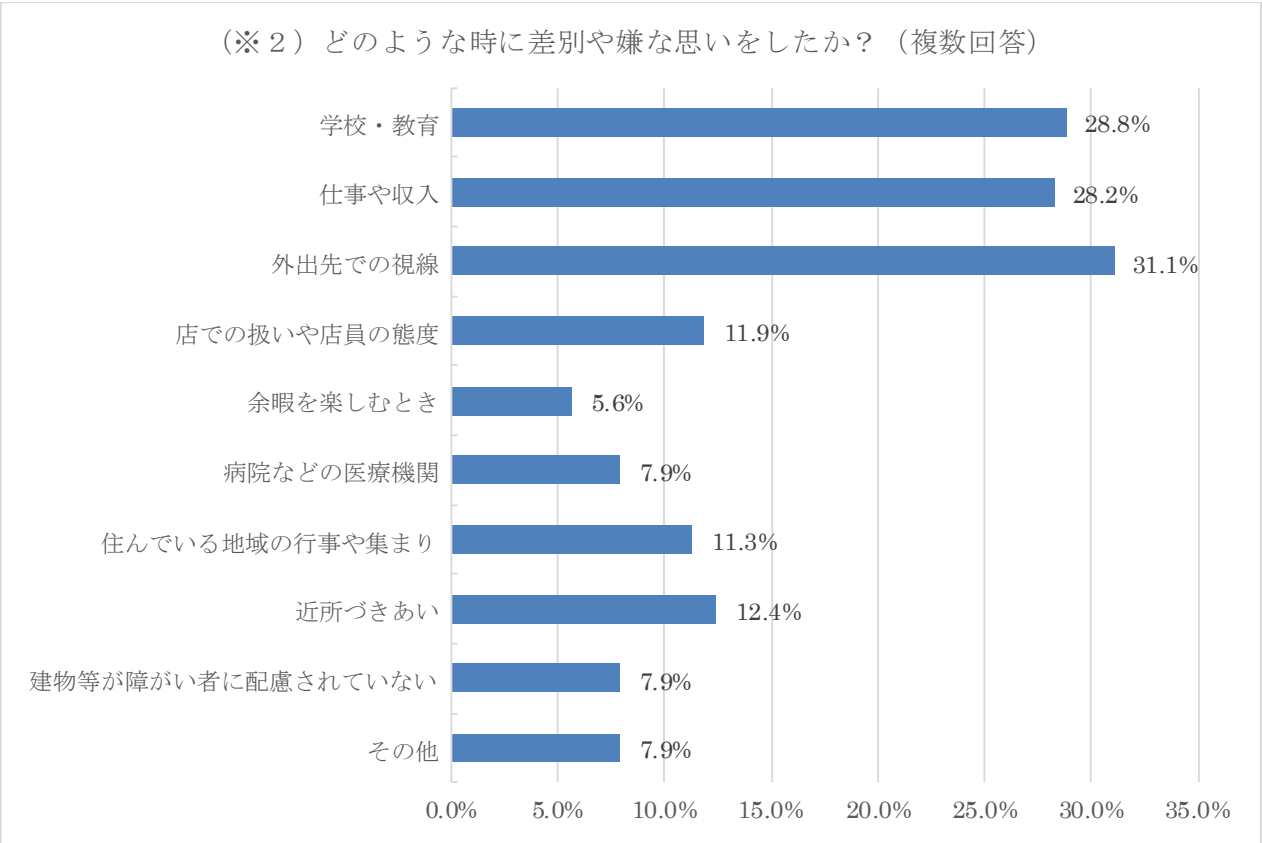

（※2）　R2 障がい者向けアンケート

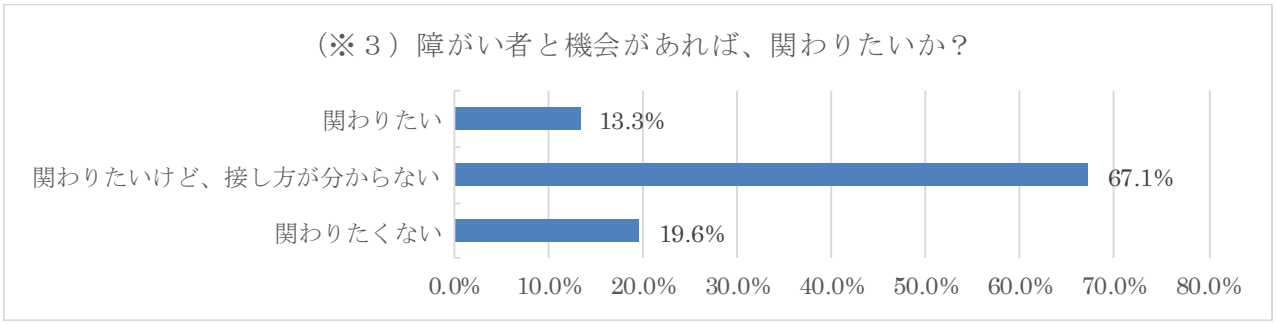

（※3）　R2 市民向けアンケート

自己決定や意思表示が困難な障がい者が、人権や財産に対する侵害を受けることのないように、権利擁護のための制度の周知や手続きの支援等が必要です。国では、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が制定され、平成 28 年 4 月に施行しています。また、平成 26 年 1 月には障害者権利条約が締結されました。障がい者の権利養護に向けた取組みが一層求められております。

【施策の方向】

１．相互理解の推進

(1) 教育委員会や社会福祉協議会等の関係機関と連携して、小・中学校における教育現場での福祉教育の充実や障がいの理解を深める取り組みを行います。
(2) ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、まいさぽ東御等の各関係機関と連携して、職場での障がい者に対する理解を深めます。
(3) 障がい福祉施設における行事への住民参加の呼びかけや、地域行事への障がい者の参加など日常的な活動を通じて、障がい者と地域住民との交流を深め、理解が深まるよう支援します。
(4) 地域における障がいに対する理解と認識を高めるため、障害者雇用支援月間（9 月）、発達障害福祉月間（9 月）、精神保健福祉月間（10 月）、障害者週間と人権週間（12 月）において、より一層の啓発活動を行うとともに、「障がい者福祉のつどい」等の活動を推進します。
(5) 共に生きていく地域の一員として、ボランティア活動をとおして障がい者と関わる機会を設け、障がい及び障がい者への理解が深まるように努めます。
(6) 市民を対象とした「ハートをつなぐ障がいセミナー」において啓発活動を行い、障がい及び障がい者への理解が深まるように努めます。また、地区単位や事業所単位での障がいに関する研修会、勉強会の開催に取り組みます。

２．虐待防止の推進

(1) 障がい者虐待について「虐待等防止総合対策推進協議会」において対策を検討し、障がい者虐待の防止に努めます。
(2) 市民に対して、虐待防止・早期発見について広報等を活用し普及啓発に努めます。また、各関係機関と連携し早期対応・早期支援に努め、問題の深刻化を防止します。
(3) 障がい福祉事業所における利用者への虐待行為等を防止し、障がい者の人権が保障されるよう、虐待防止に関する周知・啓発に取り組みます。

３．障がい者差別解消の推進

(1) 障害者差別解消法について、市民の関心と理解を深めるため、セミナー等を開催し周知・啓発活動を行います。
(2) 障害者差別解消法に基づき、事業所に対し、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供を徹底する等、適切な対応ができるような取り組みを行います。

４．意思決定支援・成年後見制度の推進

(1) 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、上小圏域成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度[*3] の普及啓発や成年後見制度申立支援を行い、制度の利用促進に努めます。また、社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業[*4] の利用促進に努めます。
(2) 権利行使の支援として、選挙権の行使に支障がないよう、投票所の環境整備や聴覚・視覚障がい者への情報を保障できる体制づくりを庁内で協議し、研究します。
(3) 障がい者一人一人の選択に基づく生活を実現するため、「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援を進めるとともに、家族や施設職員など障がい者を支える方の理解を深めるための啓発活動を行います。

＊1 ノーマライゼーション
障がいがある人も無い人も平等に生活をする社会の実現を目指す考え方。
＊2 権利擁護
障がい者がそれぞれの生活領域（居宅、グループホーム、入所施設などにおける生活、日中活動や就労の場等）において、虐待、差別的な扱い、その他の人権侵害等から守られ、障がいが理由で判断能力が不十分でない人が不利益を被ることなく、権利や尊厳が脅かされず地域で自立した生活が送れること。
＊3 成年後見制度
認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人について、権利を守り支援してくれる成年後見人を選ぶことができる制度。
＊4 日常生活自立支援事業
認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かり等の日常生活の相談及び支援を行う事業。実施主体は社会福祉協議会。

第２節　コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

情報通信技術が発達したことで、より簡単に情報を入手し、また発信できる時代となりました。しかし、障がいに対する配慮がないと、障がいのある人とない人の間で、得られる情報の格差が広がり、情報のやり取りが十分に行えずコミュニケーションに支障が生じる恐れがあります。私たちは日常生活に必要な多くの情報を視覚と聴覚で得ています。視覚障がい者、聴覚障がい者にとっても「情報」や「コミュニケーション」は最も基本的なニーズでありますが、障がいが最大のバリアとなっており、情報やコミュニケーションに関する支援の充実が求められています。

【施策の方向】

１．コミュニケーション施策の推進

(1) 手話通訳者を総合福祉センターの福祉課に配置し、聴覚障がい者の相談や手続き支援を行います。

(2) コミュニケーション支援事業により会議、講演、受診、余暇活動等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

(3) 手話奉仕員の養成のための手話奉仕員養成研修事業を実施し手話奉仕員の養成及び登録者の増加に努めます。

(4) 文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字・音訳による広報等の情報を提供します。

(5) 情報収集及びコミュニケーションにかかわる支援の充実のため、東御市社会福祉協議会が中心となり、点訳・朗読奉仕員の人材養成を行います。

(6) 聴覚障がい者用通信装置、情報受信装置等や視覚障がい者用ポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置等の情報・意思疎通支援用具などが気軽に利用できるよう、日常生活用具給付事業の普及に努めます。

第３節　余暇活動の充実

【現状と課題】

障がい者が生き生きとした豊かな生活を送るためには、家庭や地域で充実した余暇を過ごすことが求められていますが、現状としては家の中にこもりがちで、他者との関りが乏しい状態であり、地域で充実した余暇を過ごすことに課題があるようです。「余暇をどのように過ごしているか」（アンケート結果※1）より、余暇の過ごし方として、テレビやビデオを見る、ゲームや趣味など家で過ごす等、室内で余暇を過ごしている人が多く見られます。

また、「余暇に参加したい活動は」（アンケート結果※2）では、約３割の方が「家でゆっくりしたい」という回答でしたが、一方では「旅行・ハイキング」「スポーツ」「映画・音楽鑑賞」「趣味を生かしたサークル活動」と、屋外での余暇活動を希望する声も少なくありませんでした。

今後、障がい者が生き生きとした豊かな生活を送るためには、余暇活動の充実が不可欠であり、一人ひとりに合った様々な活動の機会を提供できるように努める必要があります。

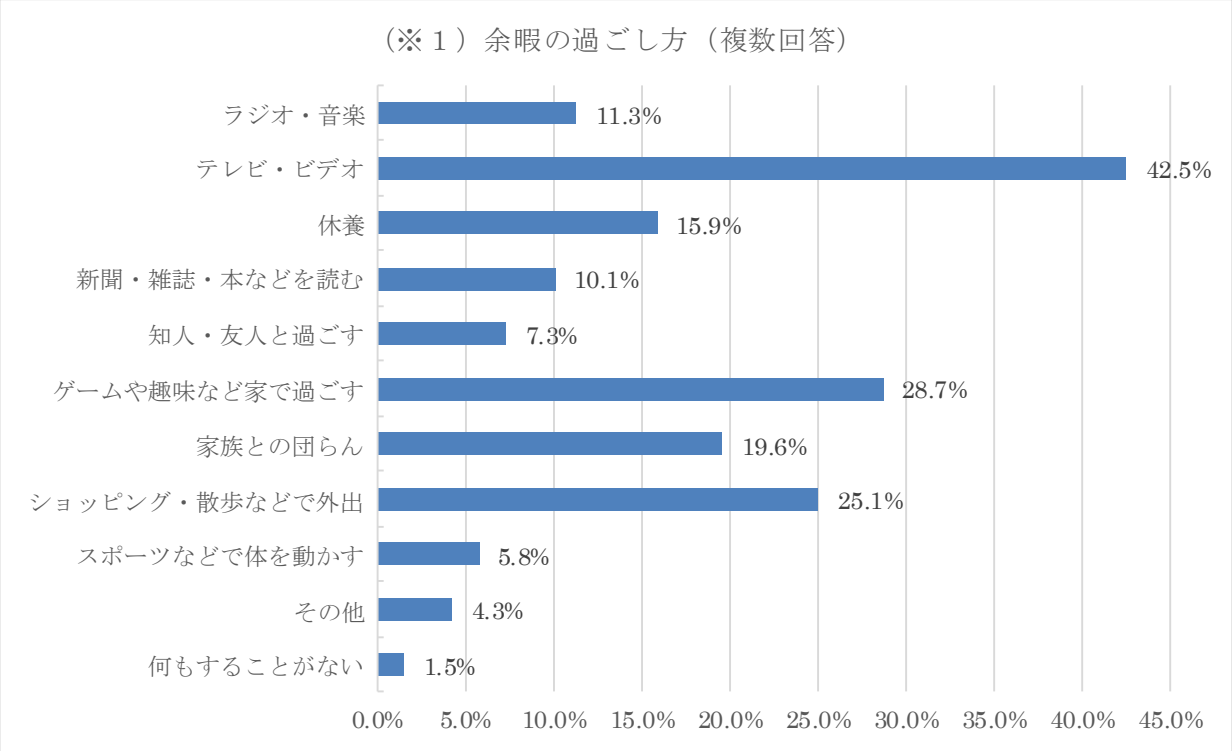

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

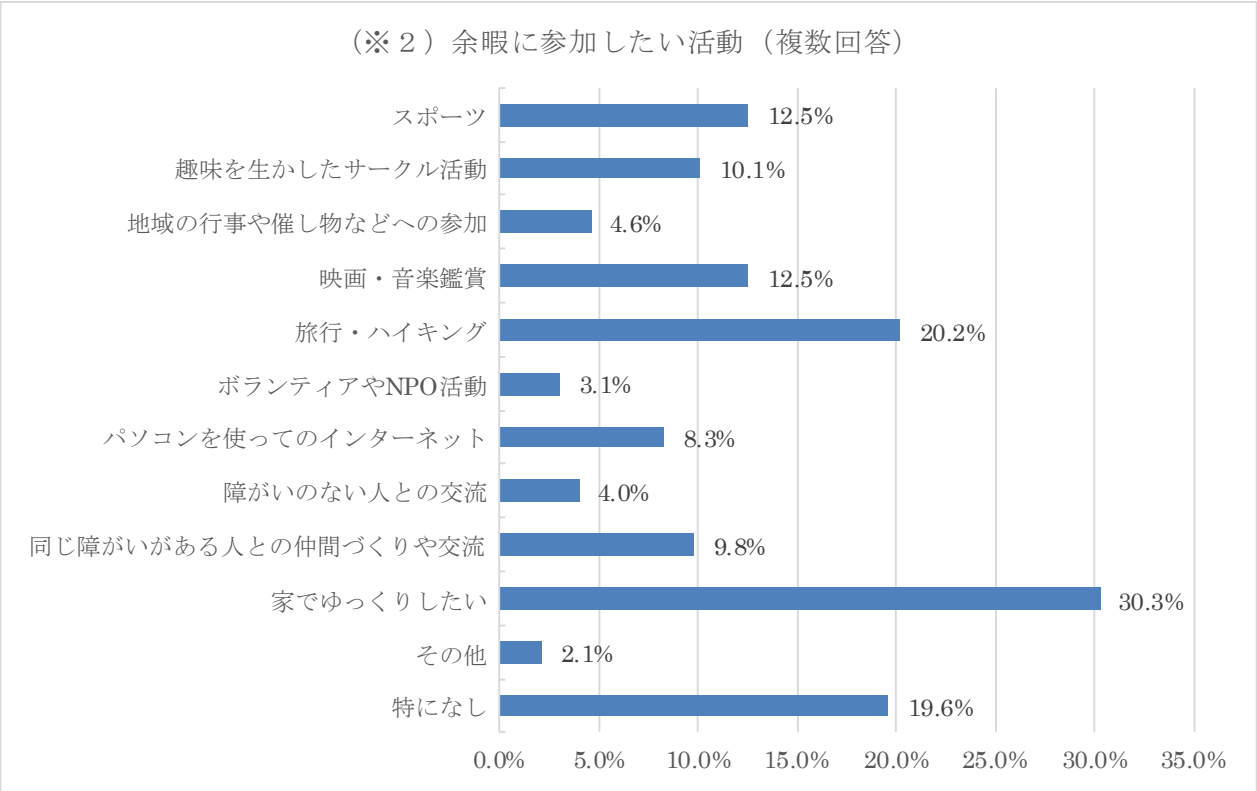

（※2）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) 身体教育医学研究所と連携をし、ユニバーサルスポーツ*1 ボッチャの街を目指します。更には、その他のユニバーサルスポーツ（フライングディスク、ダブルダッチ等）に対するニーズを把握し、普及や参加の機会の提供を図ります。

(2) 上小地区障がい者スポーツ大会、県障がい者スポーツ大会への参加を通じて、スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加を推進します。

(3) 全国障害者スポーツ大会などの全国大会への選手の派遣、障がい者スポーツ大会等の開催に対し支援します。

(4) 移動支援事業等によりスポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳等）、ショッピング、映画鑑賞等、屋外での余暇活動の機会を提供します。

(5) 障がい者文化芸術祭などへの参加を呼びかけ、創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会が得られるよう支援します。

(6) 市内で活動する障がい者を支援し、自主的な文化芸術活動の振興を図ります。

２．交流、ふれあい事業の推進

(1) 重度の心身障がい者とその介護者を対象とした希望の旅事業により、つながりの輪を広げます。

(2) 市内で行われている各種イベント及びスポーツ大会などへの参加を促進し、仲間づくりを支援します。

(3) 長野県視覚障害者福祉協会及び長野県聴覚障害者協会が実施している、交流会やイベント等の活動への参加を促進します。

(4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会[*2]の活動を支援します。

＊1 ユニバーサルスポーツ

障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが一緒に実践でき、参加者全員が活躍できるよう考案されたスポーツ。

＊2 当事者会、親の会、家族会（東御市内）　情報交換や学習会などの活動や交流を行っている会

身体障害者福祉協会…身体障がい者の当事者会

聴覚障害者協会…聴覚障がい者の当事者会

ゆるりの会…視覚障がい者と晴眼者の当事者会

手をつなぐ育成会…知的障がい者の親の会

はこべの会…障がい児の親の会

ぴかそくらぶ…発達障がい児の親の会

陽だまりの会…精神障がい者の家族会

第３章　共生社会を実現させるために

第１節　療育体制の充実

【現状と課題】

子ども・子育て支援法に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。どのような障がいがあっても、ひとりの子どもとしてあるがままに地域で育まれていく、そんな当たり前の生活を保障するためには、一般の子育て支援施策を障がい児支援施策が後方支援する体制を取りながら、地域療育体制の整備に努め、その維持継続を図り、家族に寄り添って支援していくことが必要です。

市の地域療育システムとしては、巻末資料「東御市 特別な支援の必要なお子さんのライフステージ支援図」のとおり、関係各課による支援が実施されており、その他専門機関等の活用及び連携も行っているところです。

教育部門では、幼保小の連携を密にしつつ、就学前からの丁寧な教育相談及び就学後のフォローアップを行い、個別の教育指導計画[*1]及び、個別の教育支援計画[*2]のもと、多様な児童生徒の学びを支援しています。また、小中の教職員に対しての研修を定期的に行い、専門性の向上を図っています。

「今後、充実させてほしいこと」（アンケート結果※１）からは、「総合的な相談窓口」「預けられるところ」「専門家による療育支援」「特別支援教育」等、必要とされている項目が多岐にわたっていることがうかがえます。

庁内連携会議等において、各課における支援体制の状況確認や、課題検討に務め、より安心できる地域療育体制の継続を推進していきます。

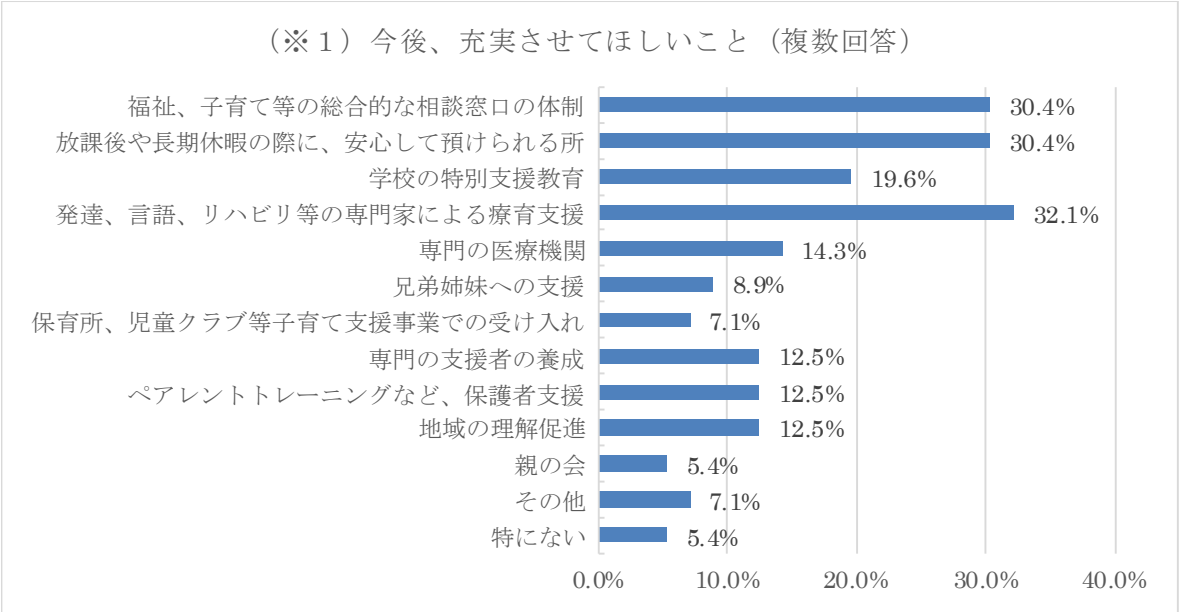

（※1）　18 歳未満の障がい児の保護者回答

【施策の方向】

１．地域療育システムの充実

(1) 各関係機関が連携した療育体制を築くため、充実した地域療育システムを構築し、定期的に調整会議を開きます。

(2) 家庭児童相談員、母子父子自立支援員、女性相談員等と連携し、障がい児及びその家庭の相談支援の充実を図ります。

(3) 上小圏域障害者総合支援センターや県の発達障害者支援センター、保健福祉事務所、児童相談所等と連携し、専門相談に対応します。

(4) 身体教育医学研究所と協力し、身近な地域・身近な場所で運動発達支援を提供します。

(5) 地域で専門の療育支援が受けられるよう、関係機関とともに、体制整備やサービスの確保に努めます。

(6) 障がい児やその家族が安心できる居場所を確保するために、福祉サービスの充実を図り、また、保育所や児童館、児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における受け入れ促進を関係機関と協議しながら進めます。

(7) 市立・私立保育所等に加配保育士[*3]を配置し、個別支援の充実を図ります。

(8) 適切に医療受診ができるよう市民病院等医療機関や関連機関との連携を強化します。

２．一人ひとりに応じた教育の推進

(1) 特別支援教育支援員[*4]と通常学級担任等が連携した効果的な支援体制を促進し通常学級及び特別支援学級[*5]の支援の充実を促進します。

(2) 小・中学校の特別支援教育コーディネーター[*6]連絡会の機能を強化し、情報の共有、専門性の向上、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成及び更なる活用を図っていきます。

(3) LD等通級指導教室[*7]を活用し、SST[*8]等の専門的支援を継続します。

(4) 児童生徒の多様な在り方を認め合い、尊重しあえる「インクルーシブ教育」[*9]のもと、児童生徒、教職員、保護者等を対象に、研修の機会を提供し、理解を深めます。

３．副次的な学籍[*10]の更なる推進

(1) 特別支援学校[*11]に通う児童生徒も地域の小中学校に通う児童生徒とともに同世代の友としての関係を育むことができ、卒業後も地域とつながりをもった生活ができるよう、「副次的な学籍（副学籍）」の取り組みを更に推進し、地域の小中学校に通う児童生徒の理解を深めます。

４．家族支援

(1) 保護者の相談窓口を明確化し、乳幼児健診、育児相談、発達相談等において、障がいを受容する前後の保護者の思いに寄り添った丁寧な相談に応じます。

(2) ペアレントトレーニング*12 等の事業により、お子さんへの理解を深める機会を提供し、また、育児不安の解消を図ります。

(3) 子育て短期支援事業*13、養育支援訪問事業*14 を活用し、子育て世帯の負担軽減及び養育環境の安定を図ります。

(4) はこべの会、ぴかそくらぶ、何でも話そう会*15 等の親の会を支援し、障がいの有無にかかわらず、ひとりのこどもとして保護者が安心して子育てができるような体制を整備します。

＊1 個別の教育指導計画
ひとりひとりの教育ニーズに対応したきめ細やかな指導や支援を行うもの。

＊2　個別の教育支援計画
障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、乳幼児期から義務教育終了後までの長期的な展望に立ち、保護者を含め関係者間で適切な支援について共通理解し、一貫して行うために学校が中心となって策定する計画。

＊3　加配保育士
個別支援の必要な園児に対して配置される保育士。

＊4　特別支援教育支援員
小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習支援や安全確保などの学習活動上のサポートを行ったりするもの。

＊5　特別支援学級
障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた教育を行う学級を言う（対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害）。

＊6　特別支援教育コーディネーター
各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者のこと。

＊7　LD 等通級指導教室
知的障害を伴わない発達障害がある児童を対象に、通いで必要な指導及び教育相談を行うもの。

＊8　SST
社会生活を送る上で欠かさない技能を身につけるための訓練プログラム。

＊9　インクルーシブ教育
多様性を尊重し、障がいの有無に関わらず児童生徒が共に学ぶ仕組みのこと。

＊10　副次的な学籍
特別支援学校に在籍する児童生徒と、居住地の小・中学校の児童生徒の交流及び共同学習の充実を図るために、居住地の小・中学校に副次的な学籍を置く仕組み。

＊11　特別支援学校
視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者、身体虚弱者などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図る為に必要な知識、技能を身につけることを目的とした学校。

＊12　ペアレントトレーニング
保護者が子どもとのより良い関わり方を学ぶことにより、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を図るプログラム。

＊13　子育て短期支援事業
保護者の疾病等により養育が困難な場合において児童養護施設等で子どものお預かりを行う事業。

＊14　養育支援訪問事業
家事支援を特に必要とする子育て世帯にヘルパーを派遣し負担軽減と養育環境の安定を図るもの。

＊15　何でも話そう会
非会員制の支援の必要なお子さんを持つ保護者の情報共有会。

第２節　保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化

【現状と課題】

障がい児とその家族を支えるためには、母子保健による早期発見の段階から、保育、教育、就労など、各ライフステージに応じた多くの関係機関が協力しあい、適切に支援をつなぎ、切れ目のない一貫した体制を築くことが重要です。

所属機関で作成される個別支援計画等に加え、支援者が変わっても、保護者主体で記されるサポートブック*1 等による支援情報の引継ぎを適切に行い、統一的で効果的な支援が継続できるような体制の構築が必要です。

サポートブックについては、障がい児を対象とした様式は整備されていますが、周知に課題があります。

庁内においては、関係各課による切れ目のない支援体制構築についての議論が重ねられています。中でも、義務教育終了後の支援体制整備が急務となっているのが現状です。

「心配ごとや悩みごとを相談できる人はどなたですか」（アンケート結果※1)からは、「家族・親戚」に次いで、「学校や保育園などの先生」、「福祉サービス事業所の職員」が高い割合になっていることからも、所属の機関が支援の重要な基盤となっており、情報が適切に引き継がれることの必要性がうかがえます。

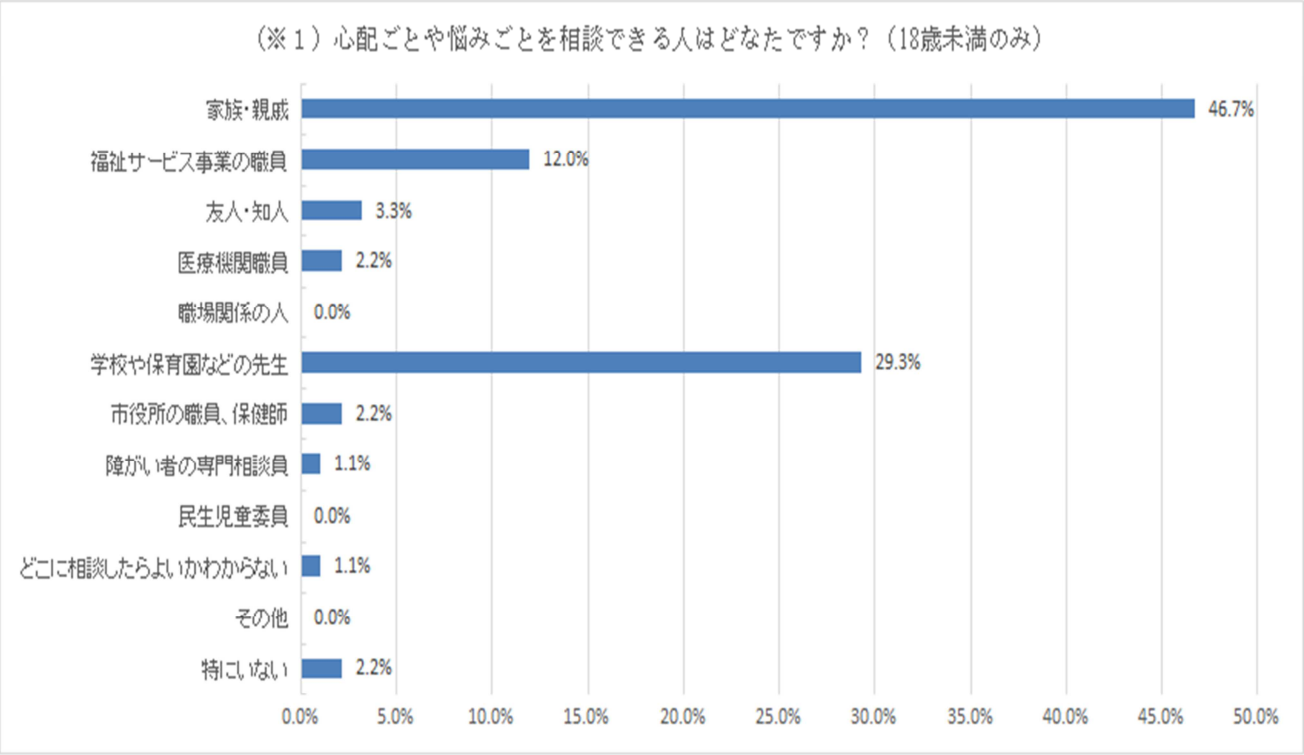

（※1）　18 歳未満の障がい児の保護者回答

【施策の方向】

１．早期発見、早期支援の充実

(1) 乳幼児健康診査及び、５歳児発達相談会等の事業をより一層充実させ、早期発見、早期療育、疾病の予防に努めます。

(2) 保健師等による乳幼児家庭訪問等を通じて、発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。

(3) 育児相談、言語相談、発達相談、健康相談等の場を提供し、早期支援につなげます。

２．切れ目のない支援の推進

(1) 保育、教育、労働等の背景を保健と福祉が支えることで、安心した支援環境を構築します。

(2) 幼児期の個別支援計画から、学童期の個別の教育指導、支援計画を経てその後の関係機関につなぐ為の支援情報が適切かつ継続的に引き継がれる体制整備に努めます。

(3) サポートブックの周知と作成の推進をします。

(4) 義務教育終了後の支援体制構築について検討を深めながら、教育機関や労働機関、上小圏域障害者総合支援センター等と連携しつつ、一人ひとりの状況に応じた支援の推進に努めます。

＊1 サポートブック
お子さんの特性や関わり方など様々な支援情報切れ目なく支援関係者に提供することを目的とした冊子

下記 URL に掲載されています
https://www.city.tomi.nagano.jp/category/syougaisya/150471.html

第３節　多様な障がいへの支援

【現状と課題】

発達障がいについては、理解を深めるための継続的な取り組みが必要とされています。

強度行動障がい[*1]については、行動障がいの発生する要因等についての分析や、専門的助言、支援が必要であり、同時に介護をする家族を支える支援も重要です。

高次脳機能障がい[*2]については、本人や家族の障がいに対する理解不足や、他の疾病・障がいと混在することにより、支援が複雑化する傾向にあります。

重症心身障がい[*3]については、家族負担の軽減をしつつ、受け入れ先を確保する必要があります。

医療的ケア児[*4]については、日常的に医療が必要な児童が増加傾向にあり、地域移行の仕組みづくりが課題となっています。

これらのような障がいがあっても、その状況や特性に応じて一人ひとりが安心して地域で暮らせるような支援体制の構築が必要となっています。

【施策の方向】

１．発達障がい等に対する支援の充実

(1) 発達障がいの支援について、各関係機関との連携により、充実した支援が行き届くよう努め、研修等により、継続的に理解を深める取り組みを行います。

(2) 強度行動障がいに対する支援方法と家族支援について、医療機関、特別支援学校の自立活動担当教員[*5]、上小圏域障害者総合支援センター等と連携し、専門的な支援を行います。

(3) 高次脳機能障がいの理解啓発に努め、適切なリハビリテーションや相談につなげられるよう努めます。

(4) 重症心身障がいの方とその家族が地域で安心して暮らすための適切なサービスを整えます。

２．医療的ケア児の支援体制の充実

(1) 地域移行を見据え、入院時から包括的なチーム作りを行うことで、家族の孤立を防ぎ、安心した在宅生活が送れるよう支援します。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター[*6]を中心に、保健・医療・福祉・保育・教育等の多職種連携を図ります。

(3) 訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護、居宅訪問型児童発達支援[*7]等の訪問系のサービスに加え、安心して預けられる通所系サービス事業所の確保に努めます。

(4) 東御市医療的ケア児支援体制会議において、関係各機関とともに、市内医療的ケア児の実態把握と課題及び情報共有、地域移行等について議論します。

＊1 強度行動障がい
自傷や他害、飛び出し等の危険を伴う行動が著しく高い頻度で起こる為、特別に配慮された支援が必要となっている状態。
＊2 高次脳機能障がい
怪我や病気等により脳に損傷を負ったことにより、認知機能に障がいが出ている状態。
＊3 重症心身障がい
重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態。
＊4 医療的ケア児
日常生活を送る上で人工呼吸器等の何らかの医療行為が必要な状態にある児童。
＊5 自立活動担当教員
特別支援学校において、自立活動（障がいによる困難を主目的に改善・克服する為に必要な知識、技能等を養う領域）を推進する教員。
＊6 医療的ケア児等コーディネーター
医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援の為の地域づくりを推進する役割を担うもの。
＊7 居宅訪問型児童発達支援
重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するもの。

第４節　地域生活への移行支援

【現状と課題】

施設や病院に入院している障がい者が安心して地域での生活に移行し、地域での生活を継続するために、その生活を支える体制作りが求められています。

障がい者が施設や病院から地域移行を行うためには、地域へ送り出す施設や病院の取り組みと受け入れる地域の取り組みの両面からの支援が必要であり、地域の取り組みとしては、在宅サービスの充実や住環境等の社会資源の整備が重要となります。また、障がい者本人の意思や希望、自己選択が尊重される支援の仕組みを作るため、医療機関や相談支援事業所等と連携し、相談支援体制を強化する必要があります。

近年、特に精神障がい者数が増加傾向にあり、入院している精神障がい者の地域移行を進めるためには、入院している病院において早期の退院に向けた取り組みや、退院後の地域生活を支える医療的支援の取り組みが行われることが不可欠です。また、障がい者に対する差別や偏見が解消されるように、障がいに対する理解を深め、障がい者に対する誤った認識を取り除くために、啓発活動等の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

１．地域移行の推進

(1) 障がい者が不安なく施設や病院から地域生活に移行できるよう、また可能な限り地域で安心した生活が続けられるように、住居の確保や新生活の準備等についての地域移行支援の充実を図ります。

(2) 地域移行支援及び地域定着支援の充実を図るため、指定一般相談支援事業所の整備を促進します。

(3) 医療機関や各関係機関との連携を密にし、地域生活を支える医療的支援体制の構築に努めます。

(4) 家族及び地域住民の障がいに対する理解を深めるために、講演会や学習会など、啓発活動を実施します。

２．住まいの場の確保

(1) 障がい者の地域における住まいの場であるグループホームの整備の促進に努めます。また、サテライト型グループホームの設置について拡充を図ります。

(2) 地域生活への移行や住み慣れた地域での生活の継続に対する不安を解消するため、グループホーム等の入所体験を通じて、利用を促進します。

(3) グループホームの入居者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市民税を課税されている場合を除く）に対しグループホームの家賃の補助を行います。

(4) 公営住宅への入居に関する制度（減免制度、優先入居制度）の周知を図ります。

(5) 一般住宅への入居を希望する人に対して、まいさぽ東御と連携を図りながら、長野県社会福祉協議会の事業である「長野県あんしん創造ねっと入居保証事業」の周知・利用促進を図ります。

第５節　地域包括ケアシステムの充実（新設）

【現状と課題】

近年、高齢化が急速に進む中、65 歳になり介護保険サービスへ移行する障がい者が増加傾向です。団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を見据えて、国は 2012 年より障がいの有る無しに関わらず、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように地域の包括的な支援・サービスの提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築の充実を図っています。また、障がいの分野の中で立ち遅れていた精神保健医療福祉において「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を元に、2017 年には精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように医療・障がい福祉・介護・住まい・就労・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」も新たな政策理念として明確にしました。

「現在悩んでいる事や相談したい事」（アンケート結果※1）では「高齢になったときのこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が全体でも高い割合を占めており、将来に対する不安がうかがえる結果となりました。また、「地域で生活するために必要なもの」（アンケート結果※2）では「相談支援の充実」や「サービスの充実」を求めている結果となり、また、障がい者団体・障がい福祉サービス事業所からは、「緊急時に障がい者本人が安心して宿泊できる場所を整えて欲しい」「高齢障がい者の住まいの確保と支援体制の充実が必要」という意見がありました。

急速な高齢化社会の到来により、介護従事者の確保など社会構造の課題が顕著になるなかで、地域における高齢者となった障がい者の課題は複雑化・複合化しています。障がいや高齢者等の分野にとらわれずに、一体的な支援を行う体制の整備が必要となっています。

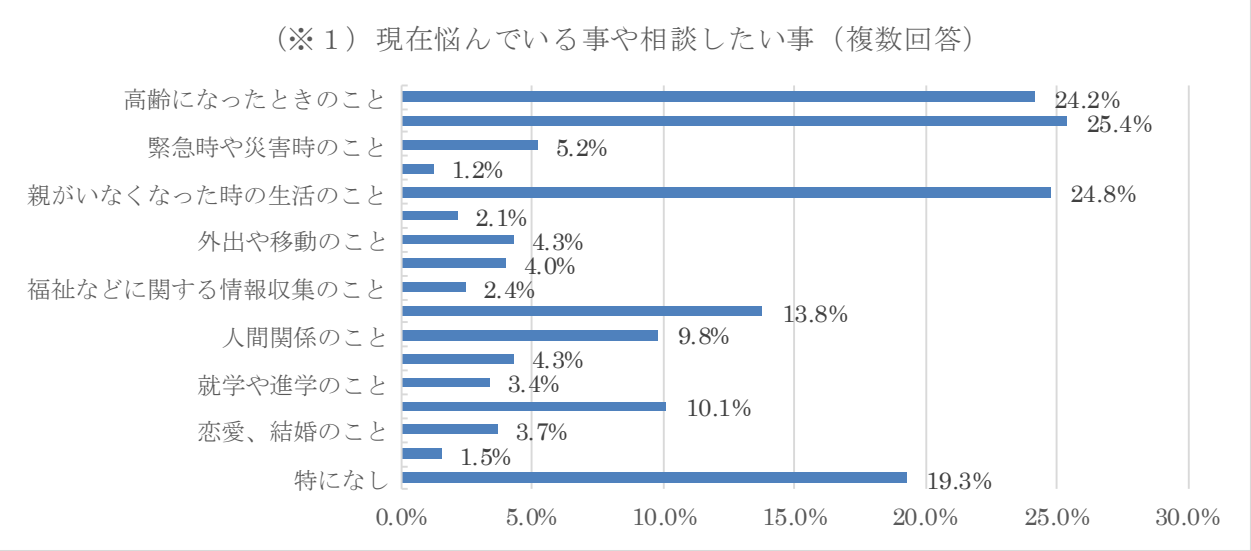

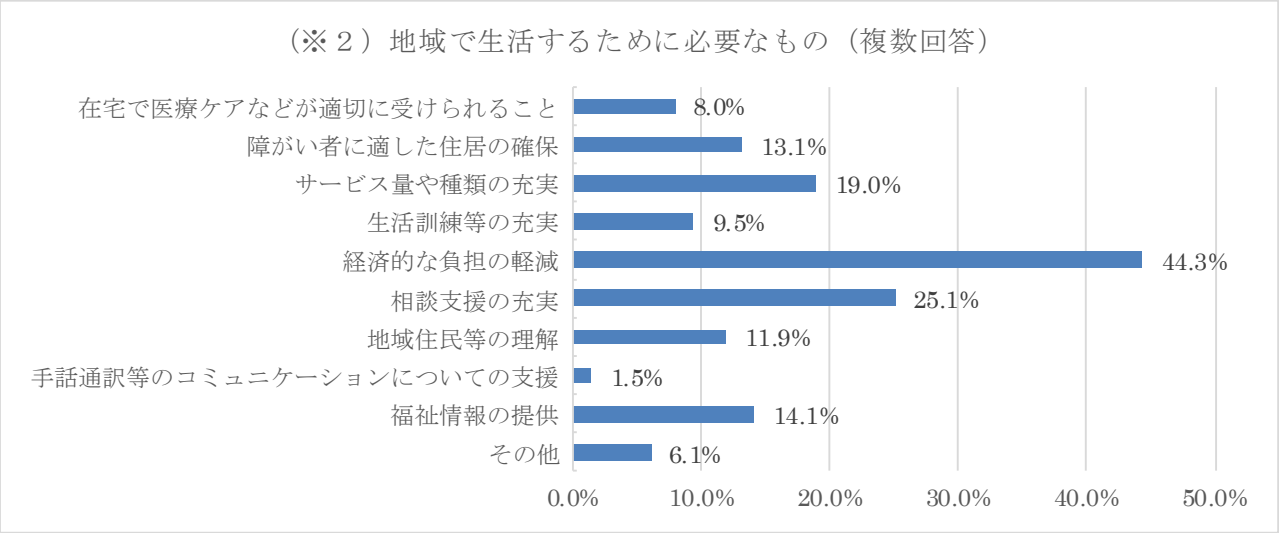

（※1）～（※2）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．包括的な支援体制の整備

(1) ６５歳を迎える障がい者が、障がい福祉サービスから介護保険サービスへ適切に移行できるよう、地域包括支援センターや各関係機関との連携強化を図ります。

(2) 障がい者を支える家族の支援者がいなくなったり、介護保険サービスへ移行したり、また、災害等の緊急時に支援者や周囲の人に障がいの状況や対応方法等を知ってもらう必要から、より適切な支援が受けられるよう成人版のサポートブックの作成を支援します。

(3) 障がいの程度・状態に合わせた意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者本人が自らの選択・決定に基づき、相談支援等を受けられるよう支援体制の整備に取り組むとともに、相談内容が障がい、高齢、子育て等多岐にわたる場合においては、適切な支援につなぐことができるよう、相談支援体制の一元化を図ります。

(4) 障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、相談、体験の機会の提供、緊急時の受け入れ等を行うため、市内事業所や上小圏域内の事業所と連携し、体制づくりに努めます。

(5) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置し、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように支援体制の構築を図ります。

２．地域生活を支えるサービス等の充実

(1) 障がい者が地域移行し、安心・安全に生活するためには、障がい者のニーズに応じたホームヘルプサービス等の居宅サービスが、必要な時にいつでも利用できるよう、居宅サービスの質的、量的確保と体制整備に努めます。

(2) 障がい者が安心して過ごせる日中の居場所の提供と、様々な活動やプログラムを通して、障がい者の社会復帰や社会参加、障がい者同士や地域との交流を図るために、地域活動支援センター事業の充実に努めます。

(3) 地域生活へ移行した障がい者や独居の障がい者が、地域で安心して生活が継続できるように、夜間を含む緊急時の連絡、相談等のサポートを行う地域定着支援の周知・利用促進を図ります。

(4) 定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う自立生活援助について周知・利用促進を図ります。

(5) 緊急時において迅速・確実に対応できるよう、地域生活支援拠点等の支援において、相談支援体制、緊急児の受け入れ・対応、体験の機会の提供等の充実を図り、実態について検証及び検討を行います。

第４章　安心して生活するために

第１節　福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供義務が実施されたこと及び障害者雇用促進法に基づく法定雇用率制度において対象障害者に精神障害者が加わり、法定雇用率も引き上げられたことで障がい者の方も安心・安全に過ごせるまちづくりが全国的に進んでいます。

一般市民向けのアンケートで行いました「『障がい』に関することで関心のある物事について」（アンケート結果※1)によると、災害等の緊急時の体制や障がい者の住みやすいまちづくりについて関心が高くなっております。これについては、災害時の体制やまちのバリアフリー化は「障がい」の有無に関わらず、市民全体が関心が高くなっていると考えられます。

「障がいのある人との関わりなどが（過去５年程から現在）あるか」（アンケート結果※2）、「機会があれば、関わりたいか」（アンケート結果※3)から、関わりの無い方は全体の約４割程度となりました。しかし、今まで障がい者・児との関わりがなかった方の中でも８割の方が「機会があれば関わりたい」という前向きな考えを持っています。

また、「障がいに対する理解を深めるためには何が必要か」（アンケート結果※4)からは、「福祉教育の推進」が最も多く、幼少期からの教育により障がいへの理解を深めることも大切ですが、「ボランティア育成」及び「講演会」の意見も約４割の方が回答していることから、子供大人関わらず障がいについて勉強する機会を提供することで多くの市民に障がいへの理解の促進を図れると考えます。

近年、障がい者に関係する法令に変化が生じており、今後の私たちの生活にも様々な環境変化が起こることが予想できます。その中で、障がい者や高齢者も安心・安全に過ごせる福祉のまちづくりが行えるように、市及び事業者、市民が一体となれるよう情報提供や啓発に努めていきます。

（※１）「障がい」に関することで関心のある物事について

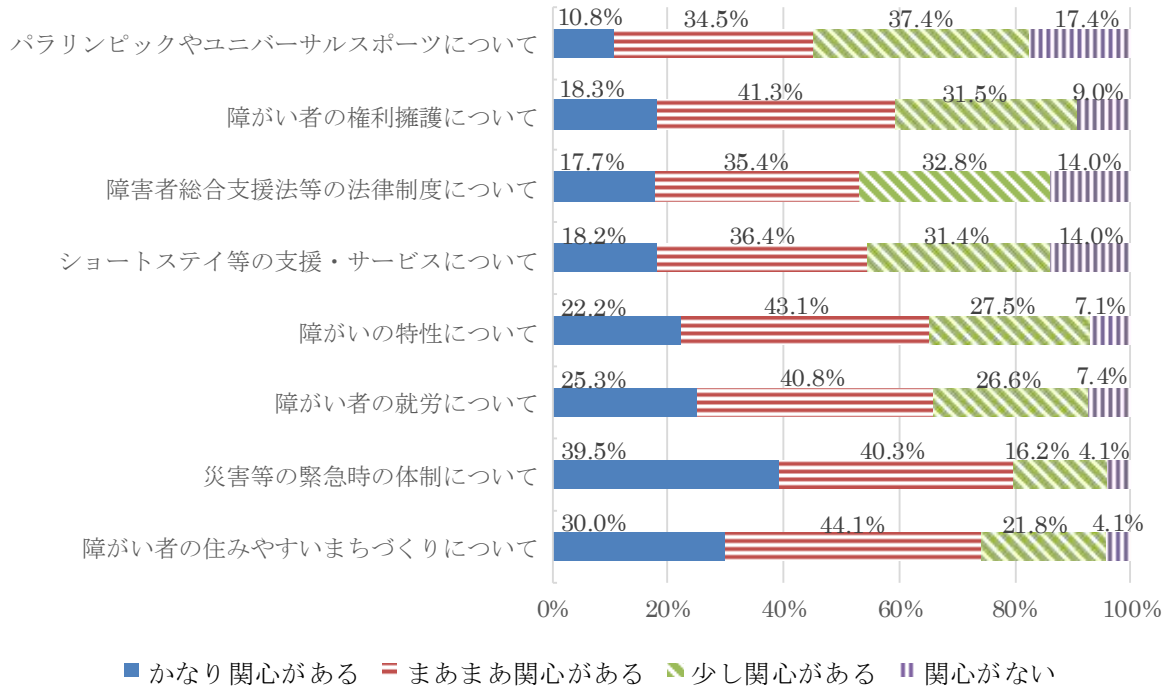

（※２）障がいのある人との関わりなどが
（過去5年程から現在）あるか（複数回答）

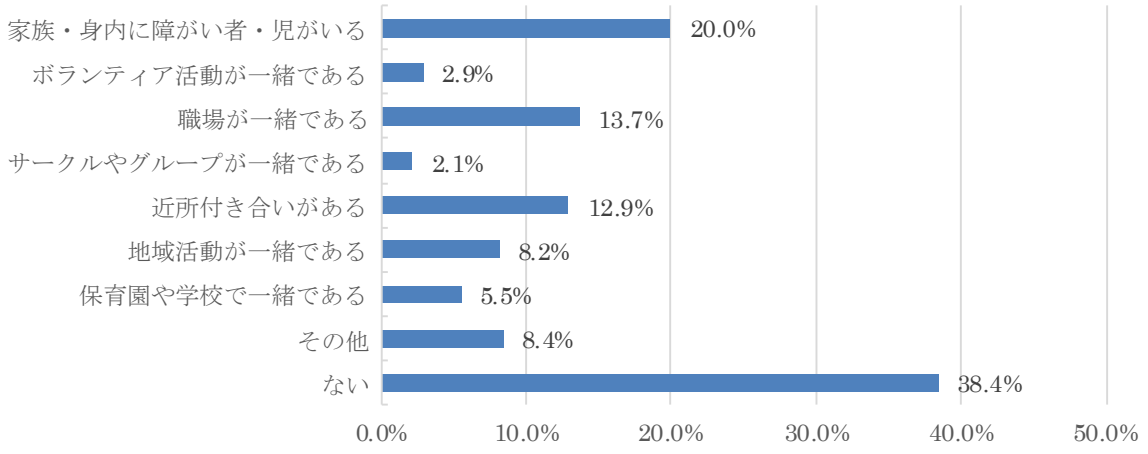

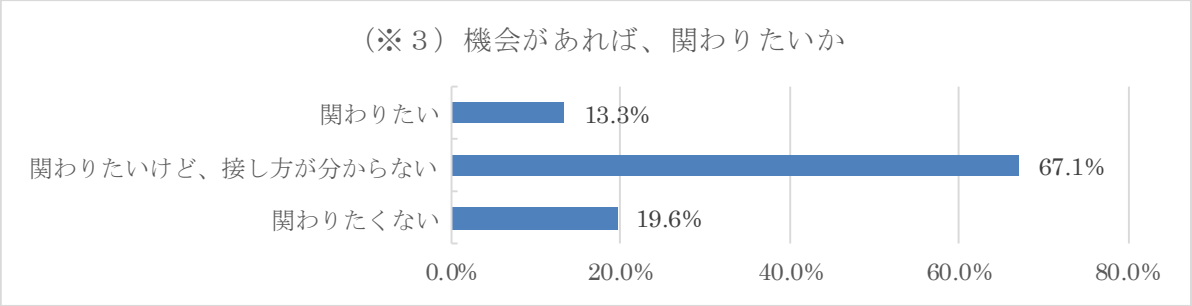

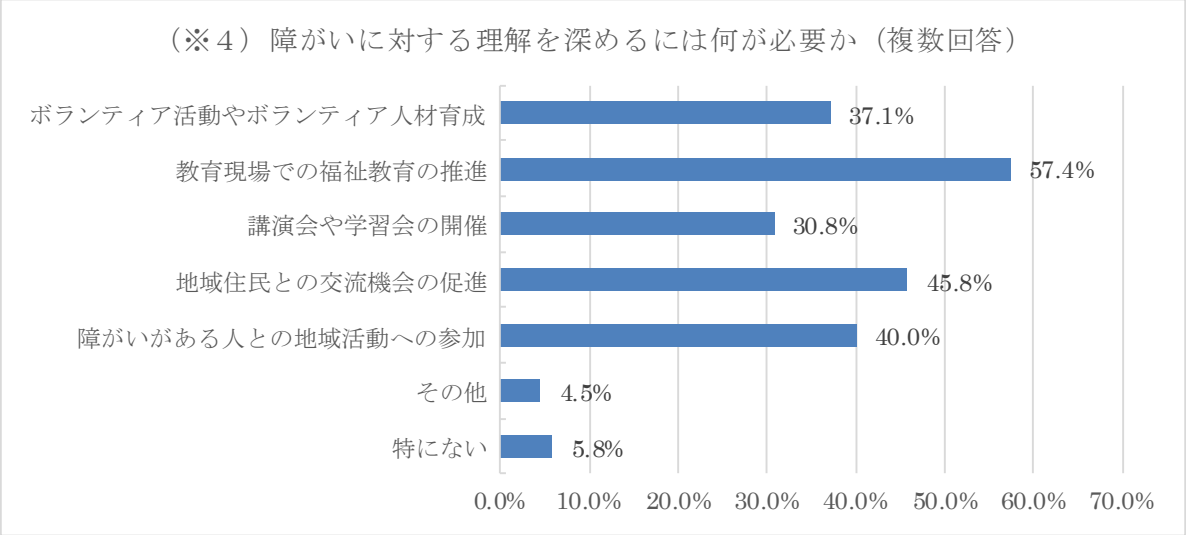

（※1）～（※4）　Ｒ２市民向けアンケート

【施策の方向】

１．人にやさしい福祉のまちづくりの推進

(1)　福祉のまちづくりを推進するために庁内の連携を深め、上小圏域障害者自立支援協議会を中心とする施策と連携しながら、福祉のための制度やサービスの開発や改善等を推進し、地域で支えあう体制を整備します。

(2)　障がい者に配慮し、人にやさしいまちづくりを推進するために、「長野あいサポート運動」等を利用しながら事業者や市民に対して障がい者への合理的配慮の普及啓発を図ります。

(3)　地域において、福祉のまちづくりを推進するために活動している団体や、当事者の方に対し、情報提供等の支援をします。

(4)　「ヘルプマーク」や「信州パーキング・パーミット制度」の普及とともに目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくりを努めます。

(5)　市民と行政による協働のまちづくりを基本方針とした、地域福祉計画に基づき、地域住民による相互支援の推進を図ります。

(6)　地域の中での身近な相談者であり、専門機関へのつなぎ役である民生児童委員との連携を深め、一体となった地域福祉活動を推進します。

２．ボランティア活動の推進

(1) すべての市民の積極的な参加のもと、思いやりの心を育むとともにボランティア活動やボランティア人材育成等を行い、障がい者に対する理解を深めるための活動を積極的に進めます。

(2) 社会福祉協議会の活動を支援します。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等を通じて障がいのある方の交流の機会及び地域活動への参加の機会を周知していきます。

(3) 障がい者を支えるボランティア活動に対し、情報提供等必要な支援を行います。

(4) 社会福祉協議会等、関係機関と連携し、障がい者を支えるボランティア養成講座や学習会を開催し、ボランティアの人材確保に努めます。

(5) 地域のボランティア活動推進のための「福祉の森ふれあいフェスティバル」等の活動を支援します。

３．福祉人材の養成確保

(1) 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等の有資格者の確保し、必要時に専門的意見や協力を得られるよう努めます。

(2) 地域福祉推進の重要な担い手である民生児童委員と連携し、各種研修への参加の促しや情報提供などを行い、連携体制を維持していきます。

第２節　生活環境基盤整備の推進

【現状と課題】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向け「心のバリアフリー化」と「ユニバーサルデザイン化」が大きな２つの柱として位置づけられ、推し進められました。市でも、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めており、公共施設等では一定の整備が図られてきていますが、「公共施設や建物で不便を感じたことは」（アンケート結果※1）では建物で不便を感じたことが「ある」と答えた方は前回調査時より減りましたが、３割の方が回答されています。「どのように不便だったか」（アンケート結果※2）については、「玄関や建物の中の段差」、「障がい者用トイレがない」といった意見が多く、「歩道の整備（雑草の除去）」や建物が分散していることで、移動すること、また、建物内の段差に不便を感じられている意見がありました。このことから、公共施設や建物のバリアフリー化を推進するだけでなく、市道の歩道のも利便性を考慮した環境整備が必要であります。

一般住宅のバリアフリー化についても、引き続き各種の助成制度や融資制度等の周知により、今後とも生活環境の改善を推進していく必要があります。

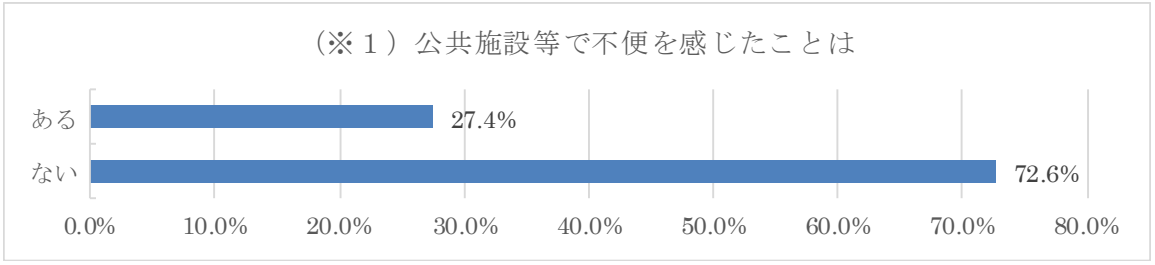

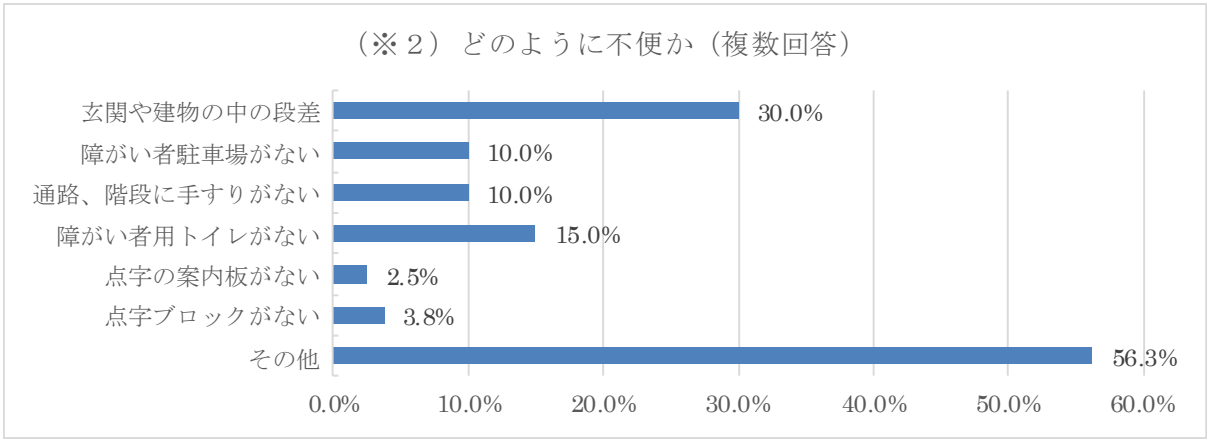

（※1）～（※2）　Ｒ２障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．公共施設等の整備

(1) 公共施設等のバリアフリーを推進するための施設整備等の計画策定にあたり、障がい者も参画いただき、意見や提言をいただくことで、障がい者に配慮した整備がされるようにしていきます。
また、既存施設については、障がいのある方でも利用しやすいエレベーターの場所や段差の少ない移動経路を案内表示にしてまいります。

(2) 市営住宅の建設や改修整備については、床の段差解消や開き戸から引き戸への変更、手すりの設置等のバリアフリー化など、障がい者に配慮した整備を推進します。

２．住環境の整備

(1) 障がい者の居住環境を改善するため、居室やトイレ、浴室、階段等の整備に対して助言を行い、その改修費用について助成を行います。

(2) 民間の建築物については、障がい者の利用に配慮したスロープや自動ドア、トイレ、エレベーターなどの整備を促進し、啓発等を行います。

３．道路環境の整備

(1) 障がい者が活動範囲を広げられるよう道路環境整備の充実を図ります。

(2) 車いすですれ違いのできる幅の広い歩道の整備や歩道の段差切り下げを進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックや交差点の音響信号機等の整備を推進します。

(3) 歩道等道路環境の維持のため、雑草除去等の道路パトロールの充実を図ります。

(4) 障がい者が安全に運転できるよう、見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの整備を推進します。

第３節　保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、自らが健康の保持に努め、健康増進を図ることに加えて、身近な地域に適切な医療・リハビリテーション体制が整っていることが重要です。医療費助成制度を活用しつつ、適切な医療が受けられる環境が大切です。

市では、疾病予防と健康寿命の延伸を図るため、各種検（健）診、健康相談、健康づくり教室等を実施しています。また、在宅の重度心身障がい者（児）への訪問歯科健診の調整を行い、在宅医療の充実を図っています。

自立した生活の支援と社会復帰、社会参加の促進のための医学的リハビリテーション※1と社会的リハビリテーション※2を共に充実させる必要があることから、適切なリハビリについての情報を医療と連携しながら提供し、活用を促しています。

福祉医療制度については、県費対象者に加え、幅広く障がいのある方を対象とした市独自の給付を行っており、自立支援医療制度※3（精神通院）についても、市国民健康保険加入者については、自己負担額の免除を継続して実施しています。

さらに、難病患者とその家族に対しては、障がいや疾病の状態、家族の支援状況等を踏まえ、適切な相談支援が受けられるような支援が必要であり、市では、難病患者とその家族への相談支援を行い、必要なサービスについての情報提供等に努めています。特定疾患等通院費についても助成しています。

「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果※1）から、「自分の健康や医療のこと」についての回答が多くありました。このことから、将来の自身の健康面について不安を抱かれている方が多いことから、地域保健医療サービスの充実を図る必要性があります。

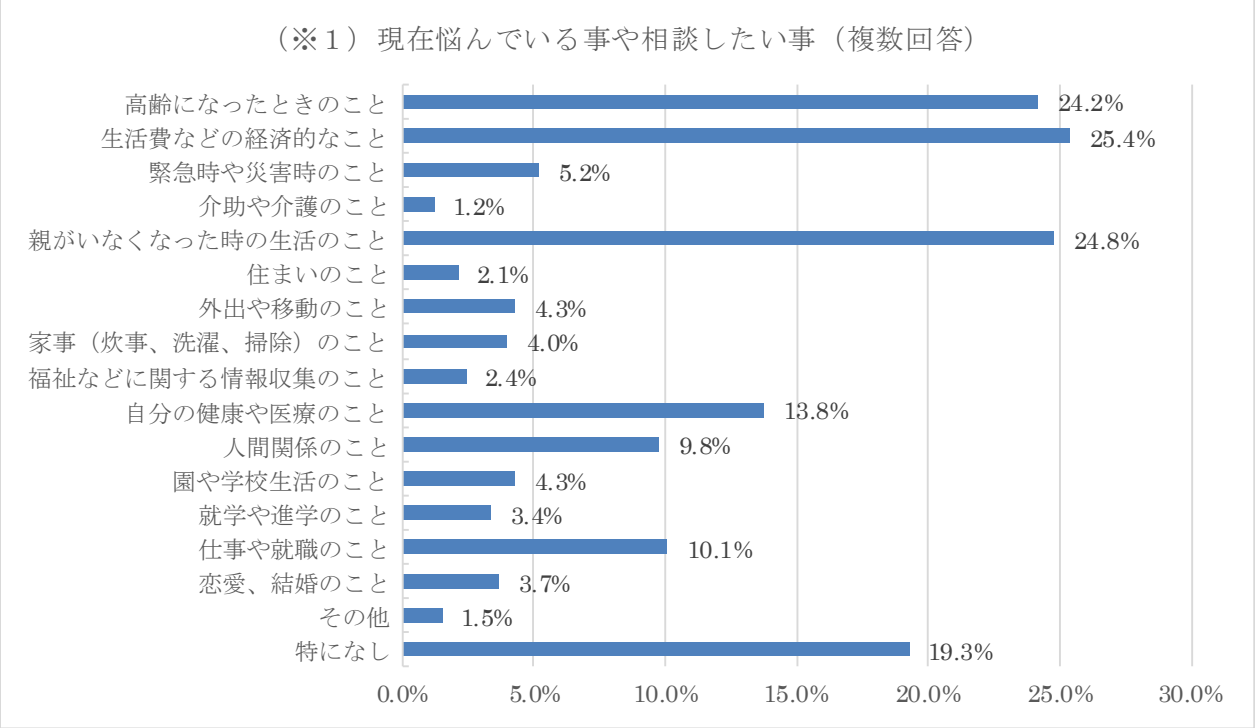

（※1）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．健康づくりの推進

(1)　各種検（健）診や健康相談を充実させ、心身の健康増進に努めます。

(2)　健康づくり計画「健康とうみ 21」を推進し、生活習慣を改善して生活習慣病の予防に努めます。

(3)　障がい者とその家族に対し、食生活に関する相談や家庭訪問等による栄養指導を行います。

(4)　在宅重度心身障がい者（児）の方への訪問歯科健診を実施します。

２．社会的リハビリテーションの充実

(1)　長野県立総合リハビリテーションセンターにおいて、医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション※4、社会的リハビリテーションを含む総合的なリハビリテーションが受けられるよう、利用促進に努めます。

(2)　精神保健福祉センターや保健福祉事務所等と連携し、精神障がい者の社会復帰促進のための支援を充実させます。

(3)　社会的リハビリテーションを活用し、社会参加の促進に努めます。

３．難病患者に対するの支援の推進

(1) 難病患者とその家族の精神的負担の軽減を図るため、保健福祉事務所や医療機関との連携を強化し、相談支援の充実と適切なサービス（日常生活用具等）の提供に努めます。

(2) 特定疾患等の患者が通院に要する交通費に対しての助成を行います。

４．医療費の自己負担軽減

(1) 市の福祉医療制度においては、障がい者の医療費の自己負担額の軽減を継続します。また、このことについて周知に努めます。

(2) 自立支援医療制度（精神通院）の、市国民健康保険の加入者を対象とした自己負担免除を継続して実施します。

＊1 医学的リハビリテーション
心身機能の能力回復などを目的に病院等の医療機関で行われるもの。
＊2 社会的リハビリテーション
本人の身体的状況や物理的、制度的、心理的バリアを解消していくことにより、社会復帰や参加を目指すものであり、医学的、職業的リハビリテーションの基礎となっている。
＊3 自立支援医療制度
心身の障がいを除去・軽減するための精神通院医療、更生医療、育成医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度をいう。
＊4 職業的リハビリテーション
職業訓練校、地域障害者職業センターなどでの就労を目的とするリハビリテーション。

第４節　防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

近年、大規模な自然災害が各地で発生しており、令和元年度には台風１９号によって東御市に大きな被害をもたらしました。今後は災害時の支援対策がより重要な課題となりました。

視覚障がい者の団体との意見聴取では、障がい者の避難方法や避難所での配慮等災害時の体制整備についての要望があがりました。

「災害時に一人で避難できるか」（アンケート結果※1）「災害時に近所に助けてくれる人がいるか」（アンケート結果※2）「災害時に困ることは」（アンケート結果※3)から、災害等の緊急の場合に多くの障がい者は、一人では避難できず、地域等に支援者がいない障がい者も決して少なくありません。障がい者団体から、「災害等の緊急時は、障がい者対策は忘れられがち」や「迅速に避難できない」「避難場所の設備や生活環境が障がい者に合った対応をしてくれるか不安」などのご意見をいただきました。

市では、防災訓練などを通して防災に対する意識を高める啓発を行っており、また要援護者等を災害から守るための「災害対応マニュアル」及び「要援護者リスト」を作成しています。また、各区で作成している「災害時支えあい台帳」は情報が更新されていないなどの課題や、有事の際の個人情報保護の取り扱いの課題もあります。

また、障がい者を標的とした悪質な訪問販売等により、犯罪等に巻き込まれるという事例も多数発生しています。今後防犯体制の中で障がい者等の支援対策が課題となってきています。

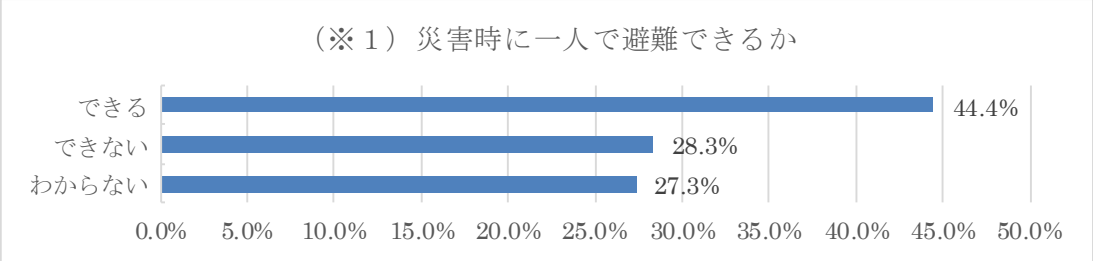

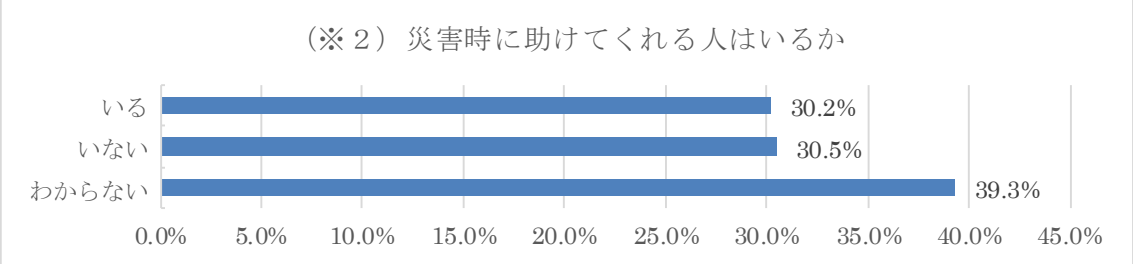

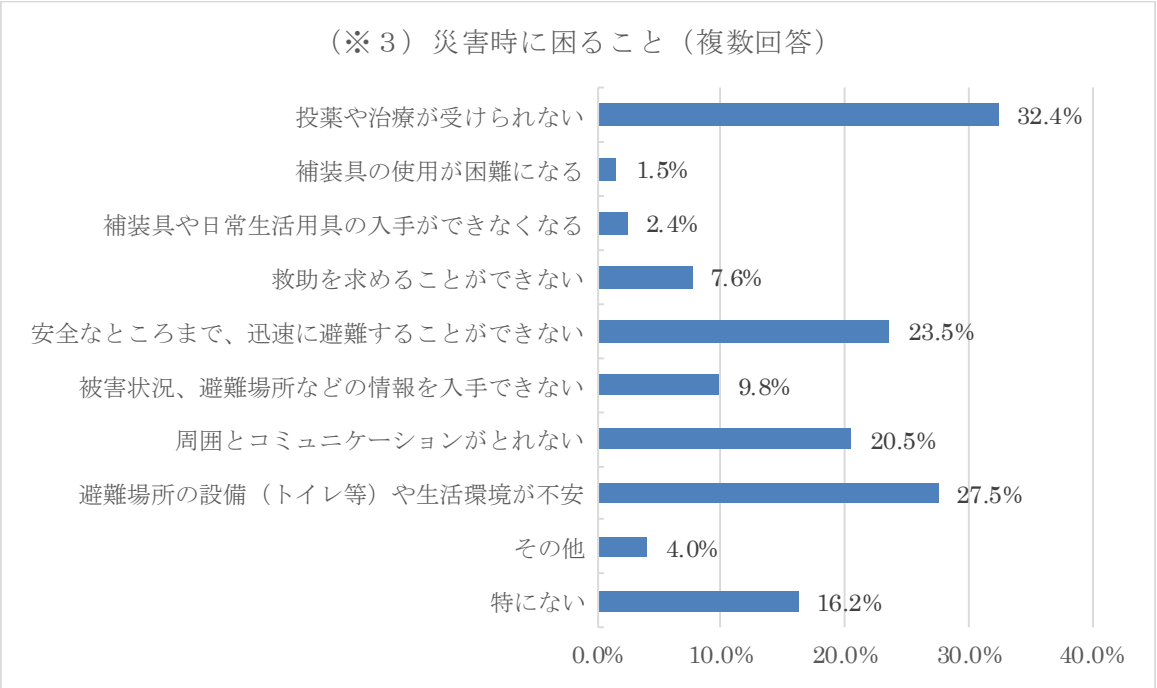

（※1）～（※3）　R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

１．防災対策の推進

(1) 災害対応マニュアルに視覚障がい者や医療的ケアが必要な児童等避難に支援者が必要な障がいのある方たちの名簿を作成し、災害時の迅速な状況把握に努めるとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練などの充実強化を図ります。

(2) 災害等緊急時の際、情報の入手や発信が困難な障がい者に対して、音声や文字による情報伝達体制の整備を推進します。

(3) 聴覚障がい者が災害時に必要な情報を入手できるよう手話通訳者の派遣体制の整備を図ります。

(4) 災害時において福祉避難所を設置して、障がい者を受け入れる体制整備を行います。また、災害マニュアルに視覚障がい者の避難誘導の仕方等各種障がいをお持ちの方への基本的な配慮を記載し、障がい者への配慮の意識を高めます。

(5) 防災訓練を繰り返し実施することにより、災害発生時の対応力強化と防災意識の高揚を図ります。

(6) 各区で立てられる「災害時支えあい台帳」等のシステムづくりを推進します。

２．防犯体制の充実

(1)　　障がい者を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図ります。

(2) 障がい者が消費者被害に遭わないよう市の消費生活相談員と連携し啓発を進めます。

(3) 相談者の立場に立った相談対応や犯罪被害防止のために、県などと協力して啓発を進めます。また、悪質商法等の未然防止に向けた広報活動を推進します。

(4) 市のメール配信サービスを利用しながら、情報提供に努め、防犯意識の高揚に努めます。

第５章　SDGs の取組みについて

第１節　ＳＤＧｓ

１．ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）は、2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。

２．ＳＤＧｓの 17 の目標と自治体行政の関係

ＳＤＧｓの 17 の目標と我が国の自治体行政とどのような関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

	貧困	**【目標１】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓	**【目標２】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。** 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	保健	**【目標３】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。** 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	**【目標４】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。** 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	**【目標５】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）行う。** 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	水・衛生	**【目標６】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。** 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	エネルギー	**【目標７】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。** 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	経済成長と雇用	**【目標８】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

	インフラ、産業化、イノベーション	**【目標９】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。** 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	不平等	**【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。** 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な都市	**【目標 11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。** 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	持続可能な生産と消費	**【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。** 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや３Ｒの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動	**【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。** 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海洋資源	**【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。** 海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸上資源	**【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。** 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和	**【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。** 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	**【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。** 自治体は公的／民間セクター、市民、ＮＧＯ／ＮＰＯなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまにとってのＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

第2節　障がい者計画の施策と関連するSDGsの17の目標の関係

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

施策	関連するSDGsの目標
Ⅰ. 社会的に自立し、自分らしく生きるために	
1 福祉サービスの充実	
2 移動支援対策の推進	
3 生活安定支援施策の充実	
4 雇用と就労支援の強化	
Ⅱ. 人権尊重と社会参加を促進するために	
1 障がいへの理解と権利擁護の推進	
2 コミュニケーション支援の充実	
3 余暇活動の充実	
Ⅲ. 共生社会を実現させるために	
1 療育体制の充実	
2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化	
3 多様な障がいへの支援	
4 地域生活への移行支援	
5 地域包括ケアシステムの充実	
Ⅳ. 安心して生活するために	
1 福祉のまちづくりの推進	
2 生活環境基盤整備の推進	
3 保健・医療サービスの充実	
4 防災・防犯対策の推進	

第３部

第６期東御市障がい福祉計画

第２期東御市障がい児福祉計画

計画期間：令和３年度～令和５年度

序章

第１節　計画の基本理念

（第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画）

国が定めた次の７つの基本理念に準じ、市における障がい者の状況等を踏まえて、その推進を図ります。

１．障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障がい福祉サービス及び障がい児支援等の提供体制の整備を進めます。

２．市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市を実施主体の基本とし、障がい福祉サービスの対象者に必要な情報を提供するとともに、種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施を推進します。

３．入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

４．地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

５．障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供し、さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進します。

６．障がい福祉人材の確保（新規）

将来に渡り安定的に様々な、障がい福祉サービスを提供していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進を含め、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることについて周知・広報に努めます。

７．障がい者の社会参加を支える取組（新規）

障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を実施してまいります。

第１章　第６期障がい福祉計画

アンケート調査から見た課題

65 歳未満の障害者手帳所持者 612 人を対象に、令和 2 年 6 月 15 日～7 月 10 日まで実施したアンケート調査から、次のような課題が得られました。

対象者	障がい福祉サービス利用者	障がい福祉サービス未利用者
送付者数	135 人	477 人
回答数	94 人	180 人
回答率	70%	37%

第１節　在宅における生活を継続するための支援

「現在どのように暮らしているか」（アンケート結果※1）では、サービス利用者、サービス未利用者ともに全体の約 7 割～8 割の方が家族と同居していることがわかりました。「日頃の主な介護者」（アンケート結果※2）から全体の約 8 割の方が父母、祖父母、きょうだい、配偶者等、同居の家族に介助をしてもらっているという結果となりました。また、今後の生活については「どのように暮らしたいか」（アンケート結果※3）から、多くの方が今後も現在の生活の継続や家族との同居を希望していますが、近年、障がい者を支える介護者の高齢化が進んでおり、それに伴って、介護者の健康、緊急時の対応、親がいなくなった時の生活等について不安を抱えている方が多い結果となりました。（アンケート結果※4・※5）

住みなれた地域や家で現在の生活を継続するためには、介護者に代わる支援が提供できる居宅介護等の訪問系サービスが必要不可欠であり、需要も増加していくと考えられることから、訪問系サービス提供体制の整備等が課題です。また、緊急時に備え、受け入れ体制、相談支援体制、体験機会の提供等の体制整備が課題です。

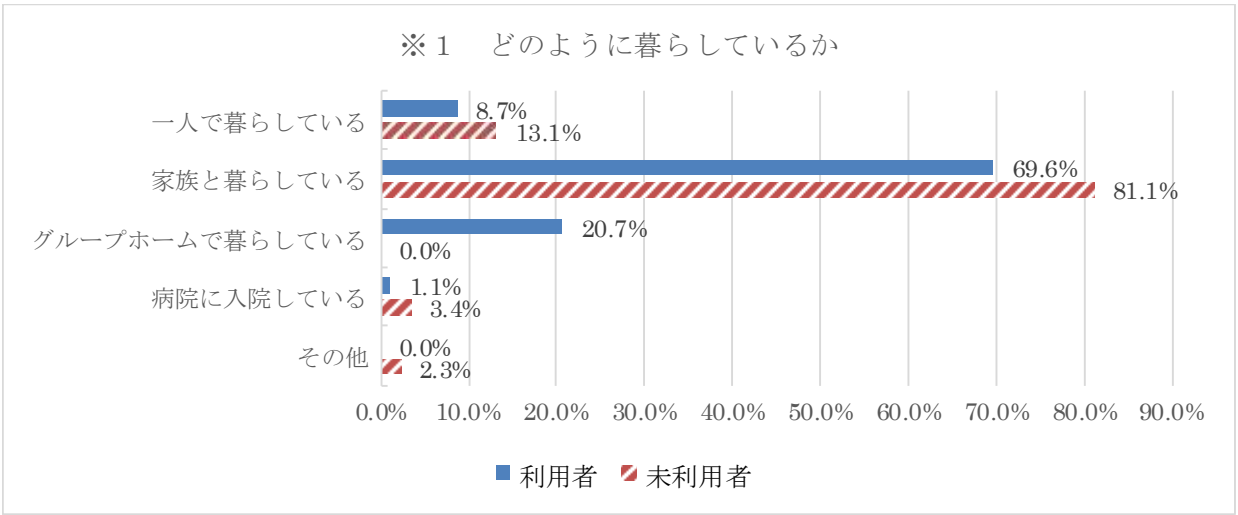

※２　日頃、主に援助・介助・介護者

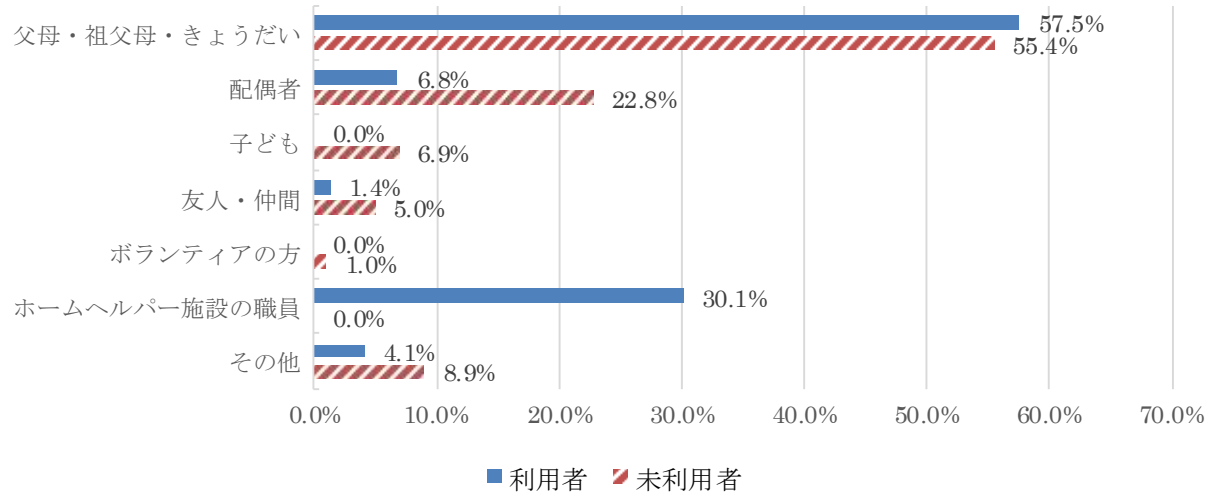

※３　どのように暮らしたいか

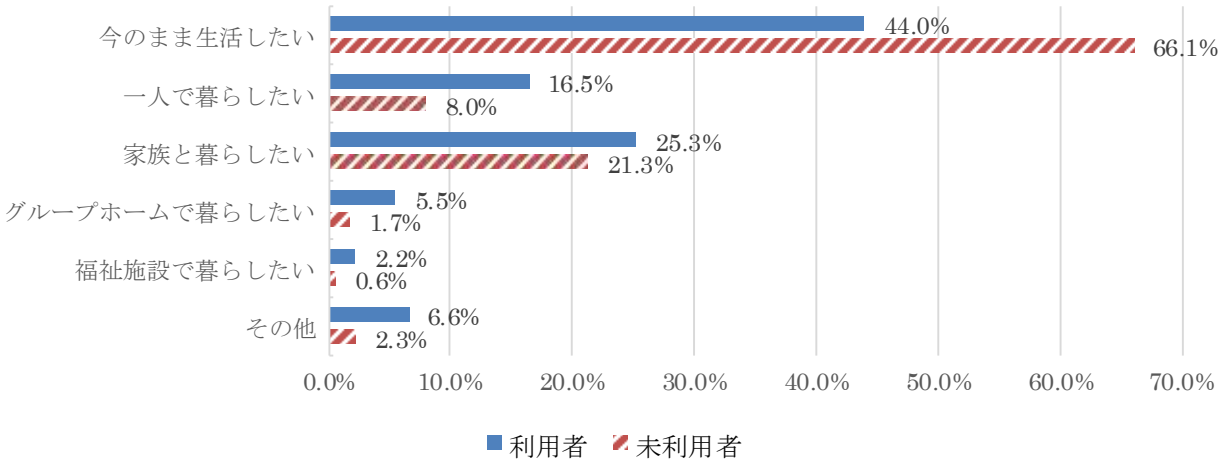

※４　支援について感じること（複数回答）

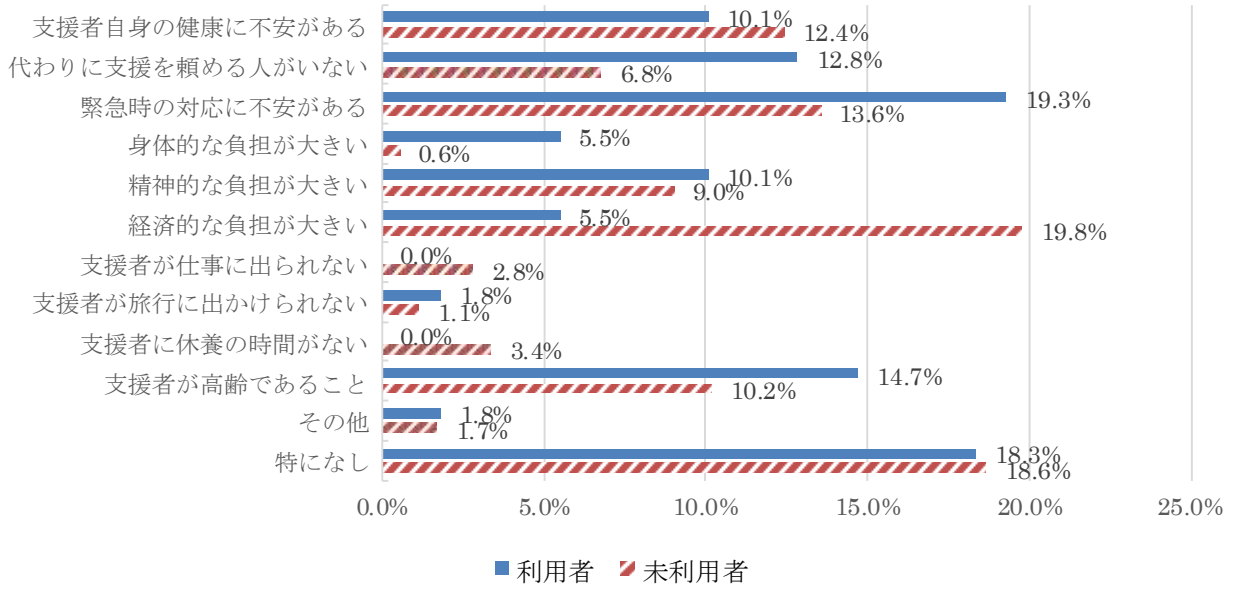

※５　現在悩んでいる事や相談したいこと（複数回答）

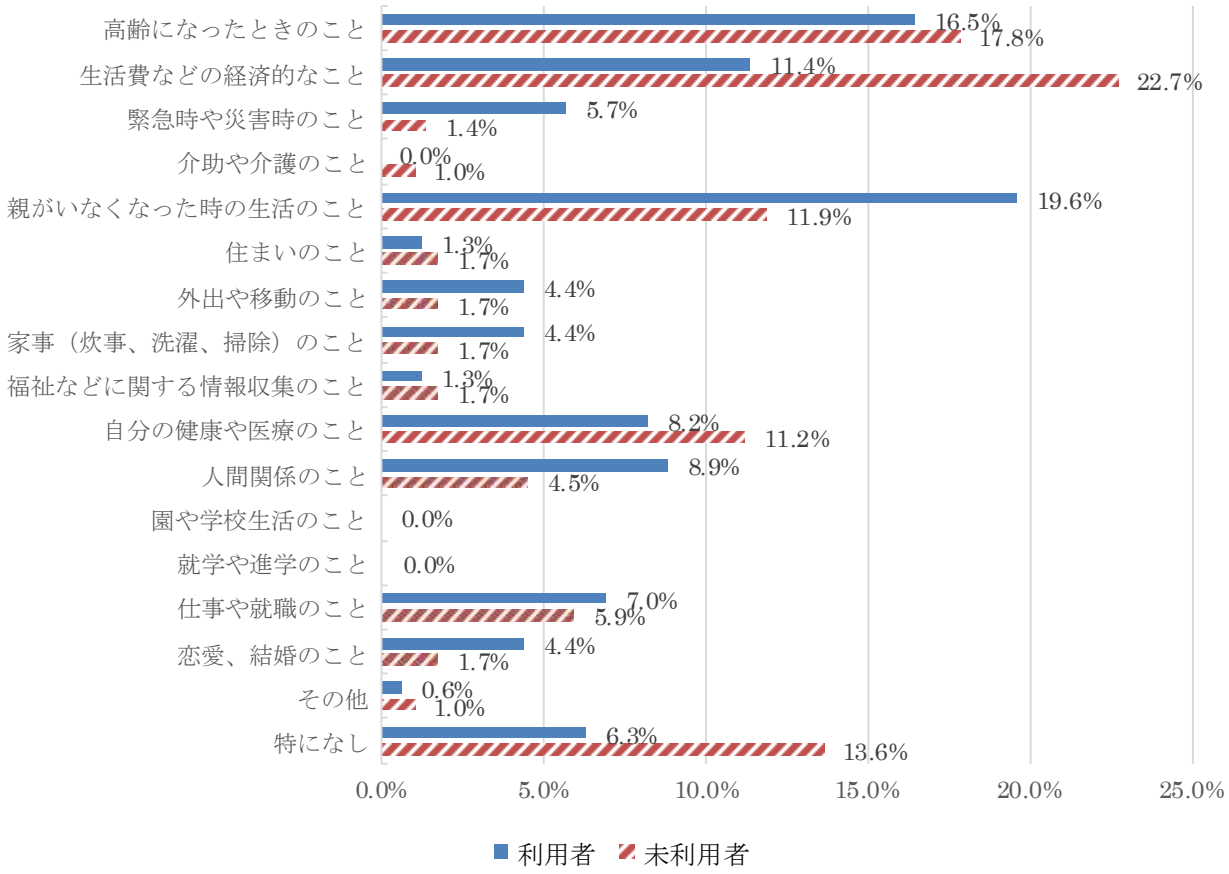

第２節　地域における居場所・活動場所の確保

障がい者の人数は年々増加傾向にあり、また障がいは重複化、多様化しており、それに伴いサービスの利用者や利用量も増加傾向にあります。障がい福祉サービスを利用している方は障害者手帳を所持している方の約 25%という状況で、「サービスを利用していない理由」（アンケート結果※6）では約 3 割の方が利用方法がわからないと回答しています。「サービスを利用する上で困っていること」（アンケート結果※7）ではサービスの内容に関する情報が少ないという回答が上位を占めており、障がい者団体からは「受けられるサービスがわからない」「サービスがあっても使いこなせない」「情報が不足している」との意見をいただきました。障がい福祉サービスを必要としている方に、情報がきちんと行き届いていないということが課題です。

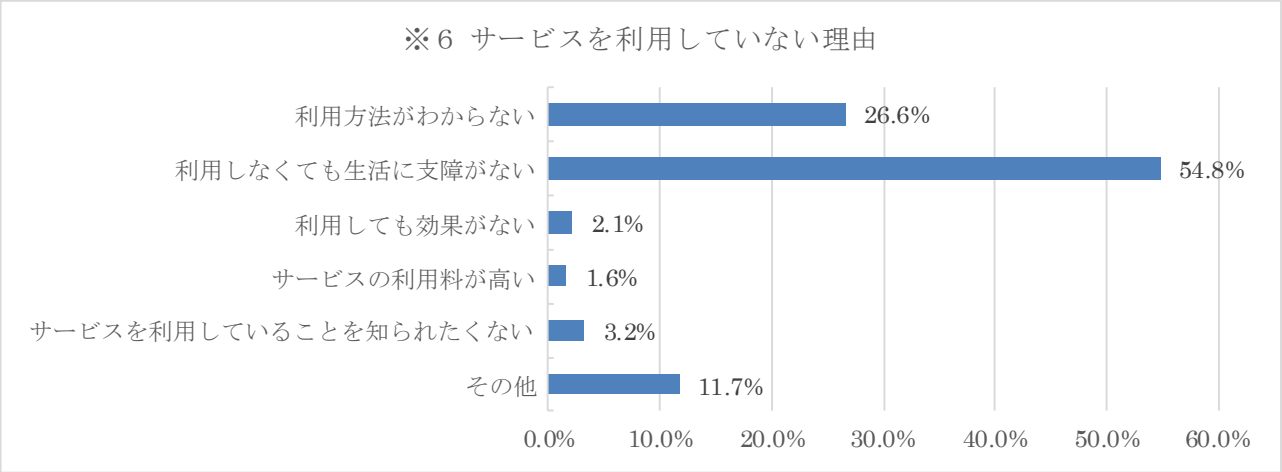

【サービス未利用者のみ回答】

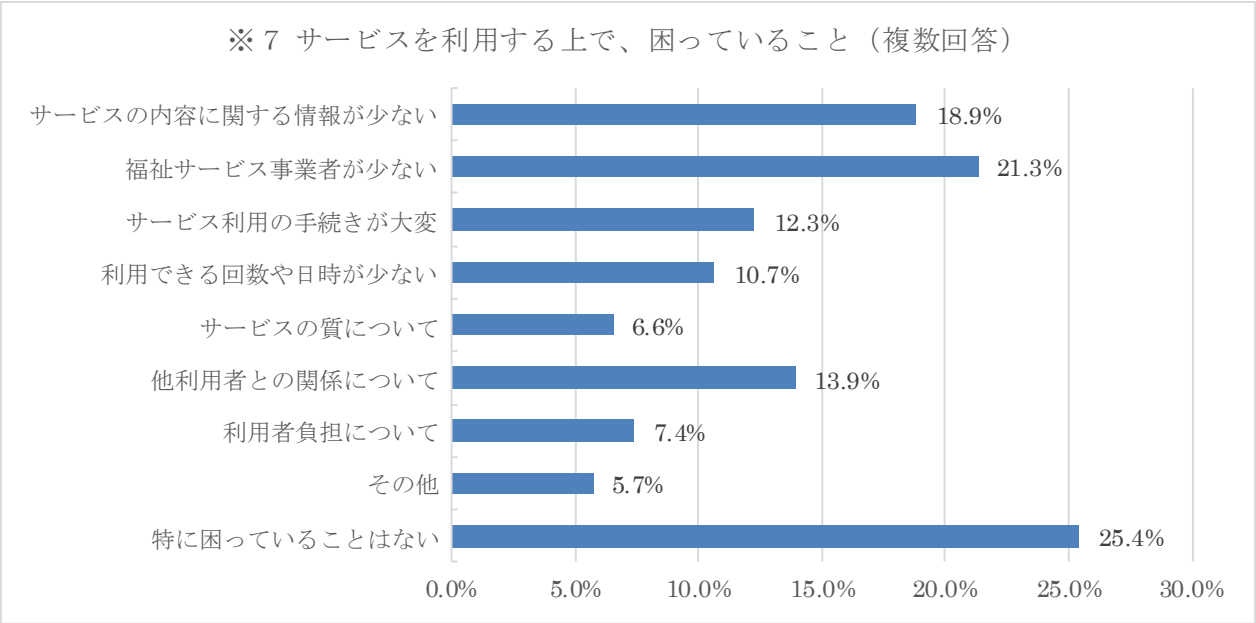

【サービス利用者のみ回答】

第３節　就労支援の充実

サービス利用者のうち「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」（アンケート結果※8）は全体の約９割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」（アンケート結果※6）と回答した方は全体の約６割を占めました。サービス未利用者のうち「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」は全体の約５割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」と回答した方は全体の約５割を占めました。また、「今後利用したいサービス」（アンケート結果※9）については、簡単な仕事ができるサービス、働くための訓練が受けられるサービスと就労関係のサービスの希望が上位を占め、サービス利用者、未利用者ともに就労への意識の高さがうかがえます。

また、「就労支援として何が必要か」（アンケート結果※10）の質問に対してサービス利用者、未利用者ともに「職場内で障がい者の理解があること」「障がいの状況に合わせて働き方が柔軟であること」と回答した方が全体の２割～3 割を占めました。

一般就労や福祉的就労は、生活リズム・社会性の確立、収入を得る事による自信獲得や生きがいづくりなど、大きな役割を果たすことから、充実した支援の提供し、就労機会拡大のための環境整備が必要です。また、企業向けの障がいセミナー等を開催し障がいについての理解を深める取り組みや、同じ職場で長く働き続けられるための定着支援が課題です。

※８　平日の日中をどのように過ごしているか

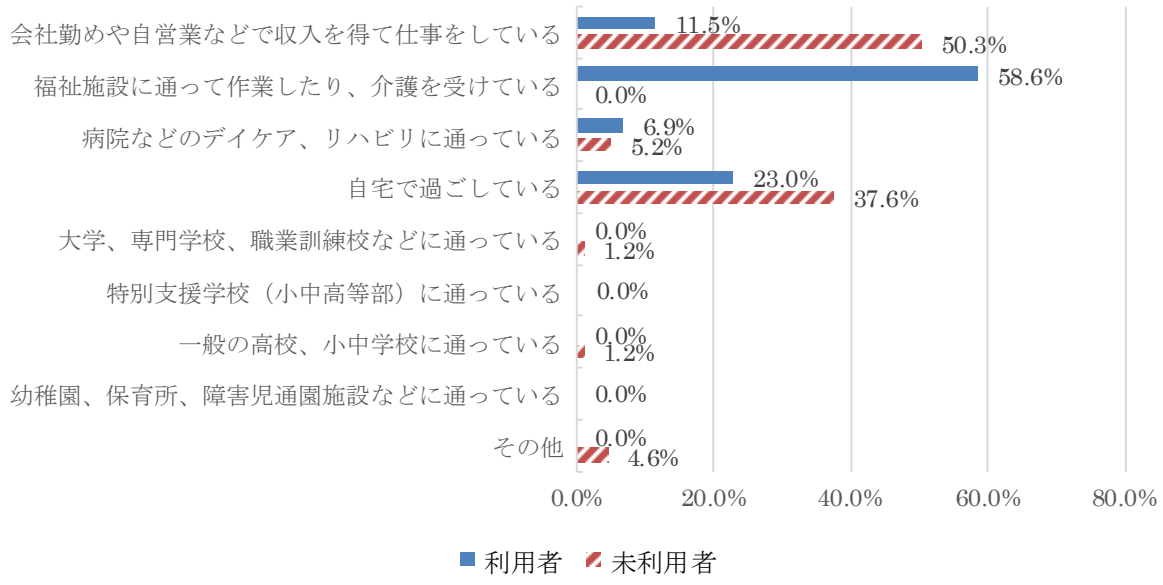

※９　収入を得る仕事をしたいか

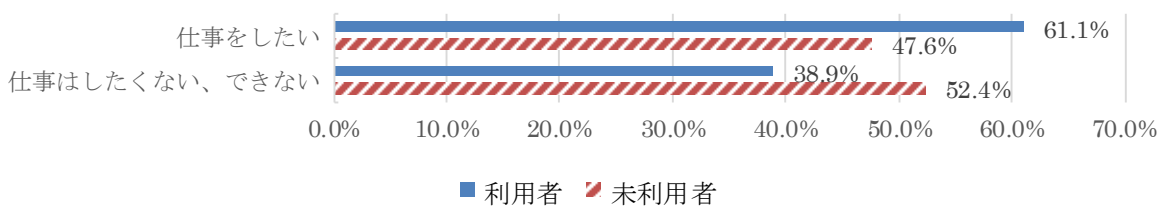

※10 今後利用したいサービス（複数回答）

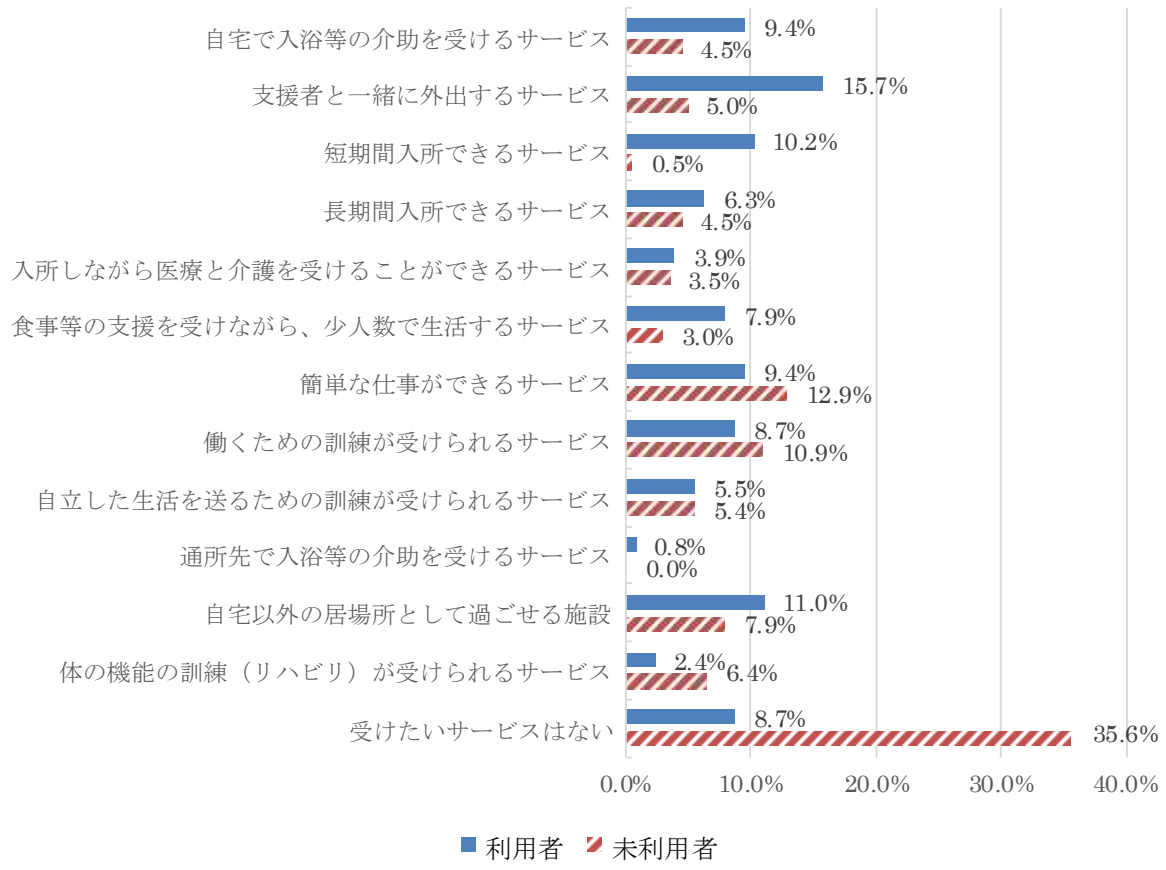

※11　就労支援として何が必要か

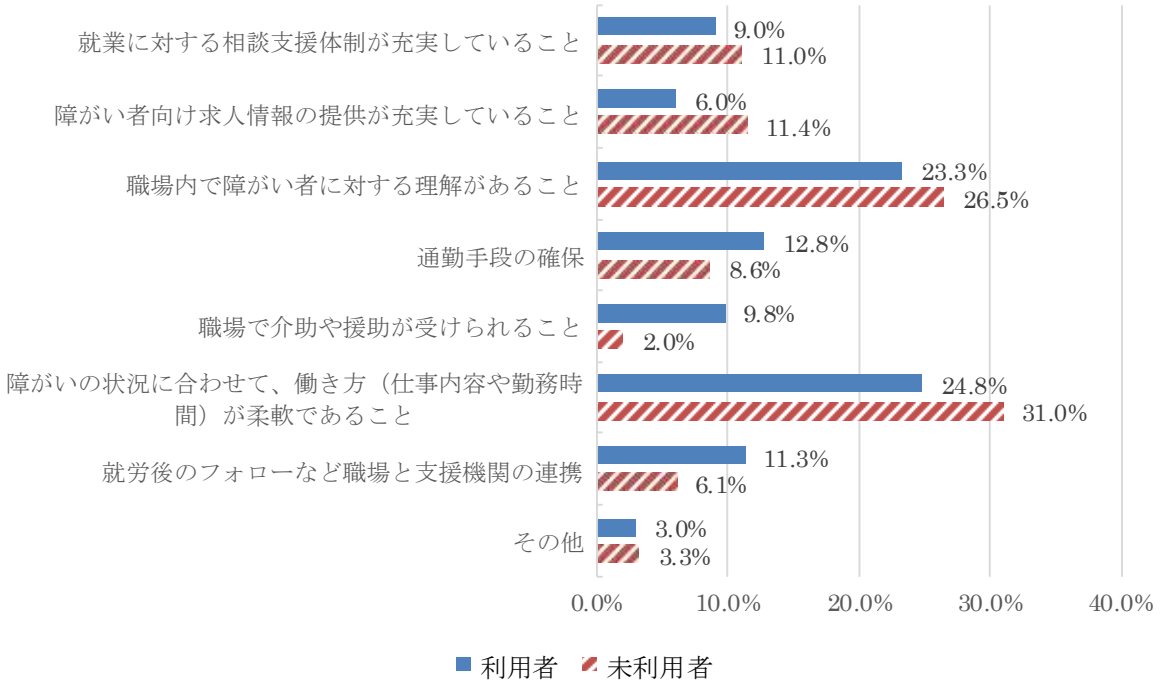

第２章　第６期障がい福祉計画
障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標

第１節　福祉施設の入所者の地域生活への移行

１．第５期計画における目標値と実績

※R2 年度は見込値（以下同様）

項目	H30～R2年度 3ヶ年の目標値	区分	H30年度	R1年度	R2年度
(1)施設入所支援利用者の地域生活への移行者数	累計4人	見込量(人)	1	1	2
		実績(人)	0	0	0

項目	H28年度末の 入所者数	区分	H30年度	R1年度	R2年度
(2)施設入所支援入所者の削減数	36人	利用者見込数	36	36	35
		実績(人)	38	39	36
		削減見込数	0	0	1(減)
		実績(人)	2(増)	3(増)	1(増)

施設入所者の現状は、重度化、高齢化が進み、加齢等による身体機能の低下等により、施設職員による介護量が増加している状況です。日中や夜間の支援体制が充実している入所施設における施設入所支援が求められています。地域移行者は平成 30 年以降０人で地域移行が進まない状況が続いており、その理由として、施設入所者の身体状況に合わせた地域の受け入れ体制や支援体制が整っていないという事が考えられます。

一方、施設入所者は年々増加傾向であり、令和２年度は死亡による退所が増えたため結果として減少に転じたものの、現在も８名の施設入所待機者があり、今後も施設入所者は増加していくものと推察されます。

２．第６期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
施設入所者の地域生活への移行	令和元年度末の施設入所者数　39人
地域移行者数	令和3年度中に、地域の受け入れ体制・支援体制の整備を目指し、令和5年度末に令和元年度末の施設入所者数(39人)の5.1%の障がい者の地域移行を目標にします。
施設入所者の削減数	多くの施設入所待機者がいる中で、施設入所者を減らすことは現実的でないことから、令和元年度末の施設入所者を上回らない事を目標にします。 （国の指針：令和元年度末の施設入所者の1.6%削減）

(2) 第６期計画における目標値

項目	３ヶ年の目標	区分	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援利用者の地域生活への移行者数	累計2人	見込量(人)	0	1	1
地域移行者数の割合		見込量(%)	5.1		

項目	３ヶ年の目標	区分	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援の利用者数 基準値：R1年度末の入所者数39人	現状維持	見込量(人)	39	39	39
削減数		見込量(人)	0	0	0

(3) 見込量の確保策

・不安なく施設から地域生活へ移行できるよう、住居の確保や新生活の準備等の支援を行う地域移行支援の充実を図ります。
・地域移行や地域定着を一層支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
・手厚い介護が必要になった方が地域での生活が継続できるように、支援体制の整った居住場所、日中活動場所等の整備に努めます。
・地域における住まいの場であるグループホームの整備促進に努め、また、サテライト型グループホームの設置についてグループホーム運営事業者に働きかけます。
・福祉施設に入所している方が、安心して地域生活へ移行できるように、地域生活の体験事業（グループホーム、日中活動等の体験）を引き続き実施します。

第２節　精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

１．第５期計画における目標と実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標	地域包括ケアシステムについて検討	地域包括ケアシステムの構築に向けた協議体制の検討	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
実績	地域包括ケアシステムについて検討を実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた協議体制の検討を実施	上小圏域において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

近年、精神疾患者は急激に増加しており、精神病床における入院患者は徐々に減少傾向にあるものの、１年以上の長期入院患者が全体の半数以上を占める状況となっています。また、高齢化に伴い、障がい者を支える介護者が亡くなった時や障がい者自身が高齢になった時の課題が顕著になっており、障がい者が地域の一員として安心して生活ができるように、障がい者や高齢者等の分野にとらわれずに、一体的に支援を行う体制整備が必要です。

２．第６期計画の目標と確保方策

(1) 第６期計画における目標

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	市において地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置及び課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの拡充・充実・強化に向けた協議の実施

(2) 成果目標達成のための見込量（活動指標）

項目			R3年度	R4年度	R5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数			1回	2回	2回
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数	関係機関	保健	1人	1人	1人
	関係機関	医療(精神科)	1人	1人	1人
	関係機関	医療（精神科以外）			
	関係機関	福祉	3人	3人	3人
	関係機関	介護	2人	2人	2人
	関係機関	当事者	2人	2人	2人
	関係機関	家族	2人	2人	2人
	関係機関	その他			
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価		目標設定	課題共有と検討	課題共有と検討	課題共有と検討
		評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 見込量の確保策

・市における協議の場を設け、令和４年度までに障がいや高齢等の分野にとらわれない一体的な支援体制の構築を目指します。

・地域課題に即した協議を行うため、地域課題の明確化、共有化に努めます。

第３節　障がい者の地域生活拠点等が有する機能の充実

１．第５期計画における目標と実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標	地域生活支援拠点等の運用	地域生活支援拠点等の充実	地域生活支援拠点等の充実・強化
実績	地域生活支援拠点等の運用（上小圏域7施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の実施）	地域生活支援拠点等の運用のみで充実は図れなかった（上小圏域7施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の実施）	地域生活支援拠点等の運用のみで充実・強化は図れなかった（上小圏域7施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の実施）

地域生活支援拠点等の支援は平成 29 年度からの支援が始まり、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え①相談体制の整備②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの 5 つの居住支援のための機能を整備し、地域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

現在は、上小圏域にある 7 施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の取り組みが行われており、市においても 1 施設が輪番施設として緊急時の対応を実施しています。

２．第６期計画の目標と確保方策

（1）サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
障害者の地域生活拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点を上小圏域において1拠点を確保しつつ、機能充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討します。

（2）第６期計画における目標

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施

※上記は上小圏域における統一目標

(3) 成果目標達成のための見込量（活動指標）

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
地域生活拠点等の数	見込量(箇所)	1	1	1
運用状況の検証及び検討の回数	見込量(回)	3	3	3

(4) 見込量の確保策

・上小圏域 4 市町村(東御市、上田市、長和町、青木村)において 1 拠点を確保しつつ、機能充実のため、年 3 回の運用状況の検証を実施します。
・緊急時の受け入れ体制に加え、相談体制の整備、体験の機会・場の提供等、居住支援のための他の機能の整備に努めます。
・市における緊急時の受け入れ体制、体験の機会の提供、相談支援体制等の課題やニーズを把握し、市内事業所と連携をして、市独自の支援体制の構築を図ります。

第４節　福祉施設からの一般就労への移行等

１．第５期計画における目標値と実績

項目	R2年度の目標	区分	H30年度	R1年度	R2年度
(1)一般就労への移行者数	年間3人	見込量(人)	2	2	3
		実績(人)	8	3	4
(2)就労移行支援事業利用者数	年間6人	見込量(人)	5	5	6
		実績(人)	4	6	6

項目	区分	H30年度	R1年度	R2年度
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の割合	市内に所在する就労移行事業所数の内、就労移行率3割以上の事業所数（見込）	1	1	1
	実績(箇所)	0	1	0
	実績(割合)	0%	100%	0%

福祉事業所から一般就労への移行者は、年度ごとにばらつきがありましたが、どの年度においても見込量を上回る結果となりました。特に、就労移行支援事業利用者が一般就労に移行する割合が高くなっています。

また、就労定着支援が新設される等、継続や定着支援も充実してきており、離職者も減少しています。

２．第６期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加	現状から今後の動向を予測し、概ね国の指針に沿った目標にします。 【国の指針】 ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上 ・就労移行支援：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上 ・就労継続支援A型：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上 ・就労継続支援B型：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上 **※上記は令和5年度末の伸び率**
職場定着率の増加	就労定着支援事業所の整備の促進及び就労定着支援事業利用者増加を目標にします。 【国の指針】 ・就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

(2) 第6期計画における目標値

項目	R1年度末の人数	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度実績に対する伸び
福祉施設利用者の一般就労への移行	3	5	5	6	2.00倍
(1)就労移行支援から	1	3	3	3	3.00倍
(2)就労継続支援A型から	1	1	1	2	2.00倍
(3)就労継続支援B型から	1	1	1	1	1.00倍
(4)生活介護・自立訓練から	0	0	0	0	―

項目	R1年度末の数値	R3年度	R4年度	R5年度
福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援利用者数				
(1)福祉施設から一般就労への移行者数	3	5	5	6
(2)上記のうち就労定着支援の利用者数	0	2	2	3
上記（1）に対する(2)の割合	0%	40%	40%	50%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数				
(1)市内に所在する就労定着支援事業所数	0	1	1	1
(2)上記事業所のうち就労定着率8割以上の事業所数	0	1	1	1
上記（1）に対する(2)の割合	0%	100%	100%	100%

(3) 見込量の確保策

・障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の各関係機関と連携を図り、就労支援及び就労定着支援に努めます。
・障がい福祉サービスに関する情報の周知に努め、利用者増加を促進します。
・上小圏域自立支援協議会専門部会（就労支援部会）等を活用しながら、他事業所の取組み事例等を共有する場を設け、事業所同士の連携の強化及び事業所の質の向上を図ります。
・企業を対象にしたセミナー等を開催し、障がいの理解促進を図りながら、障がい者雇用の啓発に努めます。

第５節　相談支援体制の充実・強化等（新規）

１．第６期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
総合的・専門的な相談件数	上小圏域基幹相談支援センターで実施している年間の相談件数に対し、上小圏域4市町村の人口で按分した件数を目標にします。 （R1年度　圏域相談件数 851件　　東御市人口割 15%）
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	市内の指定特定相談支援事業所6か所に対し年間2回の指導・助言のの実施を目標にします。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	市内相談支援専門員9名に対し年間6回程度の研修等の参加率増による人材育成を目標にします。
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	市及び上小圏域において、年6回の相談支援事業所連絡会の開催を目標にします。
主任相談支援専門員の配置人数	上小圏域において、3人／年　増を目標にします。（R2年度　2人）

(2) 第６期計画における目標値

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談件数	見込量(件)	130	135	140
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	見込量(回)	12	12	12
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	見込量(件)	35	37	39
地域の相談支援機関との連携強化の取組みの実施回数の見込み	見込量(回)	6	6	6
主任相談支援専門員の配置人数（上小圏域における目標）	見込量(人)	5	8	11

(3) 見込量の確保策

・指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の設置促進に努めます。
・相談支援事業所同士の情報交換の場や研修会等を通じて、相談支援専門員の質の向上や連携の強化を図ります。
・主任相談支援専門員の配置により、更なる相談支援体制の充実及び質の向上を図ります。
・地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおける指導的役割等の機能を有効に活用します。

第６節　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築（新規）

１．第６期計画に係る目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	算出方法
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	障害福祉サービス等に係る職員5名（ケースワーカー、事務員）が年1～2回研修に参加することを目標にします。 （自治体職員向け研修の他、事業所向けのものや資格取得のための研修の聴講を含む。）

②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

項目	算出方法
障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有	審査支払結果を分析してその結果を活用するための圏域内での共有体制の構築や、請求におけるエラー・警告案件の原因や対処方法等について、事業所への情報提供及び指導方法等を検討するため、市町村及び事業者の給付請求担当者に対し、年１回の説明会の実施を目標にします。

(2) 第６期計画における目標値

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	区分	R3年度	R4年度	R5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	見込量(人)	8	8	8

②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催

(3) 見込量の確保策

・障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、障がい福祉サービスに携わる職員のスキルアップを目指し、各種研修等の情報を収集し、積極的に研修等に参加します。
・市における障害者自立支援審査システムの請求における警告やエラーの傾向を知り、他市町村との情報共有を図ります。

第３章　第６期障がい福祉計画
各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

第１節　障がい福祉サービスの見込量及び確保方策

１－１　訪問系サービス

訪問系サービスとは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の５つのサービスを総称したものです。

居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする障がい者に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護

視覚障がいにより移動に困難を有する障がい者に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

行動援護

重度の知的・精神障がいにより著しい行動障害のある方に、危険回避の支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者で、その介護の必要性が高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(1) 第５期計画における見込量と実績

①居宅介護の実績は見込量を上回り、増加傾向で推移しましたが、その他の訪問系サービスの実績は概ね見込量を下回って推移しました。
②同行援護は利用時間数及び利用者数共にほぼ横ばい傾向となりました。
③行動援護は各年度の見込量を大幅に下回って推移しました。市内にサービスを提供できる事業所が無いことが、利用者の増加につながらない要因となっています。
④重度障害者等包括支援は令和元年度中に１名退所し、実績は１名分となり減少しました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　**※令和２年度は見込値（以下同様）**

※見込量・実績は１ヶ月当たりの延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
居宅介護（身体介護・家事援助）	見込量	355	365	365	時間
	実績	406	418	431	時間
	利用者数	44	37	39	人
重度訪問介護	見込量	50	50	50	時間
	実績	0	0	0	時間
	利用者数	0	0	0	人
同行援護	見込量	88	96	104	時間
	実績	81	74	79	時間
	利用者数	11	11	10	人
行動援護	見込量	150	200	200	時間
	実績	74	24	30	時間
	利用者数	4	4	4	人
重度障害者等包括支援	見込量	470	470	470	時間
	実績	471	335	274	時間
	利用者数	2	2	1	人

（参考）R2 年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	**合計**	男	女
居宅介護（身体介護）	(2)	2	3			4	1			10	3	7
居宅介護（家事援助）	(1)		5	5		5	15		1	31	10	21
重度訪問介護										0		
同行援護				10						10	4	6
行動援護	(4)					6				6	4	2
重度障害者等包括支援						1				1	1	
合計	(7)	2	8	15		16	16		1	58	22	36

※（　）の数値は重複

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績とアンケート調査結果に基づき、障がい種別ごとに各サービスの利用量の伸びを勘案し、令和 5 年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

サービス名	算出方法
居宅介護	令和2年度末を39人と見込み、過去の傾向から　1人／年増として算出。（月平均利用時間約11時間／人）
重度訪問介護	令和2年度末を0人と見込み、過去の傾向から　1人／年として算出。（月平均利用時間50時間／人）
同行援護	令和2年度末を10人と見込み、過去の傾向から0～1人／年増として算出。（月平均利用時間8時間／人）
行動援護	令和2年度末を4人と見込み0～1人／年　増　として算出。（月平均利用時間16時間／人）
重度障害者等包括支援	令和2年度末を1人と見込み、過去の傾向から 増減無しとして算出。（月平均利用時間280時間／人）

イ．第６期計画における見込量　※見込量は１ヶ月当たりの延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
居宅介護（身体介護・家事援助）	見込量	440	451	462	時間
	利用者数	40	41	42	人
重度訪問介護	見込量	50	50	50	時間
	利用者数	1	1	1	人
同行援護	見込量	80	88	88	時間
	利用者数	10	11	11	人
行動援護	見込量	80	96	96	時間
	利用者数	5	6	6	人
重度障害者等包括支援	見込量	280	280	280	時間
	利用者数	1	1	1	人

ウ．見込量の確保策

(ア)必要なサービスが適切に利用できるように、福祉のしおり・ホームページ・説明会等を通じて制度の周知を十分に行い、サービスの利用促進に努めます。

(イ)視覚障がいや強度行動障がい等、個々の障がい特性に対応できるヘルパーの人材確保・育成を促進するため、事業所へ研修会等の参加を呼びかけます。

(ウ)現状やニーズの把握に努めるとともに、個々の障がいの状態（種別・特性・程度等）や周囲の環境等に応じ、必要なサービスが適切に提供できるように努めます。

(エ)高齢化が進む中、切れ目なく適切な支援が受けられるように、介護保険制度との連携を図ります。

１－２　日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、通所・入所施設の昼間のサービスである「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型)」などを言います。

生活介護

いつも介護を必要とする障がい者に、主に昼間に入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。

自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）

知的・精神障がい者（発達障がい者を含む）に対し、自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、日常の生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

自立訓練（宿泊型自立訓練）

日中、一般就労や外部・同一敷地内の日中活動サービスを利用している知的・精神障がい者（発達障がい者を含む）に対し、一定期間、夜間の住居の場を提供し、帰宅後に

生活能力等の維持・向上のための訓練を行うサービスです。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

就労継続支援（A 型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

就労継続支援（B 型）

一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上・維持を図るサービスです。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業や自宅に訪問等をし、相談を通じて生活面の課題を把握したり、企業や関係機関と連絡調整等を行い、課題解決に向けて必要な支援を行うサービスです。

療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者等に短期間、夜間も含め施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

(1)第 5 期計画における見込量と実績

①令和２年度は新型コロナウィルスの影響により、全体的に実績が減少しました。
②宿泊型自立訓練は、令和２年度より市内の事業所が休止となり、事業所数は圏域内で１ヶ所のみとなりました。
③就労移行支援では、近年リワーク（復職）支援の希望者が増加しており、それに伴い利用者も増加傾向にあります。
④就労継続支援(Ａ型)は、令和２年度に圏域内に新たに３事業所が参入し、実績・利用者ともに、増加傾向となっています。
⑤就労継続支援(Ｂ型)は、各年度において見込量を下回って推移しましたが、利用者及び実績は年々増加傾向にあります。市内に６ヶ所の事業所があり、また、圏域内　にも多くの事業所があり、資源的に充実しており、より自分に合った事業所の選択ができるサービスです。(R2 年度は①による減少)
⑥短期入所は、万一の緊急時に備えてサービスの支給決定を受ける方が多く、各年度の支給決定者数は平成 30 年度は 28 人、令和元年度は 31 人、令和 2 年度は 27 人であり、実利用者数との差が大きいサービスです。

ア．第５期計画における見込量と利用実績※見込量・実績は１ヶ月当たりの延人日数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
生活介護	見込量	1,300	1,350	1,400	人日分
	実績	1,303	1,483	1,239	人日分
	利用者数	64	67	65	人
自立訓練（機能訓練）	見込量	15	15	15	人日分
	実績	1	0	0	人日分
	利用者数	1	0	0	人
自立訓練（生活訓練）	見込量	126	126	144	人日分
	実績	98	96	90	人日分
	利用者数	5	6	5	人
自立訓練（宿泊型自立訓練）	見込量	150	150	150	人日分
	実績	110	60	66	人日分
	利用者数	4	2	2	人
就労移行支援	見込量	110	110	132	人日分
	実績	68	52	143	人日分
	利用者数	5	6	7	人
就労継続支援（A型）	見込量	44	44	66	人日分
	実績	38	19	23	人日分
	利用者数	2	2	3	人
就労継続支援（B型）	見込量	1,250	1,300	1,350	人日分
	実績	1,159	1,191	1,137	人日分
	利用者数	72	82	78	人
就労定着支援	見込量	2	2	3	人
	実績	0	0	0	人
療養介護	見込量	4	4	4	人
	実績	4	5	5	人
短期入所（福祉型）	見込量	88	104	120	人日分
	実績	62	57	55	人日分
	利用者数	18	22	10	人
短期入所（医療型）	見込量	30	30	30	人日分
	実績	1	7	5	人日分
	利用者数	1	2	1	人

（参考）R2 年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
生活介護		4	10			44	7			65	39	26
自立訓練（機能訓練）										0		
自立訓練（生活訓練）				1		1	1			3	2	1
自立訓練（宿泊型自立訓練）						1				1	1	
就労移行支援						2	4			6	3	3
就労継続支援（A型）						2	2			4	2	2
就労継続支援（B型）			2	2	1	50	24			79	48	31
療養介護		5								5	3	2
短期入所	(2)	1		1		9				11	8	3
合計	(2)	10	12	4	1	109	38	0	0	174	106	68

(2) 第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

平成 30 年度から令和 2 年度の利用実績とアンケート調査結果に基づき、障がい種別ごとに各サービスの利用量の伸びを勘案し、令和 5 年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

サービス名	算出方法
生活介護	令和2年度末を65人と見込み、過去の傾向と施設入所支援待機者数から　2人／年 増として算出。 （月平均利用日数　約20日／人）
自立訓練（機能訓練）	令和2年度末を0人と見込み、過去の傾向から1人／年として算出。（月平均利用日数10日／人）
自立訓練（生活訓練）	令和2年度末を5人と見込み、過去の傾向から　5人／年として算出。 （月平均利用日数22日／人）
自立訓練（宿泊型自立訓練）	令和2年度末を2人と見込み、過去の実績及び利用期間終了者を見込んで算出。（月平均利用日数30日／人）
就労移行支援	令和2年度末を7人と見込み、過去の実績及び利用期間終了者を見込んで0～1人／年 増 として算出。（月平均利用日数22日／人）
就労継続支援（A型）	令和2年度末を3人と見込み、過去の実績と近隣の基盤整備の状況からから1人／年 増として算出。（月平均利用日数22日／人）
就労継続支援（B型）	令和2年度末を78人と見込み、過去の傾向から2人／年 増として算出。（月平均利用日数18日／人）
就労定着支援	一般就労移行者をR3年度は5人、R4年度は5人、R6年度は6人と見込み、一般就労をした者のうち2～3人／年として算出。
療養介護	令和2年度末を5人と見込み、過去の実績から5人／年として算出。
短期入所（福祉型）	過去の傾向と社会の動向（介護者の高齢化）から　令和3年度を20人と見込み2人／年　増として算出。 （月平均利用日数4日／人）
短期入所（医療型）	令和2年度末を1人と見込み、過去の傾向から2人／年として算出。（月平均利用日数2日／人）

イ．第６期計画における見込量　※見込量・実績は１ヶ月当たりの延人日数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
生活介護	見込量	1,340	1,380	1,420	人日分
	利用者数	67	69	71	人
自立訓練（機能訓練）	見込量	10	10	10	人日分
	利用者数	1	1	1	人
自立訓練（生活訓練）	見込量	110	110	110	人日分
	利用者数	5	5	5	人
自立訓練（宿泊型自立訓練）	見込量	60	60	60	人日分
	利用者数	2	2	2	人
就労移行支援	見込量	154	176	176	人日分
	利用者数	7	8	8	人
就労継続支援（A型）	見込量	88	110	132	人日分
	利用者数	4	5	6	人
就労継続支援（B型）	見込量	1,440	1,476	1,512	人日分
	利用者数	80	82	84	人
就労定着支援	見込量	2	2	3	人
療養介護	見込量	5	5	5	人
短期入所（福祉型）	見込量	80	88	96	人日分
	利用者数	20	22	24	人
短期入所（医療型）	見込量	4	4	4	人日分
	利用者数	2	2	2	人

ウ．見込量の確保策

(ア)それぞれの障がい特性に応じた日中活動場所が選択できるよう、見学や体験の機会の充実を図ります。

(イ)有効期間のある自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援は事業者・相談支援専門員と連携を図り、サービス有効期間内に身体機能、生活能力の向上や一般就労につながるように努めます。

(ウ)就労継続支援（Ｂ型）は障害者優先調達推進法に基づき、市内の事業所が供給する物品等の調達を積極的に推進し、福祉的就労における工賃アップを支援します。

(エ)短期入所は緊急時においてスムーズな受け入れ体制が取れるように、サービスを実施する事業所との連携・調整を行い、また需要に見合ったサービス供給体制の確保に努めます。

(オ)全てのサービスにおいて、サービス内容や利用方法等についての周知・広報に努めます。

(カ)事業所に対し障がい者のニーズや地域の実態を伝え、地域に即したサービス提供体制の拡充について呼びかけます。

１－３　居住系サービス

自立生活援助

入所施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等対象に、定期的に居宅を訪問し家事等の問題や、地域住民との関係等について確認を行い、必要な助言や各関係機関等との連絡調整を行うサービスです。

共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で相談や食事提供等の支援、入浴、排せつ、食事などの介護等を提供するサービスです。

施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介助を行うサービスです。

(1)第５期計画の見込量と実績

①平成 29 年に新設された自立生活援助は 3 年間実績がありませんでした。利用につながらなかった理由は、「施設からの地域移行者がいなかったことと、サービスを提供できる事業者が市内に無い」ことなどが考えられます。

②グループホームは、各年度において見込量を下回って推移しました。入居者が高齢になってグループホームの生活が難しくなり、入所施設へ移行した人や、反対にグループホームで力をつけてアパートに移行した人など、退所した人も数名いましたが、それを上回るニーズがあり、利用者は増加となりました。

③施設入所支援は、国が示す地域移行目標に合わせて、施設入所者の減少を見込みましたが、令和元年度までは増加傾向にありました。令和 2 年度の入所者の減少は死亡による自然減によるものであり、現在も入所待機者が 8 名おり、施設入所者の減少は見込めない状況です。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
自立生活援助	見込量	3	3	3	人
	実績	0	0	0	人
共同生活援助（グループホーム）	見込量	29	30	32	人
	実績	29	28	31	人
施設入所支援	見込量	36	36	35	人
	実績	38	39	36	人

（参考）令和 2 年度実利用者数障がい種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立生活援助										0		
共同生活援助（グループホーム）					1	19	11			31	24	7
施設入所支援			7			27	2			36	23	13
合計			7		1	46	13			67	47	20

⑵第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
自立生活援助	令和2年度末を0人と見込み、地域移行者の見込みに合わせて　1人／年として算出。
共同生活援助（グループホーム）	令和2年末を31人と見込み、過去の実績から　1人／年増として算出。
施設入所支援	令和元年度末の39人を上回らないことを目標として算出。

イ．第６期計画における見込量

※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
自立生活援助	見込量	1	1	1	人
うち精神障がい者の数	見込量	1	1	1	人
共同生活援助（グループホーム）	見込量	32	33	34	人
うち日中サービス支援型共同生活援助	見込量	0	0	0	人
うち精神障がい者の数	見込量	12	13	14	人
施設入所支援	見込量	39	39	39	人

ウ．見込量の確保策

(ア)福祉施設に入所または入院している方が、安心してグループホームに移行できるようにするために、地域生活の体験事業を引き続き実施します。

(イ)地域移行支援及び地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所や、地域の生活を支える自立生活援助を行う事業所の整備を促進し、住居確保から入居後の生活に至るまで、一貫したフォローアップ体制の構築に努めます。

１－４　相談支援

計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者等に対し、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス利用者等との連絡調整、計画の作成を行います。更に一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービスです。

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者、保護施設・矯正施設等を退所する障がい者等を対象に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。

地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者や、施設・病院から退所・退院した者や、地域生活が不安定な障がい者を対象にして、24 時間連絡体制を確保し、緊急事態の際に相談や訪問等を実施するサービスです。

(1) 第５期計画の見込量と実績

ア．第５期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は１ヶ月当たりの人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
計画相談支援	見込量	45	47	49	人
	実績	49	58	71	人
地域移行支援	見込量	1	1	2	人
	実績	0	0	0	人
地域定着支援	見込量	5	6	7	人
	実績	3	4	4	人

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
計画相談支援	計画は最低年１回の更新をし、計画のモニタリングは3ヶ月～半年に1回の頻度を見込んで算出。 令和2年度末を71人と見込み、過去の実績・傾向から 2人／年 増として算出。
地域移行支援	過去の実績・傾向から　　1人／年を目標として算出。
地域定着支援	令和2年度末を4人と見込み、過去の実績・傾向から 1人／年 増として算出。

イ．第６期計画における見込量※見込量は１ヶ月当たりの実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画相談支援	見込量	73	75	77	人
地域移行支援	見込量	1	1	1	人
うち精神障がい者の数	見込量	1	1	1	人
地域定着支援	見込量	5	6	7	人
うち精神障がい者の数	見込量	2	3	3	人

ウ．見込量の確保策

(ア)相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員の勧奨を行います。

(イ)事業者に対して「指定特定相談支援事業所」への参入勧奨を行います。また、地域移行支援、地域定着支援を行うことができる「指定一般相談支援事業所」の参入勧奨を行います。

(ウ)計画の精査機能を充実させ、ニーズに応じた適切なサービスの支給決定に努めます。

第２節　地域生活支援事業の見込量及び確保方策

２－１　理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民に対して障がい者等の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①各年度において地域住民や事業者等を対象として、障がいについての理解を深める講演会を開催しました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　　**※令和２年度は見込値（以下同様）**

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	実施	実施	実施

イ．見込量の確保策

(ア)地域住民や事業者等に対して講演会や研修会を継続して実施し、障がいについての理解を深めることにより、障がい者等に対する差別や偏見を無くしたり、より良い対応をしていけるように努めます。

(イ)より多くの地域住民や事業者の参加を促進するため、事業の周知・広報に努めます。

２－２　自発的活動支援事業

自発的活動支援事業

障がい者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう「社会的障壁」を除去するため、障がい者等、その家族、住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①各年度において精神障がい者家族会の活動支援を行いました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

(2)第 6 期計画の見込量と確保方策

ア．第 6 期計画における見込量

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	見込量	実施	実施	実施

イ．見込量の確保策

(ア)様々な障がい団体等の活動を促進するため、事業の周知・広報に努めます。

２－３　相談支援事業

相談支援事業

障がい者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、情報提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待防止とその早期発見に向けた関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

市町村相談支援機能強化事業

市町村の相談支援を強化するために、一般的な相談事業に加え、特に必要とする資格を有する専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置する事業です。現在、東御市・上田市・長和町・青木村の合同で委託している、上小圏域障害者総合支援センターで実施しています。

住居入居等支援事業（居住サポート事業）

公営住宅や民間住宅へ入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居の困難な障がい者を支援する事業で、入居手続き支援や、家主等への相談・助言などを行う事業です。

(1)第 5 期計画の見込量と実績

①地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、専門職員を配置し、困難ケースの対応や、専門的なアドバイスをするスーパーバイザーとして支援を実施しました。

②令和元年度には市内の指定特定相談支援事業所が 5 ヶ所から 6 ヶ所に増え、相談支援専門員の人数も増加傾向にあります。

ア．第 5 期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	5	6	6	箇所
	実績	5	6	6	箇所
	基幹相談支援センター設置見込	設置	設置	設置	
	実績	設置	設置	設置	
市町村相談支援機能強化事業	実施見込	実施	実施	実施	
	実績	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施見込	実施	実施	実施	
	実績	未実施	未実施	未実施	

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	6	6	6	箇所
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	
市町村相談支援機能強化事業	実施見込	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施見込	実施	実施	実施	

イ．見込量の確保策

(ア)基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を図り、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

(イ)身近な相談機関で、気軽に安心して相談できる相談支援体制の構築を図ります。

(ウ)住宅入居等支援事業の実施に向けて、圏域内で連携をし、体制整備に努めます。

２－４　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要とされる知的障がい者や精神障がい者に対して、親族がいない等の理由がある場合には、市長による申し立てを行い、また、低所得の方に対して、申し立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等を適正に行うことができる法人を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

（1）第５期計画の見込量と実績

①介護者及び障がい者の高齢化に伴い、年々需要が高まっており、申立件数も増加傾向です。

②成年後見制度利用支援事業は実施できる体制は整っていますが、実績はありませんでした。

ア．第５期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
市長申立件数	実績	0	0	1	件

(2) 第6期計画の見込量と確保方策

ア．第6期計画における見込量

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施	実施	実施

イ．見込量の確保策

(ア)障がい者の権利擁護のため、成年後見制度利用支援事業のさらなる周知や、手続きの支援に努めます。

(イ)上小圏域成年後見支援センターとの連携強化を図り、成年後見制度の利用等に関する相談支援体制の充実を図ります。

2－5　コミュニケーション支援事業

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者が公的機関を訪れたり、受診等で医療機関に行く場合など、意思疎通の円滑化を図るために手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。

手話通訳者設置事業

市役所に手話通訳者を配置して、聴覚障がい者とのコミュニケーションを図ることを目的とした事業です。

(1) 第5期計画の見込量と実績

①令和2年度は新型コロナウィルスの影響で利用実績は減少しましたが、月平均30件ほどの利用があり、聴覚障がい者の日常生活に必要な情報の提供やコミュニケーションの支援を実施しました。

ア．第6期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	利用見込者数	17	17	17	人
	実績	17	16	17	人
	実績（件数）	344	337	300	件
手話通訳者設置事業	設置見込者数	1	1	1	人
	実績	1	1	1	人

(2) 第6期計画の見込量と確保方策

ア．第6期計画における見込量　※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	利用見込者数	17	17	17	人
	利用見込件数	350	350	350	件
手話通訳者設置事業	設置見込者数	1	1	1	人

イ．見込量の確保策

(ア)手話通訳者派遣事業では、手話奉仕員養成研修事業を今後も継続して実施し、人材を養成します。

(イ)利用者が少ない要約筆記派遣事業について、利用者の増加を図るため、事業の周知・広報に努めます。

(ウ)災害時等に対応できる支援体制の整備を図ります。

２－６　日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活を容易にするために、用具の給付や貸与を行う事業です。

(1) 第５期計画の見込量と実績

①実績値は各年度において、ばらつきがありました。在宅療養等支援用具については減少傾向、排泄管理支援用具については増加傾向です。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の延件数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
介護・訓練支援用具（入浴担架・特殊寝台など）	見込量	2	2	2	件
	実績	0	3	1	件
自立生活支援用具（入浴補助用具・便器・聴覚障がい者用屋内信号装置など）	見込量	5	5	5	件
	実績	2	4	5	件
在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）	見込量	4	4	4	件
	実績	11	6	4	件
情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置・点字図書など）	見込量	6	6	6	件
	実績	9	4	6	件
排泄管理支援用具（ストマ用装具など）	見込量	485	485	485	件
	実績	486	536	565	件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	1	1	1	件
	実績	0	0	2	件

(2) 第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量　※見込量は年間の延件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
介護・訓練支援用具（入浴担架・特殊寝台など）	見込量	2	2	2	件
自立生活支援用具（入浴補助用具・便器・聴覚障がい者用屋内信号装置など）	見込量	5	5	5	件
在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）	見込量	4	5	5	件
情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置・点字図書など）	見込量	6	6	6	件
排泄管理支援用具（ストマ用装具など）	見込量	580	600	600	件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	1	1	1	件

イ．見込量の確保策

(ア)必要とする人が利用できるように、日常生活用具給付事業の周知・広報と利用の促進を図ります。

(イ)生活実態やニーズ等を確認し、適切な給付に努めます。

(ウ)医療機関等との連携を図り、障がいの特性に応じた用具の給付に努めます。

２－７　移動支援事業

移動支援事業

一人で外出することが困難な障がい者等が外出する場合にヘルパーが付き添い移動支援を行う事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①実績値及び利用者ともに年々減少傾向にあり、令和２年度においては新型コロナウィルスの影響で利用実績・利用人数ともに大幅に減少しました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績※見込量・実績は１ヶ月・年間の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
移動支援事業	延べ利用見込時間数（年間）	2,800	3,000	3,200	時間
	実績(年間延べ利用時間)	2,915	2,225	1,130	時間
	実利用見込者数	25	27	29	人
	実利用者数	27	24	18	人

（参考）R2 年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
移動支援事業	(7)	1	3			10	2	2		18	14	4

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
移動支援事業	過去の実績から令和元年度末を21人と見込み、1～2人／年増として算出。（年平均利用時間約100時間／人）

イ．第６期計画における見込量　※見込量は年間の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
移動支援事業	延べ利用見込時間数	2,300	2,400	2,400	時間
	実利用見込者数	23	24	24	人

ウ．見込量の確保策

(ア)障がいのある人が安心して外出ができるよう、サービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知し、事業者と連携して社会参加や余暇活動の促進に努めます。

(イ)人材の確保に努めるとともに、障がい特性に応じた支援の提供を図ります。

(ウ)ライフステージに応じた利用ニーズを把握し、利用促進が図られるようにサービスの充実に努めます。

２－８　地域活動支援センター事業

手話通訳者設置事業

在宅の障がい者が地域で自立した社会生活を送れるよう、創作的活動または生産活動の場を提供し、社会との交流促進を図る事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①利用者のほとんどが精神障がい者で、実利用人数、年間延利用人数ともに減少傾向にありますが、就労や障がい福祉事業所への通所と併用し、息抜きの場所として利用する人が増加しており、利用の仕方が変化しています。

ア．第５期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
地域活動支援センター（東御市設置分）	設置見込量	1	1	1	箇所
	実績	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	24	28	32	人
	実績	24	21	18	人
	年間延利用見込者数	1,450	1,680	1,920	人
	実績	1,210	1,159	750	人
地域活動支援センター（圏域設置分）	設置見込量	1	1	1	箇所
	実績	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	6	6	6	人
	実績	13	4	3	人
	年間延利用見込者数	220	220	220	人
	実績	317	273	300	人

（参考）R2 年度実利用者数障がい種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
地域活動支援センター						1	17			18	7	11

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．第６期計画における見込量　※延利用見込者数は年間の利用人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
地域活動支援センター（東御市設置分）	設置見込量	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	20	22	24	人
	年間延利用見込者数	1,200	1,250	1,300	人
地域活動支援センター（圏域設置分）	設置見込量	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	4	5	6	人
	年間延利用見込者数	280	300	320	人

イ．見込量の確保策

(ア)障がいのある人が安心して過ごすことができる居場所となるよう、施設整備や障がい特性に応じた支援のできる専門性の高い人材の育成に努めます。

(イ)地域活動支援センターの周知・広報に努め、利用者の増加を図ります。

２－９　その他の事業

日中一時支援事業

障がい者が家族の病気等により、昼間に一時的に支援を必要とする場合に、福祉サービス事業所等で見守りを行うサービスを提供する事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

①障がい福祉サービスの日中活動系サービスの体験利用と障がい児の放課後支援が別のサービスへ移行したことにより、利用者及び利用時間が見込みを大幅に下回り、また年々減少傾向となりました。

ア．第５期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は１ヶ月の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
日中一時支援事業	実利用見込者数	30	32	34	人
	実績	26	19	12	人
	利用時間見込量	480	512	544	時間
	実績	264	223	39	時間

(2)第６期計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
日中一時支援事業	令和2年度末を20人と見込み、過去の実績から横ばいの数値で算出。（月平均利用時間数12時間／人）

イ．第６期計画における見込量　※見込量は１ヶ月の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
日中一時支援事業	実利用見込者数	20	20	20	人
	利用時間見込量	240	240	240	時間

ウ．見込量の確保策

(ア)日中一時支援事業の周知・広報と必要時に適切にサービスが提供できるように努めます。

点字・声の広報等発行事業

文字による情報収集が困難な障がい者のために、点訳・音訳により広報紙などの情報を定期的に提供する事業です。

(1)第5期計画の見込量と実績

ア．第5期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
点字・声の広報等発行事業	見込量	8	8	8	人
	実績	8	8	8	人

(2)第6期計画の見込量と確保方策

ア．第6期計画における見込量　※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
点字・声の広報等発行事業	見込量	9	10	10	人

イ．見込量の確保策

(ア)視覚障がい者へ事業の周知・広報に努め、利用者の増加を図ります。

奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者や視覚障がい者との交流活動促進のため、奉仕員の養成研修を行う事業です。

(1)第5期計画の見込量と実績

ア．第5期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の回数　登録数は年間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
奉仕員養成研修事業	見込量	22回	25回	22回	回
	実績	25回	25回	22回	回
手話奉仕員	登録数	73	82	82	人
要約筆記奉仕員	登録数	5	5	5	人
点訳奉仕員	登録数	10	10	10	人
朗読奉仕員	登録数	20	20	20	人

(2)第6期計画の見込量と確保方策

ア．第6期計画における見込量　※見込量は年間の回数　登録数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
奉仕員養成研修事業	見込量	22回	25回	22回	回
手話奉仕員	登録数	90	90	98	人
要約筆記奉仕員	登録数	5	5	6	人
点訳奉仕員	登録数	10	11	12	人
朗読奉仕員	登録数	20	21	22	人

イ．見込量の確保策
(ア)奉仕員養成研修の広報に努め、研修参加者及び手話奉仕員の増加を図ります。

身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

重度身体障がい者が就労等社会活動へ参加するため、自動車運転免許を取得する場合に、その経費を助成する事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

ア．第５期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の件数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	見込量	1	1	1	件
	実績	0	0	0	件

(2)第６期計画の見込量

ア．第６期計画における見込量　※見込量は年間の件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	見込量	1	1	1	件

イ．見込量の確保策
(ア)身体障がい者へ事業の周知・広報に努めます。

身体障がい者自動車改造費助成事業

重度身体障がい者が自立した生活を送るため、社会活動や就労を目的として、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、その経費を助成する事業です。

(1)第５期計画の見込量と実績

ア．第５期計画における見込量と利用実績　※見込量・実績は年間の件数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
身体障がい者自動車改造費助成事業	見込量	1	1	1	件
	実績	0	0	0	件

(2)第６期計画の見込量

ア．第６期計画における見込量　※見込量は年間の件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
身体障がい者自動車改造費助成事業	見込量	1	1	1	件

イ．見込量の確保策
(ア)身体障がい者へ事業の周知・広報に努めます。

第４章　第２期障がい児福祉計画

アンケート調査から見た課題

令和２年６月１５日～７月１０日まで実施したアンケート調査から、下記のような課題があげられます。

対象者	児童福祉サービス利用児	児童福祉サービス未利用児
送付者数	62 人	107 人
回答数	28 人	28 人
回答率	45.16 ％	26.17 ％

第１節　市内事業所の増加及びサービス内容の質の向上

「保育園等から帰宅後、放課後、及び休日の過ごし方」（アンケート結果※１）についての質問では、サービス利用・未利用問わず「家庭で過ごしている」が半数以上見られ、「現在の過ごし方についての満足度」（アンケート結果※２）については全体で約９割が「満足している」と回答しています。

また、「現在利用しているサービスについての満足度」（アンケート結果※３）の質問では、「満足している」または「まあまあ満足している」と回答された割合が約８割を占めました。

「福祉サービスを利用するに当たり困っていること」（アンケート結果※４）からは、「福祉サービス事業者が少ない」が約３割、「今後充実させてほしいこと」（アンケート結果※５）からは「放課後や休日等に預けられる所」「専門家による療育支援」が全体で高い割合を示していることからも、障がい児通所サービス事業所の増加及び質の向上が望まれていることが考えられます。その一方でサービス利用・未利用を問わず、家庭で過ごす時間の満足度が高いことからは、子育ての充実度が伺える結果にもなっていると考えられます。

第２節　地域療育体制の整備と充実

「今後充実させて欲しいこと」（アンケート結果※５）に関する質問では「専門家による療育支援」、「福祉、子育て等の総合的な相談窓口の体制」、「特別支援教育」等の希望が全体の約４割を占めました。このことから、地域療育体制の整備及び充実が求められています。

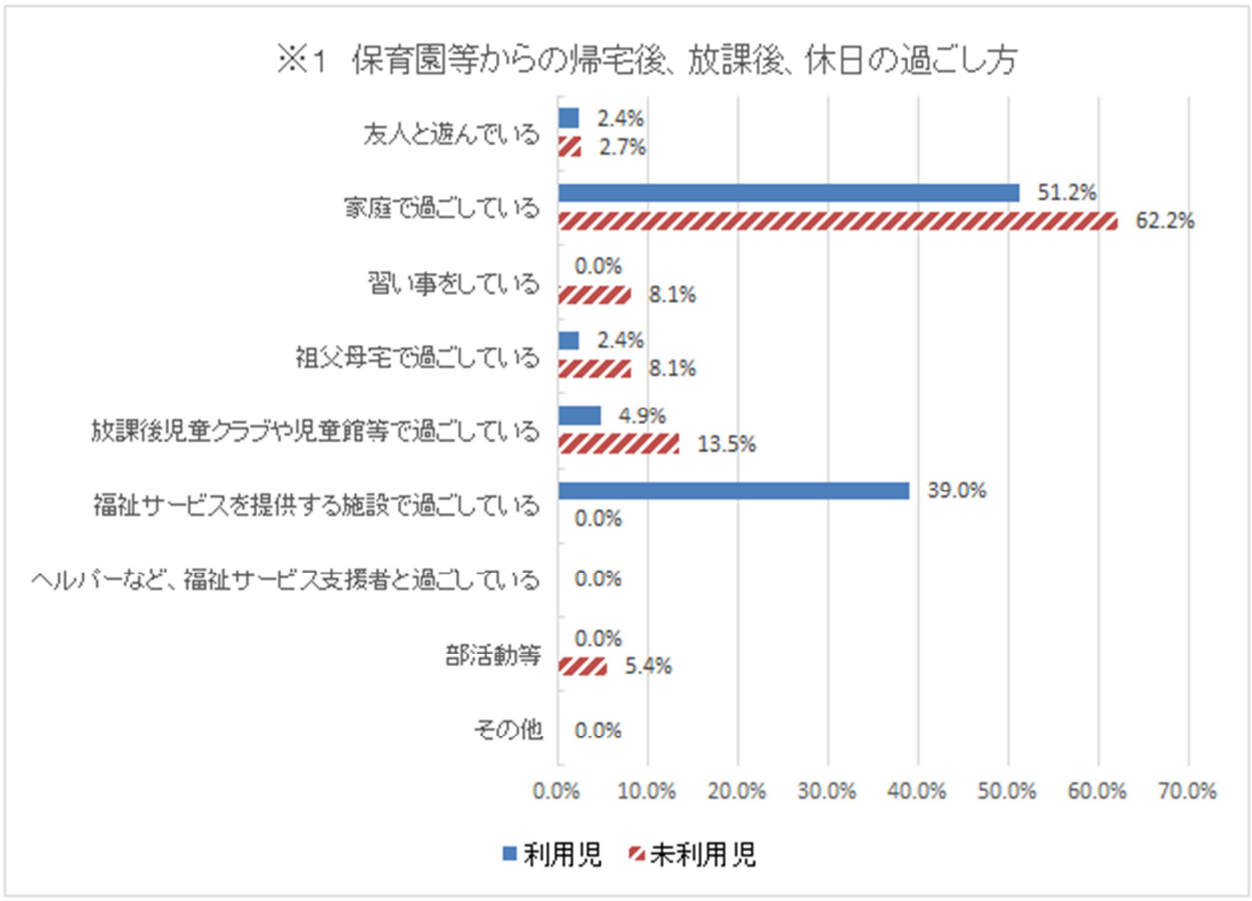
※1　保育園等からの帰宅後、放課後、休日の過ごし方
友人と遊んでいる
家庭で過ごしている
習い事をしている
祖父母宅で過ごしている
放課後児童クラブや児童館等で過ごしている
福祉サービスを提供する施設で過ごしている
ヘルパーなど、福祉サービス支援者と過ごしている
部活動等
その他
2.4%
2.7%
51.2%
62.2%
0.0%
8.1%
2.4%
8.1%
4.9%
13.5%
39.0%
0.0%
0.0%
0.0%
5.4%
0.0%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
利用児
未利用児

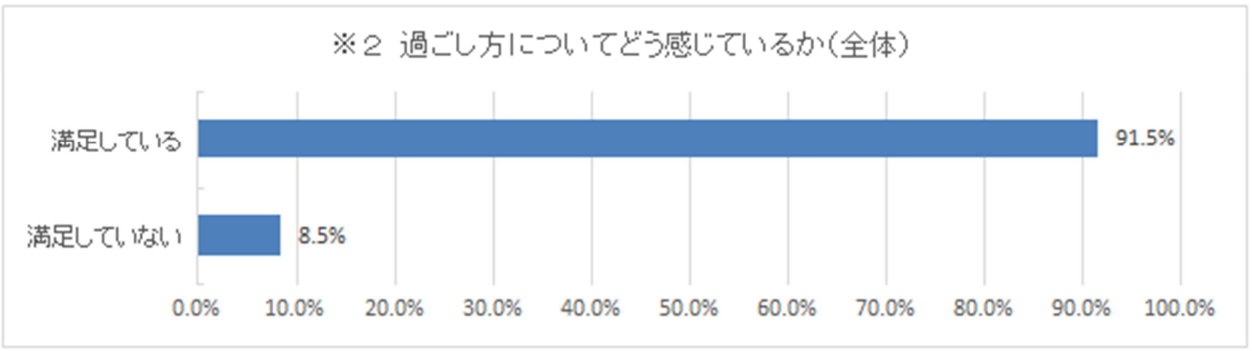
※2　過ごし方についてどう感じているか（全体）
満足している
満足していない
91.5%
8.5%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
80.0%
90.0%
100.0%

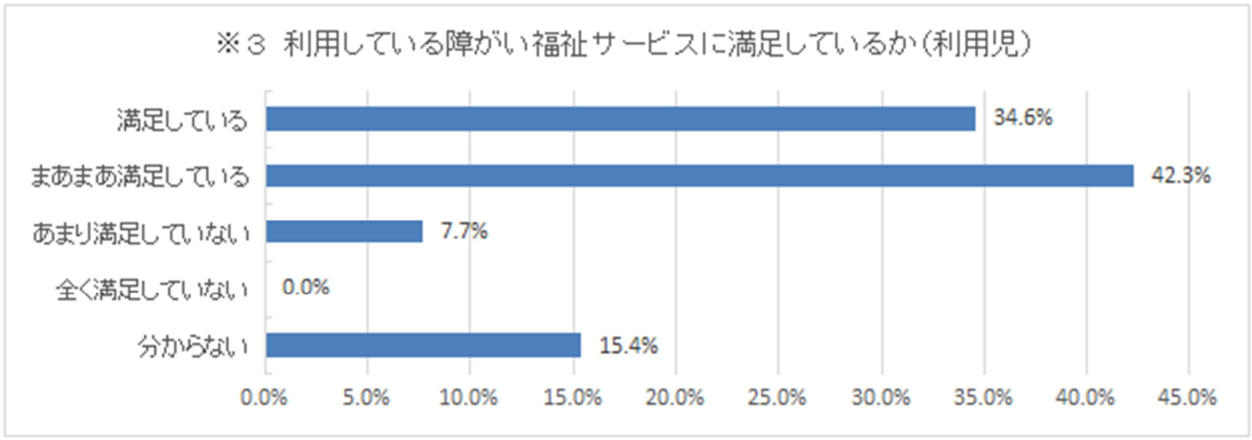
※3　利用している障がい福祉サービスに満足しているか（利用児）
満足している
まあまあ満足している
あまり満足していない
全く満足していない
分からない
34.6%
42.3%
7.7%
0.0%
15.4%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%
40.0%
45.0%

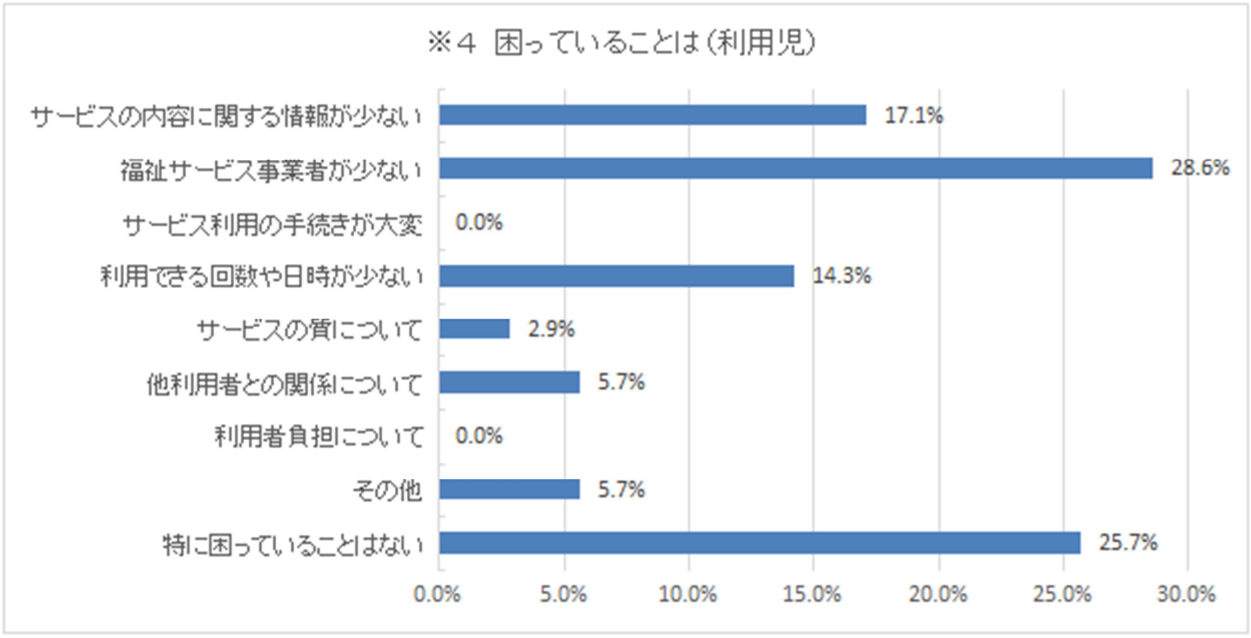
※４ 困っていることは（利用児）
サービスの内容に関する情報が少ない
17.1%
福祉サービス事業者が少ない
28.6%
サービス利用の手続きが大変
0.0%
利用できる回数や日時が少ない
14.3%
サービスの質について
2.9%
他利用者との関係について
5.7%
利用者負担について
0.0%
その他
5.7%
特に困っていることはない
25.7%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%

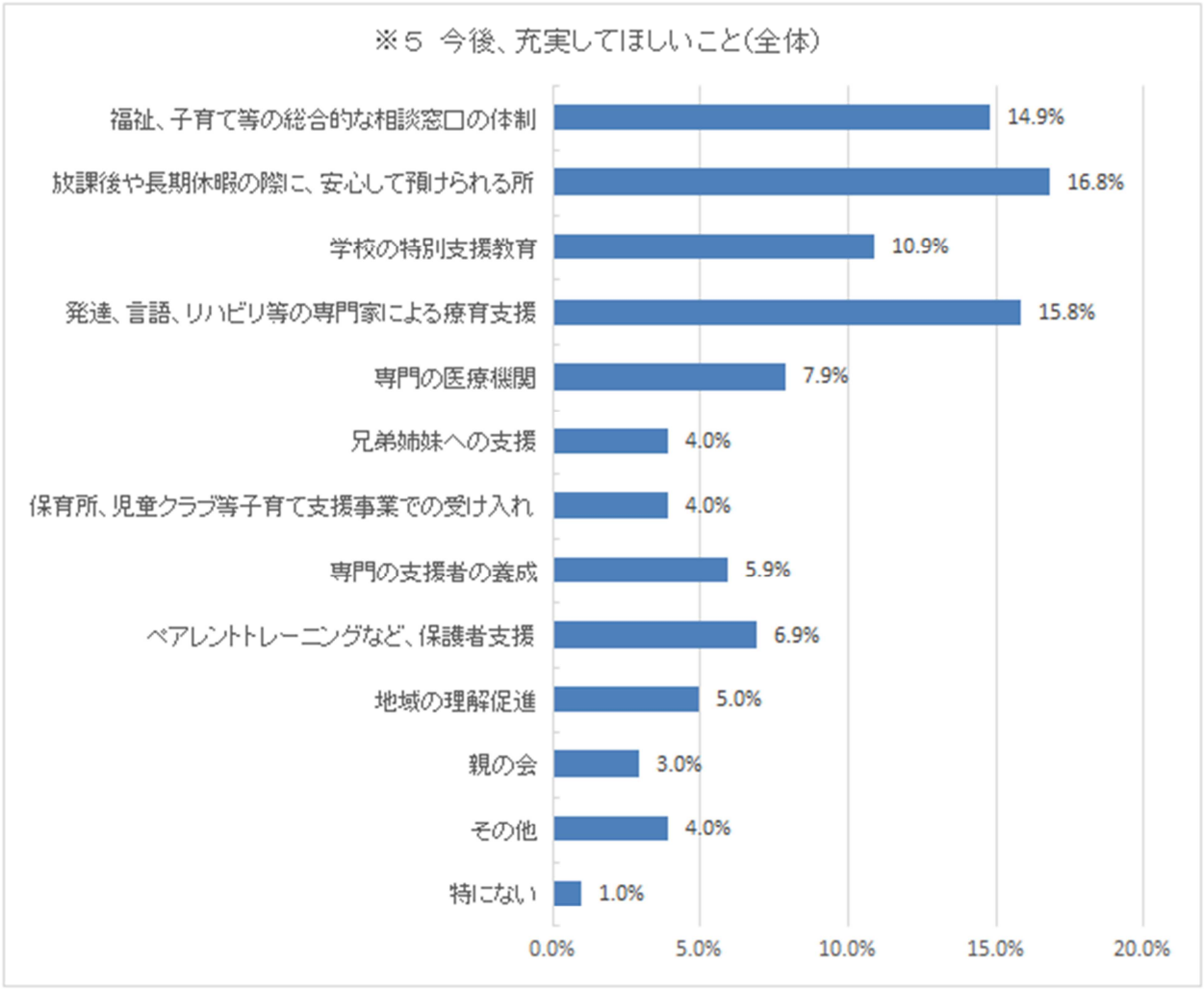
※５ 今後、充実してほしいこと（全体）
福祉、子育て等の総合的な相談窓口の体制
14.9%
放課後や長期休暇の際に、安心して預けられる所
16.8%
学校の特別支援教育
10.9%
発達、言語、リハビリ等の専門家による療育支援
15.8%
専門の医療機関
7.9%
兄弟姉妹への支援
4.0%
保育所、児童クラブ等子育て支援事業での受け入れ
4.0%
専門の支援者の養成
5.9%
ペアレントトレーニングなど、保護者支援
6.9%
地域の理解促進
5.0%
親の会
3.0%
その他
4.0%
特にない
1.0%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%

第５章　第２期障がい児福祉計画
障がい児支援の提供体制に係る成果目標

第１節　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

１．第１期計画に係る目標値と実績

児童発達支援センターの設置

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る
実績	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った	既存事業所及び既存施策活用により支援の充実を図った

既存の事業所における個別支援について、支援会議等の中で内容の充実を図りました。
市内においては、各関係機関連携のもと、スムーズに療育支援が受けられるよう努め、さらに支援内容の充実を図りました。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく	圏域内に2箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。療育コーディネーターや特別支援学校による教育相談等も並行活用していく
実績	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした	既存事業所のサービス充実を図るとともに、既存施策の活用をした

児童発達支援センターから地元保育園への移行児について支援を提供しています。
また、療育コーディネーターとも連携し、より充実した専門相談を実施しました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

(1)サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
児童発達支援センターの設置	令和５年度末までに、市または圏域に１ヶ所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和５年度末までに、市または圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(2)第２期計画における目標

児童発達支援センターの設置

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化

(3)見込み量の確保策

・児童発達支援センターについては、上小圏域単位では設置済みです。市内においては、子育て・教育に保健・子育て・教育・福祉・児童発達支援事業所等による連携のもと、早期発見後の適切な療育支援の提供機能の強化及び充実を図ります。
・保育所等訪問支援については、利用体制は構築されていますが、より手厚い支援を提供するため、療育コーディネーターや特別支援学校の担当教員による専門相談等も並行活用していきます。

第２節　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

１．第１期計画に係る目標値と実績

区分	H30年度	R1年度	R2年度
目標	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの充実について検討する。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。	圏域内に1箇所設置済みの既存事業所におけるサービスの拡充について協議検討を重ねる。圏域児童発達支援センターでも個別対応していただいている。市内事業所にも対応を依頼していく。
実績	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。市内事業所でも対応していただいた。	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。市内事業所でも対応していただいた。	既存事業所における支援内容の充実を支援会議等の中で協議した。

児童発達支援センターにて個別対応しました。また、市内事業所においても利用実績がありました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

⑴サービス見込量算定の考え方

算出方法
令和５年度末までに、市または圏域に1ヶ所以上確保する。

⑵第２期計画における目標

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。	既存事業所におけるサービスの充実を図る。必要時は市内事業所にも対応を依頼する。

⑶見込み量の確保策

・上小圏域としては１箇所確保済みであり、児童発達支援センターにおいても個別対応しています。個別ケースの状況に応じ、市内事業所にも対応の要請をしていきます。

第３節　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

１．第１期計画に係る目標値と実績

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置　※平成 30 年度末までの目標設定

区分	平成３０年度
目標	上小圏域障がい者自立支援協議会「医的ケア児（者）支援検討委員会」の中で情報共有や連携について協議を行った。

上記委員会の中で、情報共有や課題について整理し、連携強化を図りました。
また、その中で上小圏域版「おうち生活応援パンフレット」を作成し、入院中の保護者に対し、地域の支援内容等を伝えることで安心して相談ができる仕組みを構築しました。

２．第２期計画に係る目標と確保方策

(1)サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

(2)第２期計画における目標

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討に務める。

医療的ケア児等コーディネーターの配置（活動指標）　（圏域配置＋市内配置）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
目標	圏域配置	3	4	4
	市配置	2	2	3

(3)見込み量の確保策

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

・圏域としては、平成２９年度設置の自立支援協議会「医的ケア児（者）支援検討委員会」(令和２年４月から「医療的ケア児等支援連携推進委員会」)が、市としては、「東御市医療的ケア児支援体制会議」が令和２年度に設置されており、医療、福祉、保育、教育等の関係各機関により協議を深め、情報共有や課題の検討等に努めます。

医療的ケア児等コーディネーターの配置

・圏域設置の上記会議に所属し、相談支援専門員として個別ケースを複数持ち、実働している相談支援専門員として３名の配置となっています。
「東御市医療的ケア児支援体制会議」における配置人数は２名です。引き続き資格取得推進をし、地域の支援体制構築に貢献できる人材の配置を目指します。

第６章　第２期障がい児福祉計画
各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

第１節　障がい児通所支援等の見込み量及び確保方策

児童発達支援

就学前の特別な支援の必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス

医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的管理下での支援が必要である障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し居宅を訪問して発達支援を提供するサービス

福祉型児童入所支援

障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービス

医療型児童入所支援

障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービス

障害児相談支援

福祉サービスを利用する前に支援計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行うサービス

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援の為の地域づくりを推進する役割を担うもの

(1)第１期障がい児福祉計画の見込量と実績

①児童発達支援は、早期発見早期療育支援の高まりもあり増加傾向にあります。市内事業所では、保育所との併行通園が行われ、通常保育での発達と個別の療育支援での発達支援が提供されています。
②医療型児童発達支援は、サービス提供事業所が稲荷山医療福祉センターに限られており、通所型としては遠方である為、利用ニーズがありませんでした。
③放課後等デイサービスは、令和元年度に市内に２箇所目となる事業所ができたことにより、大幅な増加が見られており、高いニーズがあります。
④保育所等訪問支援は、ひと月当たりの利用頻度が低いため、見込み量を下回っています。
⑤居宅訪問型児童発達支援は、対象児童が限られており、見込み量を達成していません。
⑥福祉型児童入所支援は、新規利用児がいませんでした。
⑦医療型児童入所支援は、１名の新規利用者がありました。
⑧障害児相談支援は、放課後等デイサービスの利用児童増加に伴い、増加しています。
⑨医療的ケア児等コーディネーターは、令和２年度に資格取得者が市内に３名ありました。

※見込量・実績は１ヶ月当たりの延利用人日数、利用児童数は月間の実人数

サービス名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	単位
児童発達支援	見込量	165	173	181	人日分
	実績	197	198	208	人日分
	利用児童数	17	26	23	人
医療型児童発達支援	見込量	5	5	5	人日分
	実績	0	0	0	人日分
	利用児童数	0	0	0	人
放課後等デイサービス	見込量	190	201	212	人日分
	実績	239	458	466	人日分
	利用児童数	30	58	62	人
保育所等訪問支援	見込量	4	4	4	人日分
	実績	1	1	1	人日分
	利用児童数	1	1	1	人
居宅訪問型児童発達支援	見込量	5	10	15	人日分
	実績	0	1	0	人日分
	利用児童数	0	1	0	人

※月間の実人数

福祉型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
	実績	1	1	1	人
医療型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
	実績	0	0	1	人
障害児相談支援	見込量	14	14	15	人
	実績	15	21	21	人
医療的ケア児等ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ	見込量	0	2	2	人
	実績	0	0	3	人

（2）第２期障がい児福祉計画の見込量と確保方策

ア．サービス見込量算定の考え方

平成３０年度から令和２年度の利用実績とアンケート結果を踏まえ、令和５年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

量を算出するもの	単位	算出方法
利用日数	人日分	月間の実利用人数×１人１月あたりの平均利用日数
利用児童数	人	月間の実利用人数

イ．第２期計画における見込量

サービス名	区分	3年度	4年度	5年度	単位
児童発達支援	見込量	218	228	238	人日分
	利用児童数	24	25	27	人
医療型児童発達支援	見込量	5	5	5	人日分
	利用児童数	1	1	1	人
放課後等デイサービス	見込量	474	482	490	人日分
	利用児童数	68	75	81	人
保育所等訪問支援	見込量	1	2	2	人日分
	利用児童数	1	2	2	人
居宅訪問型児童発達支援	見込量	1	1	1	人日分
	利用児童数	1	1	1	人

福祉型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
医療型児童入所支援	見込量	1	1	1	人
障害児相談支援	見込量	21	22	22	人

※医療的ケア児等コーディネーターについては、成果目標に掲載

ウ．見込量の確保策

・児童発達支援は市内事業者と実施日の拡大を図る中で見込み量を確保していきます。
・放課後等デイサービスは、ニーズが高いものの実施事業所が限られていることから、実施事業所の増加を促進してきます。
・保育所等訪問支援は、児童発達支援センターからの移行者のみならず、地元園通園児や就学児も利用できるよう実施事業所と連携を図っていきます。
・医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援は利用ニーズを把握し、情報提供に努め、利用促進を図ります。
・障害児相談支援は、今後もサービス利用者全員に適切に支給されるよう努めます。

第２節　発達障がい者（児）に対する支援（新規）

ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム

保護者がお子さんとのより良いかかわり方を学ぶことにより、日常の子育ての困りごとを解消し、お子さんの発達促進や行動改善を図るもの

ペアレントメンター

発達障害のある子を育てた経験のある保護者が、同じ立場の保護者の悩みに対し、共感的に傾聴し、経験談を話し、情報提供等を行うもの

ピアサポート

同じ課題や境遇における人が互いに支えあい、助け合うこと

ア．第２期計画における見込み量

過去の利用実績を踏まえ、令和５年度末の利用者数を見込みます。

種別	令和元年度実績		令和２年度実績	３年度	４年度	５年度	単位
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	市主催	4	8	11	11	11	受講者数人/年
	その他	3	3				
ペアレントメンターの人数	－		－	親の会等において県ペアレント・メンター事業の活用を検討			人/年
ピアサポートの活動への参加人数	－		－	ピアサポート活動について学ぶ機会の設定と、ピアサポート活動への支援方法を検討			人/年

イ．見込量の確保策

・ペアレントトレーニングにつきましては、市主催としては、年長児から小学校低学年の保護者を主対象とし実施しています。上小圏域障害者総合支援センターでも定期実施しており、利用促進を図ります。
・ペアレントメンターにつきましては、県事業のペアレント・メンターを親の会等で活用していきます。
・ピアサポートにつきましては、活動状況を把握し、支援方法を検討します。

第３節　障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

市立・私立保育所

保護者の就労や病気等により、家庭内での保育が困難な乳児または幼児を保育する施設

認定こども園

就学前の児童に対し教育と保育を一体的に行う施設

放課後児童クラブ

保護者の就労等により保育に欠ける児童に対し遊びや生活の場を提供する施設

児童館

健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを利用目的とした施設

(1)第１期計画の見込量と実績

ア．第１期計画における見込量と利用実績

・市立・私立保育所及び認定こども園で加配対応をしている児童数です。見込み量は達成していませんが、市内児童数の状況を踏まえ、必要性の有無を加配検討会議にて充分検討した上で適切に配置しております。

・児童館、放課後児童クラブを利用している手帳所持児については、大きな変動はありませんでした。

※年間の実人数

種別	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	単位
市立・私立保育所・認定こども園	見込量	50	50	51	人
	実績	52	42	46	人
児童館・放課後児童クラブ	見込量	1	2	2	人
	実績	1	3	2	人

(2)第２期計画の見込量と確保方策

ア．第２期計画における見込量

利用実績及び市内の児童数の状況等を踏まえ、令和５年度末の利用者数を見込みます。

種別	区分	３年度	４年度	５年度	単位
市立・私立保育所・認定こども園	見込量	46	46	46	人
児童館・放課後児童クラブ		2	2	2	人

イ．見込量の確保策

・市立・私立保育所及び認定こども園は、利用ニーズを把握し、必要な児童に引き続き加配・個別対応していきます。

・児童館及び放課後児童クラブは、利用ニーズを把握し、必要に応じた配慮をしていきます。

・特別な支援の必要な児童が子育て支援等を希望に沿って利用できるよう受け入れ体制の整備を行っていきます。

巻末資料

１．東御市障害者総合支援協議会設置要綱

（設　置）

第１条　東御市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する障害児（以下「障害（児）者」という。）の相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉のシステムづくりに関する協議を行うため、東御市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1)　地域相談支援体制の整備に関すること。

(2)　地域生活支援体制の整備に関すること。

(3)　困難事例への対応のあり方に関すること。

(4)　障害福祉計画、障害者計画等の策定、進捗管理に関すること。

(5)　その他地域の障害福祉に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1)　障害者団体

(2)　社会福祉事業者

(3)　社会福祉活動者

(4)　医療関係者

(5)　教育関係者

(6)　雇用、就労関係者

(7)　障害（児）者及びその家族

(8)　学識経験者

(9)　その他市長が必要と認めるもの

（任期）

第４条　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（部会）
第７条　協議会は、専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
（守秘義務）
第８条　委員は、職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（庶務）
第９条　協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。
（補　足）
第１０条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
1　この告示は、告示の日から施行する。
(委員の任期に関する特例)
2　この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期については、第 4 条の規定に関わらず、委嘱した日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
附　則(平成 21 年 3 月 27 日告示第 31 号)
この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 25 年 3 月 25 日告示第 11 号)
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 27 年 3 月 11 日告示第 14 号)
この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

東御市障害者総合支援協議会委員名簿（R２．２.21～R４．２.20）

区　　分	団　　体　　等	氏　　名	備　考
障がい者団体	東御市身体障害者福祉協会	荻原　太郎	副会長
	東御市聴覚障害者協会	松林　祐子	
	ゆるりの会（視覚障がい者団体）	両角　幾雄	
	東御市手をつなぐ育成会	栁澤　智子	
	陽だまりの会（精神障害者家族会）	井出　容子	
	はこべの会（障がい児親の会）	小林　里枝	
	ぴかそくらぶ（発達障がい児親の会）	池本 智恵子	
社会福祉事業者	笑明日	間島　睦子	
	みまき福祉会	西澤　唯治	
社会福祉関係者	東御市社会福祉協議会	山口　正彦	会長
	民生児童委員協議会	小林　末男	
	りらの会（ボランティア団体）	堀　幸代	
教育関係者	上田養護学校	池内　敬志	
	東御市教育支援委員会 北御牧中学校	石神　王貴	

アドバイザー	上小圏域障害者総合支援センター	橋詰　正

【 事 務 局 】

福祉課	福祉課長	深井　芳信
	福祉援護係長	荒井　秀夫
	〃　主査	田中　朋子
	〃　主査	山路　綾
	〃　主任	庭山　真悟
	〃　社会福祉士	土屋　早平

障がい者向けアンケート

送付者数：796名　回答数：327名　回収率：41.1%　実施期間：令和2年6月15日～7月10日

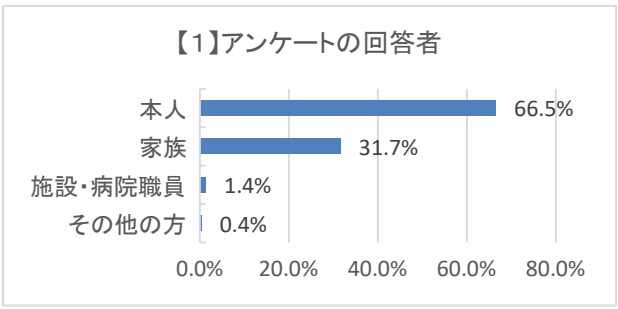

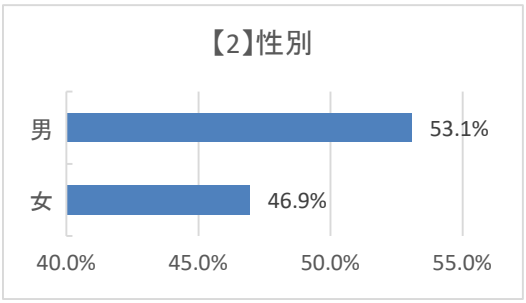

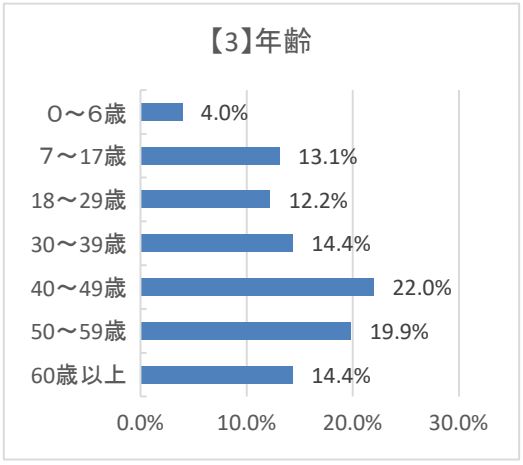

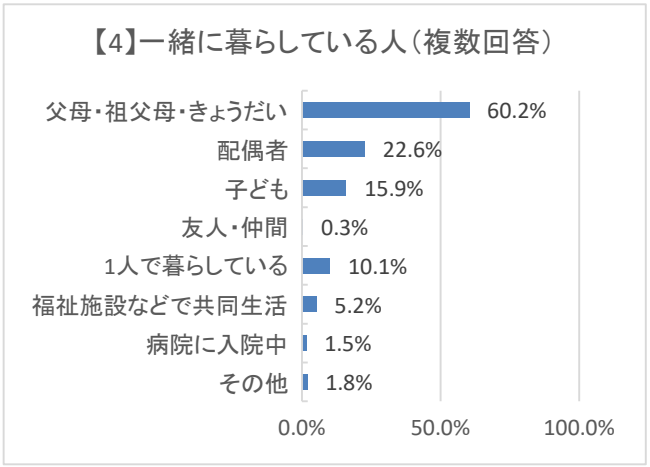

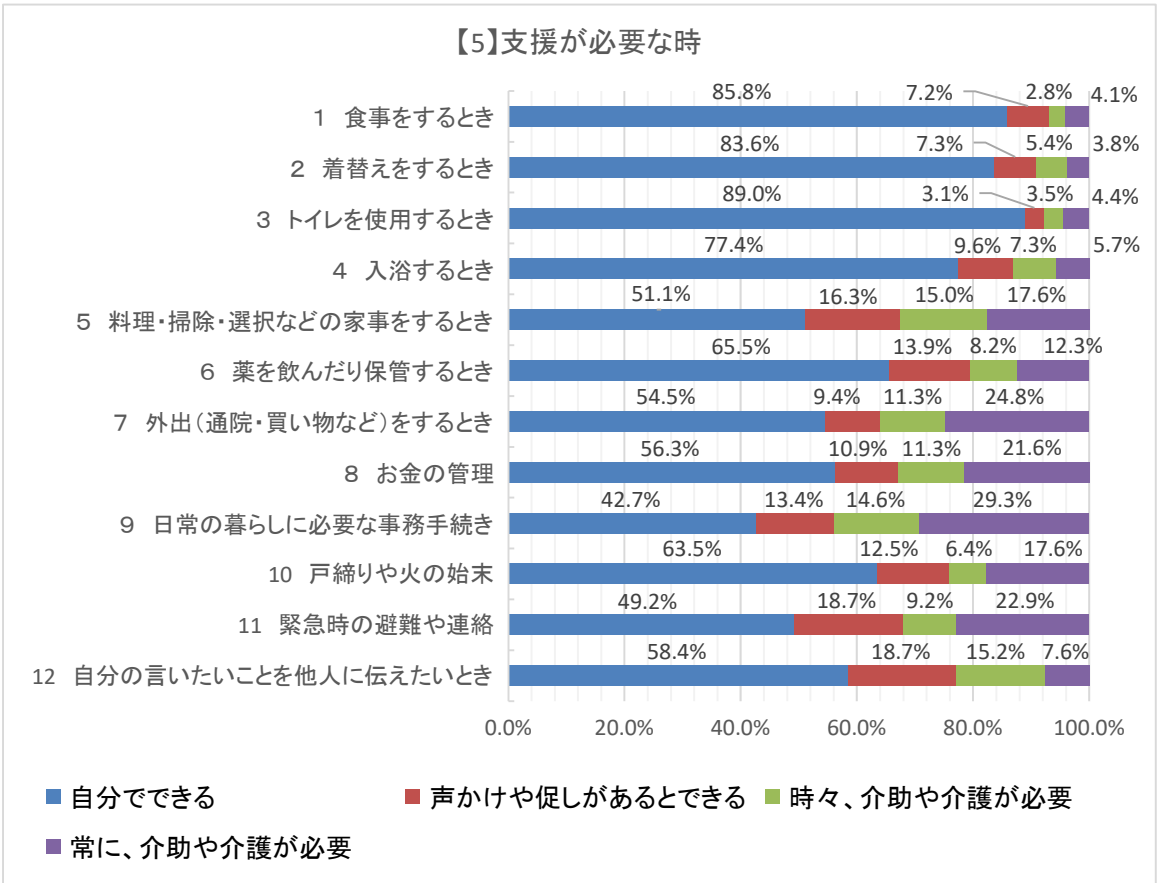

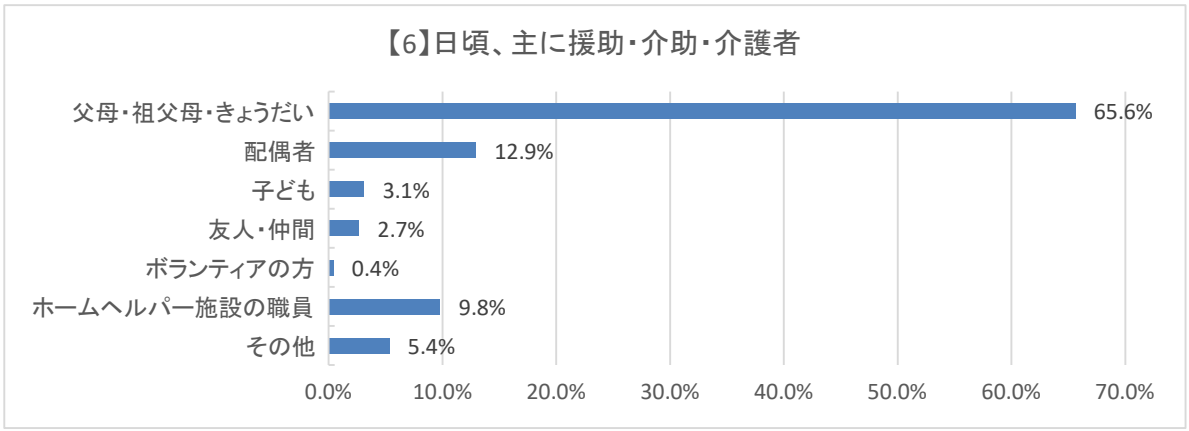
【6】日頃、主に援助・介助・介護者
父母・祖父母・きょうだい
配偶者
子ども
友人・仲間
ボランティアの方
ホームヘルパー施設の職員
その他
65.6%
12.9%
3.1%
2.7%
0.4%
9.8%
5.4%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%

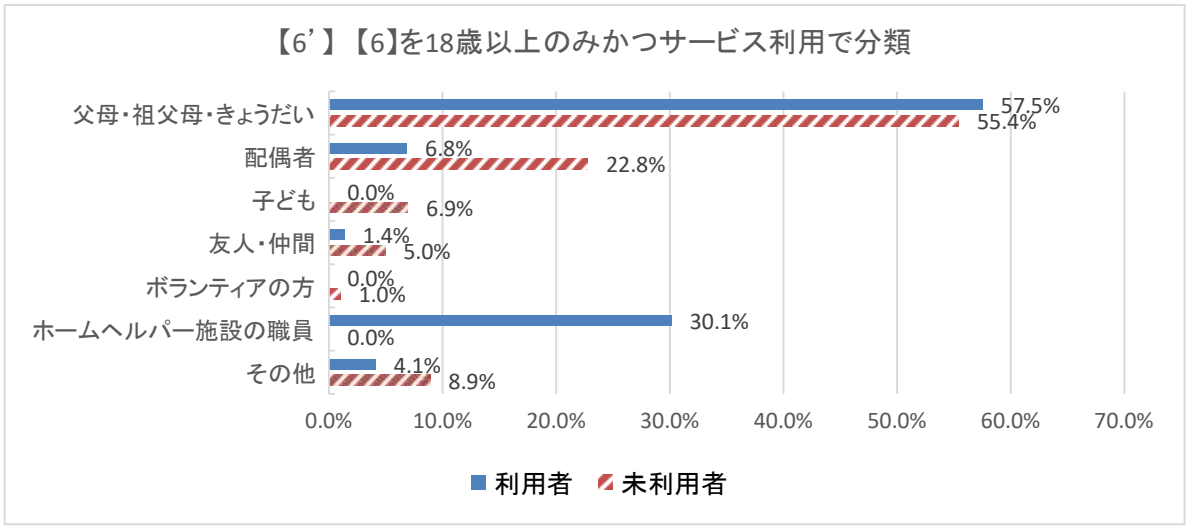
【6’】【6】を18歳以上のみかつサービス利用で分類
父母・祖父母・きょうだい
配偶者
子ども
友人・仲間
ボランティアの方
ホームヘルパー施設の職員
その他
57.5%
55.4%
6.8%
22.8%
0.0%
6.9%
1.4%
5.0%
0.0%
1.0%
30.1%
0.0%
4.1%
8.9%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
利用者
未利用者

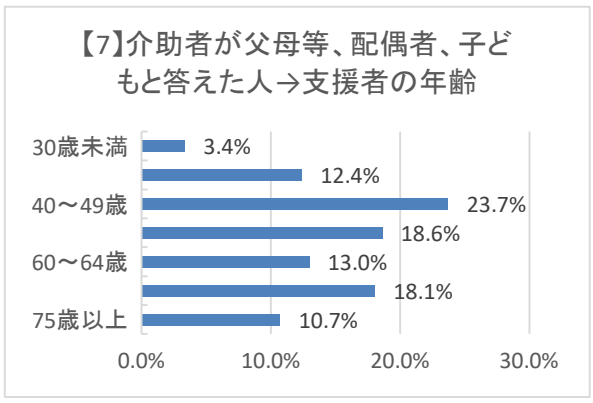
【7】介助者が父母等、配偶者、子どもと答えた人→支援者の年齢
30歳未満
40～49歳
60～64歳
75歳以上
3.4%
12.4%
23.7%
18.6%
13.0%
18.1%
10.7%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%

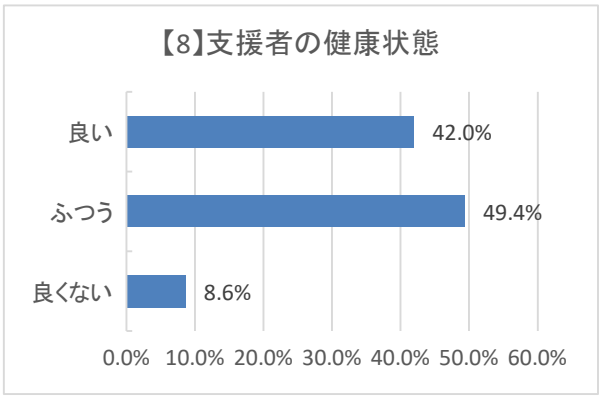
【8】支援者の健康状態
良い
ふつう
良くない
42.0%
49.4%
8.6%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%

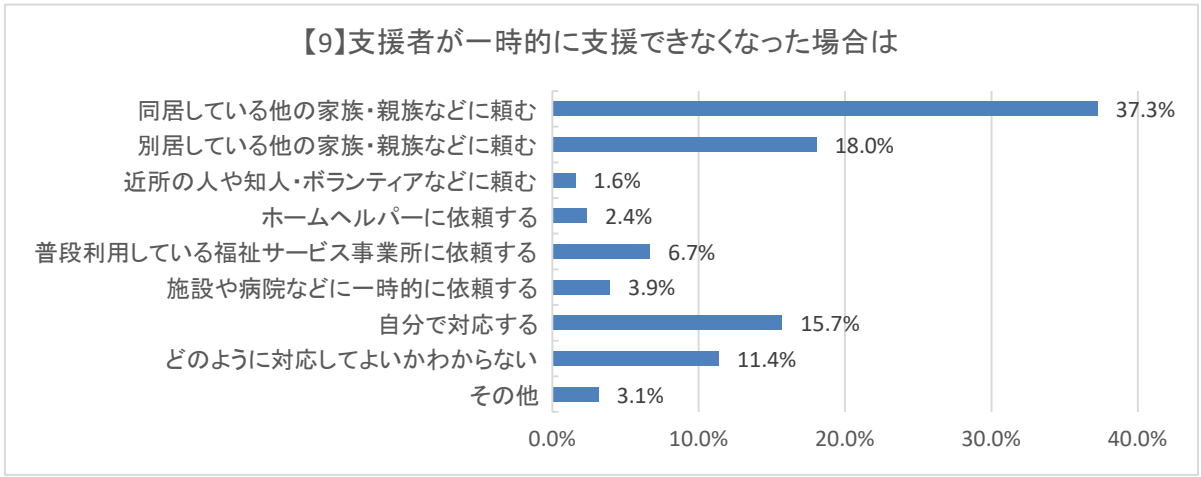
【9】支援者が一時的に支援できなくなった場合は
同居している他の家族・親族などに頼む
別居している他の家族・親族などに頼む
近所の人や知人・ボランティアなどに頼む
ホームヘルパーに依頼する
普段利用している福祉サービス事業所に依頼する
施設や病院などに一時的に依頼する
自分で対応する
どのように対応してよいかわからない
その他
37.3%
18.0%
1.6%
2.4%
6.7%
3.9%
15.7%
11.4%
3.1%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%

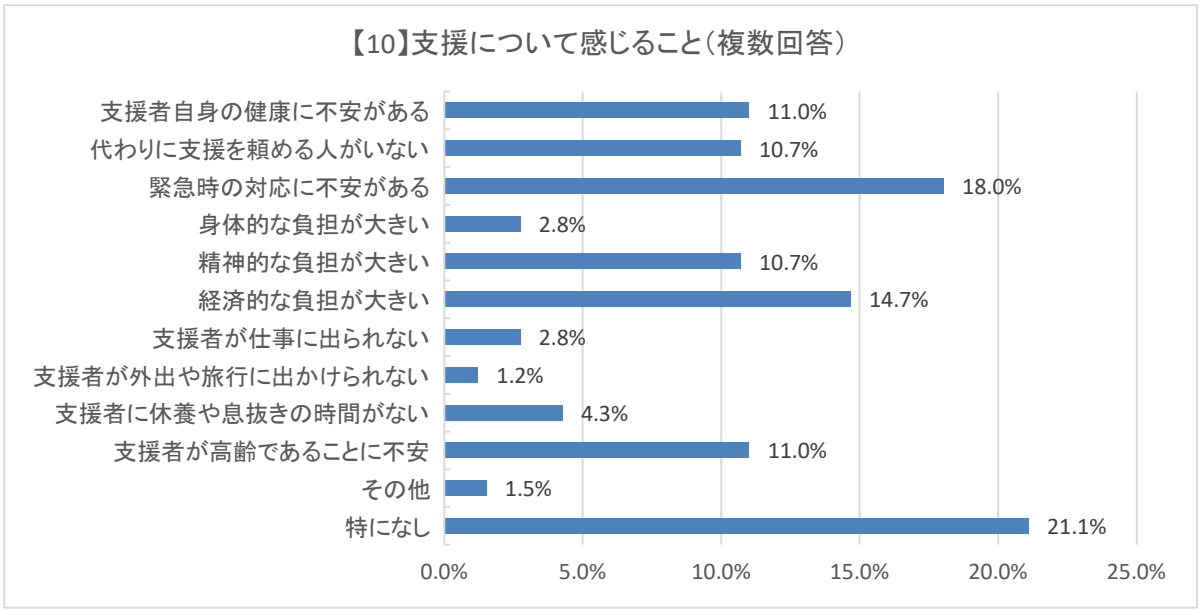
【10】支援について感じること（複数回答）
支援者自身の健康に不安がある 11.0%
代わりに支援を頼める人がいない 10.7%
緊急時の対応に不安がある 18.0%
身体的な負担が大きい 2.8%
精神的な負担が大きい 10.7%
経済的な負担が大きい 14.7%
支援者が仕事に出られない 2.8%
支援者が外出や旅行に出かけられない 1.2%
支援者に休養や息抜きの時間がない 4.3%
支援者が高齢であることに不安 11.0%
その他 1.5%
特になし 21.1%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0%

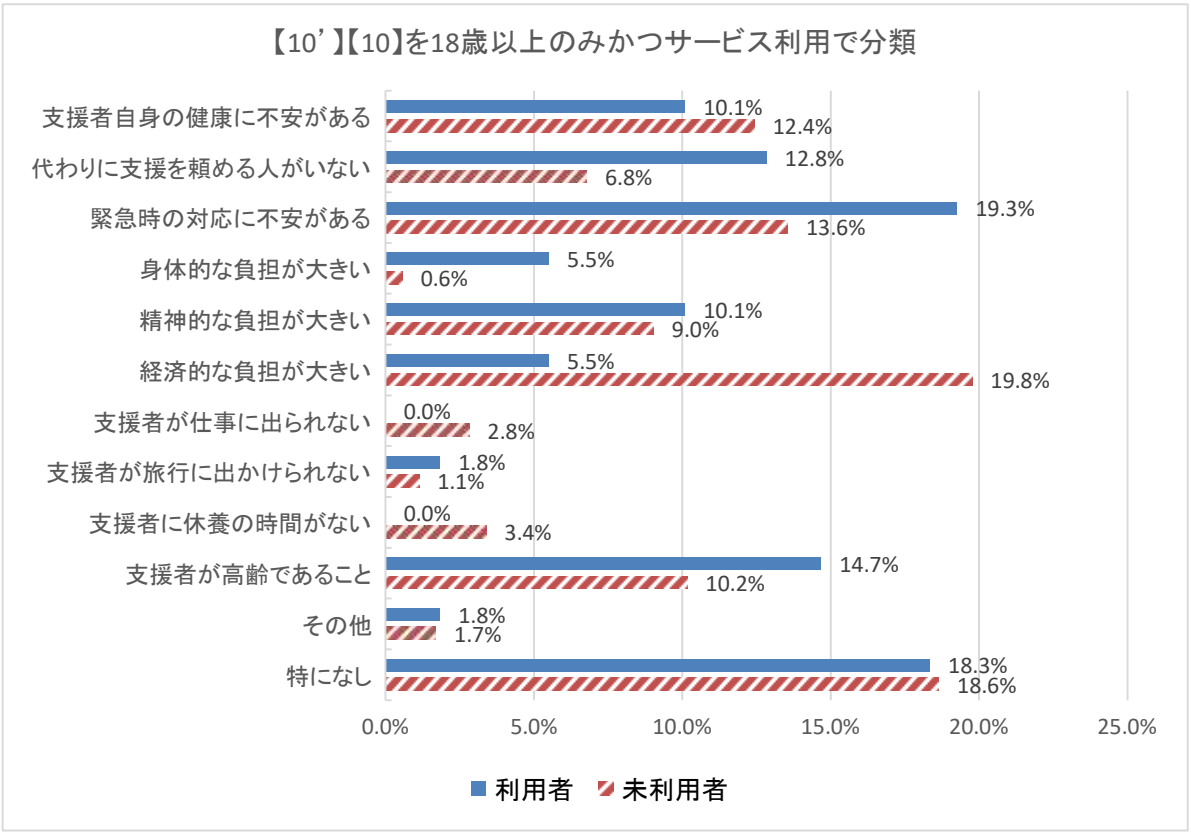
【10’】【10】を18歳以上のみかつサービス利用で分類
支援者自身の健康に不安がある 10.1% 12.4%
代わりに支援を頼める人がいない 12.8% 6.8%
緊急時の対応に不安がある 19.3% 13.6%
身体的な負担が大きい 5.5% 0.6%
精神的な負担が大きい 10.1% 9.0%
経済的な負担が大きい 5.5% 19.8%
支援者が仕事に出られない 0.0% 2.8%
支援者が旅行に出かけられない 1.8% 1.1%
支援者に休養の時間がない 0.0% 3.4%
支援者が高齢であること 14.7% 10.2%
その他 1.8% 1.7%
特になし 18.3% 18.6%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0%
利用者 未利用者

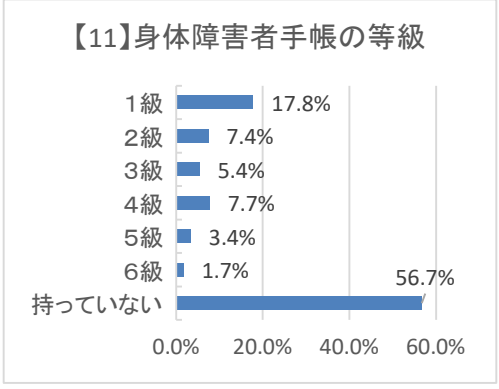
【11】身体障害者手帳の等級
1級 17.8%
2級 7.4%
3級 5.4%
4級 7.7%
5級 3.4%
6級 1.7%
持っていない 56.7%
0.0% 20.0% 40.0% 60.0%

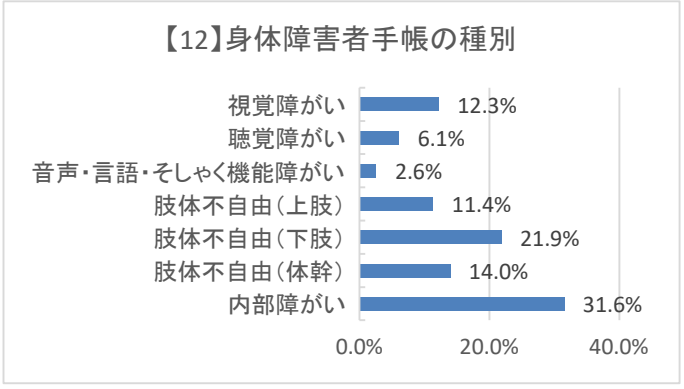
【12】身体障害者手帳の種別
視覚障がい 12.3%
聴覚障がい 6.1%
音声・言語・そしゃく機能障がい 2.6%
肢体不自由（上肢） 11.4%
肢体不自由（下肢） 21.9%
肢体不自由（体幹） 14.0%
内部障がい 31.6%
0.0% 20.0% 40.0%

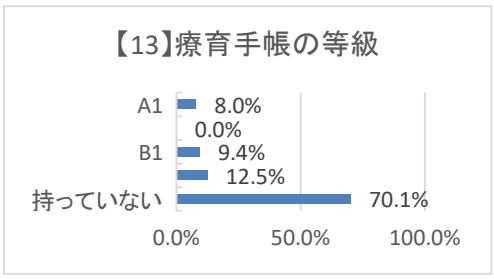
【13】療育手帳の等級
A1
8.0%
0.0%
B1
9.4%
12.5%
持っていない
70.1%
0.0%
50.0%
100.0%

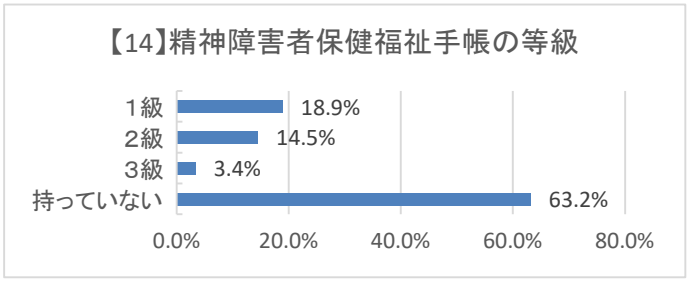
【14】精神障害者保健福祉手帳の等級
1級
18.9%
2級
14.5%
3級
3.4%
持っていない
63.2%
0.0%
20.0%
40.0%
60.0%
80.0%

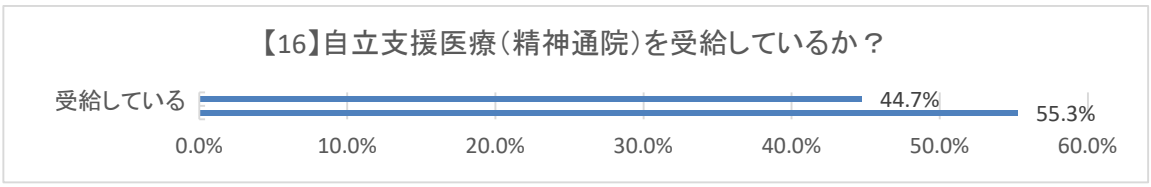
【16】自立支援医療（精神通院）を受給しているか？
受給している
44.7%
55.3%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%

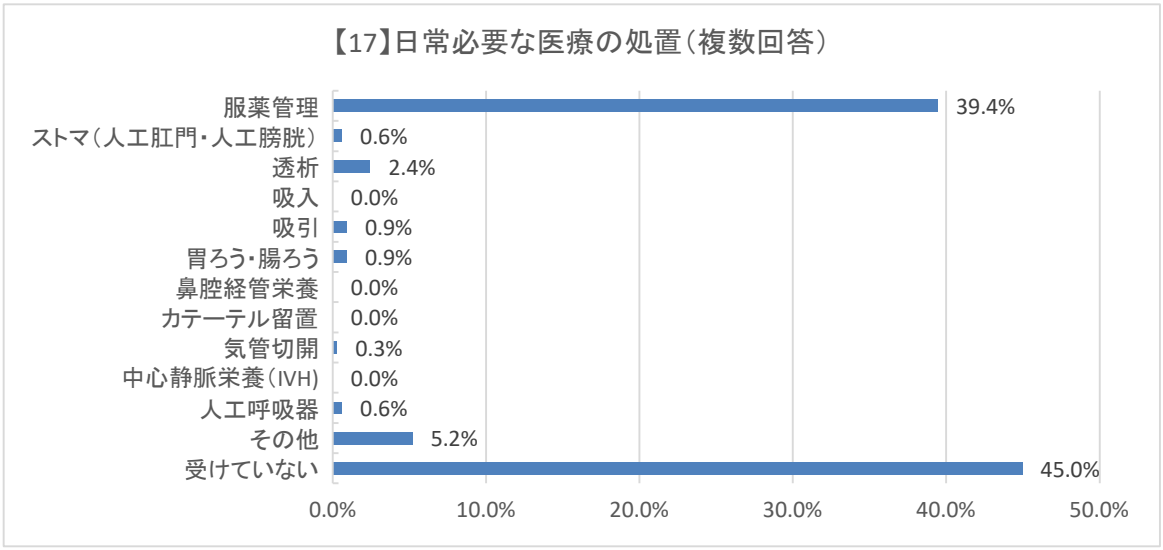
【17】日常必要な医療の処置（複数回答）
服薬管理
39.4%
ストマ（人工肛門・人工膀胱）
0.6%
透析
2.4%
吸入
0.0%
吸引
0.9%
胃ろう・腸ろう
0.9%
鼻腔経管栄養
0.0%
カテーテル留置
0.0%
気管切開
0.3%
中心静脈栄養（IVH）
0.0%
人工呼吸器
0.6%
その他
5.2%
受けていない
45.0%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%

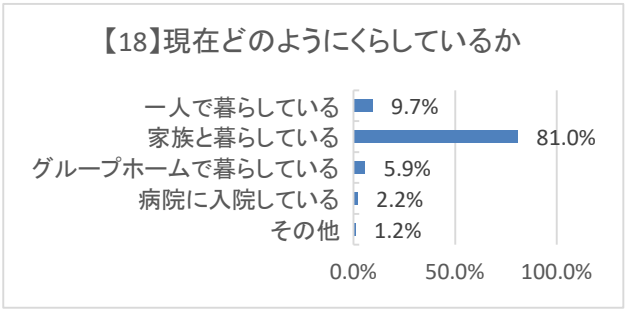
【18】現在どのようにくらしているか
一人で暮らしている
9.7%
家族と暮らしている
81.0%
グループホームで暮らしている
5.9%
病院に入院している
2.2%
その他
1.2%
0.0%
50.0%
100.0%

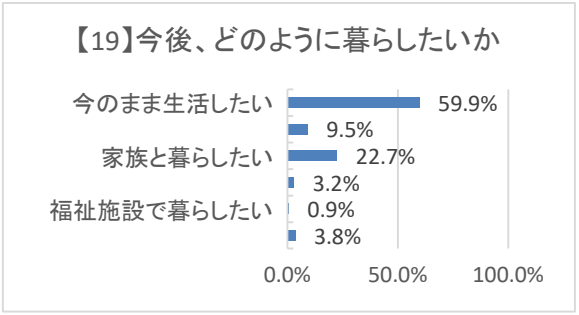
【19】今後、どのように暮らしたいか
今のまま生活したい
59.9%
9.5%
家族と暮らしたい
22.7%
3.2%
福祉施設で暮らしたい
0.9%
3.8%
0.0%
50.0%
100.0%

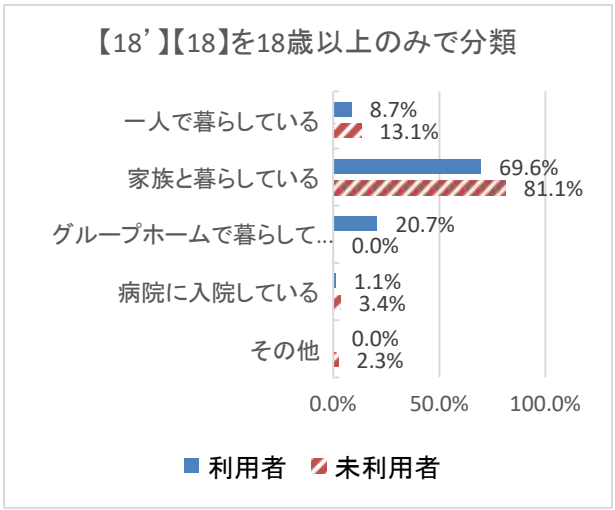
【18’】【18】を18歳以上のみで分類
一人で暮らしている
8.7%
13.1%
家族と暮らしている
69.6%
81.1%
グループホームで暮らして…
20.7%
0.0%
病院に入院している
1.1%
3.4%
その他
0.0%
2.3%
0.0%
50.0%
100.0%
利用者
未利用者

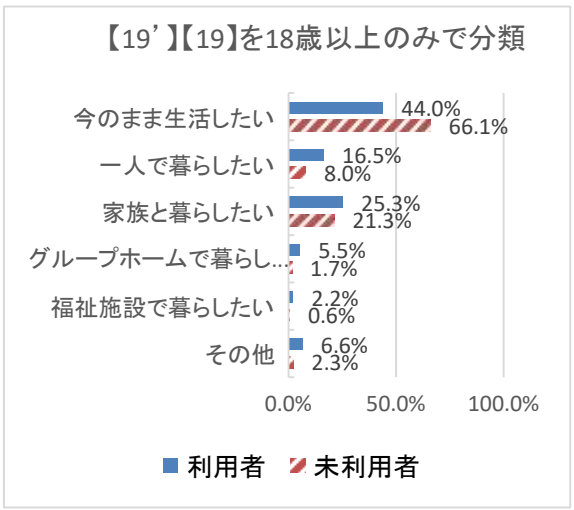
【19’】【19】を18歳以上のみで分類
今のまま生活したい
44.0%
66.1%
一人で暮らしたい
16.5%
8.0%
家族と暮らしたい
25.3%
21.3%
グループホームで暮らし…
5.5%
1.7%
福祉施設で暮らしたい
2.2%
0.6%
その他
6.6%
2.3%
0.0%
50.0%
100.0%
利用者
未利用者

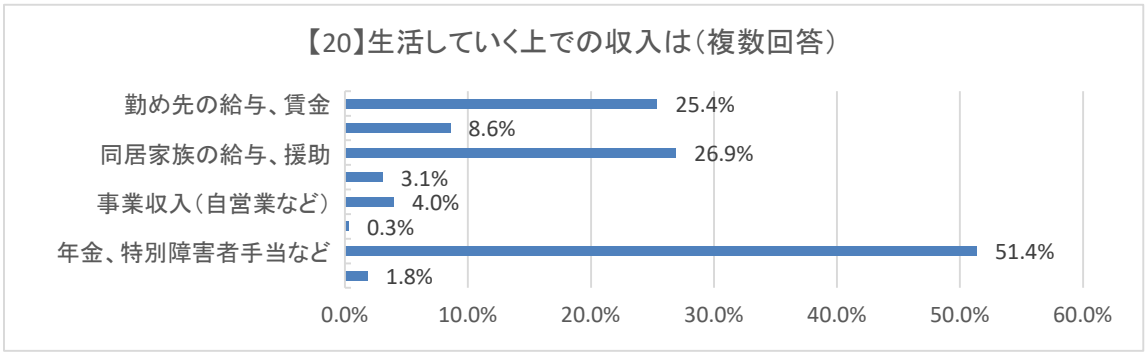
【20】生活していく上での収入は（複数回答）
勤め先の給与、賃金
25.4%
8.6%
同居家族の給与、援助
26.9%
3.1%
事業収入（自営業など）
4.0%
0.3%
年金、特別障害者手当など
51.4%
1.8%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%

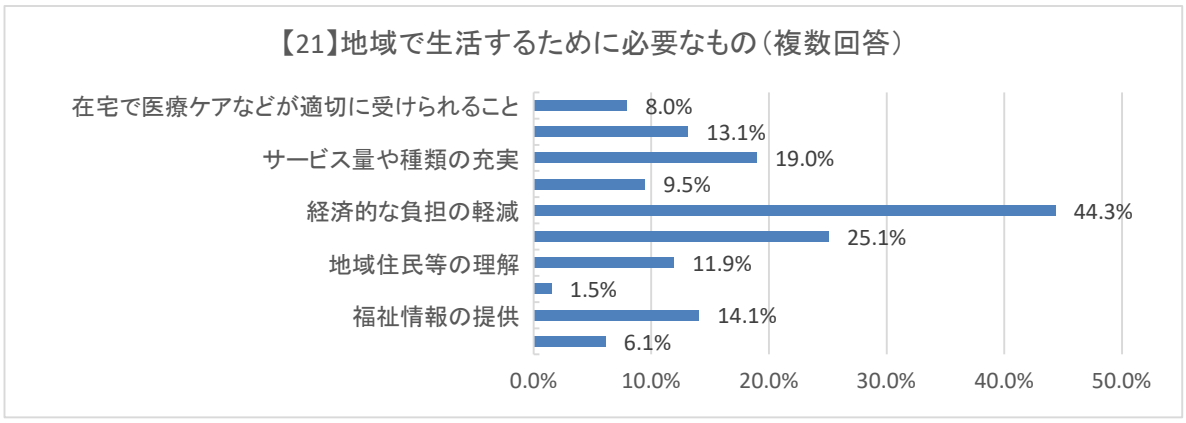
【21】地域で生活するために必要なもの（複数回答）
在宅で医療ケアなどが適切に受けられること
8.0%
13.1%
サービス量や種類の充実
19.0%
9.5%
経済的な負担の軽減
44.3%
25.1%
地域住民等の理解
11.9%
1.5%
福祉情報の提供
14.1%
6.1%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%

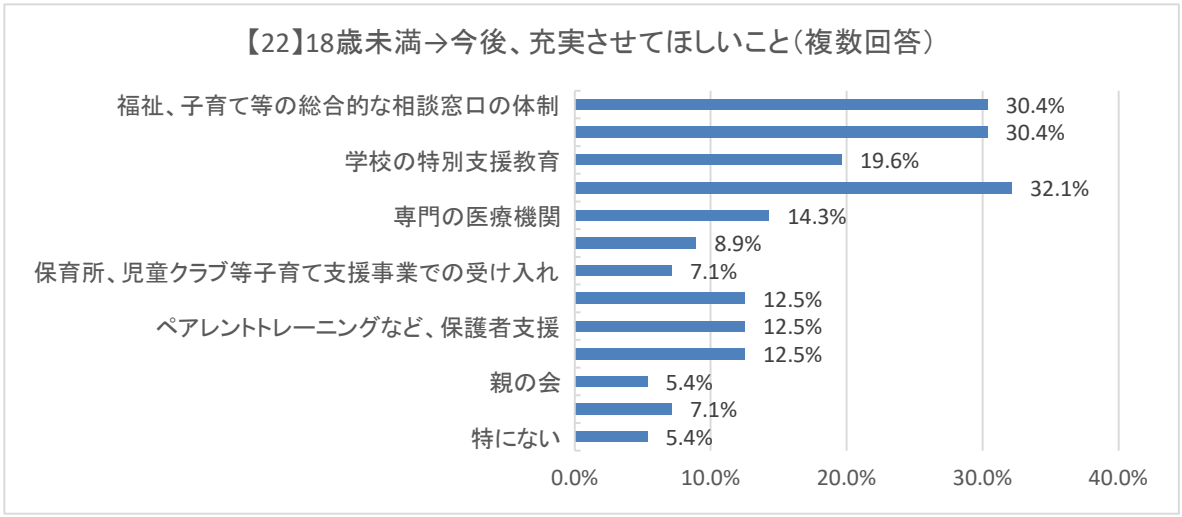
【22】18歳未満→今後、充実させてほしいこと（複数回答）
福祉、子育て等の総合的な相談窓口の体制
30.4%
30.4%
学校の特別支援教育
19.6%
32.1%
専門の医療機関
14.3%
8.9%
保育所、児童クラブ等子育て支援事業での受け入れ
7.1%
12.5%
ペアレントトレーニングなど、保護者支援
12.5%
12.5%
親の会
5.4%
7.1%
特にない
5.4%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%

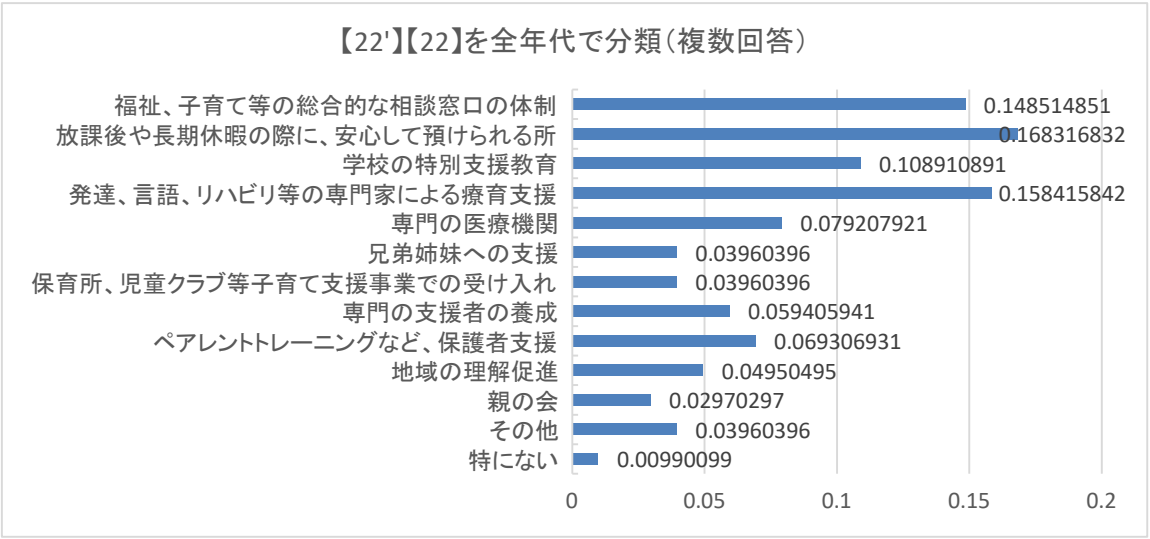
【22'】【22】を全年代で分類（複数回答）
福祉、子育て等の総合的な相談窓口の体制
0.148514851
放課後や長期休暇の際に、安心して預けられる所
0.168316832
学校の特別支援教育
0.108910891
発達、言語、リハビリ等の専門家による療育支援
0.158415842
専門の医療機関
0.079207921
兄弟姉妹への支援
0.03960396
保育所、児童クラブ等子育て支援事業での受け入れ
0.03960396
専門の支援者の養成
0.059405941
ペアレントトレーニングなど、保護者支援
0.069306931
地域の理解促進
0.04950495
親の会
0.02970297
その他
0.03960396
特にない
0.00990099
0
0.05
0.1
0.15
0.2

【23】平日の日中の過ごし方

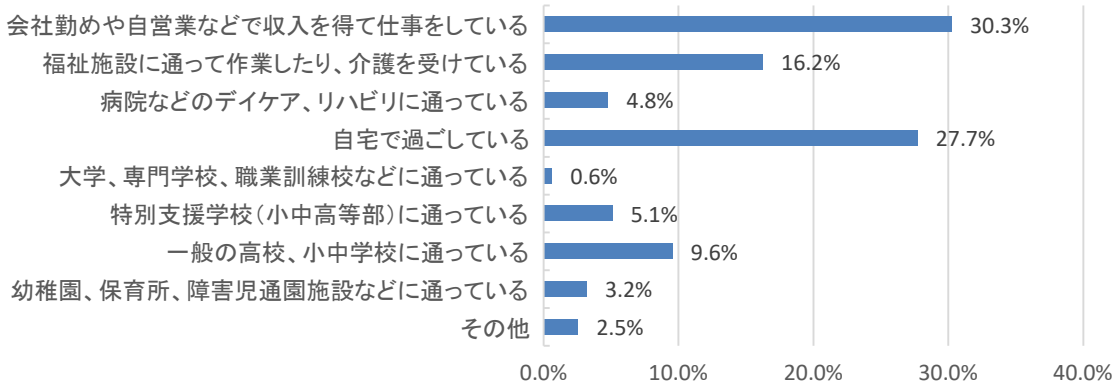

【23’】【23】を18歳以上のみかつサービス利用で分類

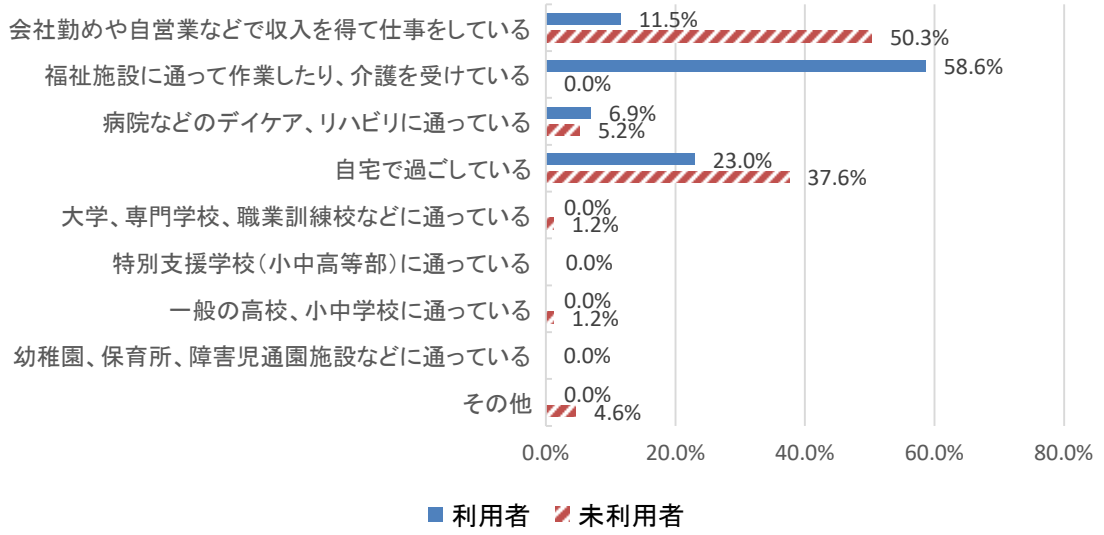

【23】【22】で収入を得て仕事をしていると答えた方
→どのような勤務形態で働いているか

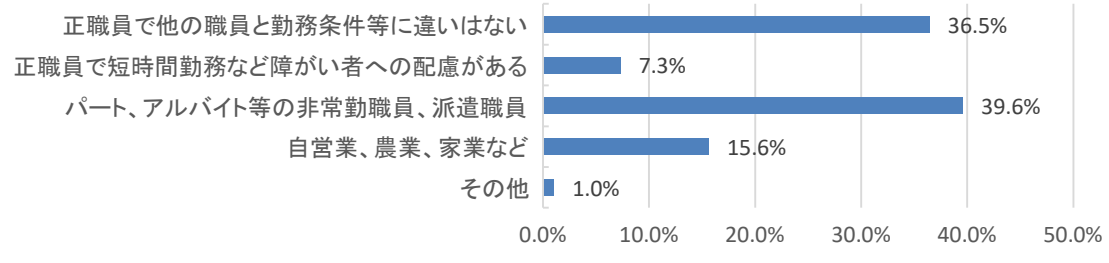

【24】【22】で収入を得て仕事をしていると答えた以外の方
→今後、収入を得る仕事をしたいか

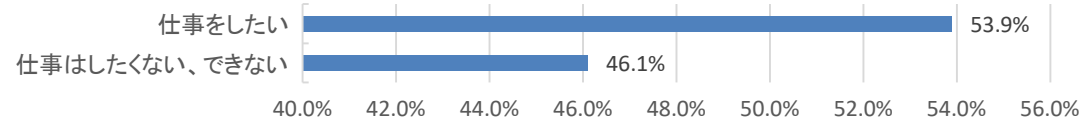

【24’】【24】を18歳以上のみかつサービス利用で分類

【25】障がい者の就労支援として必要なもの（複数回答）

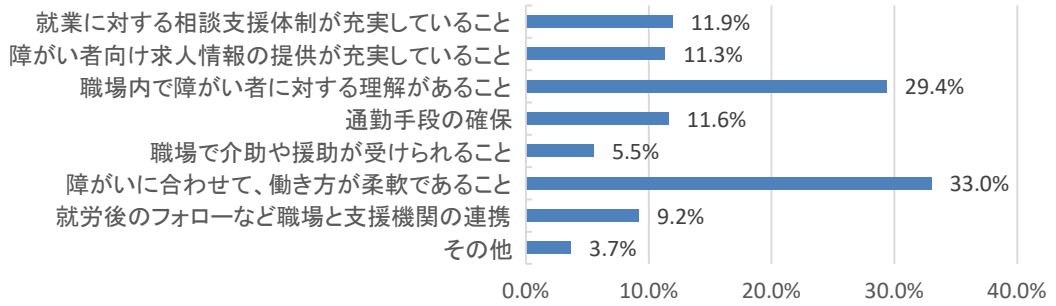

【25’】【25】を18歳以上のみかつサービス利用で分類

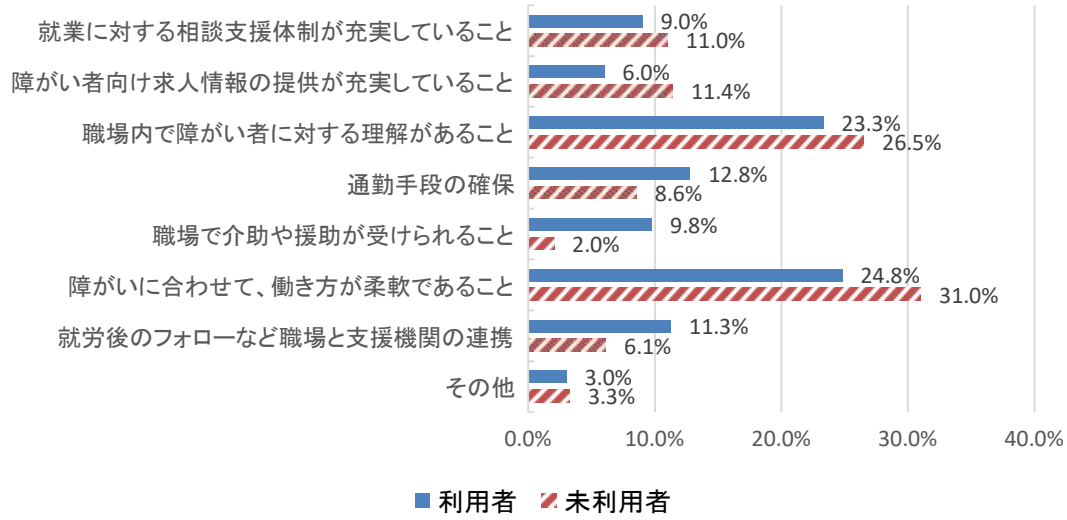

【26】18歳未満の方→放課後及び休日をどのように過ごしているか（複数回答）

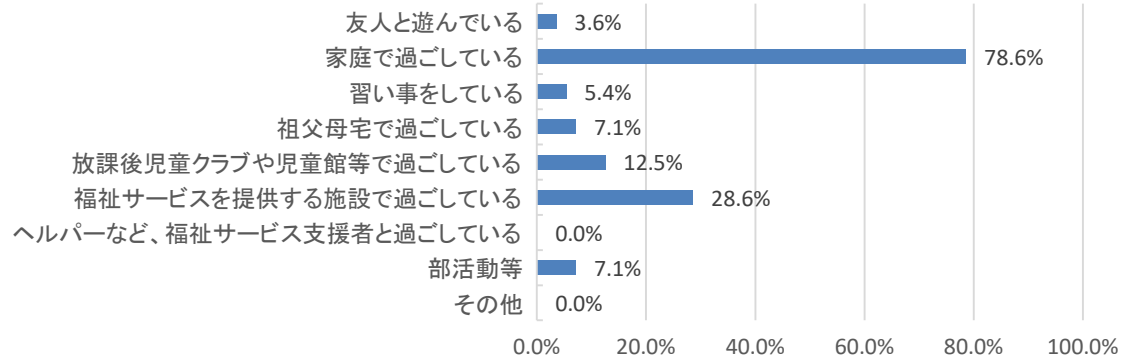

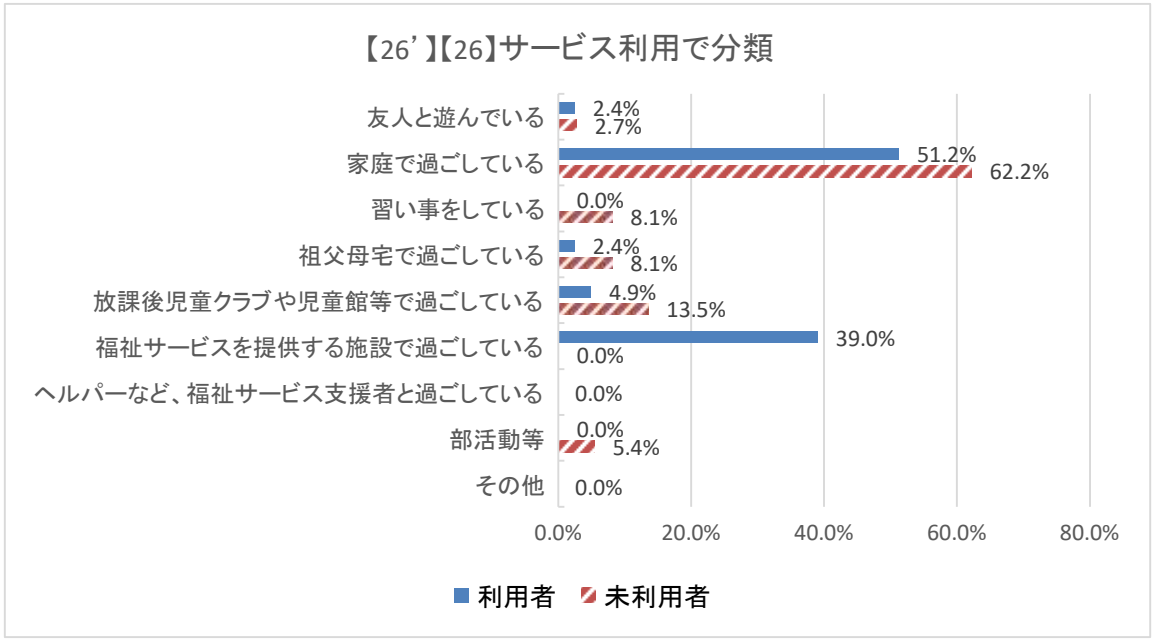
【26’】【26】サービス利用で分類
友人と遊んでいる
家庭で過ごしている
習い事をしている
祖父母宅で過ごしている
放課後児童クラブや児童館等で過ごしている
福祉サービスを提供する施設で過ごしている
ヘルパーなど、福祉サービス支援者と過ごしている
部活動等
その他
2.4%
2.7%
51.2%
62.2%
0.0%
8.1%
2.4%
8.1%
4.9%
13.5%
39.0%
0.0%
0.0%
0.0%
0.0%
5.4%
0.0%
0.0%
20.0%
40.0%
60.0%
80.0%
利用者
未利用者

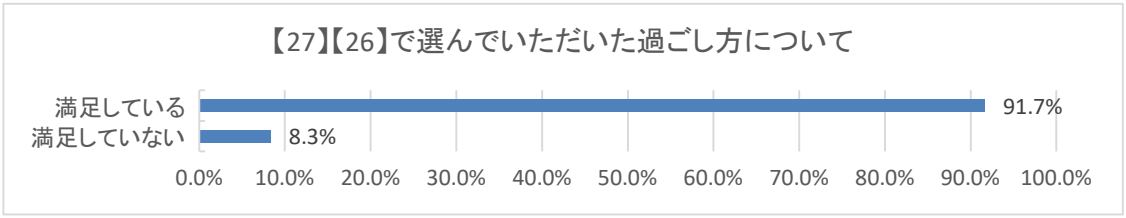
【27】【26】で選んでいただいた過ごし方について
満足している
満足していない
91.7%
8.3%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
80.0%
90.0%
100.0%

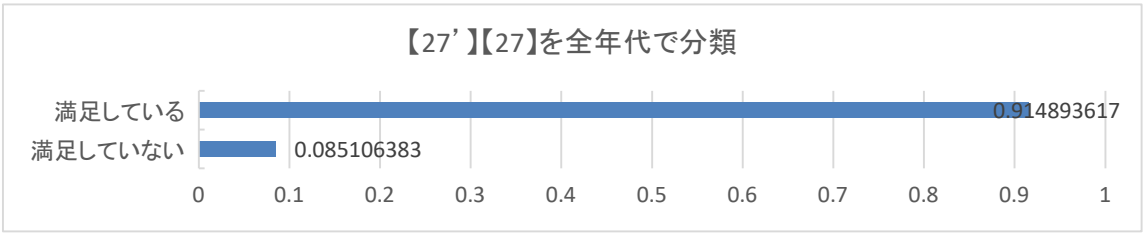
【27’】【27】を全年代で分類
満足している
満足していない
0.914893617
0.085106383
0
0.1
0.2
0.3
0.4
0.5
0.6
0.7
0.8
0.9
1

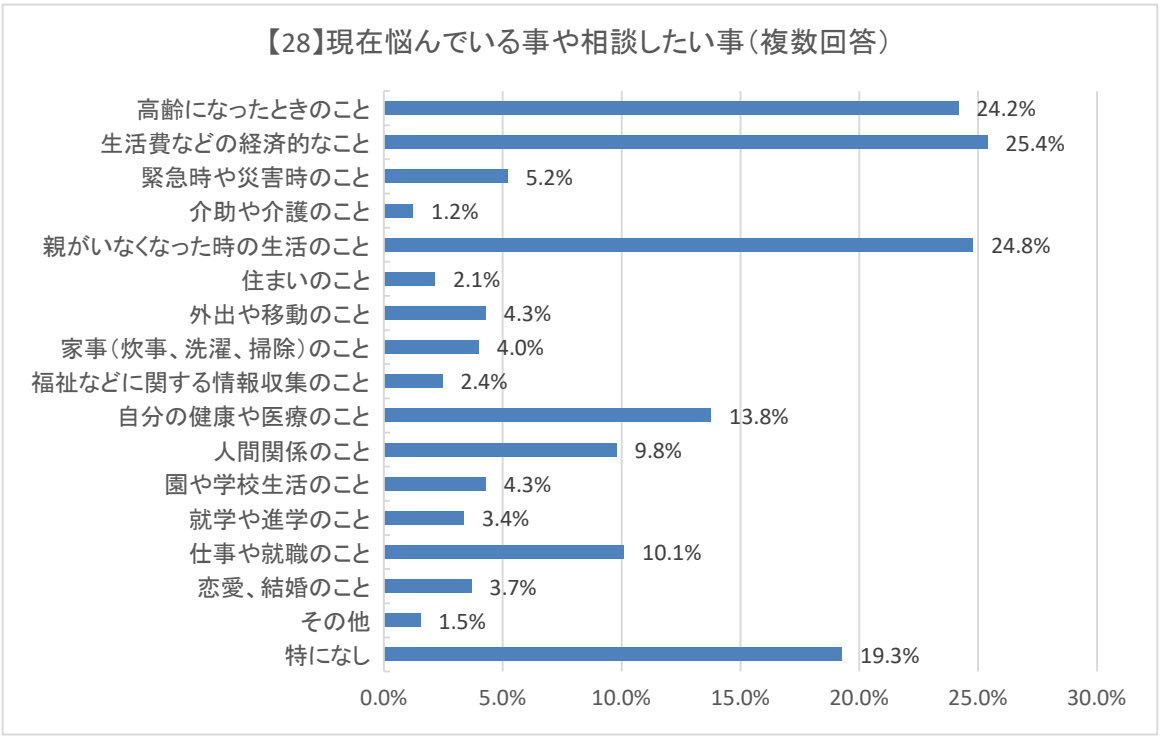
【28】現在悩んでいる事や相談したい事（複数回答）
高齢になったときのこと
生活費などの経済的なこと
緊急時や災害時のこと
介助や介護のこと
親がいなくなった時の生活のこと
住まいのこと
外出や移動のこと
家事（炊事、洗濯、掃除）のこと
福祉などに関する情報収集のこと
自分の健康や医療のこと
人間関係のこと
園や学校生活のこと
就学や進学のこと
仕事や就職のこと
恋愛、結婚のこと
その他
特になし
24.2%
25.4%
5.2%
1.2%
24.8%
2.1%
4.3%
4.0%
2.4%
13.8%
9.8%
4.3%
3.4%
10.1%
3.7%
1.5%
19.3%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%

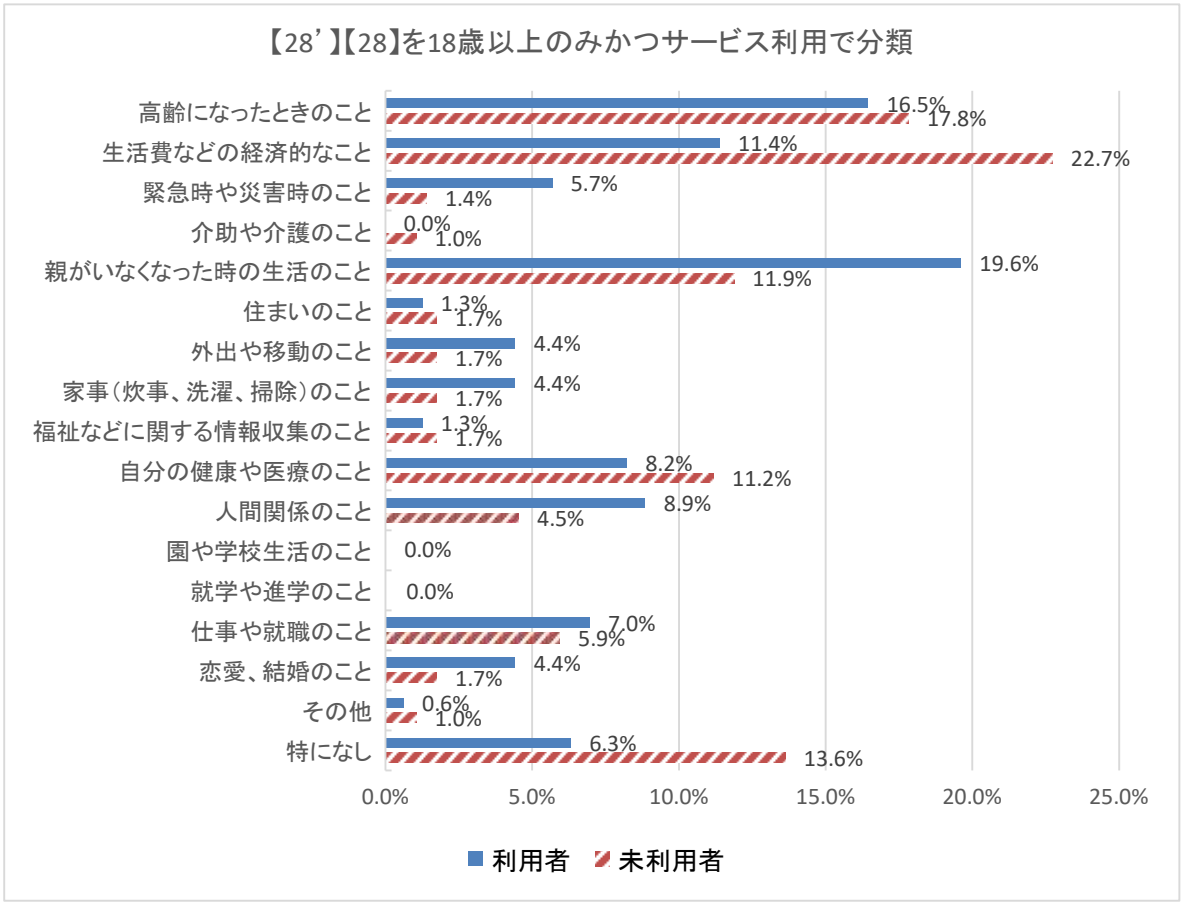
【28’】【28】を18歳以上のみかつサービス利用で分類
高齢になったときのこと 16.5% 17.8%
生活費などの経済的なこと 11.4% 22.7%
緊急時や災害時のこと 5.7% 1.4%
介助や介護のこと 0.0% 1.0%
親がいなくなった時の生活のこと 19.6% 11.9%
住まいのこと 1.3% 1.7%
外出や移動のこと 4.4% 1.7%
家事（炊事、洗濯、掃除）のこと 4.4% 1.7%
福祉などに関する情報収集のこと 1.3% 1.7%
自分の健康や医療のこと 8.2% 11.2%
人間関係のこと 8.9% 4.5%
園や学校生活のこと 0.0%
就学や進学のこと 0.0%
仕事や就職のこと 7.0% 5.9%
恋愛、結婚のこと 4.4% 1.7%
その他 0.6% 1.0%
特になし 6.3% 13.6%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0%
利用者 未利用者

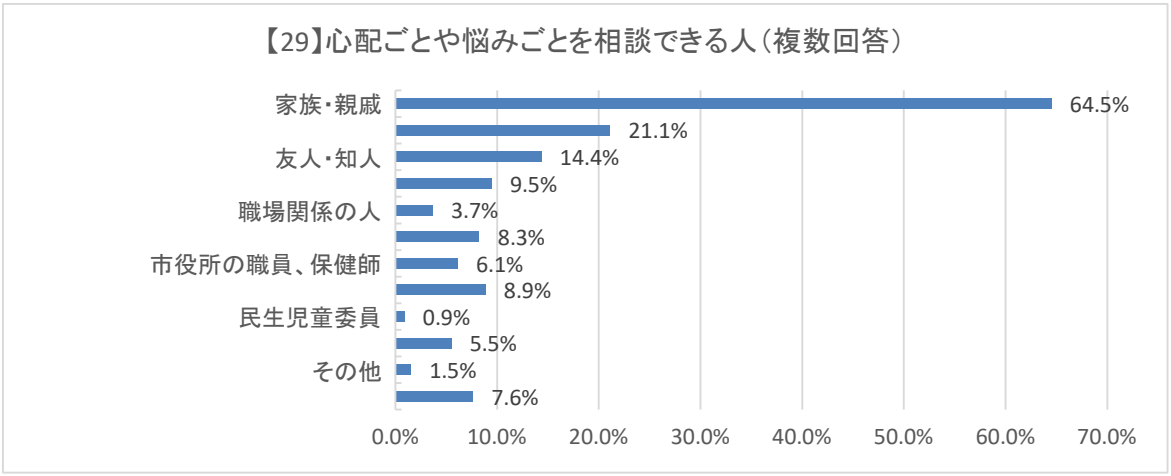
【29】心配ごとや悩みごとを相談できる人（複数回答）
家族・親戚 64.5%
21.1%
友人・知人 14.4%
9.5%
職場関係の人 3.7%
8.3%
市役所の職員、保健師 6.1%
8.9%
民生児童委員 0.9%
5.5%
その他 1.5%
7.6%
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%

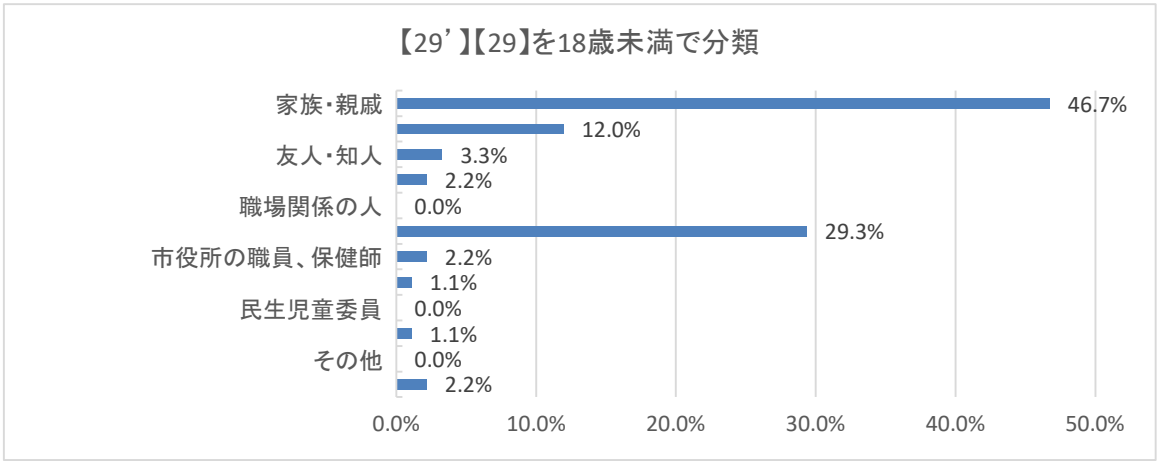
【29’】【29】を18歳未満で分類
家族・親戚 46.7%
12.0%
友人・知人 3.3%
2.2%
職場関係の人 0.0%
29.3%
市役所の職員、保健師 2.2%
1.1%
民生児童委員 0.0%
1.1%
その他 0.0%
2.2%
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0%

【30】障がいのことや福祉サービスに関する情報をどこから知りますか（複数回答）

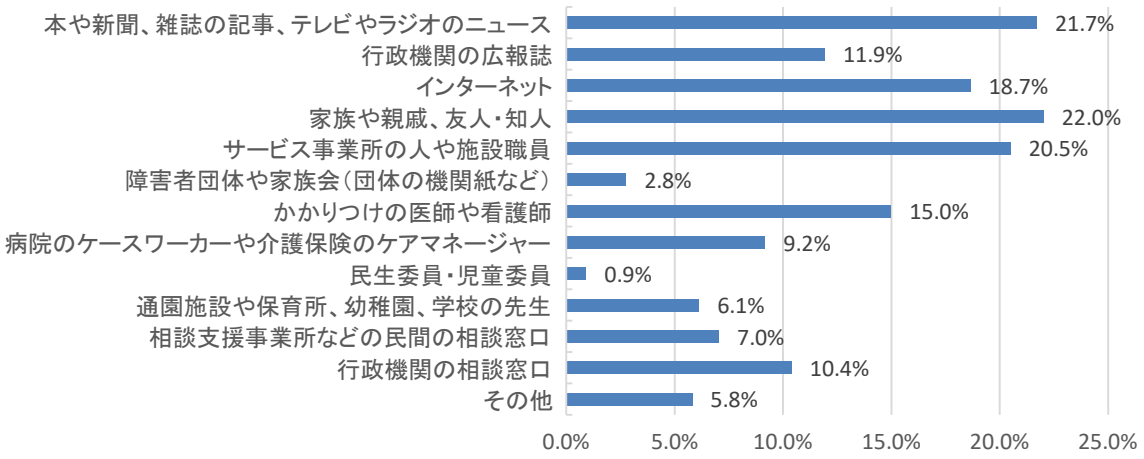

【31】障がい福祉サービスには満足しているか

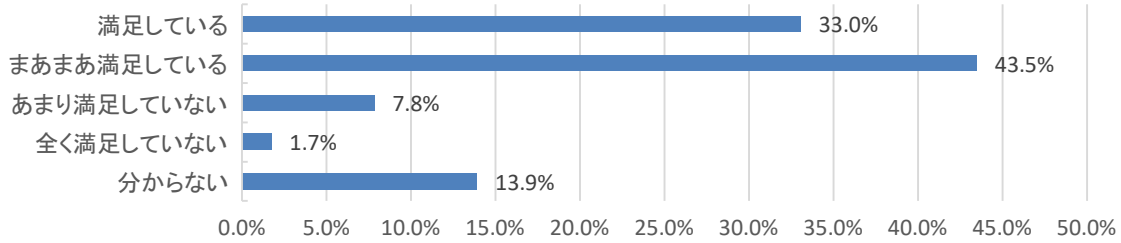

【31’】【31】を18歳未満で分類

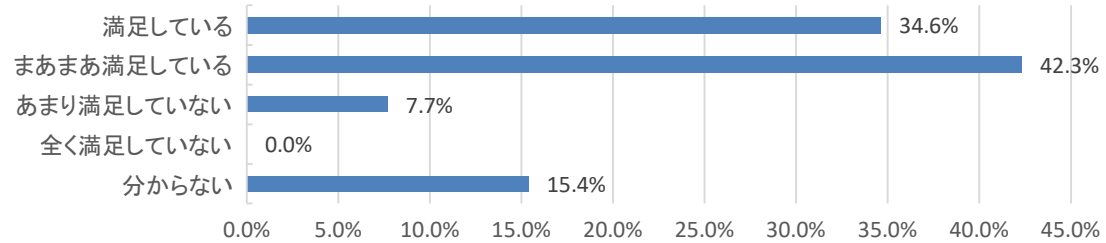

【32】あまり満足していない、全く満足していないと答えた方
→満足していない理由（複数回答）

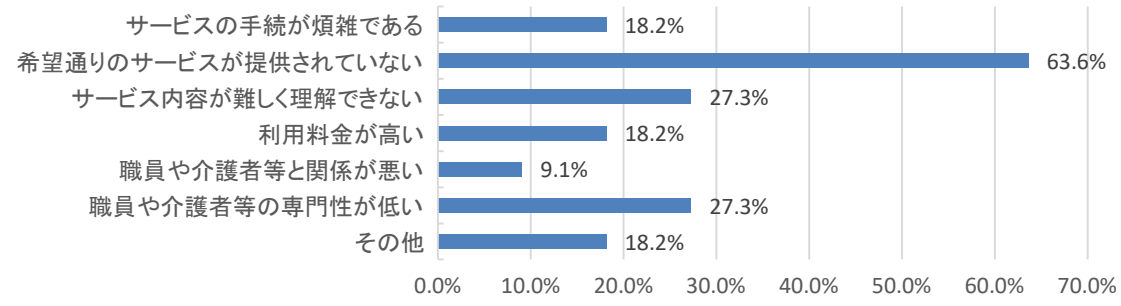

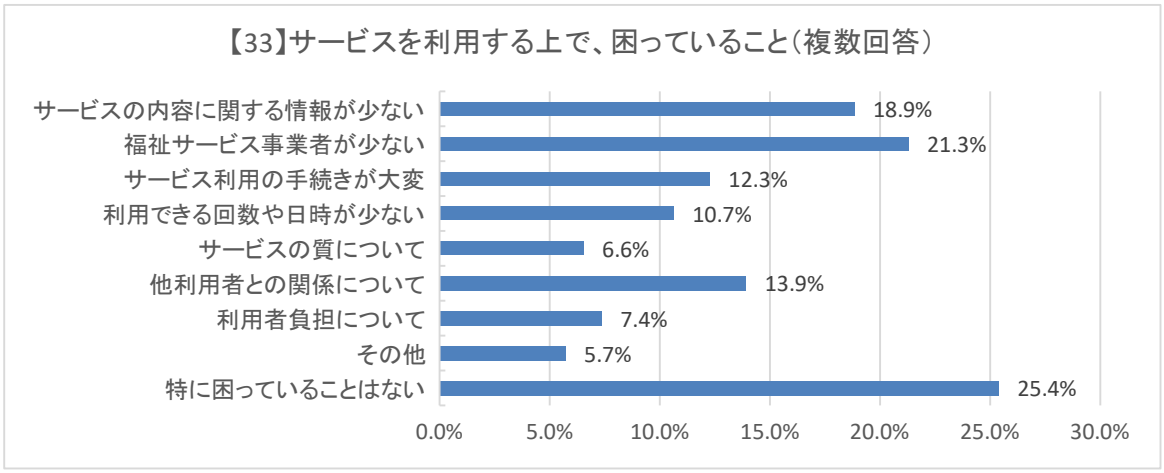
【33】サービスを利用する上で、困っていること（複数回答）
サービスの内容に関する情報が少ない 18.9%
福祉サービス事業者が少ない 21.3%
サービス利用の手続きが大変 12.3%
利用できる回数や日時が少ない 10.7%
サービスの質について 6.6%
他利用者との関係について 13.9%
利用者負担について 7.4%
その他 5.7%
特に困っていることはない 25.4%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0%

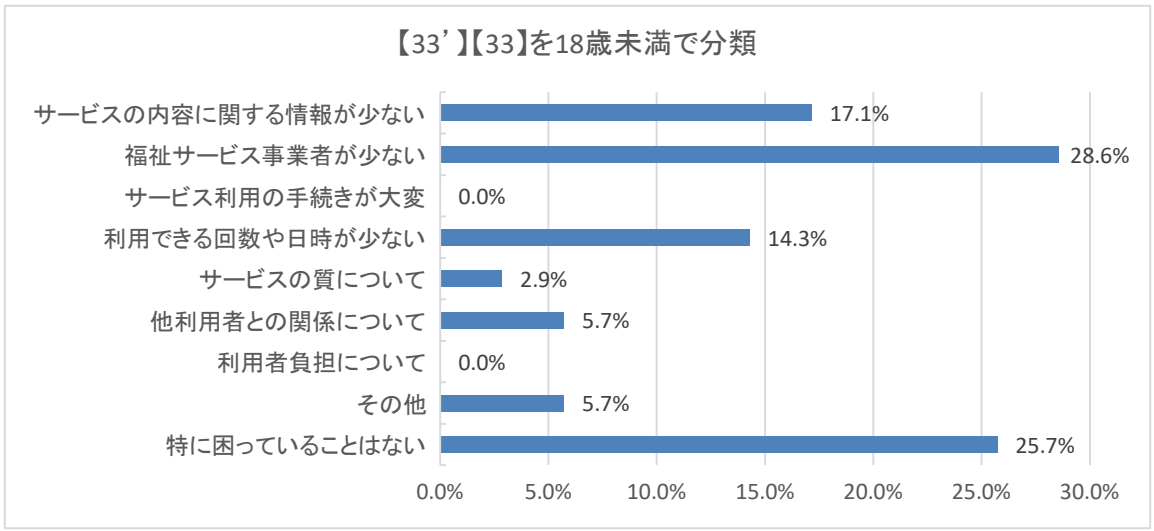
【33’】【33】を18歳未満で分類
サービスの内容に関する情報が少ない 17.1%
福祉サービス事業者が少ない 28.6%
サービス利用の手続きが大変 0.0%
利用できる回数や日時が少ない 14.3%
サービスの質について 2.9%
他利用者との関係について 5.7%
利用者負担について 0.0%
その他 5.7%
特に困っていることはない 25.7%
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0%

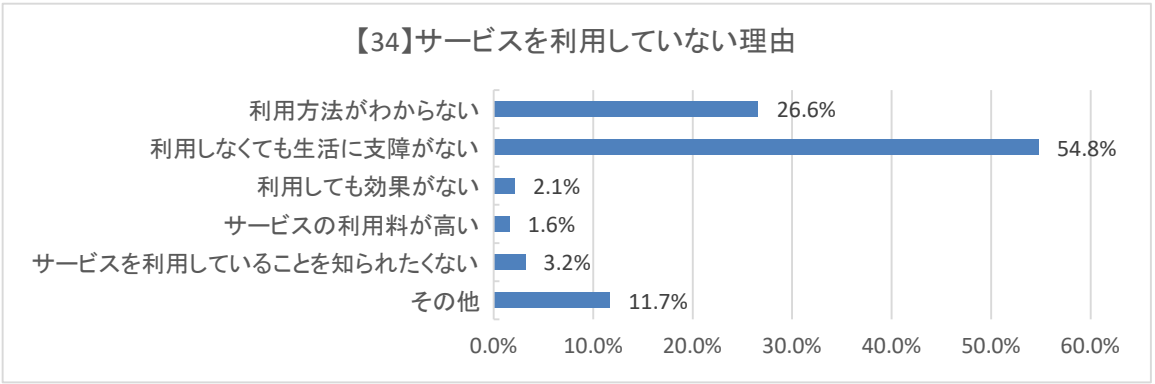
【34】サービスを利用していない理由
利用方法がわからない 26.6%
利用しなくても生活に支障がない 54.8%
利用しても効果がない 2.1%
サービスの利用料が高い 1.6%
サービスを利用していることを知られたくない 3.2%
その他 11.7%
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0%

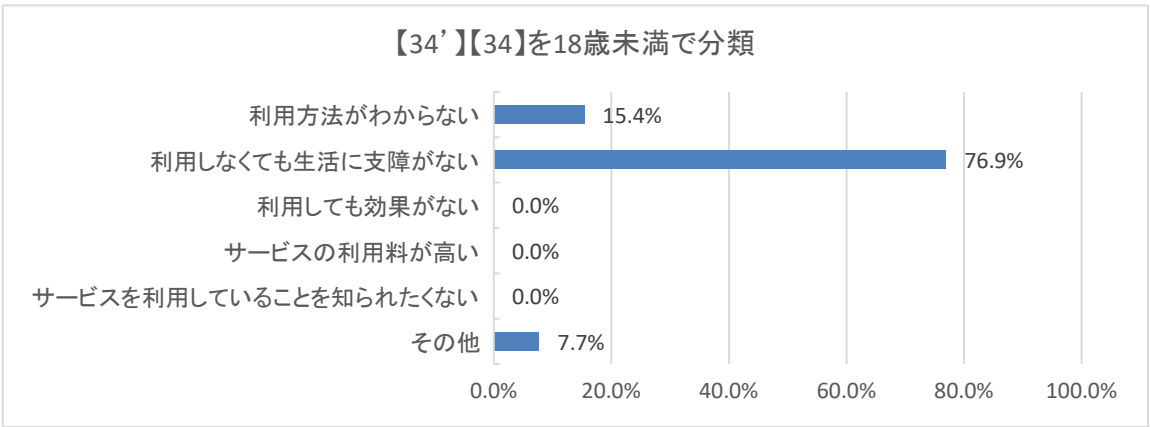
【34’】【34】を18歳未満で分類
利用方法がわからない 15.4%
利用しなくても生活に支障がない 76.9%
利用しても効果がない 0.0%
サービスの利用料が高い 0.0%
サービスを利用していることを知られたくない 0.0%
その他 7.7%
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

【35】18歳未満の方→今後利用したいサービスはありますか？（複数回答）

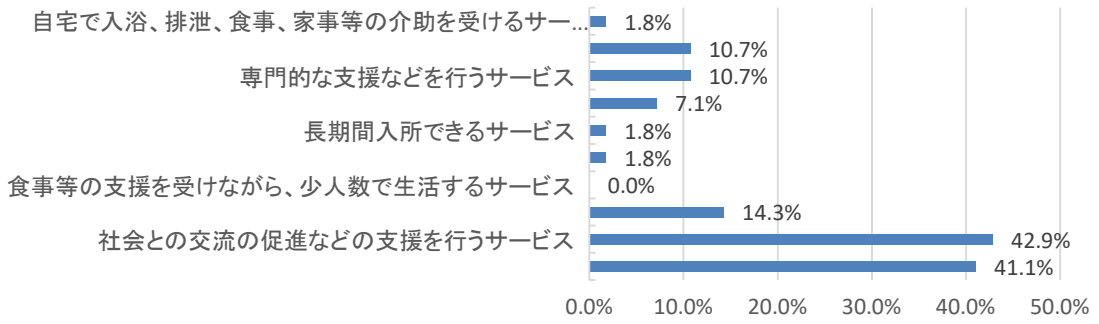

【36】今後利用したいサービス（複数回答）

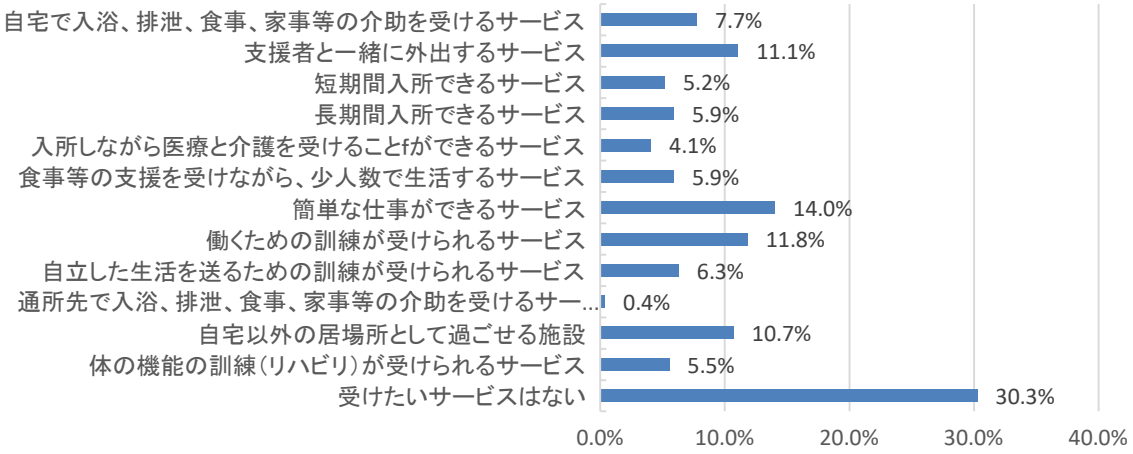

【36’】【36】を18歳以上のみかつサービス利用で分類

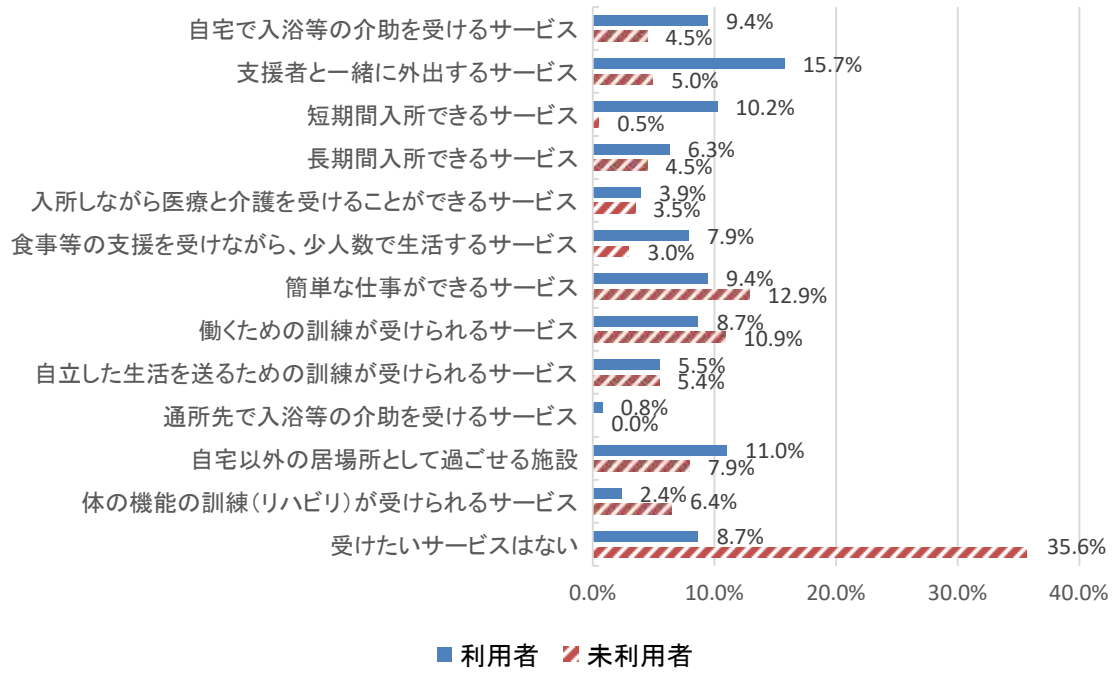

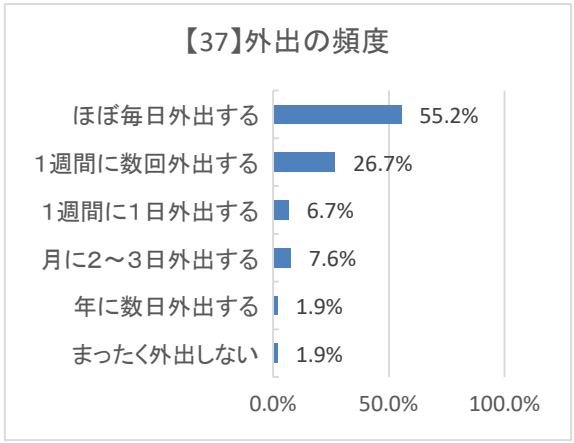
【37】外出の頻度
ほぼ毎日外出する
55.2%
1週間に数回外出する
26.7%
1週間に1日外出する
6.7%
月に2～3日外出する
7.6%
年に数日外出する
1.9%
まったく外出しない
1.9%
0.0%
50.0%
100.0%

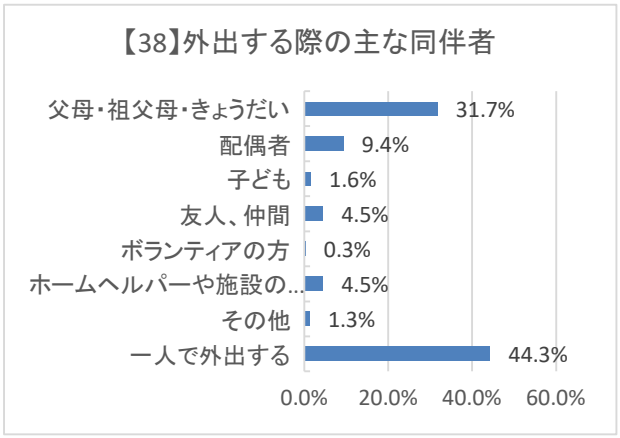
【38】外出する際の主な同伴者
父母・祖父母・きょうだい
31.7%
配偶者
9.4%
子ども
1.6%
友人、仲間
4.5%
ボランティアの方
0.3%
ホームヘルパーや施設の…
4.5%
その他
1.3%
一人で外出する
44.3%
0.0%
20.0%
40.0%
60.0%

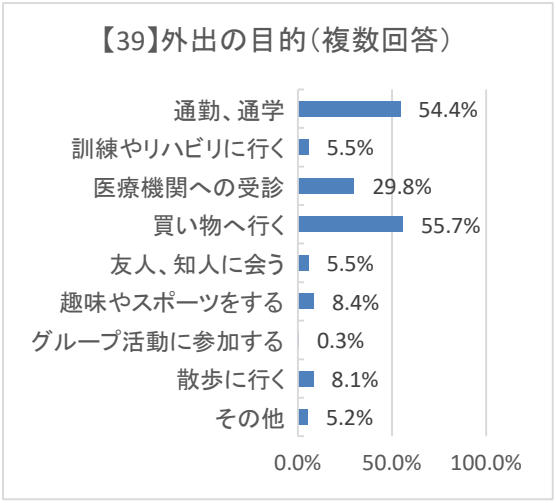
【39】外出の目的（複数回答）
通勤、通学
54.4%
訓練やリハビリに行く
5.5%
医療機関への受診
29.8%
買い物へ行く
55.7%
友人、知人に会う
5.5%
趣味やスポーツをする
8.4%
グループ活動に参加する
0.3%
散歩に行く
8.1%
その他
5.2%
0.0%
50.0%
100.0%

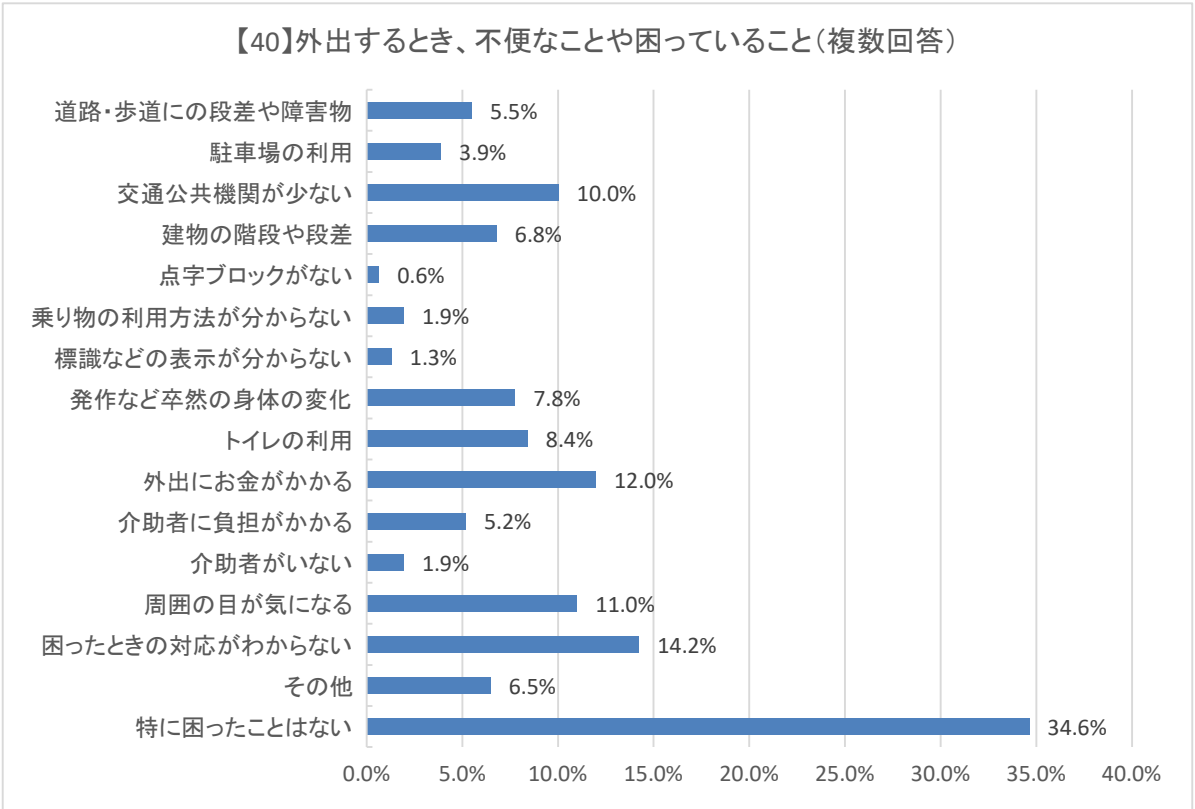
【40】外出するとき、不便なことや困っていること（複数回答）
道路・歩道にの段差や障害物
5.5%
駐車場の利用
3.9%
交通公共機関が少ない
10.0%
建物の階段や段差
6.8%
点字ブロックがない
0.6%
乗り物の利用方法が分からない
1.9%
標識などの表示が分からない
1.3%
発作など卒然の身体の変化
7.8%
トイレの利用
8.4%
外出にお金がかかる
12.0%
介助者に負担がかかる
5.2%
介助者がいない
1.9%
周囲の目が気になる
11.0%
困ったときの対応がわからない
14.2%
その他
6.5%
特に困ったことはない
34.6%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%
40.0%

【41】主な交通手段（複数回答）

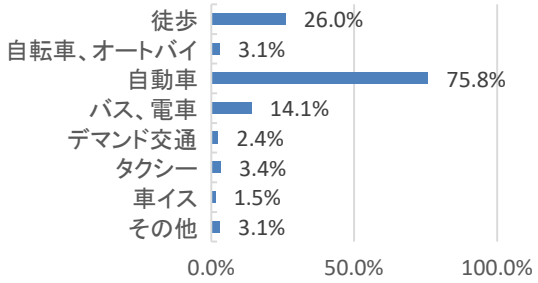

【42】公共施設等で不便を感じたことは

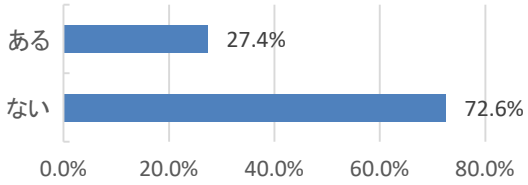

【43】どの施設で不便を感じたか？（複数回答）

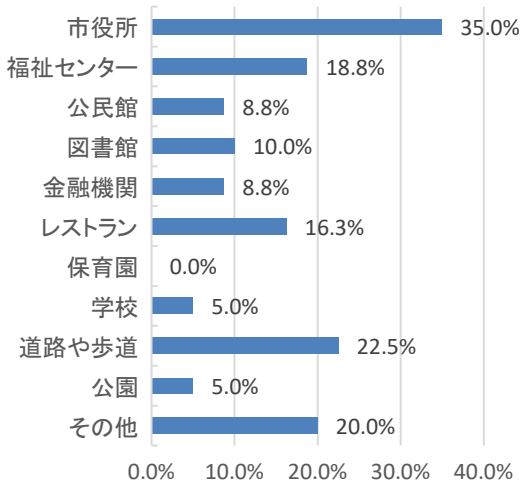

【44】どのように不便か（複数回答）

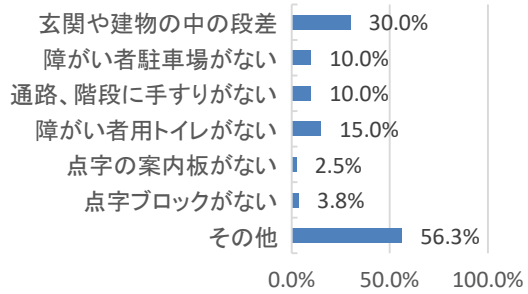

【45】障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか

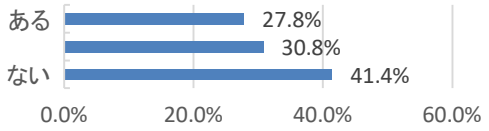

【46】どのような時に差別や嫌な思いをしたか？（複数回答）

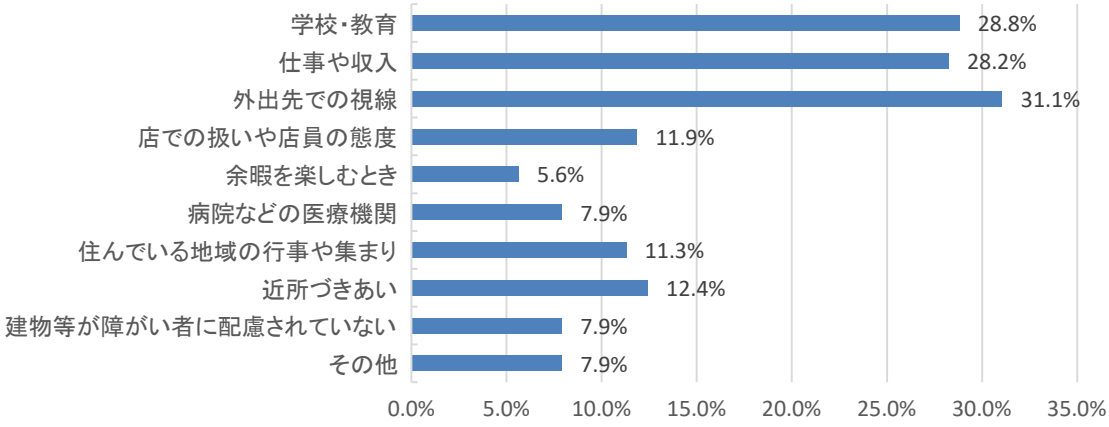

【47】成年後見人制度は知っているか

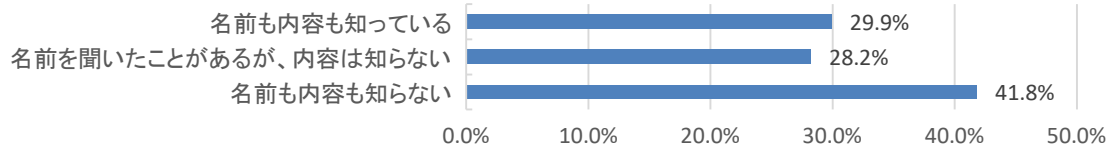

【48】災害時に一人で避難できるか

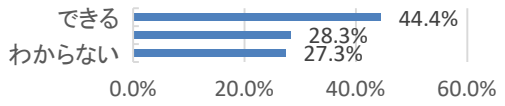

【49】災害時に助けてくれる人はいるか

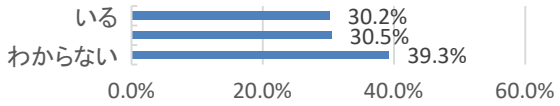

【50】災害時に困ること（複数回答）

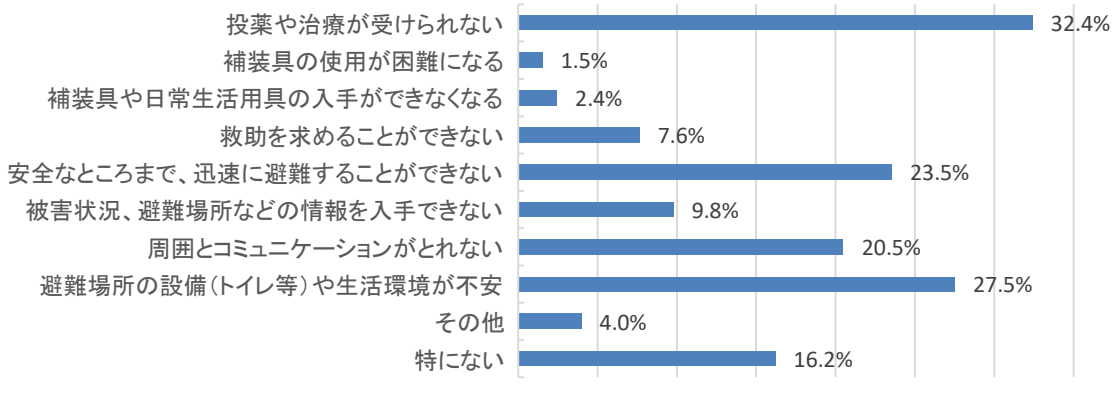

【51】余暇の過ごし方（複数回答）

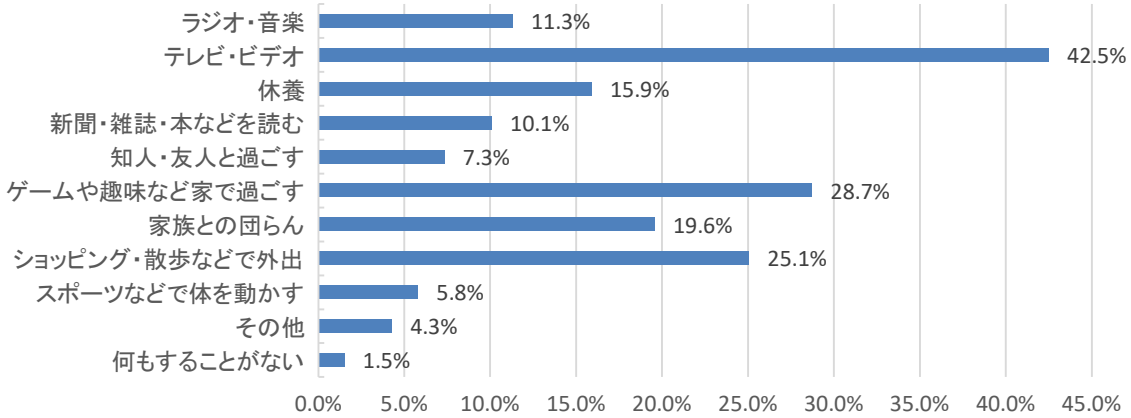

【52】余暇に参加したい活動（複数回答）

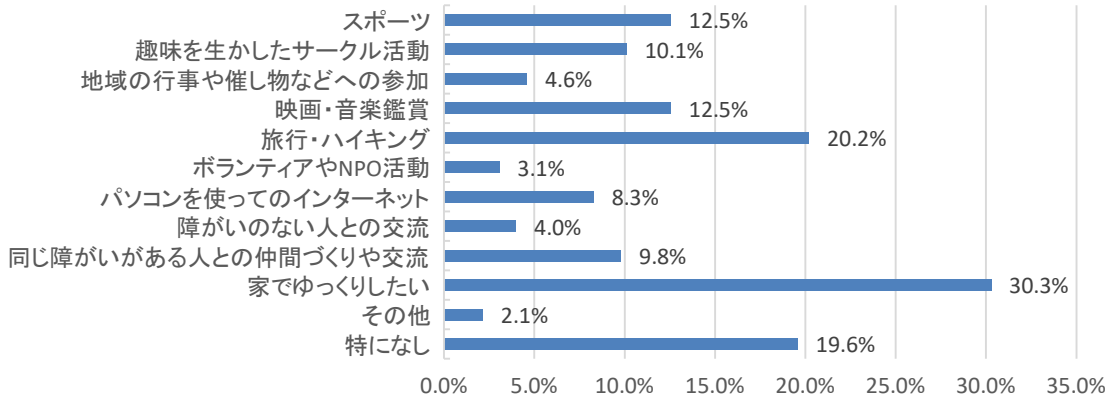

【53】「障がい」に対して、市民の理解等が進んでいると思うか

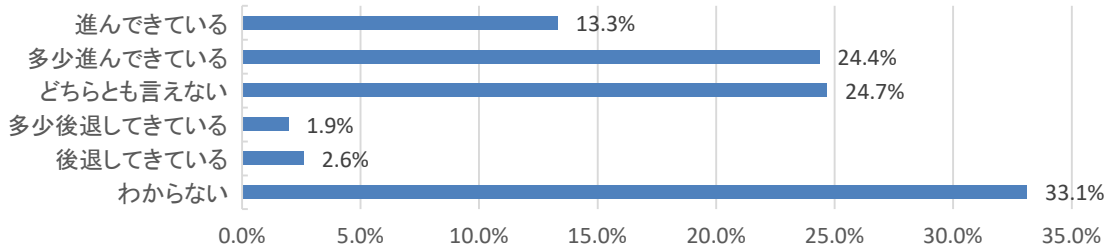

【54】「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なこと（複数回答）

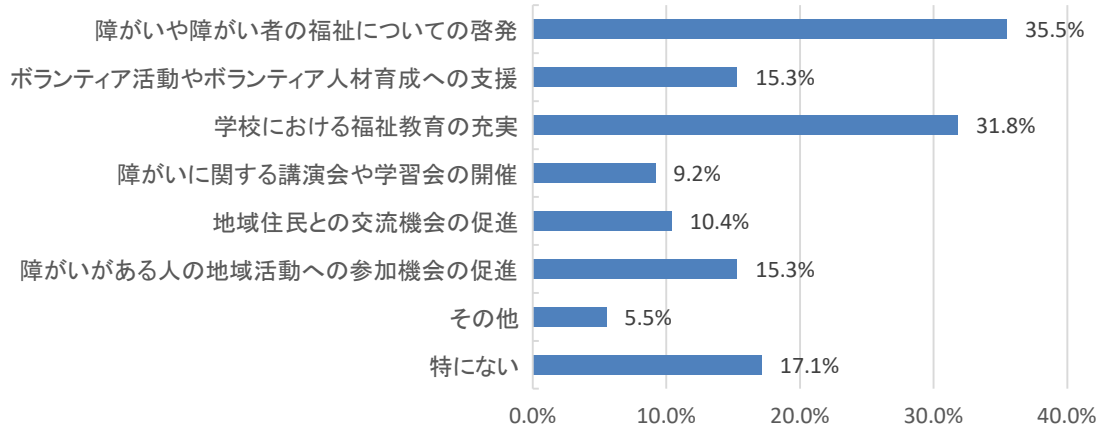

一般市民向けアンケート

送付者数：960名　回答数：380名　回収率：39.6%　実施期間：令和2年6月15日～7月10日

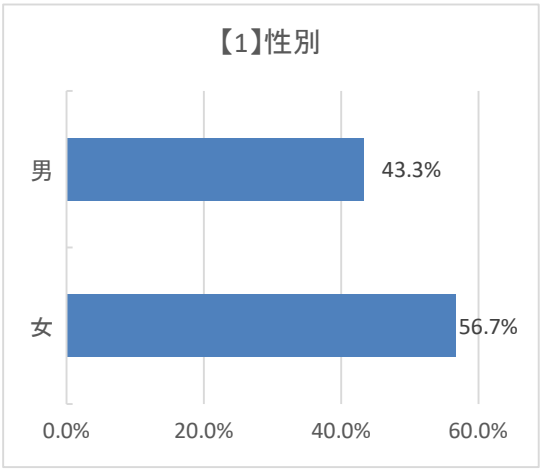

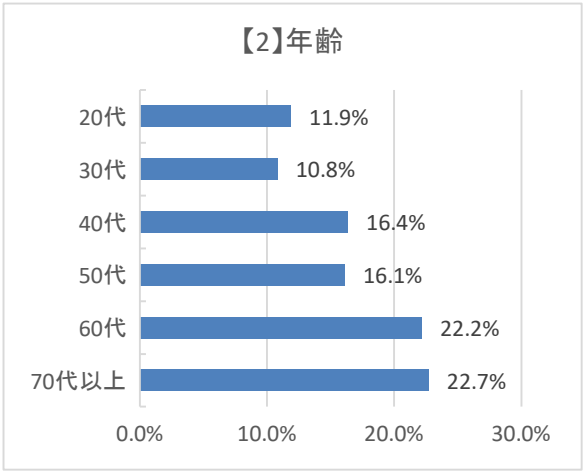

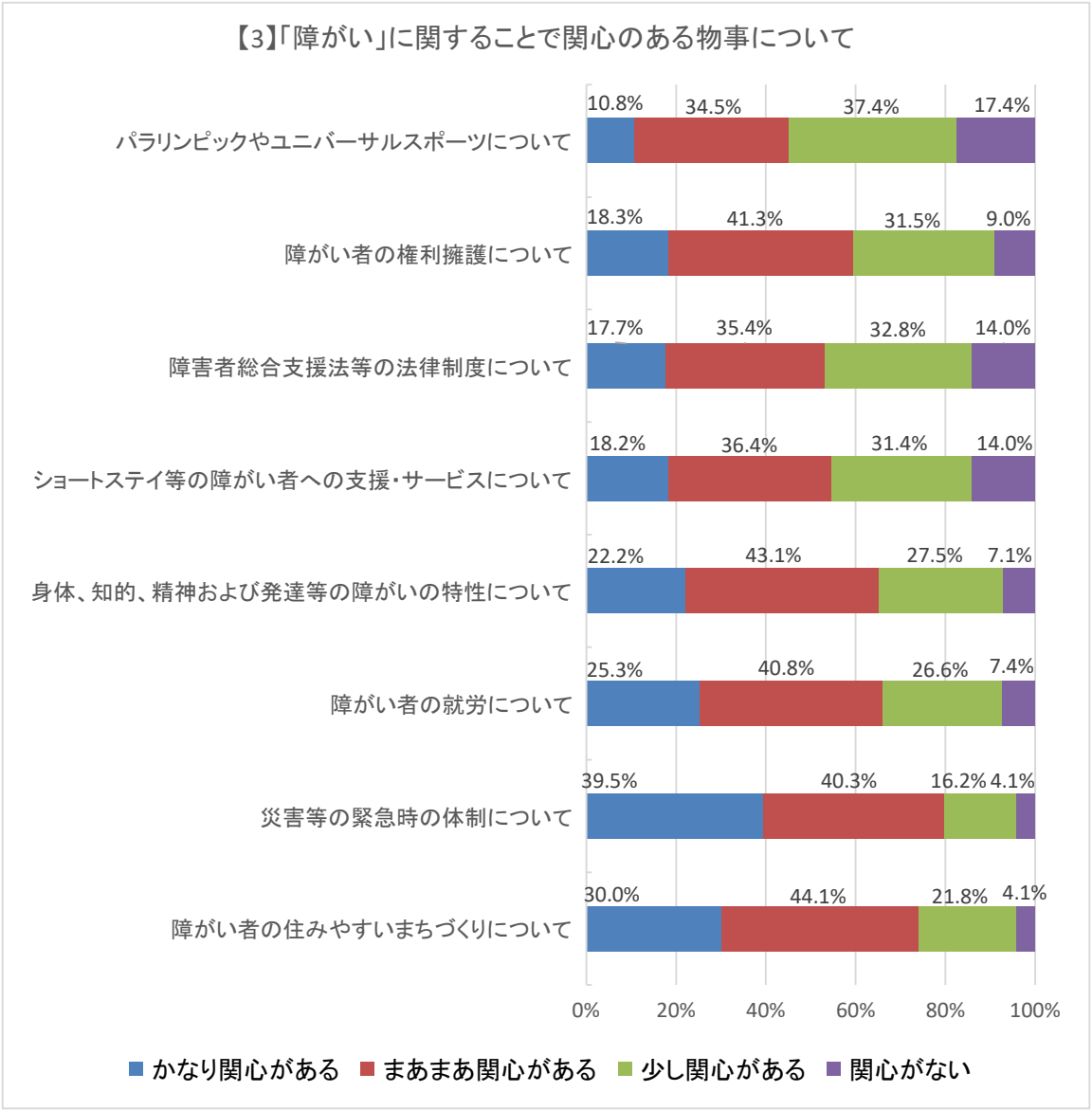

【4】障がいのある人との関わりなどが（過去5年程から現在）ありますか
（複数回答）

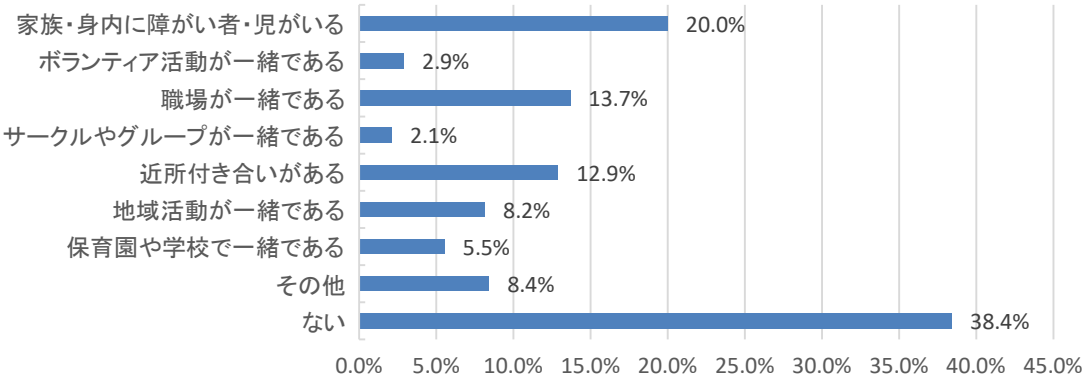

【5】【4】でないと答えた方→機会があれば、関わりたいか？

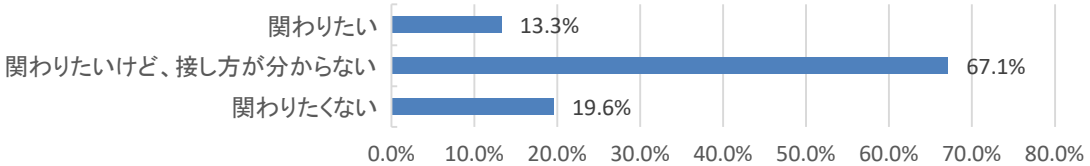

【6】障がいに対する理解を深めるには何が必要か（複数回答）

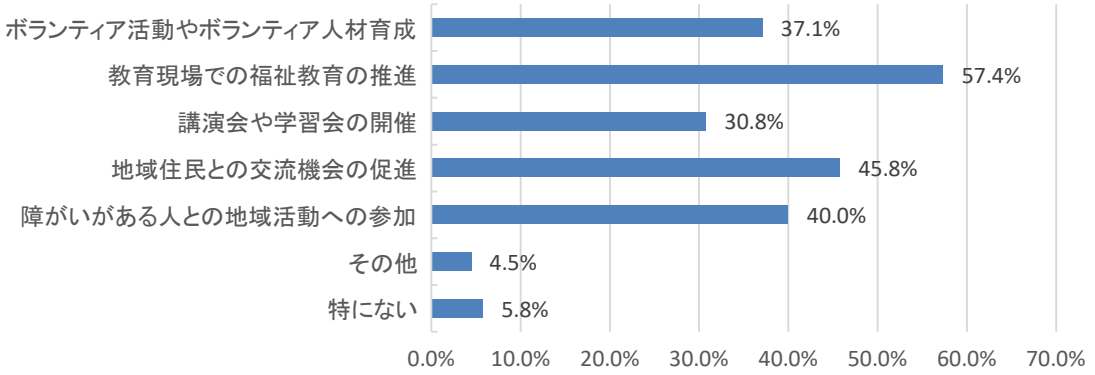

【7】【6】で講演会や学習会の開催と答えた方→
障害に対する理解を深めるにはどのような講演会等が必要か（複数回答）

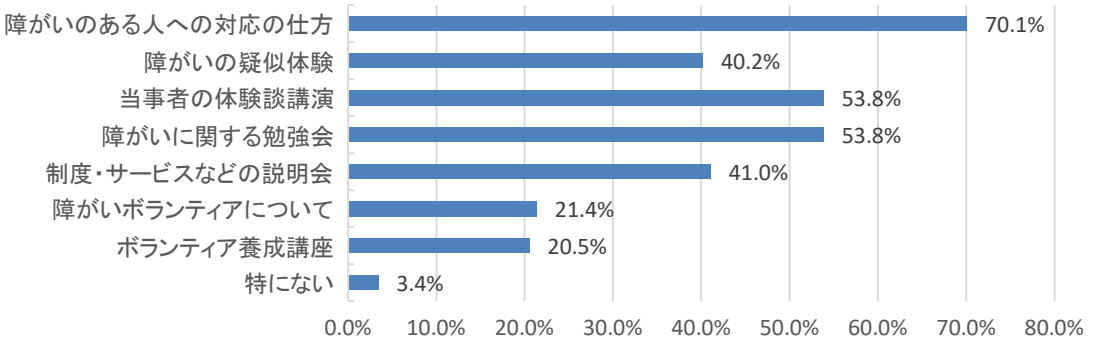

【8】障がいのある人に対する差別・偏見はあるか

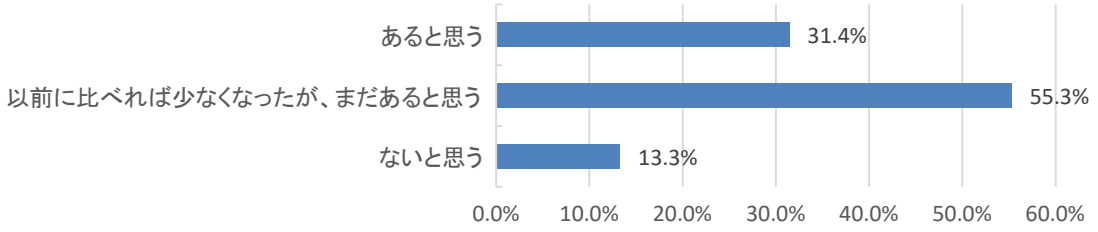

【9】【8】である、以前に比べれば少なくなったが、まだあると思うよ答えた方→
どのような時に差別・偏見等があるか（複数回答）

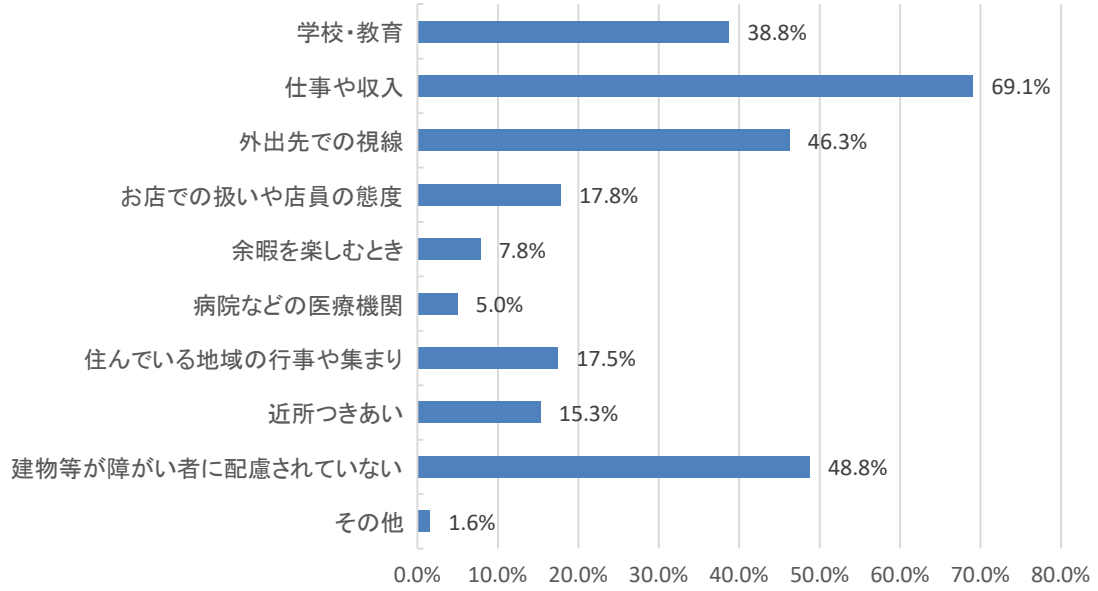

障がい者団体　意見聴取

団体名	実施日
東御市身体障がい者福祉協会	5 月 27 日
陽だまりの会	6 月 10 日
東御市手をつなぐ育成会	5 月 18 日
はこべの会	5 月 27 日
ぴかそくらぶ	5 月 27 日
ゆるりの会	9 月 18 日
東御市聴覚障がい者福祉協会	書面

①障がい福祉サービス、社会資源について

課　題

＊市内に放課後デイ事業所がもう 1 か所必要ではないか。現状、事業所を選択できる幅がなく、利用頻度も限られてしまう。

＊選択できるほどの障がい福祉サービス提供事業所や社会資源が無い。

＊障がいのある人の受けられるサービスがわからない。サービスがあっても使いこなせない。

＊障がい福祉サービスの申請書類や受給者証等、種類が多く、期限もまちまちで煩雑である。本人が自分自身で理解出来ておらず、申請書の記入や保管についても支援が必要。

＊医療にもどこにもつながっていない精神障がい者がたくさんいる。本人も家族も困っているが、誰に相談して良いかがわからない。行政は遠い存在で相談しづらい。

＊障害者総合支援法のサービスは精神障がい者にとっては利用しづらい。

＊地域の保健補導員は、地域の障がい者のことを大体知っているが、活躍できる場がない。

要　望

＊子供がパニックになり、母が一緒にいるのが辛いと感じた場合の避難場所があるとよい。また、どこが利用できるかわかるようなマップのようなものが欲しい。

＊普段の環境が変わると適応できない。緊急時に慣れていない場所でのお泊りができない。短期入所事業の県の指定を受けていない施設（例：通いなれている通所施設等）でも短期入所ができる体制を整えて欲しい。

＊障がい者が利用できる小規模多機能施設（通所、居宅、短期入所）があると良い。

＊発症後に低下してしまった日常生活能力を回復させるために、社会適応訓練等のリハビリを行える施設の充実。

＊制度の枠を超えて、必要な支援を柔軟に行ってくれる体制を整えて欲しい。（例：入所施設でヘルパー支援を受けたい）

＊保健補導員から民生児童委員、福祉課、健康保健課への情報提供。

＊気軽に相談できる相談窓口が欲しい。

＊各種申請手続の簡素化、受給者証等の一本化。

＊等級ではなく、障がい状態に応じたタクシー券の交付。

②相談支援について

課　題

＊相談窓口が明確になっていて良いが、その人の力量によるという点が課題。

③障がいの理解について

課　題

＊地域の人に障がいについて知ってもらう機会が無い。

要　望

＊健常児の家族の障がい理解が必要。秋の人権セミナーは親子で参加が必須なので、親だけ取り出しで発達障がいサポーター養成講座等の受講ができないか。

＊市職員、市議会議員、消防関係者、病院関係者等に手話への理解を更に深めるために、手話講習会（研修を含む）を実施して欲しい。

④地域共生社会について

課　題

＊地域包括ケアシステムの構築が必要。

⑤防災について

要　望

＊災害時の避難場所の配慮をお願いしたい。（地区の避難所から福祉避難所への移動等）

＊災害時における避難勧告の連絡を視覚障がい者当事者会員全員にお願いしたい。

＊視覚障がい者はハザードマップの確認が困難なので、自分の住んでいる地区のハザードマップがどのようになっているか教えて欲しい。また、避難計画を立てる支援をお願いしたい。

＊地域の人や避難所にいる支援者に、障がい特性に応じた対応方法（避難誘導の仕方、介助犬の配慮等）を学んで欲しい。また、基本的なことは防災マニュアルに盛り込んでもらえるとありがたい。

⑥その他について

課　題

＊計画から精神保健福祉法が欠落している。又疾病対策が計画に盛り込まれていない。

障がい福祉サービス事業所　意見聴取

団体名	実施日
ちいさがた福祉会	5月28日
岩井屋	5月13日
ひまわりの丘	6月2日
リカバリー	5月26日
笑明日	5月20日
みまき福祉会	5月14日
東御市社会福祉協議会	6月17日

①障がい福祉サービス、社会資源について

課　題

＊障がい者手帳を所持していても、サービスにつながっておらず生活に困っている障がい者がいると思うので、サービスにつながっていない人の掘り起こしが必要ではないか。
＊ひきこもりの方のニーズがあると思われるが、福祉課につながっておらず、情報を伝えても、サービスにつながらない。
＊日中の支援体制は充実しているが、夜間の支援体制（ショートステイ・GH）が不十分。
＊高齢障がい者の住まいの確保＋支援体制の充実が必要。
＊障がい者の家事支援は長時間になる傾向にあり、長時間支援に入れる人材が少ない。居住系のサービス（GH）は必要であると思うが、夜勤者の人材確保ができず、サービスを始められない。

要　望

＊障害サービスは利用時間など希望通りに設定できるため、利用者本人に自ら決められるような形になると良いと思う。
＊行動障がいがある人の家族の休息や余暇支援のために、行動援護を行える事業所が必要ではないか。（東御市には1事業所も無し）

②相談支援について

課　題

＊介護保険と違い、障がいサービス利用者は相談支援者との関わりが少ない。
＊自事業所外のサービス提供事業所との調整が難しい。
＊介護保険とは異なり、障がいの相談支援専門員は人数が少なく、計画について同事業所内で相談できる体制が取れていない。
＊相談支援専門員とサービス提供事業所との連携の取りやすさは、相談支援専門員の力量により差が大きい。サービス等利用計画・モニタリング票の提供が無かったり、更新時やサービス変更時に会議が開催されなかったり、連絡がほとんど無いケースもある。また、緊急時の連絡先が不明確である。

要　望

＊市内の相談支援専門員同士の情報共有の場があると良い。
＊障害者総合支援センターや包括支援センターのような、公平かつ客観的に事業所や相談支援専門員にアドバイス等をくれる相談場所（相談員）が欲しい。

③障がいの理解について

課　題

＊地域及び支援者の障がい（特に精神）に対する理解度が低い。
＊障がい者（特に精神）の接し方や対応の仕方がわからない。
＊障がい者の意思決定支援について、パニックの原因、真意を測る、読み取ることの難しさ。

要　望

＊障がい者が地域に出る機会を増やすことが必要。（防災訓練等の地域の行事に参加等）
＊地区単位での障がいに関する勉強会の開催があるとよい。
＊事業所単位での支援者の障がいに関する研修会や勉強会の開催があるとよい。

④地域共生社会について

課　題

＊地域包括ケアシステムにおける障がい者の位置づけが不明
＊本来はヘルパーなどがついていれば児童館等にいくことができる児童が支援不足により放課後等デイサービスに行ってしまっているケースがある。

要　望

＊65 歳になった時の介護保険への移行について、障がい者が 65 歳になったらサービスが介護保険に切り替わるが、ケアマネ、サービス提供事業者ともに準備もなく受け入れは困難なため 1 年前くらいから準備を始めて欲しい。
＊放課後デイで力のついた児童は、児童クラブや児童館への移行を検討してもらいたい。
＊保護者同士の結びつきを求める声が多くあるため、保護者同士が交流できるような機会があるとよい。

東御市　特別な支援の必要なお子さんのライフステージ支援図

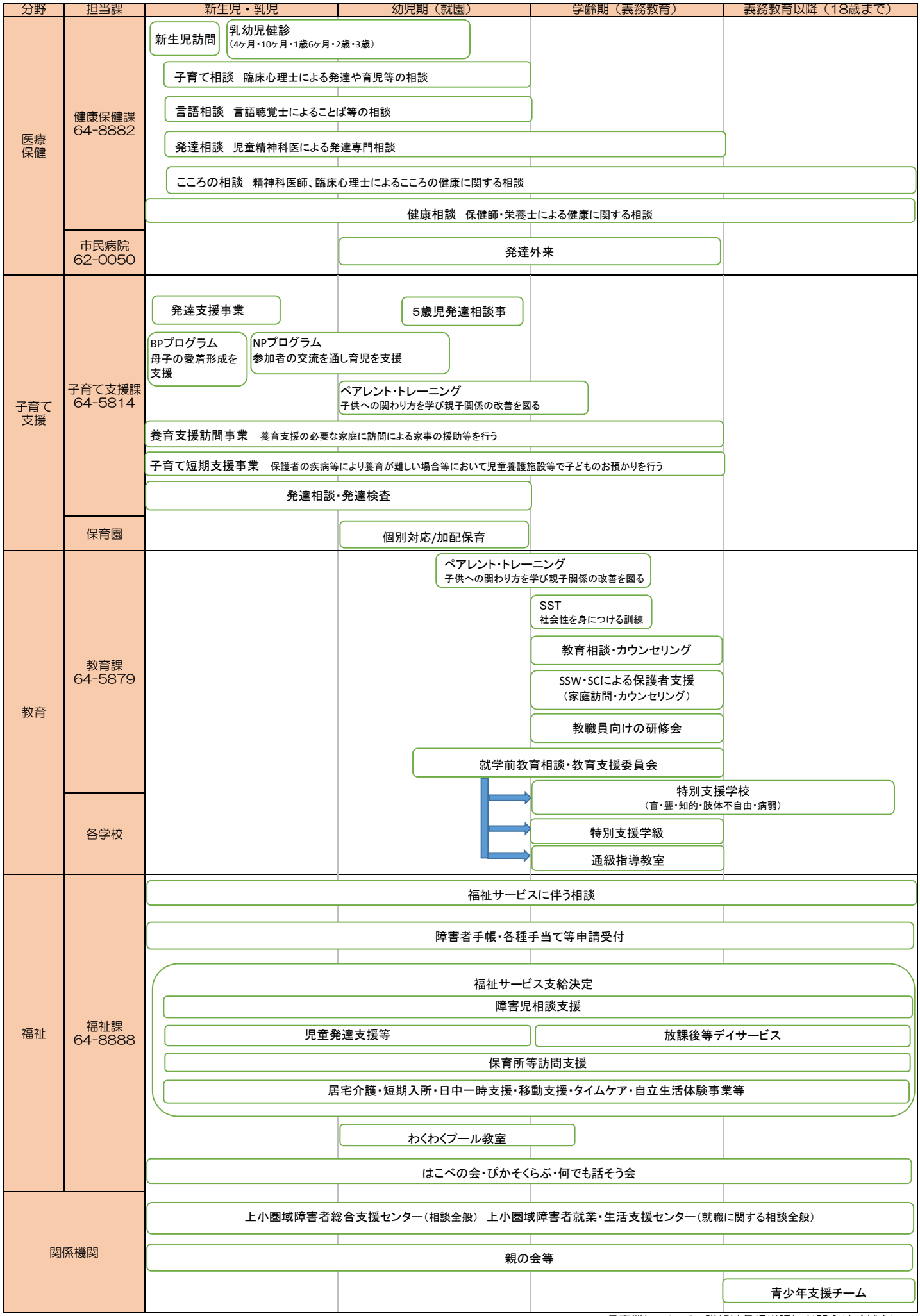

各事業についての詳細は各担当課にお問合せください
お子さんに関わる直接的な支援と、保護者の方や周囲の方を対象にした間接的支援の双方を掲載しています

東御市の障がい福祉サービス事業所一覧

1.訪問系サービス事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
ヘルパーステーションみまき	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	布下37	61-6020	61-6003
東御市社会福祉協議会	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	鞍掛197番地	62-4455	64-5695
ニチイケアセンターとうみ	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	加沢1174-2	61-0180	61-0182
ニチイケアセンターかのう	居宅介護・重度訪問介護	海善寺854－123	62-6800	62-6801
介護サービス　ほっとスマイル	居宅介護・重度訪問介護	和1857番地4	62-5186	62-5184

2.日中活動系サービス事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
ケアポートみまき	生活介護（基準該当）	布下6番地1	61-6022	61-6003
さんらいずホール	就労継続支援（Ｂ型） 自立訓練（生活訓練） 就労移行	鞍掛103-1	64-7201	64-7203
さんらいずホールらくどう・ダーチャ	就労継続支援（Ｂ型）	常田889-1	62-0680	63-1220
くらら島川原	就労継続支援（Ｂ型）	島川原290-1	67-1123	67-1123
くらら布下	就労継続支援（Ｂ型）	島川原290-11	67-1952	67-1952
ナナーラ	生活介護・短期入所	祢津351-1	63-6660	63-6272
宅幼老所岩井屋	生活介護（基準該当）	田中220	64-1439	75-1387
岩井屋館	短期入所（男性のみ）	田中37-5	64-1439	71-5097
台地の駅御牧原岩井屋	就労継続支援（Ｂ型）	御牧原1402-1	75-7596	75-7597
ひまわりの丘	生活介護	布下617-1	71-5481	71-5481
ワーク　えみあす	就労継続支援（Ｂ型）	八重原2418－12	71－0630	71-0631

3.児童通所サービス事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
宅幼老所岩井屋	児童発達支援・ 放課後等デイサービス（基準該当）	田中37-5	64-1439	75-1387
岩井屋こども館	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	御牧原1402-1	75-7596	75-7597
キッズ　えみあす	放課後等デイサービス	八重原2418－12	71－0630	71-0631

4.居住系サービス事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
円居	グループホーム	田中234-2	63-0025	—
やわらぎ	グループホーム＋サテライト（１）	和3198-1	63-6660	—
グループホームリカバリー	グループホーム	田中221-3	75-8072	71-6747
岩井屋館	グループホーム（男性のみ）	田中37-5	64-1439	75-1387

5.計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援事業所

施設名	サービス内容	所在地	電話番号	FAX番号
東御障がい者相談センター　さくら	計画相談支援	田中185-2	75-0603	75-0603
リカバリー相談支援事業所	計画相談支援・地域移行支援・ 地域定着支援	田中221-3	75-8072	71-6747
岩井屋障害者（児）相談支援室	計画相談支援・障がい児相談支援	田中37-3	64-1439	75-1387
相談支援センターひまわりの丘	計画相談支援・障がい児相談支援	布下617-1	71-5481	71-5481
相談支援センター　みまき	計画相談支援	布下37	61-6000	61-6008
笑明日相談支援室	計画相談支援・障がい児相談支援	八重原2418－12	71－0630	71-0631

（結果公表様式）

東御市総合障がい計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

１　募集の概要

件　　名	東御市総合障がい計画
意見の募集期間	令和２年 12 月 15 日（火）～　令和３年１月 14 日（木）
意見の受付方法	指定場所への投函、電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提　出　状　況	(1)　提出者数　３人　　(2)　提出意見数　17 件
実　施　機　関	東御市　健康福祉部　福祉課　福祉援護係 電話：0268-64-8884　ファックス：0268-64-8880 電子メール：　engo@city.tomi.nagano.jp

２　ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	2	3
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	2	7
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	5
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	0	0
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	2
計		3	17

※表中の提出者数は、１人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（３人）と一致しません。

３　ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	**障がい者の就労支援について** 障がい者の働き方（時短、在宅勤務等）や働く環境等についてサポートや支援があると、障がい者が持つ能力が十分に発揮され、企業の躍進にもつながる。民間の企業において、障がい者へのサポートや支援体制整備を図って頂きたい。	「第２部第１章第４節　雇用と就労支援の強化」の「施策の方向」にて、ご提案頂いた内容を包括しているものと考えます。	A
2	**障がい者の就労支援について** 在宅勤務のノウハウがあれば、障がい者のみならず、育児・介護・傷病などにも活用できる。在宅勤務でのオンライン面接は障がい者が力を発揮しながら企業で働き続けるために有効な手段だと感じています。企業に対し障がい者採用時における相談窓口及び採用時や在宅勤務におけるノウハウについて支援をお願いしたい。	ご意見頂きありがとうございました。	E
3	**障がい者の就労支援について** 市内のみならず、市外・県外・国外からの企業の採用情報を紹介できる仕組みの整備を図って頂きたい。	ご意見頂きありがとうございました。	E
4	**障がい者の就労支援について** WEB 発信及び分析・ライター・資料作成・デザイン等、障がい者が在宅でもできる業務の技術習得の支援体制整備を図って頂きたい。	「第２部第１章第４節　雇用と就労支援の強化」の「施策の方向」にて、ご提案頂いた内容を包括しているものと考えます。	A
5	**第４次障がい者計画基本目標と基本理念について** 第４次障がい者計画の基本理念から定めた４つの基本方針、長野県障がい者プラン 2018 について丁寧な説明を頂きたい。	ご提案のとおり「４つの基本方針」及び「長野県障がいプラン 2018」について、説明を追記させていただきます。	B

6	**第 4 次障がい者計画の構成について** 第 4 次障がい者計画の記載が不明瞭である。施策の方向の番号に合わせて現状と課題も番号を分けた記載を提案したい。	今後の参考とさせていただきます。	C
7	**第 4 次障がい者計画の構成について** 分けられている施策の方向が包摂できるものや、施策の方向ではなく具体的取り組みと考えられるものが見受けられる。	今後の参考とさせていただきます。	C
8	**第 4 次障がい者計画の構成について** アンケートの記載について、巻末資料の引用が明確になるように、アンケート番号及びページ数の記載を提案したい。	ご指摘についてはご意見としてうけたまわりました。 なお､記載については一部修正させていただきます。	B
9	**権利擁護について** 第 4 次障がい者計画の「障がいへの理解と権利擁護の推進」について「権利擁護」の使用について注釈をつけ、明確にして頂きたい。	ご指摘のとおり「権利擁護」についての注釈を追記させていただきます。	B
10	**第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の基本理念について** 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画は、国及び県の障がい福祉計画策定のための基本指針を踏まえて 7 つの基本理念としたとあるため、障がい福祉計画策定のための国及び県の指針を記載する必要がある。	ご指摘についてはご意見としてうけたまわりました。 なお､記載については一部修正させていただきます。	B
11	**第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の基本理念について** 新規基本理念６「障がい福祉人材の確保」及び新規基本理念 7「障がい者の社会参加を支える取り組み」が展開されていない。障がい者に対する虐待防止の取り組みや日常生活自立支援事業の記載を提案したい。	国が示した 7 つの基本理念についての取り組みは本計画の第 3 部「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」の第 2 章、第 3 章、第 5 章、第 6 章に反映されております。また、虐待防止の取組等については本計画の第 2 部「第 4 次東御市障がい者計画」の第 2 章に反映されております。	A

12	**第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の構成について** 第 1 章、第 4 章のアンケート調査から見た課題について現状や課題に対する認識と何に取り組むのかを明確にし「現状と課題」「施策の方向」を記載頂きたい。	今後の参考とさせていただきます。	C
13	**第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の構成について** 「P66～P67　3.就労支援の充実」と「P68～P69　第 3 節就労支援の充実」内容が重複している。アンケート調査から見えた課題に対する施策の方向を記載頂きたい。	ご指摘のとおり重複しているため、重複個所を訂正させていただきます。	B
14	**第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の構成について** 「第 2 章・第 5 章　障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標」及び「第 3 章・第 6 章　各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）」についてアンケート調査からみた課題を記載することと、東御市事業の位置付けを明確に示して欲しい。	今後の参考とさせていただきます。	C
15	**SDGs について** 3 つの計画に性別についての記載、及び障がい(児)者に占める女性の統計の記載がない。	今後の参考とさせていただきます。	C
16	**SDGs について** SDGs「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」を取り入れるべきである。	ご指摘のとおり「障がい者計画の施策と関連する SDGs の 17 の目標の関係」にて、「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」を追記しました。	B

17	**居宅介護について** 発達障がい（ADHD）の１つの特性として「片付けが苦手」という事があり、ゴミ屋敷状態になっている場合もある。自立した質の高い生活を送るために、インフォーマルな支援を含め、障がい程度や住環境の状態に合わせた家事支援の提供について検討頂きたい。	ご指摘のとおり、、障がい程度や住環境の状態に合わせた支援の提供について追記しました。	B

資料２

第２部　序章　第１節　計画の基本理念と基本方針（第4次障がい者計画）　（P11～12）

修正後（新）	修正前（旧）
１．基本理念　（略） ２．基本方針 **障がいの種別や軽重に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく安心した生活が継続でき、また、障がいがある人もない人も地域社会の一員として社会参加できるように、障がい福祉サービスの充実、権利擁護の推進、地域包括ケアシステムの構築、障がい者や高齢者にも配慮した人にやさしい福祉のまちづくりの推進等が必要であると考えます。** これまでの第3次東御市障がい者計画及び長野県障がい者プラン2018***1**等を参考に、次の４つの基本方針を定めました。 ◆社会的に自立し、自分らしく生きるために◆　（略） ◆人権尊重と社会参加を促進するために◆　（略） ◆共生社会を実現するために◆　（略） ◆安心して生活するために◆　（略） --- ***1長野県障がい者プラン2018　（抜粋）** **(基本理念)** **障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自分の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。** **（基本的視点）** **(1) 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深めあう「心のバリアフリー」を推進**	１．基本理念　（略） ２．基本方針 これまでの第3次東御市障がい者計画及び長野県障がい者プラン2018等を参考に、次の４つの基本方針を定めました。 ◆社会的に自立し、自分らしく生きるために◆　（略） ◆人権尊重と社会参加を促進するために◆　（略） ◆共生社会を実現するために◆　（略） ◆安心して生活するために◆　（略） --- **（追記）**

資料２

第２部　序章　第１節　計画の基本理念と基本方針（第4次障がい者計画）　（P11～12）

修正後（新）	修正前（旧）
障がいの有無にかかわらず全ての人々が、相互に理解を深め、心のバリアフリーを推進するとともに、障がいを理由とした差別や虐待を受けないよう、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。 **(2)**誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援 障がいの種別等に関わらず地域で安心して生活していけるように、サービスの基盤整備を図り、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。また、切れ目ない支援ができる環境を整備するために、関係機関の連携を推進します。 **(3)**生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進 障がいがある人も社会のあらゆる活動に主体的に参加し、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。 （重点的に取り組む施策） **重点施策1**　障がいへの理解と権利擁護の推進 **重点施策2**　地域生活の充実 **重点施策3**　社会参加の促進 **重点施策4**　多様な障がいに対する支援の充実	

第２部　第２章　第１節　障がいへの理解と権利擁護の推進　（P24～27）

修正後（新）	修正前（旧）
【現状と課題】 （中略） 障がい者が特別な存在としてではなく、地域で共に生活する者として尊重される　ためには、市民の障がい者に対する理解を深めるための啓発活動の充実、権利擁護***2**のための制度の周知や手続きの支援、社会参加の促進を図る必要があります。 （中略） 【施策の方向】 １～３　（略） ４．意思決定支援・成年後見制度の推進 (1) 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、上小圏域成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度***3**の普及啓発や成年後見制度申立支援を行い、制度の利用促進に努めます。また、社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業**＊4**の利用促進に努めます。 (2)～(3)　（略） --- ＊1ノーマライゼーション 障がいがある人も無い人も平等に生活をする社会の実現を目指す考え方。 **＊2権利擁護** **障がい者がそれぞれの生活領域（居宅、グループホーム、入所施設などにおける生活、日中活動や就労の場等）において、虐待、差別的な扱い、その他の人権侵害等から守られ、障がいが**	【現状と課題】 （中略） 障がい者が特別な存在としてではなく、地域で共に生活する者として尊重される　ためには、市民の障がい者に対する理解を深めるための啓発活動の充実、権利擁護のための制度の周知や手続きの支援、社会参加の促進を図る必要があります。 （中略） 【施策の方向】 １～３　（略） ４．意思決定支援・成年後見制度の推進 (1) 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、上小圏域成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度***2**の普及啓発や成年後見制度申立支援を行い、制度の利用促進に努めます。また、社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業**＊3**の利用促進に努めます。 (2)～(3)　（略） --- ＊1ノーマライゼーション 障がいがある人も無い人も平等に生活をする社会の実現を目指す考え方。 **（追記）**

第２部　第２章　第１節　障がいへの理解と権利擁護の推進　（P24～27）

修正後（新）	修正前（旧）
理由で判断能力が不十分でない人が不利益を被ることなく、権利や尊厳が脅かされず地域で自立した生活が送れること。 **＊3**成年後見制度 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人について、権利を守り支援してくれる成年後見人を選ぶことができる制度。 **＊4**日常生活自立支援事業 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かり等の日常生活の相談及び支援を行う事業。実施主体は社会福祉協議会。	**＊2**成年後見制度 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人について、権利を守り支援してくれる成年後見人を選ぶことができる制度。 **＊3**日常生活自立支援事業 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かり等の日常生活の相談及び支援を行う事業。実施主体は社会福祉協議会。

第２部　第５章　第２節　障がい者計画の施策と関連するSDGsの17の目標の関係　（P59）

修正後（新）

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

施策	関連するSDGsの目標
Ⅰ. 社会的に自立し、自分らしく生きるために	
1 福祉サービスの充実	
2 移動支援対策の推進	
3 生活安定支援施策の充実	
4 雇用と就労支援の強化	
Ⅱ. 人権尊重と社会参加を促進するために	
1 障がいへの理解と権利擁護の推進	
2 コミュニケーション支援の充実	
3 余暇活動の充実	
Ⅲ. 共生社会を実現させるために	
1 療育体制の充実	
2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化	
3 多様な障がいへの支援	
4 地域生活への移行支援	
5 地域包括ケアシステムの充実	
Ⅳ. 安心して生活するために	
1 福祉のまちづくりの推進	
2 生活環境基盤整備の推進	
3 保健・医療サービスの充実	
4 防災・防犯対策の推進	

修正前（旧）

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

施策	関連するSDGsの目標
Ⅰ. 社会的に自立し、自分らしく生きるために	
1 福祉サービスの充実	
2 移動支援対策の推進	
3 生活安定支援施策の充実	
4 雇用と就労支援の強化	
Ⅱ. 人権尊重と社会参加を促進するために	
1 障がいへの理解と権利擁護の推進	
2 コミュニケーション支援の充実	
3 余暇活動の充実	
Ⅲ. 共生社会を実現させるために	
1 療育体制の充実	
2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化	
3 多様な障がいへの支援	
4 地域生活への移行支援	
5 地域包括ケアシステムの充実	
Ⅳ. 安心して生活するために	
1 福祉のまちづくりの推進	
2 生活環境基盤整備の推進	
3 保健・医療サービスの充実	
4 防災・防犯対策の推進	

第３部　序章　第１節　計画の基本理念（第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画）　（P61～62）

修正後（新）	修正前（旧）
国が定めた次の7つの基本理念に準じ、市における障がい者の状況等を踏まえて、その推進を図ります。 １～７　（略）	国及び県の障がい福祉計画策定のための基本指針を踏まえ、この計画において次の7つを基本理念として、その推進を図ります。 １～７　（略）

第３部　第１章　第２節　地域における居場所・活動場所の確保　　（P66）

修正後（新）	修正前（旧）
（中略） （削除）	（中略） ３．就労支援の充実 サービス利用者のうち「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」（アンケート結果※8）は全体の約9割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」（アンケート結果※6）と回答した方は全体の約6割を占めました。サービス未利用者のうち「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」は全体の約5割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」と回答した方は全体の約5割を占めました。また、「今後利用したいサービス」（アンケート結果※9）については、簡単な仕事ができるサービス、働くための訓練が受けられるサービスと就労関係のサービスの希望が上位を占め、サービス利用者、未利用者ともに就労への意識の高さがうかがえます。 また、「就労支援として何が必要か」（アンケート結果※10）の質問に対してサービス利用者、未利用者ともに「職場内で障がい者の理解があること」「障がいの状況に合わせて働き方が柔軟であること」と回答した方が全体の2割～3割を占めました。 一般就労や福祉的就労は、生活リズム・社会性の確立、収入を得る事による自信獲得や生きがいづくりなど、大きな役割を果たすことから、充実した支援の提供し、就労機会拡大のための環境整備が必要です。また、企業向けの障がいセミナー等を開催し障がいについての理解を深める取り組みや、同じ職場で長く働き続けられるための定着支援が課題です。 グラフ　（略）

第３部　第３章　第１節　障がい福祉サービスの見込量及び確保方策　（P78～87）

修正後（新）	修正前（旧）
１－１　訪問系サービス （中略） (2)第6期計画の見込量と確保方策 ア～イ　（略） ウ．見込量の確保策 （ア）～（イ）　（略） （ウ）現状やニーズの把握に努め**<u>るとともに、個々の障がいの状態（種別・特性・程度等）や周囲の環境等に応じ、</u>**必要なサービスが適切に提供できるように努めます。 （エ）　（略）	１－１　訪問系サービス （中略） (2)第6期計画の見込量と確保方策 ア～イ　（略） ウ．見込量の確保策 （ア）～（イ）　（略） （ウ）現状やニーズの把握に努め、必要なサービスが適切に提供できるように努めます。 （エ）　（略）
１－２　日中活動系サービス　（略）	１－２　日中活動系サービス　（略）
１－３　居住系サービス　（略）	１－３　居住系サービス　（略）
１－４　相談支援　（略）	１－４　相談支援　（略）

東御市総合障がい計画掲載による応募作品

さくら利用者　割りばし作品

さくら利用者　手芸作品

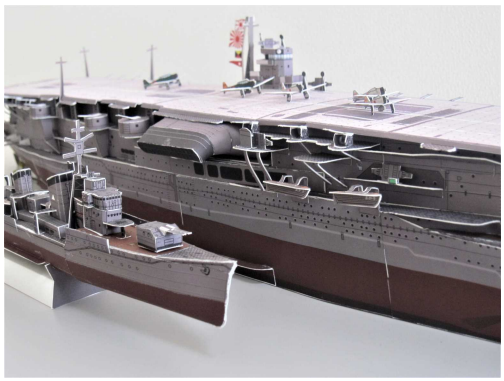

さくら利用者作品
ペーパークラフト

さくら利用者　絵画作品

さくら利用者　絵画作品

笑明日利用者共同作品
手形アート

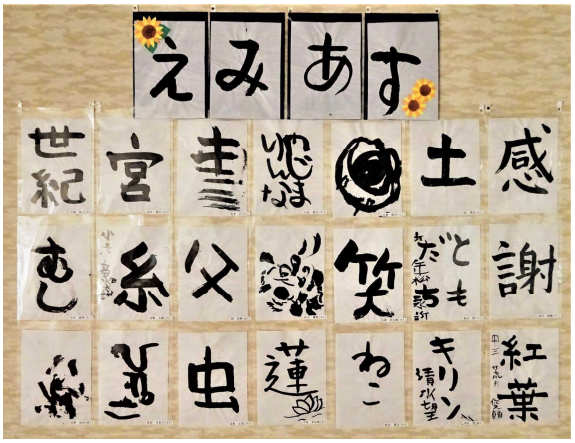

笑明日利用者共同作品　書道

笑明日利用者作品　イラスト

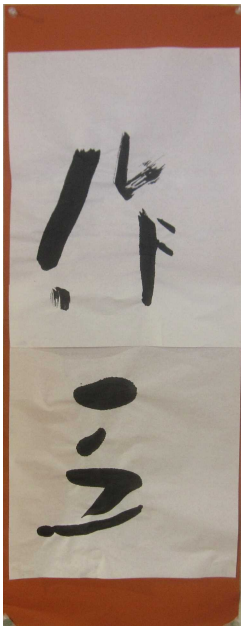

笑明日利用者作品　書道

笑明日利用者作品　折り紙

笑明日利用者共同作品
寄せ植え

重田雅彦さん絵画作品

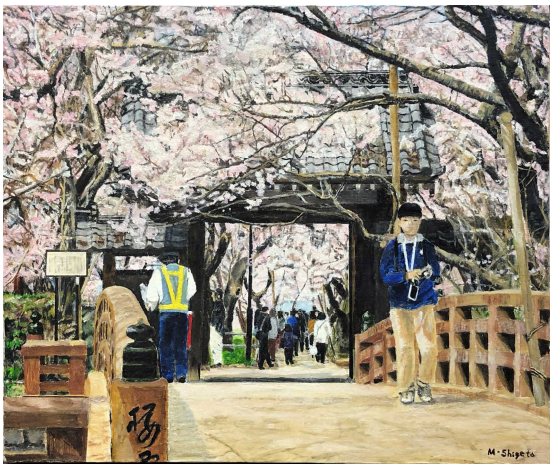

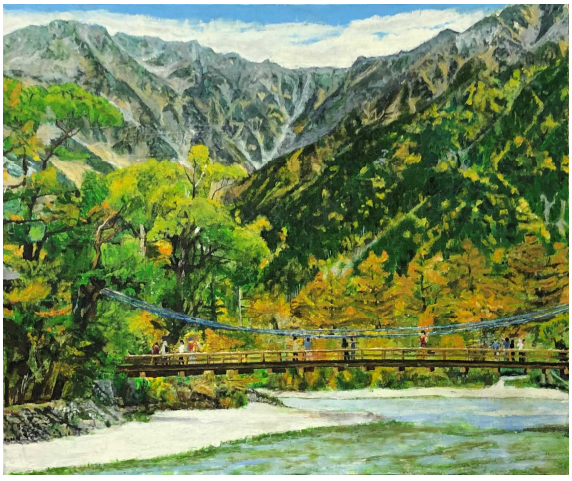

重田雅彦さん絵画作品

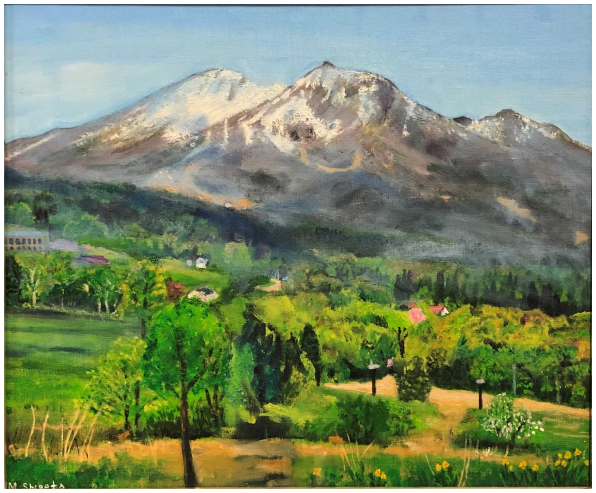

松林さん作品　写真

東御市総合障がい計画(案)

第4次東御市障がい者計画　　（令和３年度～令和８年度）

第６期東御市障がい福祉計画　（令和３年度～令和５年度）

第２期東御市障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）

東御市

第１部　総論

〔　　〕

令和３年２月16日

東御市長　花岡　利夫　様

東御市障害者総合支援協議会
会長　山口　正彦

東御市総合障がい計画について（答申）

令和３年２月９日付け２福諮問第２号で諮問のありました「東御市総合障がい計画」につきまして、審議･検討を重ねた結果、下記のとおり答申致します。
なお、下記のとおり附帯意見を付します。

記

諮問された計画については、妥当である。

附帯意見

障がいがある人もない人も安心して自分らしい暮らしができ、地域で支えられる地域包括ケアシステムの推進を図ること。